

## 【1-1 東かがわ市防災会議条例】

平成15年4月1日東かがわ市条例第38号

改正

平成17年6月8日条例第30号

平成17年9月8日条例第34号

平成24年3月12日条例第5号

### 東かがわ市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東かがわ市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東かがわ市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 東かがわ市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 香川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (3) 議会を代表する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 大川広域消防本部消防長
  - (7) 消防団長
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が任命する者

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月8日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月8日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成24年3月12日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【1-2 東かがわ市防災会議運営要綱】

平成15年4月1日東かがわ市告示第25号

改正

平成29年3月31日告示第40号

### 東かがわ市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市防災会議条例（平成15年東かがわ市条例第38号）第5条の規定に基づき、東かがわ市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議事)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理者)

第3条 委員は、やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、その代理を防災会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議において委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、緊急を要するもの又は特に軽易なものについて、防災会議に代って処分することができる。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、これを次の防災会議に報告するものとする。

(処務)

第5条 防災会議の処務は、総務部危機管理課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第40号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

## 【1-3 東かがわ市災害対策本部条例】

平成15年4月1日東かがわ市条例第39号

改正

平成24年9月10日条例第18号

東かがわ市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、東かがわ市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月10日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【1-4 東かがわ市自主防災組織育成要綱】

平成15年8月1日東かがわ市告示第114—1号

東かがわ市自主防災組織育成要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会が行う自主防災組織の育成について必要な事項を定めるものとする。

(結成届)

第2条 自治会長は、自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成届(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 役員名簿(様式第2号)
- (2) 組織図(様式第3号)
- (3) 規約

2 役員の変更があったときは、その都度役員名簿(様式第2号)を提出するものとする。

(資機材交付)

第3条 市長は、前条の規定に基づく結成届の提出があった自治会に対し、次表に定める基準の範囲内により自主防災組織活動資機材(以下「資機材」という。)を交付する。

世帯数の区分	資機材の種類及び数量
20世帯まで	消火器 1本 消火器格納箱 1箱
20世帯を超える毎に	消火器 1本追加 消火器格納箱 1箱追加

(訓練)

第4条 結成届を提出した自主防災組織は年間1回以上、各組織において防災に関する訓練、講習会等を実施するものとする。

(助成決定)

第5条 結成届を提出した自主防災組織に対し、東かがわ市自主防災組織活動助成金交付申請書(様式第4号)を徴した上、必要事項を審査し、前条の条件を満たし適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。助成金の額は1世帯当たり500円とする。

(報告)

第6条 助成金の交付を受けた自主防災組織(以下「交付自主防災組織」という。)は、当該年度の決算状況を明らかにした書類を翌年度の市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長が必要と認めるときは、前項の書類に領収書等の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、特に必要と認めるときは、職員に交付自主防災組織の活動内容等を実地に調査させることができる。この場合において、交付自主防災組織は当該職員の調査を拒んではならない。

(交付自主防災組織に対する指導)

第8条 市長は、交付自主防災組織に対して、防災訓練等の指導を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

## 【1-5 東かがわ市防災倉庫設置事業費補助金交付要綱】

平成16年2月26日告示第4号

改正

平成17年10月1日告示第79号

平成23年6月22日告示第50号

平成29年3月17日告示第19号

### 東かがわ市防災倉庫設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織が行う防災倉庫（以下「倉庫」という。）の設置に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、倉庫の整備を促進し、もって地域住民の防災力及び防災意識の向上を図るため、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、防災倉庫設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に防ぐために、地域住民により自主的に結成された組織をいう。
- (2) 防災倉庫 自主防災組織が設置する防災資器材を収納するための倉庫をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる経費については、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 倉庫敷地の購入、造成及び借入れ等に要する経費
- (2) 既存の建物を解体し、又は移転して倉庫を建築しようとする場合の当該建築物の解体又は移転に要する費用
- (3) 倉庫以外の附属物等の建設に要する費用

2 前項に定めるもののほか、倉庫の設置に要する費用の総額（以下「補助対象額」という。）が10万円に満たない場合及び補助金とは別に他の公的補助制度による補助金の交付を受ける場合は、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象額の4分の3以内の額で、75万円を限度とする。

(書類の様式)

第5条 補助金の交付に関し使用する次の各号に掲げる規則に基づく書類の様式は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 防災倉庫設置事業費補助金交付申請書 様式第1号
- (2) 収支予算書 様式第2号
- (3) 防災倉庫設置事業費補助金交付決定（変更交付決定）通知書 様式第3号
- (4) 補助事業等（着手・完了）届 様式第4号
- (5) 補助事業等変更申請書 様式第5号
- (6) 補助事業等実績報告書 様式第6号
- (7) 収支決算書 様式第7号

- (8) 防災倉庫設置事業費補助金交付確定通知書 様式第8号
- (9) 防災倉庫設置事業費補助金交付請求書 様式第9号
- (10) 防災倉庫設置事業費補助金概算交付請求書 様式第10号
- (11) 補助事業等による取得等に係る財産処分承認申請書 様式第11号

(申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 設計書又はカタログ
- (2) 見積書
- (3) 倉庫収納品一覧
- (4) 同意、承諾、認可及び許可を要するものについては、これを証する書類  
(倉庫の表示)

第7条 倉庫には、防災倉庫であることの表示を行うものとする。

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第13条に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 完成写真(表示の確認ができるものを含む。)
- (2) 契約書又は請書の写し

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月1日告示第79号)

この告示は、平成17年10月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月22日告示第50号)

この告示は、平成23年6月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月17日告示第19号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第5条関係)

様式第7号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

様式第9号(第5条関係)

様式第10号(第5条関係)

様式第11号(第5条関係)

## 【1-6 東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱】

平成23年3月31日告示第27号

改正

平成23年6月30日告示第52号  
平成25年3月27日告示第22号  
平成26年3月28日告示第32号  
平成27年2月9日告示第11号  
平成28年3月31日告示第43号の2  
平成30年3月30日告示第42号  
平成30年7月17日告示第70号  
平成31年4月26日告示第48号

### 東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図り、市民の安全を確保するため、市内にある住宅の耐震対策をする者に対し、東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅併用 住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建てのものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定による特別な認定を得た工法によるものは除く。
- (2) 耐震対策 住宅の耐震診断耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。
- (3) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し別表第1に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
  - ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの
  - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの
  - ウ ア・イに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの
- (4) 耐震改修工事耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、住宅の地震に対する安全性の向上を目的として県内に営業所を設けている事業者が施工する住宅の補強又は改修の工事であって、次のいずれかの方法により行うものをいう。
  - ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの

イ 基本方針別添第二に示すもの

ウ ア・イに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの

- (5) 簡易耐震改修工事 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法 - 木造住宅の耐震精密診断と補強方法 (改訂版) -」又は「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。なお、原則として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。
- (6) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置 (耐震シェルター及び耐震ベッド) で市長が認めるものを設置する工事をいう。
- (7) 耐震改修工事等 耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。
- (2) 市内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用されること。
- (3) 簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限るものとする。
- (4) 補助金の交付の申請の時点において、法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (5) この要綱に基づき耐震診断又は耐震改修工事を過去に行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号までの要件を満たさない場合であっても、市長が特に認める場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 住宅の所有者又は住宅の所有者から承諾を受けた者であること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) 及びその同一世帯に属する者並びに住宅の所有者 (以下「所有者」という。) 及びその同一世帯に属する者が別表第3に掲げる市税等を滞納していないこと。

2 市長は、申請手続を行う際の申請者の負担を軽減するため、当該申請者及び所有者の承諾を得て、関係機関から当該申請者の世帯及び所有者の世帯に係る前項第2号の市税等の滞納の状況に関する情報の提供を受けることができる。

(補助の対象経費、補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、耐震対策を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費とする。

2 確定申告の際、交付申請額に係る消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合は、当該消費税相当額分を減額した額を補助対象経費とする。

3 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 耐震診断 補助対象経費に10分の9を乗じて得た額と9万円を比較して、いずれか少ない額

(2) 耐震改修工事 補助対象経費と108万円を比較して、いずれか少ない額。ただし、東かがわ市内に営業所を設けている事業者が施工する場合は、補助対象経費117万円を比較して、いずれか少ない額

(3) 簡易耐震改修工事 補助対象経費と50万円を比較して、いずれか少ない額

(4) 耐震シェルター等設置工事 補助対象経費と20万円を比較して、いずれか少ない額

4 前項第2号から第4号までの補助対象経費には、耐震改修工事等に係る実施設計に要する費用を含むものとする。

5 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、別表第2に掲げる書類を添えて補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 住宅が共有に係るものである場合は、代表者により補助金の交付を申請することができる。

(補助金の交付決定)

3 申請者は、補助金の受領を耐震診断や耐震改修工事等を行った事業者(以下「耐震事業者」という。)に委任することができる。この場合において、申請者は、第1項の補助金交付申請書に、事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書(様式第8号。第12条第3項において「代理受領委任状」という。)を添付しなければならない。

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた耐震対策(以下「補助事業」という。)の内容を変更する場合においては、補助金交付変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業を中止する場合においては、あらかじめ補助金交付中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとする場合は、交付決定通知の日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げの申出があった場合は、当該申請に係る交付決定がなかったものとみなす。

(期日までに完了しない場合等の報告)

第10条 申請者は、補助事業が交付決定による通知に付された期日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了実績報告)

第11条 申請者は、補助事業を完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日

又は2月末日のいずれか早い日までに、別表第2に掲げる書類を添えて完了実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、止むを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受領した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、当該報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 申請者が、前項の補助金交付の請求をするに当たり、その受領を耐震事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に確定通知を受けた補助金の代理請求及び代理受領委任状を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条第1項の規定による額の確定の通知後、同条第2項の規定による請求があった場合に、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。ただし、耐震改修工事に係る実施設計への着手については、この限りでない。
- (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第16条 申請者は、補助事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（報告及び立入検査）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問をさせることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日告示第52号）

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第22号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第32号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月9日告示第11号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第43号の2）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第42号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月17日告示第70号）

この告示は、平成30年7月17日から施行する。

附 則（平成31年4月26日告示第48号）

この告示は、平成31年4月26日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- |   |
|---|
| (1) 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会 |
| (2) 香川県による木造住宅耐震対策講習会                       |
| (3) その他、市長が認める講習会                           |

別表第2（第6条及び第11条関係）

関係条項	添付書類
第6条	<p>（耐震診断）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li><li>(2) 住宅の登記事項証明書</li><li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</li><li>(4) その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類</li></ol></li><li>2 住民票等その他申請者及び所有者と同一世帯全員分の住所が確認できるもの</li><li>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</li><li>4 既存住宅に係る設計図書<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</li><li>(2) 配置図、各階平面図（既存図面がない場合は、診断しようとする住宅の状況がわかる写真に替えることができる。）</li></ol></li><li>5 耐震診断に係る見積書の写し</li></ol> <p>（耐震改修工事）</p> <p>※耐震診断の補助を受けた者は、下記1、2、3、4、5(1)は省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証</li></ol></li></ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 住宅の登記事項証明書</li> <li>(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年が記載されたもの）</li> <li>(4) その他住宅の所有者及び建築年を証明することができる書類</li> <li>2 住民票等その他申請者及び所有者と同一世帯全員分の住所が確認できるもの</li> <li>3 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書</li> <li>4 耐震診断報告書（様式第6号）</li> <li>5 既存住宅耐震改修工事に係る設計図書 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</li> <li>(2) 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項及び耐震改修を行う部分を明示したもの）</li> <li>(3) 立面図又は断面図（高さがわかるもの）</li> <li>(4) 補強計画時の構造評価がわかる計算書（耐震診断技術者が行ったもの）</li> <li>(5) 基本方針別添第二に示す計算を行ったものは、耐震改修工事等に係る構造詳細図</li> <li>(6) その他、耐震改修工事等の内容が確認できる図書</li> </ul> </li> <li>6 耐震改修工事費の見積書の写し</li> <li>7 建築基準法第6条及び第6条の2の規定に基づく建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）</li> </ul>
第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>(耐震診断)</li> <li>1 耐震診断報告書（様式第6号）</li> <li>2 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項）</li> <li>3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し</li> <li>4 耐震診断に要した費用の領収書の写し</li> <li>5 調査等の状況写真（2～3枚程度）</li> <li>(耐震改修工事)</li> <li>1 耐震改修工事等結果報告書（耐震改修工事、簡易耐震改修工事の場合は耐震診断技術者が作成、耐震シェルター等設置工事の場合は納入業者が作成）（様式第7号）</li> <li>2 耐震改修工事等（耐震シェルター等設置工事を除く。）に係る請負契約書の写し</li> <li>3 耐震改修工事に要した費用の領収書の写し（代理受領の場合は、耐震改修工事等に要した費用から交付決定金額を差し引いた金額の領収書）</li> <li>4 耐震改修工事等の施工写真（改修前後が判明できる写真）及び必要に応じて出荷証明書等工事関係書類</li> <li>5 交付申請時と改修場所や工法を変更した場合は、それらが分かる平面図等</li> <li>6 建築基準法第7条及び第7条の2の規定に基づく検査済証の写し（建築確認を受けた建築物に限る。）</li> </ul>

別表第3（第4条関係）

市税等	
1	東かがわ市税条例（平成15年東かがわ市条例第53号）に規定する市税
2	東かがわ市国民健康保険税条例（平成15年東かがわ市条例第55号）に規定する国民健康保険

税

- 3 東かがわ市介護保険条例（平成15年東かがわ市条例第99号）に規定する保険料
- 4 東かがわ市後期高齢者医療に関する条例（平成20年東かがわ市条例第2号）に規定する保険料
- 5 東かがわ市奨学金条例（平成15年東かがわ市条例第150号）に規定する奨学金の返還金
- 6 東かがわ市学校給食費徴収規則（平成23年東かがわ市教育委員会規則第1号）に規定する給食費
- 7 東かがわ市放課後児童クラブ条例（平成18年東かがわ市条例第22号）に規定する会費
- 8 東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例（平成26年東かがわ市条例第33号）に規定する利用者負担額、延長保育料及び預かり保育料
- 9 東かがわ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年東かがわ市条例第64号）に規定する一般廃棄物の手数料
- 10 東かがわ市営住宅条例（平成15年東かがわ市条例第129号）に規定する家賃
- 11 東かがわ市下水道条例（平成15年東かがわ市条例第140号）に規定する使用料
- 12 東かがわ市下水道事業受益者負担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第141号）に規定する負担金
- 13 東かがわ市下水道事業受益者分担金徴収条例（平成29年東かがわ市条例第36号）に規定する分担金
- 14 東かがわ市公共下水道区域外流入条例（平成29年東かがわ市条例第37号）に規定する分担金
- 15 東かがわ市農業集落排水処理施設条例（平成15年東かがわ市条例第138号）に規定する使用料
- 16 東かがわ市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成15年東かがわ市条例第139号）に規定する分担金
- 17 住宅新築資金等貸付けに係る経過措置に関する条例（平成15年東かがわ市条例第73号）に規定する住宅新築資金等の償還金

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第12条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第6条関係）

## 【1-7 東かがわ市集会所整備事業費補助金交付要綱】

平成15年4月1日告示第15号

改正

平成29年3月17日告示第18号

平成30年2月22日告示第12号

### 東かがわ市集会所整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会が行う自治会集会所（以下「集会所」という。）の新築、増築又は改修に必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、集会所の整備を促進し、もって地域住民のコミュニティの醸成と福祉の向上を図るため、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新たに集会所を新築（既存の集会所の全部を除去し、新たに建築する場合を含む。）することをいう。
- (2) 増築 既存の集会所の床面積を増加させて建築することをいう。
- (3) 改修 集会所の維持管理上必要と認められる改造及び修繕をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる経費については、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 集会所敷地の購入、造成及び借入れ等に要する経費
- (2) 既存の建物を解体し、又は移転して集会所を建築しようとする場合の当該建築物の解体又は移転に要する費用
- (3) 塀、門等集会所以外の附属建物等の建設に要する費用

2 前項に定めるもののほか、集会所の新築、増築及び改修に要する費用の総額が50万円に満たない場合及び当該補助金の交付を受けた後3年を経過していない自治会については、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、市長の認定する経費の2分の1以内の金額で、700万円を限度とする。

2 この制度による補助金とは別に他の公的補助制度による補助金の交付を受ける場合において市長の認定する経費の算定は、総事業費から当該他の公的補助制度により交付される補助金の額を控除した残額で行うものとする。

(書類の様式)

第5条 補助金の交付に関し使用する次の各号に掲げる規則に基づく書類の様式は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 集会所整備事業費補助金交付申請書 様式第1号
- (2) 収支予算書 様式第2号
- (3) 集会所整備事業費補助金交付決定（変更交付決定）通知書 様式第3号
- (4) 補助事業等（着手・完了）届 様式第4号

- (5) 補助事業等変更申請書 様式第5号
- (6) 補助事業等実績報告書 様式第6号
- (7) 収支決算書 様式第7号
- (8) 集会所整備事業費補助金交付確定通知書 様式第8号
- (9) 集会所整備事業費補助金交付請求書 様式第9号
- (10) 集会所整備事業費補助金概算交付請求書 様式第10号
- (11) 補助事業等による取得等に係る財産処分承認申請書 様式第11号  
(申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 設計書
- (2) 見積書
- (3) 同意、承諾、認可及び許可を要するものについては、これを証する書類  
(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第4号に規定する市長が認める軽微な変更は、「建物の構造及び総事業費の変更を伴わない造作等の変更」とする。

(実績報告の添付書類)

第8条 規則第13条に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 完成写真
- (2) 契約書の写し

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月17日告示第18号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月22日告示第12号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

## 【1-8 東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金交付要綱】

平成25年4月1日告示第43号

改正

平成28年3月31日告示第43号の4

### 東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集会所の地震に対する耐震性の向上を図り、安全を確保するため、東かがわ市建築物耐震改修促進計画に基づき、集会所の耐震診断を実施する者に対し、東かがわ市集会所耐震診断事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「集会所」とは、自治会等が管理する自治会集会所をいう。

2 この要綱において「耐震診断」とは、次の各号のいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し別表に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う集会所の地震に対する安全性の評価をいう。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの

3 この要綱において「自治会等」とは、認可地縁団体（東かがわ市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けたもの）及び市内において自主的に組織され、その地区の総意に基づき地域的な共同活動を実施する自治会をいう。

(交付対象集会所)

第3条 補助金の交付対象となる集会所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の自治会等及び地域住民の利用に供することを目的としたものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。
- (3) 申請日以後、継続して利用されることが見込まれていること。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた集会所については、交付対象から除外する。

(交付対象経費及び補助金の交付額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、耐震診断を行う場合の1敷地ごとにそれぞれに要する経費とする。

2 補助金の額は、対象経費に10分の9を乗じて得た額と9万円を比較して、いずれか少ない額とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者(以下「申請者」という。)は、耐震診断を実施する前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 当該建物の写真
- (3) 建築確認通知書又はこれに類する書類の写し
- (4) 平面図
- (5) 耐震診断に係る見積書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた耐震診断(以下「補助事業」という。)の内容を変更する場合には、補助金交付変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。

- 2 補助事業を中止する場合には、あらかじめ補助金交付中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付の申請を取下げようとする場合は、第6条の規定による通知の日から起算して15日以内に市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げの申出があった場合は、交付の決定がなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業を完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書(様式第5号)
- (2) 耐震診断に係る業務委託契約書の写し
- (3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (4) 調査等の状況写真

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第1項の規定による額の確定の通知後、同条第2項の規定による請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、補助事業に着手したとき。
- (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(書類の整備等)

第14条 申請者は、補助事業等の施行及び収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第43号の4)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

- |   |
|---|
| (1) 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会 |
| (2) 香川県が実施する木造住宅耐震対策講習会                     |
| (3) その他、市長が認める講習会                           |

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第10条関係)

## 【1-9 東かがわ市地域防災無線管理規程】

平成15年4月1日訓令第14号

改正

平成29年3月31日訓令第4号

### 東かがわ市地域防災無線管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東かがわ市が整備する地域防災無線に関し必要な事項を定め、その適切な管理及び運営を図るものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 統制局 通信統制を行う統制台、PBX等の地上回線と移動無線回線との接続を行う局をいう。
- (3) 基地局 有線回線又はリンク無線回線等のエントランス回線を用いて回線制御装置と接続し、統制局とは別の局舎に設置され、基地局用無線装置と制御装置を設備し、自ゾーン内では移動局との無線通信及び移動局間の無線中継を行う局をいう。
- (4) 移動局 車載型、携帯型及び半固定型で主に陸上を移動して通信を行う局をいう。
- (5) 無線系 無線局（附帯設備を含む。）の通信システムをいう。

(総括責任者)

第3条 無線系に総括責任者を置く。

- 2 総括責任者は、無線系の管理運用に関する業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括責任者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 各無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、その無線局の管理運用業務を所掌するとともに通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 統制局及び基地局 総務部危機管理課長
  - (2) 移動局 移動局設置施設又は設置車両の管理者

(通信取扱責任者)

第5条 各無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、その無線局を管理運用する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から原則として無線従事者の資格を有する者を指定し、これに充てる。
- 4 管理責任者は、通信取扱責任者を選任したとき又は解任したときは、総括責任者に報告しなければならない。

(通信取扱者)

第6条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理の下、電波法（昭和25年法律第131号）等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(無線従事者の配置及び養成)

第7条 総括責任者は、無線局の無線設備の操作に支障のないよう無線従事者の適正配置に努めるものとする。

2 総括責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意しなければならない。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常時通信 災害発生等非常時の通信をいう。
- (2) 普通通信 非常時通信以外の通信をいう。

(通信の原則)

第9条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常時通信を優先とする。

(通信の統制)

第10条 総括責任者は、通信の円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、通信の統制を行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 通信業務に従事する者は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(書類等の備付け)

第12条 総括責任者は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第2章第7節に定める次に掲げる書類等を管理保存しなければならない。

- (1) 免許状
- (2) 電波法令等
- (3) 無線局の申請及び届出に係る書類の写し
- (4) 正確な時計
- (5) 無線業務日誌
- (6) 無線検査簿
- (7) 無線従事者選任、解任届の写し

(無線設備の保全)

第13条 総括責任者は、無線設備の保全のため定期的に無線設備の保守点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

(通信訓練)

第14条 総括責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

- (1) 定期通信訓練
- (2) 防災訓練に併せた通信訓練

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

## 【1-10 東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例】

平成15年4月1日条例第79号

改正

平成24年12月25日条例第37号

平成31年3月5日条例第6号

令和元年12月5日条例第20号

### 東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の引田町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年引田町条例第7号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年白鳥町条例第8号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大内町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年12月25日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月5日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月5日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【1-11 東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則】

平成15年4月1日規則第45号

### 東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

#### 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

#### 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第18条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年東かがわ市条例第79号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 災害弔慰金の支給

##### （支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

##### （必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

#### 第3章 災害障害見舞金の支給

##### （支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別、生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

##### （必要書類の提出）

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書）（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の引田町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年引田町規則第3号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年白鳥町規則第2号）又は大内町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和63年大内町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月29日規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第13条関係）

様式第8号（第13条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第14条関係）

様式第11号（第14条関係）

様式第12号（第14条関係）

様式第13号（第15条関係）

様式第14号（第15条関係）

様式第15号（第15条関係）

様式第16号（第17条関係）

## 【2-1 香川県消防相互応援協定】

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の子町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長（以下「受援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書（別紙様式1）を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和61年12月1日

5市長、38町長、6事務組合管理者

## 【2-2 香川県防災ヘリコプター応援協定】

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

## 【2-3 香川県防災行政無線に関する協定書】

香川県（以下「甲」という。）と東かがわ市（以下「乙」という。）とは、香川県防災行政無線システム（以下「システム」という。）の構築及び運用について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、システムの円滑で効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（地球局の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、乙の庁舎に人工衛星局と通信する地球上の無線局（以下「地球局」という。）を開設し、通信の用に供するものとする。

2 地球局には、VSAT 地球局装置、回線接続制御装置、防災用電話機、テレビレシーバ、モニタテレビ、受令用ファクシミリ、受令用電話機、受令用スピーカ、ファクシミリ着信表示装置、ボタン電話主装置、交流無停電電源装置、発動発電装置、耐雷トランス及びこれらを接続するケーブル等（以下「無線設備」と総称する。）を設置するものとする。

3 無線設備の財産権は甲に帰属し、乙は無償で当該設備を使用するものとする。

（運営管理協議会の設置）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために必要な事項を協議するため、香川県防災行政無線運営管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（維持管理）

第4条 地球局の運用に伴い生じる保守点検等の維持管理に係る業務は、甲が行うものとする。

2 甲は、前項に係る業務の一部を、協議会に委託することができるものとする。

（地球局の職員）

第5条 乙の庁舎に設置した地球局には職員を配置するものとし、乙の防災担当課の職員をもって充てるものとする。

2 前項の職員は、地球局の運用に伴い生じる業務のうち、甲が行う以外の業務を行うものとし、給与その他の給付は、乙が負担するものとする。

（関係法令等の遵守）

第6条 地球局の職員は、前条第2項の業務に従事する場合は、甲が別に定める規程及び関係法令を遵守するものとする。

（経費負担）

第7条 地球局の管理及び運用に要する経費で次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) ネットワーク負担金
  - (2) NTT 回線借上料
  - (3) 地球局の定期検査手数料
  - (4) 地球局の再免許申請手数料
  - (5) 甲の都合により無線設備の移設、改造その他の工事をする場合、当該工事に要する経費及び当該工事にかかる検査手数料
- 2 地球局の管理及び運用に要する経費で次に掲げる経費は、乙が負担するものとする。
- (1) 無線設備の保守点検に要する経費
  - (2) 乙の都合により無線設備の移設、改造その他の工事をする場合、当該工事に要する経費及び当該工事にかかる検査手数料

(3) 乙の故意又は重大な過失により、無線設備が故障した場合、その修繕のために要する経費

(4) 地球局の運用に伴い生じた電気料、発動発電機の燃料、ファクシミリ用紙、発動発電機及び無停電電源装置の蓄電池及び他県との交信に伴う度数料  
(維持管理費の納入)

第8条 第4条第2項の場合において乙は、前条第2項第1号に係る経費を、協議会の請求に基づき、当該年度の6月末日までに協議会へ払い込むものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、この期間満了1か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がない場合は、この期間をさらに1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(前協定の廃止)

第10条 本協定の成立に伴い、平成6年2月1日付けで香川県と引田町、白鳥町、大内町との間で締結された前協定については廃止するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成15年4月27日

甲 香 川 県  
香 川 県 知 事 真 鍋 武 紀

乙 東かがわ市  
東 か が わ 市 長 中 條 弘 矩

## 【2-4 災害時における応急措置等の実施に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と東かがわ市建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市の区域内で、地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等について行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置及び復旧措置に係る建設機械等の応援出動（以下「応急措置等」という。）の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の事情がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（応急措置等の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急措置等の内容は、次のとおりとする。

- （1） 公共土木施設等の被害状況の収集並びに簡易な障害物の除去（建設機械を使用するものを除く。）及び危険箇所の表示
- （2） 障害物の除去（簡易なものを除く。）及び応急措置等
- （3） その他甲が必要とする業務

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

（応急措置実施者）

第4条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急措置等を実施する者（以下「応急措置実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急措置等の指示）

第5条 応急措置実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急措置等の報告）

第6条 応急措置実施者は、応急措置等を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 応急措置等に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材の内訳
- （2） 応急措置等の内容、期間及び場所
- （3） その他必要事項

（費用の負担）

第7条 応急措置等の実施に要した費用については、第3条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあっては甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用にあっては

甲は負担しないものとする。

(災害補償)

第8条 甲からの協力要請に応じて第3条第1号に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、甲と乙が協議して当該者のために締結した保険契約によるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を扱う場合は、その個人情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第10条 乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員及び資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年7月27日

甲 東かがわ市  
東かがわ市長 中條 弘矩

乙 香川県東かがわ市帰来103番地4  
東かがわ市建設業協会  
会 長 大字 徹

## 【2-5 災害時における救援物資提供に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があったときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により、供給に支障が生じた場合の体制を甲と協議の上、あらかじめ定めておくものとする。

（申請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通保有する。

平成17年11月18日

甲 東かがわ市  
東かがわ市長 中條 弘矩

乙 高松市春日町1378番地  
四国コカ・コーラボトリング株式会社  
専務取締役営業本部長 大内 喬

## 【2-6 災害時における物資等の輸送に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会大川支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において甲が乙に協力を求める物資等の輸送に関して、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転手等の派遣を要請できるものとし、乙は特別な理由がない限り、優先的に協力するものとする。

2 前項の要請は、業務内容、期間等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する貨物自動車による業務は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な資機材等の輸送義務
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策業務

（事故等）

第4条 乙が供した貨物自動車は、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該貨物自動車を交換し、その業務を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかに業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における地域の事業者が届出している運賃及び料金を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または当該業務による負傷もしくは疾病により死亡しもしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川県市町総合事務組合条例第6号）の規定を準用し、甲が補償する。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては、大川支部長とする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成20年10月2日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 東かがわ市川東5-1  
社団法人 香川県トラック協会大川支部  
支 部 長 堀口 守

## 【2-7 災害時における応急復旧の実施に関する協定書】

東かがわ市水道事業（以下「甲」という。）と東かがわ市設備協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市の区域内で地震、風水害、渇水等の災害時（以下「災害時」という。）において、市民への給水確保を図るため、甲の管理する水道施設の復旧および応急給水活動等（以下「応急復旧」という。）の協力に関し必要な事項を定める。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時において、応急復旧が必要であると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の事情がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（協力体制の整備）

第3条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第4条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急復旧を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急復旧を実施するものとする。

（応急復旧の報告）

第6条 応急業務実施者は、応急復旧を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急復旧に従事した施工業者名及び人員数、復旧資機材の内訳

(2) 応急復旧の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

（費用の負担）

第7条 乙が応急復旧のために要した費用については、原則として甲の定める基準に基づき甲が負担するものとする。ただし、基準に定めがない場合には、甲乙協議し甲が負担するものとする。

（連絡調整）

第8条 乙は、災害時において、甲と乙の組合員である設備協会会員等との間の連絡調整を行うものとする。

（災害補償）

第9条 甲からの要請に応じて応急復旧に従事した者が、そのために死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、甲と乙が協議して当該者

のために締結した保険契約によるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第10条 乙は、乙の従事者が応急復旧に際し第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえ、原則として乙の負担で損害を賠償する。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を扱う場合は、その個人情報の保護に努めなければならない。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年8月10日

甲 東かがわ市水道事業  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 東かがわ市設備協会  
会 長 三好 章夫

## 【2-8 広域消防相互応援協定書】

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定書は、消防業務の円滑を図るために消防相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（協定市等）

第2条 この協定は、次に掲げる市及び広域行政組合（以下「協定市等」という。）の相互間において行うものとする。

- （1） 鳴門市
- （2） 東かがわ市
- （3） 大川広域行政組合

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災、救急事故その他の突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援出場の範囲）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるものとする。

- （1） 協定市等の区域内に災害が発生した場合に発生地の市長及び行政組合管理者（以下「受援側の長」という。）から要請を受けた場合
- （2） 協定市等相互間の境界地域及び当該地域周辺で災害が発生し、消防業務の応援の必要があると判断した場合

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市長及び行政組合管理者（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

- （1） 災害の種別
- （2） 災害の発生場所
- （3） 所要人員及び機械器具・消火薬剤等の種別員数
- （4） 応援隊受領（誘導員配置）場所
- （5） その他必要事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた応援側の長は、当該区域内の消防業務に支障を生じない範囲において要請事項に基づき応援隊を派遣するものとする。

ただし、特に緊急のため、要請を待ついとまがないと認め応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなすものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊は、受援側の指揮下にはいるものとする。

（経費負担）

第7条 応援出場に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし、多額の負担を必要とする等これによりがたい場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改 廃)

第8条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定で定めた事項について疑義があるとき、又はこの協定で定めない事項で特に必要のあるときは、協定市等協議のうえ決定する。

附 則

- 1 引田町 鳴門市相互応援協定書（昭和34年12月1日締結）は廃止する。
- 2 広域消防相互応援協定書（昭和62年8月1日締結）は廃止する。
- 3 この協定は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ各1通を保有する。

鳴 門 市 長

泉 理 彦

東 か が わ 市 長

藤 井 秀 城

大川広域行政組合管理者

大 山 茂 樹

## 【2-9 災害時における物資供給に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年12月24日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙 新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢 一

## 【2-10 災害時における被災住宅の応急処理に関する協定書】

(趣旨)

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画に基づき、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、東かがわ市（以下「甲」という。）が香川県建設労働組合大川支部（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 応急修理 災害救助法第23条第1項第6号に規定する応急修理

(2) 応急修理業者 乙の会員であって応急修理を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、東かがわ市内に地震被害、風水害及びその他の災害が発生し、応急修理を実施する必要があり、知事から委任を受けた場合、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により、乙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、応急修理業者のあつせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力をを行うものとする。

(応急修理)

第5条 応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、香川県から修理を受任した場合は、市長の指示に従い応急修理を行うものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においては東かがわ市総務課長とし、乙においては香川県建設労働組合大川支部書記長とする。

(応急修理業者名簿の提供)

第7条 乙は、応急修理業者名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年1回（応急修理業者又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は平成23年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年3月1日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 東かがわ市横内625番地1  
香川県建設労働組合大川支部  
支部長 中川 一郎

## 【2-1-1 災害時における情報交換及び支援に関する協定書】

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と東かがわ市長（以下「乙」という。）は、東かがわ市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、東かがわ市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- （1） 被害状況の把握及び提供
- （2） 情報連絡網の構築
- （3） 災害応急措置
- （4） その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、東かがわ市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 東かがわ市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号  
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦

乙 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市長 藤井 秀城

#### 【参考資料】

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条の支援内容に関する考え方  
国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と東かがわ市長（以下「乙」という。）  
が平成23年11月1日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3  
条に規定する支援を行った場合の経費負担の取り扱いは、下記のとおりとする。

1.甲が災害初動時に第3条（1）、（2）の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。  
なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置して  
いる期間とする。

2.甲が災害初動時に第3条（3）、（4）の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機関  
の負担とする。

ただし、第3条（3）の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲におい  
て経費を負担する。

①災害種別が大規模災害である場合

②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）

③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合

④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合

⑤甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書」第5条（支援の要請）に記載している国土交通省所管施設等の解釈について「国  
土交通省所管施設等」とは、国土交通省に係わる国、県及び市町村が管理する公共施設（河川、  
ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等）を言う。 \_

## 【2-12 災害時の相互応援に関する協定書】

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町(以下「市町」という。)及び香川県(以下「県」という。)が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供(ホテル、旅館などへの受入を含む。)
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理(火葬等)に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
  - ② 応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など)
  - ③ 応援を求める期間、場所
  - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。  
この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。

(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例(平成18年条例第57号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

香川県知事、8市長、9町長

## 【2-13 災害時における応急対策業務に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）とコーベフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（応急対策業務の内容）

第1条 この協定により甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 東かがわ市給食センターを調理場とする食品の製造
- (2) 甲が指定した場所への食品の配達
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請）

第2条 甲は、災害時において、食品の供給を必要とするときは、乙に対して、その提供を要請するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は第2条の要請をするときは、地域防災行政無線、電話等により直接乙に要請するものとする。

（乙の措置）

第4条 乙は、第3条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で積極的に応急対策業務を行うものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りでない。

（応急対策業務の報告）

第5条 乙は、甲から要請を受けた応急対策業務を行ったときは、地域防災行政無線、電話等により直接甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項により甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて計算した額の範囲内で、乙からの請求に基づいて支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 香川県東かがわ市湊1847-1  
東かがわ市長 藤井秀城

乙 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号  
コーベフーズ株式会社  
代表取締役社長 中西 清

## 【2-14 災害時における医療救護活動に関する協定書】

東かがわ市における災害時の医療救護活動に関して、東かがわ市（以下「甲」という。）と社団法人大川地区医師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ医師及び看護師等で医療救護班を編成しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- （1） 傷病者の重症度の判定（患者の振り分け業務）
- （2） 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- （3） 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （4） 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- （5） 応急的助産活動
- （6） 死亡の確認、遺体の検案
- （7） 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況の報告
- （8） 前各号に定めるもののほか、避難所の巡回医療救護その他の医療救護活動に必要な業務

（指揮命令）

第5条 医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。  
（費用弁済等）

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に伴う費用弁済
- (2) 医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用弁済
- (3) 防災訓練参加に伴う費用弁済
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。  
（災害補償）

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例等の取扱いに準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

（医療事故の処理）

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

（隣接市間協議）

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項及び第10条から第12条までに該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

（有効期間及び更新）

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井秀城

乙 香川県さぬき市津田町津田1673番地2  
社団法人 大川地区医師会  
会長 宮崎雅仁

## 【2-15 災害時における医療救護活動に関する協定書】

東かがわ市における災害時の医療救護活動に関して、東かがわ市（以下「甲」という。）と大川歯科医師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ歯科医師及び歯科衛生士等で歯科医療救護班を編成しておくものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第3条 歯科医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

- （1） 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- （2） 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3） 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療及び衛生指導
- （4） 検視及び検案に際しての法歯学上の協力
- （5） 活動の記録と報告
- （6） その他状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第5条 歯科医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 歯科医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁済等）

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものと

する。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に伴う費用弁済
  - (2) 歯科医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用弁済
  - (3) 防災訓練参加に伴う費用弁済
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費
- 2 前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。  
(災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例等の取扱いに準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項及び第10条から第12条までに該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井秀城

乙 香川県さぬき市造田是弘708番地2  
大川歯科医師会  
会長 服部啓吾

## 【2-16 災害時における医療救護活動に関する協定書】

東かがわ市における災害時の医療救護活動に関して、東かがわ市（以下「甲」という。）と大川薬剤師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は直ちに薬剤師班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ薬剤師等で薬剤師班を編成しておくものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次の各号のとおりとする。

- （1） 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
- （2） 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
- （3） 医療救護班等のサポート
- （4） 活動の記録とサポート
- （5） 活動の記録と報告
- （6） その他状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第5条 薬剤師班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第7条 薬剤師班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第8条 医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

2 その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（調剤費）

第9条 応急救護所における患者（被災者）が負担する調剤費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における調剤費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁済等）

第10条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものと

する。

- (1) 薬剤師班の派遣に伴う費用弁済
  - (2) 薬剤師班が携行し、又は調達した薬剤等の費用弁済
  - (3) 防災訓練参加に伴う費用弁済
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費
- 2 前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。
- (災害補償)

第11条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員等災害補償等条例等の取扱いに準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第12条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(隣接市間協議)

第13条 医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第8条第2項及び第10条から第12条までに該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

(有効期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、この期間の満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井秀城

乙 香川県東かがわ市引田1895番地5  
大川薬剤師会  
会長 占部日出明

## 【2-17 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人香東園（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
特別養護老人ホーム 絹島荘	東かがわ市馬篠 1227 番地 20

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要が生じたときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会への協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東かがわ市個人情報保護条例（平成15年東かがわ市条例第167号）の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城

(乙)	所在地	高松市岡本町527番地1
	名称	社会福祉法人香東園
	代表者職氏名	理事長 石川憲

## 【2-18 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人三本松福祉会（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
介護老人保健施設 ひまわり	東かがわ市三本松 1665 番地 1

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要が生じたときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会への協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東かがわ市個人情報保護条例（平成15年東かがわ市条例第167号）の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城

(乙)	所在地	東かがわ市三本松1684番地1
	名称	社会福祉法人三本松福社会
	代表者職氏名	理事長 太田卓

## 【2-19 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人恵愛福祉事業団（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
障害児・者支援施設 白鳥園	東かがわ市松原 1387 番地

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要が生じたときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会への協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東かがわ市個人情報保護条例（平成15年東かがわ市条例第167号）の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城

(乙)	所在地	東かがわ市白鳥961番地
	名称	社会福祉法人恵愛福祉事業団
	代表者職氏名	理事長 松村賢澄

## 【2-20 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人祐正福祉会（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
障害者支援施設 真清水荘	さぬき市寒川町石田東甲 761 番地 9

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要が生じたときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会への協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東かがわ市個人情報保護条例（平成15年東かがわ市条例第167号）の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城

(乙)	所在地	さぬき市寒川町石田東甲761番地9
	名称	社会福祉法人祐正福祉会
	代表者職氏名	理事長 水ト令子

## 【2-21 災害時の福祉避難所の設置運営に係る協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人瑞祥会（以下「乙」という。）は、災害時に東かがわ市地域防災計画に定める福祉避難所として、甲が指定する施設（以下「施設」という。）を利用するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市地域防災計画等に基づき、災害時に広域避難場所での特別な援助を必要とする高齢者や障がい者等（以下「要援護者」という。）を対象として、甲が福祉避難所を開設する際の乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 福祉避難所として甲が指定する施設は、乙の所有又は管理に係る次の施設とする。

施設名	住所
介護老人保健施設リリックケアセンター	東かがわ市湊 1867 番地 2
特別養護老人ホーム 湊荘	東かがわ市湊 1183 番地 5
特別養護老人ホーム 引田荘	東かがわ市引田 922 番地 18

（受入れの要請）

第3条 甲は、広域避難場所での対応が困難となった要援護者のために、福祉避難所を開設する必要があるときは、あらかじめ電話等で確認のうえ、書面で施設に受入れの協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（任務）

第4条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請を受諾したときは、直ちに受入れ体制を整えるとともに、甲と協議して決定した受入れ枠の範囲において、要援護者の受入れを行うものとする。

2 緊急やむを得ない事態により、甲からの要請を受ける暇のない場合には、乙は自らの判断で要援護者の受入れを行うものとする。

（移送）

第5条 福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該要援護者の家族又は地域支援者が行うものとする。

2 乙は、甲の依頼により福祉避難所への要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

（利用者の報告等）

第6条 乙は、第3条に基づき要援護者等（介護者を同伴した場合はその者を含む。）の受入れを開始したときは、できる限り速やかに甲に対して福祉避難所を利用する者（以下「利用者」という。）の報告を行うものとし、以後その利用状況について適宜報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けて必要な措置を講ずるとともに、甲及び乙は十分に連携を図って福祉避難所の管理運営を行うものとする。

（物資の調達）

第7条 甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第8条 甲は、乙が災害時にボランティア等を要請する場合は、東かがわ市社会福祉協議会へ

の協力要請等により、これに協力するものとする。

2 乙は、他の社会福祉法人の所有する被災した施設からの受入れ要請又は職員派遣要請があればこれに応じるものとし、甲及び被災していない施設は、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置及び運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の関係法令に基づくほか、施設の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議して決定するものとする。

(避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定解除後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東かがわ市個人情報保護条例（平成15年東かがわ市条例第167号）の規定に準拠し、かつ、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

(協定の解除)

第13条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3箇月前までに文書で相手方に通知しなければならない。

(協定の変更)

第14条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により、甲乙協議して決定するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月23日

(甲)	所在地	東かがわ市湊1847番地1
	名称	東かがわ市
	代表者職氏名	東かがわ市長 藤井秀城
(乙)	所在地	東かがわ市白鳥2984番地
	名称	社会福祉法人瑞祥会
	代表者職氏名	理事長 樫村徹

## 【2-22 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合大川支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市有建物の電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、市有建物における電気設備の復旧に関し、甲が乙に対し て、協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条

1 甲は、災害が発生し、次に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

- （1） 市有建物の電気設備の復旧活動に関すること。
- （2） 応急復旧活動中に二次災害等を発見したときは甲及び関係機関に通報すること。
- （3） その他甲が特に必要と定める業務。

2 甲は、前項の要請を行うときは、名称、所在地、業務の内容及びその他必要と認められる事項を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに前述の文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急復旧作業の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に文書により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月30日

(甲) 香川県東かがわ市湊 1 8 4 7 番地 1  
東かがわ市役所  
市 長 藤 井 秀 城

(乙) 香川県東かがわ市三本松 1 7 3 9 番地 3  
四国電力(株)東かがわ営業所内  
香川県電気工事業工業組合大川支部  
支部長 大 森 一 義

## 【2-23 災害時の協力に関する協定書】

東かがわ市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、大規模地震、台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら、災害復旧対策の中核となる官公署や医療機関（災害拠点病院など）等への、電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障が生じた場合、または乙の管理する電柱、配電線等が甲の道路復旧作業に支障が生じた場合においては、甲および乙は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置する必要がある場合は、甲は、この協定の目的を尊重し協力する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害復旧に伴い、乙が仮設電柱等の工事を緊急に行う場合、乙が口頭などの簡易な方法により工事の届出を行うことを認めるものとする。なお、乙は事後、可能な限り速やかに必要な占用許可申請手続等を行うものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（平常時の活動）

第6条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換等、緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年1月27日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 高松市亀井町7番地9  
四国電力株式会社  
執行役員 高松支店長 谷崎 浩一

## 【2-24 災害時における食糧の供給に関する協定書】

東かがわ市長 藤井 秀城（以下「甲」という。）と東かがわ市農業経営者協議会 会長 間嶋 亨（以下「乙」という。）の間に、災害発生時における食糧の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における食糧の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する食糧の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、食糧の調達について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲（事業部経済課長）に連絡するものとする。

（調達要請の方法）

第3条 第1条の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書によって要請するいとまのないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（食糧の価格）

第4条 食糧の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（食糧の引取）

第5条 食糧の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、調達した食糧を確認のうえこれを引き取るものとする。

2 甲が引き取った食糧の代金は、引取後、速やかに支払うものとする。

（協議事項）

第6条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、同協定締結の日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年4月14日

甲 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1  
東かがわ市長

乙 香川県東かがわ市引田 513 番地 1  
東かがわ市農業経営者協議会  
会 長

## 【2-25 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書】

東かがわ市長 藤井 秀城（以下「甲」という。）と香川県LPガス協会大川支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資としてのLPガス等の調達について、次のとおり協定する。

（災害時の範囲）

第1条 この協定において災害時とは、地震、津波、風水害、その他の災害（東かがわ市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるときをいう。

（LPガス等の範囲）

第2条 この協定においてLPガス等とは、容器に充填されたLPガス又はバルクローリーによる補填するLPガス及びLPガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において調達の必要を認めたときは、乙に対して避難場所等へのLPガス等の供給を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、原則として別紙による災害時LPガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭又はその他確実に連絡できる方法で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は、甲の指示によりLPガス等の搬送及び引渡しを行うものとする。

2 LPガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）

第7条 乙は、災害時の直前の適正価格でLPガス等を供給するものとする。

（費用負担）

第8条 LPガス等の供給に要した費用については、原則として甲の負担とする。

2 LPガス等の搬送に要した経費は、原則として乙の負担とする。

（平常時からの準備）

第9条 乙は、災害時において供給可能なLPガス等の数量を確保しておくこととする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

3 乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に係る連絡窓口は、甲においては東かがわ市総務部総務課長とし、乙においては香川県LPガス協会大川支部長とする。

（協議）

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期限は、協定の締結日から平成27年3月31日までとする。ただ

し、有効期間満了日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、この協定は、有効期間満了日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月27日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市長

乙 香川県さぬき市津田町津田1132番地  
香川県LPガス協会大川支部  
支部長

## 【2-26 災害発生時における東かがわ市と東かがわ市内等郵便局の協力に関する協定書】

香川県東かがわ市（以下「甲」という。）と東かがわ市内等郵便局（別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。）は、東かがわ市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、東かがわ市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
  - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
  - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
    - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
    - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
    - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
  - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
  - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項<sup>(注)</sup>
  - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 東かがわ市総務部 総務課長

乙 日本郵便株式会社 三本松郵便局 局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 6月19日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市長

藤井 秀城

乙 東かがわ市三本松1714  
東かがわ市内等郵便局  
代表 日本郵便株式会社 三本松郵便局長 平島 孝真

## 【2-27 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下の事項を目的とする。

- （1） 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2） 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1） 「住宅地図」とは、東かがわ市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2） 「広域図」とは、東かがわ市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3） 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4） 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5） 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条

- 1 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別に定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別に定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条

- 1 乙は、第3条第1項に規定する地図製品等の供給とは別途、平常時において本協定締結後、甲乙が別に定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる費用については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状

況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

#### 第5条

- 1 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、又は防災訓練等を実施している間、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等の閲覧及び甲乙間で別に協議のうえ定める期間及び条件の範囲内で複製することができるものとする。
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別に定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2015年12月16日

甲) 香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙) 香川県高松市上福岡町816番地1  
株式会社ゼンリン 四国エリア統括部  
統括部長 若林 康司

## 【2-28 防災士の継続教育支援に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と香川県防災士会東讃支部（以下「乙」という。）は、東かがわ市内の自主防災組織等で活動する意思のある防災士（以下「防災士」という。）の地域防災力を維持かつ向上させるための継続的な教育に関する支援（以下「継続教育支援」という。）に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災士に対する適切な継続教育を通して、確かな知識を持ち的確な判断ができる防災士を育成し、及び防災士育成の仕組みを構築することを目的とし締結するものとする。

（継続教育の内容）

第2条 乙は、甲が行う防災士に対する勉強会、実地訓練等において、次に掲げる指導又は支援を行うものとする。

- (1) 各種自然災害に関する防災マップの作成の支援
- (2) 各種自然災害に関する災害図上訓練・実地避難訓練の実施の支援

2 乙は、甲と協議のうえ、習熟度が向上した防災士を選定し、当該防災士に対し、次に掲げる指導又は支援を行うものとする。

- (1) 避難所運営訓練（HUG）の実施の支援
- (2) コミュニティ事業継続計画策定
- (3) 避難行動要支援者マップ作成の支援

3 第1項及び前項に規定する継続教育支援は、年間6回程度行うものとする。

（勉強会、訓練等の実施）

第3条 甲は、前条第1項に規定する防災士に対する勉強会、訓練等について効率的かつ円滑に遂行するため実施体制を整備する。

2 甲は、乙に対して、必要とされる資料の提供を遅滞なく行う。

3 乙は、責任者又は指導者の名簿の提出を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、協定業務の遂行に必要な経費を負担するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の定めにより本契約が効力を失う時点において存続している支援については、当該支援が終了するまで本協定の効力は存続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月14日

甲 東かがわ市  
市長 藤井 秀城 ㊟

乙 香川県防災士会東讃支部  
支部長 林 宏年 ㊟

## 【2-29 災害時における物資の提供及び保管等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と株式会社FUJIDAN（以下「乙」という。）は、災害時における物資の提供及び保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が物資の提供及び保管等に関する協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の内容）

第3条 甲が、乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる物資の提供

（ア）段ボール製パーテーション

100セット、300人分（3人1ユニット）

ユニットサイズ：W2,400×D1,000×H1,000mm

（イ）カーペット用段ボールシート

300人分（100枚）・サイズW2,500×H1,000mm

（ウ）簡易ベッド用段ボール箱

在庫箱・シートにて製造可能数量を災害発生後早期に準備する

（エ）その他甲が指定する物資

（2）物資保管場所の提供

前号に規定する物資については、乙の所有する敷地内にて備蓄保管し、備蓄期間については甲乙相談のものとする。

（3）救援物資の備蓄保管場所及び荷役資機材の提供

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し支援が必要な内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の提供等の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、第3条に規定する内容の優先提供に努めるものとする。

2 乙は、第3条に規定する内容の提供を実施したときは、その提供の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 第3条第1号（ア）から（ウ）までに規定する物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする

2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条第1号に規定する物資の提供に要した費用は、乙が負担するものとする。

2 前項とは別に甲の協力要請に基づき、乙が実施した物資の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

3 前項に規定する費用は、災害発生直前における標準的な価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条第2項に規定する物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の情報交換及び防災活動への協力)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び情報交換を行うとともに、次に掲げる甲が実施する事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月8日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙 東かがわ市白鳥1820番地  
株式会社FUJIDAN  
代表取締役社長 本田 展稔

## 【2-30 災害時における物資供給に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）とDCMダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（平常時の情報交換及び防災活動への協力）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行う

とともに、次に掲げる甲が実施する事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月24日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
市長 藤井 秀城

乙 松山市美沢一丁目9番1号  
DCMダイキ株式会社  
代表取締役社長 小島 正之

## 【2-31 災害時等におけるドローンの活用に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と三本松地区活性化協議会（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるドローンによる協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市内において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するとともに、平常時においては市内の地域活性化に資するため、災害発生時又は平常時のドローンによる情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明示し、協力要請書により行うものとする。

（協力要請業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

（1） 空撮画像の提供等による被災状況等の調査に関すること。

（2） 救助活動及び必要な情報の収集に関すること。

（3） 前2号のほか公益上必要な情報の提供に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

（甲の措置）

第4条 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した協力業務に要した費用については、適正な価格（災害発生時の協力業務にあつては、当該災害の発生直前における適正な価格とする。）を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第7条 協力業務に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があつた時は、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく協力業務に従事した者が、当該業務により、負傷、疾病、死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第6号）の例により、甲が補償するものとする。

（連絡責任者及び情報交換）

第9条 この協定に基づく協力業務を円滑に実施するため、甲においては総務部危機管理課長を、乙においては会長を連絡責任者とし、平常時から情報交換に努め、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、  
甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 6月 1日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地  
東かがわ市

市 長 藤井 秀城

乙 香川県東かがわ市三本松862番地2  
三本松地区活性化協議会

会 長 田中 好

## 【2-32 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と竹本石油株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における石油類燃料の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市内において、地震、津波、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、甲が行う応急対策に必要な石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給の協力等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務の協力を得る必要があるときは、乙に対して、別紙様式第1号により行うものとし、乙は特別な理由が無い限り協力するものとする。

2 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力業務）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

（1） 乙のガス充填所等において、災害応急対策業務にあたる甲の車両等に対して、燃料を優先的に供給すること

（2） 乙のガス充填所等から、甲の公共施設等へ燃料を運搬し優先的に供給すること

（3） 乙のガス充填所等を、乙の可能な範囲で、被災者に対して一時休憩所として提供し、井戸水等を提供すること

（4） 乙の給油所において、乙の可能な範囲で、被災者に対して、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること

（費用の負担）

第4条 前条第1項第1号及び第2号に規定する甲の要請により乙が供給した燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する燃料の対価は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 前条第1項第3号及び第4号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

（代金の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、前条第1項に係る費用のうち甲が供給を受けた部分について、甲へ請求するものとする。

2 甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、本協定実施の連絡責任者を別途定め、変更があった場合は、直ちに報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年9月8日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 香川県東かがわ市湊1316番地1  
竹本石油株式会社  
代表取締役社長 竹本 良一

## 【2-33 災害時における物資の輸送等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と赤帽香川県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、次のとおり物資の輸送等の協力について協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の自動車による物資等の輸送等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請および要請手続き）

第2条 甲は、災害時に、次項に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し次条に掲げる業務に係る協力を要請することができるものとし、乙は特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、次の掲げる次項を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（1） 災害の状況および要請した理由

（2） 要請した車両台数および人数

（3） 要請期間および輸送する物資

（4） その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請できる業務は、次のとおりとする。

（1） 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

（2） 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務

（3） 甲が災害対策本部を開設する場合および東かがわ市の物流拠点施設を開設・運営する場合において、物資の輸送管理に関する助言・指導等を行う物流専門家および作業員等の派遣

（4） その他甲が必要とする災害応急対策業務

（輸送業務）

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

（事故等）

第5条 乙が供した自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は速やかに当該自動車を交換し、その輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第6条 乙は、この協定に基づく業務に協力したときは、次に掲げる事項を口頭または電話をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

（1） 従事した車両および従事者名簿

（2） 従事日数および走行距離

（3） その他必要事項

（費用の負担）

第7条 乙がこの協定に基づき実施した業務に要した経費は、甲は負担する。

2 前項の経費については、災害発生直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求および支払）

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、組合員の輸送活動実績を集計

し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき乙から費用の請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を生ずるものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月25日

甲 東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井 秀城

乙 高松市国分寺町柏原336番地1  
赤帽香川県軽自動車運送協同組合  
代表理事 貞野 正昭

## 【2-34 災害に係る情報発信等に関する協定書】

東かがわ市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、東かがわ市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、東かがわ市が東かがわ市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ東かがわ市の行政機能の低下を軽減させるため、東かがわ市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、東かがわ市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、東かがわ市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、東かがわ市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 東かがわ市が、東かがわ市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 東かがわ市が、東かがわ市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 東かがわ市が、災害発生時の東かがわ市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 東かがわ市が、東かがわ市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 東かがわ市が、東かがわ市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 東かがわ市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、東かがわ市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく東かがわ市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、東かがわ市から提供を受ける情報について、東かがわ市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、東かがわ市およびヤフーは、

その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、東かがわ市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、東かがわ市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2018年12月25日

東かがわ市：香川県東かがわ市湊1847番地1  
東かがわ市  
東かがわ市長 藤井秀城

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊健太郎

### 【3-1 河川重要水防区域】

香川県管理河川については、下記の危険度判定基準により区分し、そのうちA～Dについて、重要水防区域とする。危険度の判定基準は次のとおりとする。

#### 1 危険度判定基準（洪水）

	判定事項		危険度判定基準				
	項目	条件	A	B	C	D	E
1	機能度	i) 改修計画が定められた河川断面が確保されている。 ii) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しない。	×			○	
2	耐用度	i) 護岸の老朽化及び、根入不足。 ii) 天然河岸の河床洗掘及び、河岸浸食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	× or ○	×	○
3	重要度	用途地域、D I D地域等の重要築堤河道区間である。	重要		その他	重要 or その他	
評価			水防上最も重要で 早急な対策が必要		災害復旧 では効果 不十分	災害復 旧で十 分	現状で 十分

注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

#### 2 危険度判定基準（高潮）

高 潮	平成16年台風16号の高潮被害による津波・高潮対策整備推進アクションプログラムで策定された整備延長（未整備延長）
-----	--

#### （1級水系県管理区間）

番号	水系名	河川名	危険度区分（m）					計	高潮
			A	B	C	D	E		
1	吉野川	日開谷川			1,650	195	355	2,200	
2	〃	大影谷川				2,185	2,345	4,530	

## (2 級水系県管理区間)

番号	水系名	河川名	危険度区分 (m)					計	高潮
			A	B	C	D	E		
1	大谷川	大谷川				40	3,259	3,299	
2	坂元川	坂元川				1,110	655	1,765	
3	菜切川	菜切川			1,500			1,500	
4	馬宿川	馬宿川				980	7,638	8,618	70.7
	〃	千足川				670	2,630	3,300	
5	足谷川	足谷川			1,260		740	2,000	
6	古川	古川			1,300	150	1,030	2,480	
7	小海川	小海川			2,420	80	3,705	6,205	
	〃	南谷川			250	100	2,163	2,513	
8	中川	中川			30		3,486	3,516	

番号	水系名	河川名	危険度区分					計	高潮
			A	B	C	D	E		
8	中川	前川			750	150		900	
	"	明神川			1,370			1,370	
	"	水任川				140	620	760	
	"	法月川			550		150	700	
9	湊川	湊川			4,640	4,620	8,766	18,026	
	"	新川			1,070		290	1,360	
	"	東山川				450	1,945	2,395	
	"	兼弘川				1,150	1,250	2,400	
	"	友森川				450	400	850	
	"	正守川				690	1,160	1,850	
	"	黒川				1,280	1,250	2,530	
10	古川	古川			320		2,787	3,107	
11	与田川	与田川			1,250	1,770	2,674	5,694	
	"	吐川			1,130		390	1,520	
	"	別所川				10	790	800	
	"	額川					353	353	
	"	宮内川				90	580	670	
	"	様松川				150	1,130	1,280	
	"	笠松川				20	910	930	
12	番屋川	番屋川			840	10	3,717	4,567	
	"	西村川					460	460	
	"	北川			1,670		2,330	4,000	
	"	玉の池川			200	280	750	1,230	
	"	楠谷川			950		1,590	2,540	
	"	石風呂川				170	793	963	
13	田尻川	田尻川			614			614	

### 【3-2 水位周知河川】

知事が指定する水位周知河川の実施河川・区域・基準地点・実施担当機関

河川名	区 域		延 長	基準水位 観測所	実施担当 機関名		
湊川	幹川	左岸 右岸	香川県東かがわ市与田山 字森兼206番1地先 (正守川合流点) (河 口) 同県同市与田山 字定国45番2地先	から海まで	9.6km 9.52km	与田山	香川県 長尾土木 事務所

### 【3-3 水防警報河川】

知事が指定した水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区 域		延 長	基準水位 観測所	関係水防 管理団体名		
湊川	幹川	左岸 右岸	香川県東かがわ市与田山 字森兼206番1地先 (正守川合流点) まで (河 口) 同県同市与田山 字定国45番地2先	から海	9.6km 9.52km	与田山	東かがわ市

### 【3-4 海岸・港湾・漁港重要水防区域】

#### 海岸重要水防区域

##### 【国土交通省海岸重要水防区域】

番号	地区海岸名	重要水防区域 (m)	特に危険な区域			備考
			延長 (m)	予想される危険	対策水防工法	
1	坂元	1,461	0			
2	相生馬宿	992	0			
3	田の浦	532	0			
4	安戸	488	0			
5	番屋	940	940	越波・高潮	積土のう・杭打	

##### 【農林水産省海岸重要水防区域】

番号	地区海岸名	重要水防区域 (m)	特に危険な区域			備考
			延長 (m)	予想される危険	対策水防工法	
1	経ヶ島	198	0			
2	山田	2,580	0			
3	青木	528	60	越波	積土のう・杭打	

#### 港湾重要水防区域

番号	地区海岸名	関係土木 事務所等	重要水防区域 (m)	特に危険な区域			備考
				延長 (m)	予想される危険	対策水防工法	
1	引田港	長尾土木事務所	1,417	0			
2	白鳥港	〃	4,126	0			
3	三本松港	〃	4,081	0			

#### 漁港重要水防区域

番号	漁港名	重要水防 区域 (m)	特に危険な区域			備考
			延長 (m)	予想される危険	対策水防工法	
1	相生	64	64	越波	積土のう	
2	馬宿	238	0			
3	引田	240	240	越波・高潮		
4	小磯	35	0			
5	馬篠	246	0			

### 【3-5 ため池重要水防区域】

番号	堰 堤 名	関 係 河川名	規 模			重要水 防区域 ha	予想される 危険	対策水防 工 法	備 考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千 t				
1	小路池	馬宿川	260	15.2	219.0	84	漏水決壊	土俵積立 杭 打	相 生 用水組合
2	石引池	足谷川	101	11.0	140.0	48	〃	〃	石引池 水利組合
3	中山池	小海川	67	6.0	185.0	20	〃	〃	中山池 水利組合
4	南谷大池	小海川	107	10.5	50.0	21	〃	〃	南谷荒面大池 水利組合
5	宗極池	坂元川	113	21.3	151.6	37.7	〃	〃	宗極池第二 用水組合
6	川股池	馬宿川	95	26.0	272.0	112.6	〃	〃	相生用水組合
7	原間池	湊川	367	7.8	280.1	23.9	〃	〃	原間池 水利組合
8	藤九郎池	東山川	38	16.0	70.0	16	〃	〃	藤九郎池 水利組合
9	宮奥池	湊 川	149	9.5	259.0	53.8	〃	〃	宮奥池 水利組合
10	川田池	番屋川	199	9.4	248.8	94.5	〃	〃	川田池 水利組合
11	玉の池	番屋川	83	7.2	45.5	8.8	〃	〃	玉の池 水利組合
12	久詰池	湊川	120	5.4	24.8	8.6	〃	〃	久詰池水利組合
13	野の子谷池	小海川	24	6.0	5.8	3.7	〃	〃	野の子谷池水利 組合
14	三郎池	小海川	38	4.9	4.0	2.0	〃	〃	(個人)
15	熊谷池	小海川	39	5.9	3.5	3.6	〃	〃	熊谷池水利組合
16	松崎池	小海川	49	7.2	30.0	5.5	〃	〃	松崎池水利組合
17	籠池	小海川	40	3.0	0.8	3.3	〃	〃	籠池水利組合
18	すげの谷池	小海川	28	6.5	1.0	0.6	〃	〃	(個人)
19	新平池	小海川	111	4.5	12.4	2.6	〃	〃	新平池水利組合

番号	堰 堤 名	関 係 河川名	規 模			重要水 防区域 ha	予想される 危険	対策水防 工 法	備 考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千 t				
20	平和池	小海川	39	7.7	29.4	2.6	〃	〃	平和池水利組合
21	早田上池	小海川	68	8.7	61.8	42	〃	〃	引田水利組合
22	新池	中川	129	7.0	83.8	10.7	〃	〃	新池水利 組合総代
23	大正池	中川	147	12.4	72.7	29.6	〃	〃	大正池水利組合
24	遠田池	番屋川	86	7.8	20.8	4.0	〃	〃	遠田池水利組合
25	長谷新池	番屋川	58	8.1	18.8	4.0	〃	〃	長谷新池 水利組合
26	松崎新池	番屋川	270	5.7	84.2	15.4	〃	〃	松崎新池 水利組合
27	中山大池		167.5	5.9	84.9	65.1	〃	〃	中山大池 水利組合
28	大原池	番屋川	105	6.4	32.9	9.2	〃	〃	大原池水利組合
29	保田池	番屋川	258.3	9.1	63.4	59.4	〃	〃	保田池水利組合
30	王子池	番屋川	57	5.6	13.1	8.6	〃	〃	王子池総代
31	大谷大池	大谷	93	4.5	8.6	4.1	〃	〃	大谷池水利 組合長
32	保田池		105	7.0	48	43.2	〃	〃	保田池水利 組合長
33	下内池		160	8.1	32.6	45.2	〃	〃	下内池水利組合

### 【3-6 急傾斜地崩壊危険箇所】

【自然Ⅰ】

番号	箇所名		地形			人家 (戸)	関係事務所
	大字		傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1	定国	黒羽	60	180	45	8	長尾土木事務所
2	北谷	小海	40	120	35	7	〃
3	別惣	〃	35	200	30	6	〃
4	坂ノ下	引田	30	120	75	21	〃
5	宮ノ後	〃	42	60	21	5	〃
6	坂ノ下(2)	〃	47	80	16	1	〃
7	大道四丁目	〃	33	140	105	4	〃
8	原	〃	48	130	19	11	〃
9	大櫓	五名	40	110	18	5	〃
10	入野山	入野山	40	450	160	13	〃
11	入野山(1)	〃	50	120	45	7	〃
12	上山	〃	60	200	35	5	〃
13	小松原	松原	42	80	16	0	〃
14	東下	白鳥	32	80	10	2	〃
15	黒川(4)	入野山	36	110	70	0	〃
16	黒川(3)	〃	48	60	40	1	〃
17	大櫓(4)	五名	33	180	30	1	〃
18	大櫓(5)	〃	33	110	25	1	〃
19	馬篠(4)	馬篠	32	100	14	6	〃

【自然Ⅱ】

番号	箇所名		地形			人家 (戸)	関係事務所
	大字		傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1	道面	川股	40	120	110	3	長尾土木事務所
2	東上	坂元	33	40	23	1	〃
3	本村	川股	31	100	115	1	〃
4	石引	引田	43	40	33	2	〃
5	大安戸	〃	37	60	56	3	〃
6	川原谷	小海	35	60	21	3	〃

番号	箇所名		地形			人家 (戸)	関係事務所
		大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
7	大下	小海	32	170	72	3	長尾土木事務所
8	南谷(1)	"	35	110	28	3	"
9	南谷(2)	"	32	50	17	2	"
10	北谷下	"	42	100	50	3	"
11	松崎	"	37	90	13	2	"
12	北谷上	"	37	150	48	2	"
13	近守(2)	"	39	40	47	1	"
14	近守(3)	"	54	55	37	1	"
15	常政(1)	東山	53	80	25	2	"
16	常政(2)	"	42	50	25	2	"
17	狩居川	"	45	100	45	1	"
18	中条面(1)	西山	34	60	20	1	"
19	兼弘(1)	"	30	30	5	1	"
20	中条面(2)	"	31	40	21	1	"
21	黒川(2)	入野山	38	120	60	1	"
22	黒川(5)	"	44	90	50	1	"
23	黒川(6)	"	39	60	26	1	"
24	端(1)	"	47	80	45	1	"
25	端(2)	"	35	30	8	1	"
26	端(3)	"	38	60	10	1	"
27	日下(1)	五名	41	70	35	2	"
28	日下(2)	"	48	60	25	1	"
29	日下(3)	"	43	60	50	1	"
30	日下(4)	"	41	70	35	1	"
31	鈴竹(1)	"	33	60	20	1	"
32	東大櫓(1)	入野山	45	70	25	1	"
33	東大櫓(2)	"	36	70	40	1	"
34	大櫓(2)	五名	37	60	55	2	"
35	大櫓(3)	"	45	80	25	1	"
36	長野(1)	"	32	50	70	1	"

番号	箇所名		地形			人家 (戸)	関係事務所
		大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
37	鈴竹(2)	五名	45	90	80	2	長尾土木事務所
38	大槽(6)	〃	30	60	25	1	〃
39	大槽(7)	〃	41	60	37	2	〃
40	大槽(8)	〃	44	80	45	1	〃
41	大槽(9)	〃	36	60	20	2	〃
42	長野(2)	〃	33	70	19	1	〃
43	大槽(11)	〃	35	50	23	1	〃
44	大槽(10)	〃	36	60	30	1	〃
45	払川(1)	〃	33	70	42	2	〃
46	払川(2)	〃	43	120	65	1	〃
47	払川(3)	〃	32	100	50	2	〃
48	払川(4)	〃	40	110	50	1	〃
49	払川(5)	〃	37	70	45	1	〃
50	払川(6)	〃	33	80	20	1	〃
51	払川(7)	〃	31	40	19	2	〃
52	喜定(2)	町田	34	80	25	1	〃
53	松崎	松崎	46	25	15	2	〃
54	楠谷	水主	33	15	5	1	〃
55	中村	〃	33	80	13	1	〃
56	宮内	〃	38	65	25	2	〃
57	西内	〃	37	50	17	1	〃
58	馬篠(3)	馬篠	31	40	18	2	〃
59	馬篠(2)	〃	35	40	16	2	〃
60	町田	町田	30	45	16	1	〃
61	向ヶ原	水主	40	90	68	2	〃
62	国安	〃	36	110	67	4	〃

## 【人口Ⅰ】

番号	箇所名		地形			人家 (戸)	関係事務所
	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
1	藤井	白鳥	45	100	14	1	長尾土木事務所
2	黒川(1)	入野山	60	45	19	1	〃
3	中筋南	中筋	53	60	11	10	〃
4	前山(2)	三本松	45	55	12	7	〃
5	中筋東	中筋	31	50	15	8	〃
6	馬篠	馬篠	49	70	26	6	〃
7	前山(1)	三本松	48	60	6	0	〃
8	喜定(1)	町田	38	50	13	5	〃
9	桃山台(1)	〃	82	50	7	6	〃

## 【人口Ⅱ】

番号	箇所名		地形			人家 (戸)	関係事務所
	大字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)			
1	近守(1)	小海	47	65	29	1	長尾土木事務所
2	末国	与田山	34	60	35	1	〃
3	川田北	水主	45	140	10	3	〃

### 【3-7 土石流危険渓流】

番号	河川名			位置	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	渓流名	字	流路延長 (km)	流域面積 (k㎡)	
1	小海川	北谷川	石池川	小海	0.80	0.26	長尾土木事務所
2	小海川	北谷川	小入谷川①	小海	0.40	0.13	〃
3	小海川	北谷川	小入谷川②	小海	0.91	0.42	〃
4	小海川	小海川	三郎谷川	小海	1.20	0.29	〃
5	小海川	小海川	黒谷川	小海	1.31	0.27	〃
6	小海川	小海川	柞川	小海	1.05	0.31	〃
7	小海川	小海川	大戸川	小海	1.05	0.39	〃
8	小海川	小海川	熊谷川	小海	0.90	0.20	〃
9	小海川	小海川	新上川	小海	0.89	0.28	〃
10	小海川	小海川	松崎川①	小海	0.93	0.14	〃
11	小海川	小海川	松崎川②	小海	0.75	0.09	〃
12	小海川	小海川	松崎川③	小海	0.55	0.12	〃
13	小海川	小海川	新平間川	小海	0.10	0.01	〃
14	小海川	南谷川	南谷川	小海	1.95	1.36	〃
15	馬宿川	内宇谷川	内宇谷川	川股	1.04	0.68	〃
16	馬宿川	馬宿川	フロンタニ川	川股	0.20	0.04	〃
17	馬宿川	馬宿川	石上川	川股	1.03	0.30	〃
18	馬宿川	馬宿川	天神谷川	川股	0.23	0.04	〃
19	その他	その他	菜切川	黒羽	0.62	0.17	〃
20	その他	その他	保田池川	黒羽	0.92	0.18	〃
21	その他	その他	坂元川	南野	1.28	0.98	〃
22	大谷川	大谷川	大谷川	坂元	1.51	1.10	〃
23	湊川	湊川	金剛寺川	西山	1.14	0.69	〃
24	湊川	湊川	南金剛寺川	西山	0.48	0.09	〃
25	湊川	湊川	西金剛寺川	西山	0.70	0.23	〃
26	湊川	湊川	天王北川	与田山	0.28	0.05	〃
27	湊川	湊川	天王南川	与田山	0.43	0.08	〃
28	湊川	寸座川	寸座川	入野山	0.73	0.29	〃
29	湊川	湊川	三宝寺川	入野山	0.55	0.09	〃

番号	河川名			位置	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	字	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	
30	湊川	湊川	大多尾川	入野山	0.14	0.03	長尾土木事務所
31	湊川	湊川	梅山川	入野山	0.86	0.38	〃
32	湊川	湊川	西梅山川	入野山	0.31	0.03	〃
33	湊川	湊川	日根川	五名	0.74	0.15	〃
34	湊川	湊川	日下川	五名	0.38	0.08	〃
35	湊川	湊川	北日下川	五名	0.26	0.10	〃
36	湊川	湊川	石ヶ小屋川	五名	0.61	0.19	〃
37	湊川	湊川	下石ヶ小屋川	五名	0.08	0.01	〃
38	湊川	湊川	東村上川	五名	1.06	0.26	〃
39	湊川	湊川	村上川	五名	0.33	0.05	〃
40	湊川	湊川	村上南川	五名	0.26	0.07	〃
41	湊川	湊川	村上下川	五名	0.32	0.06	〃
42	湊川	湊川	東尾端川	五名	0.47	0.09	〃
43	湊川	湊川	尾端川	五名	0.11	0.02	〃
44	湊川	湊川	椿原川	五名	0.14	0.02	〃
45	湊川	湊川	中椿原川	五名	0.22	0.03	〃
46	湊川	湊川	下椿原川	五名	0.15	0.02	〃
47	湊川	黒川	定久西川	入野山	0.69	0.13	〃
48	湊川	黒川	西定久川	入野山	0.44	0.08	〃
49	湊川	黒川	定久下川	入野山	0.46	0.20	〃
50	湊川	黒川	定久川	入野山	1.23	1.37	〃
51	湊川	黒川	定久東川	入野山	0.39	0.07	〃
52	湊川	黒川	寛四川	入野山	0.52	0.15	〃
53	湊川	湊川	堀池川	入野山	0.54	0.16	〃
54	湊川	正守川	きび谷川	入野山	1.51	1.26	〃
55	湊川	正守川	南泉畑川	入野山	0.99	0.18	〃
56	湊川	正守川	正守川	入野山	0.58	0.09	〃
57	湊川	正守川	泉畑川	入野山	1.36	0.34	〃
58	湊川	正守川	正守川	入野山	0.88	0.14	〃
59	湊川	湊川	平松川	与田山	0.34	0.07	〃

番号	河川名			位置	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名	字	流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	
60	湊川	湊川	森兼川	与田山	0.19	0.03	長尾土木事務所
61	湊川	友森川	友森川	与田山	1.30	0.64	〃
62	湊川	友森川	がま谷川	与田山	1.20	0.41	〃
63	湊川	友森川	森行池ノ谷川	与田山	1.27	0.19	〃
64	湊川	兼弘川	行成川	与田山	0.77	0.22	〃
65	湊川	兼弘川	東行成川	与田山	0.77	0.12	〃
66	湊川	兼弘川	兼弘東川	西山	1.25	0.45	〃
67	湊川	東山川	東山川	与田山	1.50	1.31	〃
68	湊川	東山川	西友国川	東山	0.23	0.04	〃
69	湊川	東山川	大柱西川	東山	0.76	0.09	〃
70	湊川	東山川	友国川	東山	0.79	0.22	〃
71	湊川	東山川	常政川	東山	1.38	0.41	〃
72	湊川	東山川	常政東川	東山	0.87	0.14	〃
73	湊川	薄木川	薄木川	東山	0.90	0.33	〃
74	湊川	湊川	中村川	白鳥	0.13	0.01	〃
75	湊川	湊川	成重川	白鳥	0.39	0.07	〃
76	湊川	湊川	四房川	白鳥	0.21	0.03	〃
77	湊川	新川	新川	白鳥	0.59	0.21	〃
78	湊川	新川	戸石場川	白鳥	0.48	0.08	〃
79	湊川	新川	東谷川	白鳥	0.68	0.32	〃
80	湊川	湊川	寺町川	白鳥	0.46	0.10	〃
81	中川	中川	田口川	帰来	0.35	0.05	〃
82	中川	中川	中川	帰来	0.52	0.28	〃
83	中川	法月川	法月川	帰来	0.52	0.13	〃
84	中川	明神川	伊座川	伊座	0.51	0.23	〃
85	中川	中川	中伊座川	伊座	0.50	0.12	〃
86	中川	中川	下伊座南川	伊座	0.30	0.05	〃
87	中川	中川	大谷川	松原	0.48	0.25	〃
88	吉野川	日開谷川	池の谷川	五名	0.58	0.16	〃
89	吉野川	日開谷川	東大槽川	五名	0.45	0.12	〃

番号	河川名			位置 字	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	
90	吉野川	日開谷川	池尻川	五名	0.22	0.04	長尾土木事務所
91	吉野川	日開谷川	甫ヶ谷川	五名	0.49	0.12	〃
92	吉野川	日開谷川	日開谷川	五名	0.35	0.05	〃
93	吉野川	日開谷川	大楯川	五名	0.42	0.16	〃
94	吉野川	日開谷川	西日開谷川	五名	0.74	0.24	〃
95	吉野川	日開谷川	上日開谷川	五名	0.38	0.06	〃
96	吉野川	日開谷川	上柳谷川	五名	0.45	0.15	〃
97	吉野川	日開谷川	下柳谷川	五名	0.28	0.03	〃
98	吉野川	日開谷川	蔵本川	五名	0.33	0.08	〃
99	田尻川	田尻川	夏木谷川	馬篠	0.25	0.06	〃
100	田尻川	田尻川	森の奥川	馬篠	0.49	0.07	〃
101	大谷川	大谷川	大谷川	馬篠	0.21	0.06	〃
102	谷川	谷川	平谷川	馬篠	0.43	0.08	〃
103	平安川	平安川	中の谷川	馬篠	0.44	0.07	〃
104	その他	その他	間谷川	馬篠	0.30	0.05	〃
105	番屋川	北川	北小谷川	小磯	0.35	0.05	〃
106	番屋川	北川	南小谷川	小磯	0.54	0.08	〃
107	番屋川	北川	岡谷川	小磯	0.78	0.11	〃
108	番屋川	北川	大谷川	大谷	0.37	0.11	〃
109	番屋川	北川	東谷川	町田	0.40	0.09	〃
110	番屋川	玉の池川	小砂川	小砂	0.57	0.09	〃
111	番屋川	北川	上佛川	中山	0.20	0.04	〃
112	番屋川	北川	棒谷川	中山	0.77	0.09	〃
113	番屋川	北川	池国川	中山	0.73	0.16	〃
114	番屋川	北川	山の神川	中山	0.47	0.07	〃
115	番屋川	北川	夜打谷川	中山	0.69	0.19	〃
116	番屋川	番屋川	城処壇川	中山	0.23	0.04	〃
117	番屋川	番屋川	隼篠川	中山	0.13	0.01	〃
118	番屋川	番屋川	普賢谷川	中山	0.20	0.02	〃
119	番屋川	番屋川	山岡川	中山	0.23	0.02	〃

番号	河川名			位置 字	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	
120	番屋川	番屋川	拝板谷川	中山	0.16	0.02	長尾土木事務所
121	番屋川	番屋川	城処川	中山	0.13	0.02	〃
122	番屋川	番屋川	長谷川	三殿	0.43	0.14	〃
123	番屋川	番屋川	牛ヶ谷川	三殿	0.65	0.16	〃
124	番屋川	番屋川	山崎川	三殿	0.24	0.04	〃
125	番屋川	番屋川	明野川	三殿	0.22	0.03	〃
126	番屋川	石風呂川	石風呂川	三殿	0.67	0.26	〃
127	与田川	与田川	大社川	水主	0.62	0.20	〃
128	与田川	国安川	国安川	水主	1.16	0.46	〃
129	与田川	与田川	国安南川	水主	0.48	0.07	〃
130	与田川	笠松川	笠松下川	水主	1.10	0.26	〃
131	与田川	笠松川	折金池川	水主	0.26	0.04	〃
132	与田川	笠松川	笠松南川	水主	1.14	0.34	〃
133	与田川	与田川	盛重川	水主	0.63	0.13	〃
134	与田川	与田川	忠田川	水主	0.58	0.27	〃
135	与田川	宮内川	宮内川	水主	0.74	0.23	〃
136	与田川	額川	額川	水主	0.97	0.22	〃
137	与田川	風呂川	風呂川	水主	0.90	0.18	〃
138	与田川	風呂川	風呂谷川	水主	0.95	0.19	〃
139	与田川	国光川	国光西川	水主	0.28	0.05	〃
140	与田川	国光川	国光川	水主	0.16	0.03	〃
141	与田川	別所川	別所川	水主	1.35	0.83	〃
142	古川	古川	古川	川東	0.85	0.21	〃
143	禮川	禮川	禮川	引田	0.17	0.03	〃
144	安戸中川	安戸中川	安戸中川	引田	0.32	0.09	〃
145	小海川	北谷川	川北川	小海	0.38	0.10	〃
146	小海川	北谷川	小入谷川③	小海	0.14	0.02	〃
147	小海川	北谷川	小入谷川④	小海	0.28	0.03	〃
148	小海川	北谷川	小入谷川⑤	小海	0.16	0.02	〃
149	小海川	北谷川	ウラン谷川	小海	0.08	0.01	〃

番号	河川名			位置 字	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	
150	小海川	北谷川	ウブガ谷川	小海	0.12	0.02	長尾土木事務所
151	小海川	小海川	オオヨコエ川	小海	0.18	0.03	〃
152	小海川	小海川	東谷川	小海	0.47	0.10	〃
153	小海川	小海川	西谷川	小海	0.46	0.10	〃
154	小海川	小海川	オオヘリ川	小海	0.21	0.03	〃
155	小海川	小海川	山谷川	小海	1.00	0.31	〃
156	小海川	小海川	小海川	小海	0.52	0.07	〃
157	足谷川	足谷川	古川	引田	0.82	0.33	〃
158	馬宿川	馬宿川	鹿庭川	吉田	0.50	0.08	〃
159	馬宿川	馬宿川	小路谷川	川股	1.77	1.53	〃
160	馬宿川	馬宿川	橘谷川	川股	1.16	0.45	〃
161	菜切川	菜切川	イズミダニ川	黒羽	0.33	0.06	〃
162	菜切川	菜切川	ギオン山谷川	黒羽	0.25	0.03	〃
163	坂元川	坂元川	観音谷川	坂元	0.40	0.05	〃
164	坂元川	小坂川	小坂川	坂元	0.76	0.19	〃
165	本村川	本村川	上開川	坂元	0.22	0.03	〃
166	湊川	湊川	藤井川	白鳥	0.48	0.08	〃
167	湊川	湊川	上末国川	入野山	0.13	0.02	〃
168	湊川	湊川	森光川	入野山	0.88	0.30	〃
169	湊川	湊川	善福寺川	入野山	2.31	0.77	〃
170	湊川	湊川	東端川	入野山	0.37	0.08	〃
171	湊川	湊川	西尾谷川	入野山	0.81	0.40	〃
172	湊川	湊川	端上川	入野山	0.30	0.04	〃
173	湊川	湊川	西笠ヶ峰川	五名	0.66	0.13	〃
174	湊川	湊川	笠ヶ峰川	五名	0.87	0.18	〃
175	湊川	湊川	上日下川	五名	0.26	0.07	〃
176	湊川	湊川	南村上川	五名	0.23	0.03	〃
177	湊川	湊川	太郎川	五名	0.84	0.35	〃
178	湊川	湊川	西太郎川	五名	0.55	0.15	〃
179	湊川	湊川	掛橋川	五名	0.52	0.19	〃

番号	河川名			位置 字	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	
180	湊川	湊川	堂床川	五名	0.63	0.15	長尾土木事務所
181	湊川	湊川	湊川	五名	0.85	0.49	〃
182	湊川	湊川	北鈴竹川	五名	0.52	0.11	〃
183	湊川	湊川	南鈴竹川	五名	0.43	0.15	〃
184	湊川	湊川	椿原西栄川	五名	0.73	0.11	〃
185	湊川	湊川	椿原栄川	五名	0.13	0.01	〃
186	湊川	湊川	西小屋谷川	五名	0.13	0.01	〃
187	湊川	湊川	小屋谷川	五名	1.08	0.35	〃
188	湊川	湊川	東小屋谷川	五名	0.26	0.03	〃
189	湊川	湊川	大曲川	五名	0.39	0.07	〃
190	湊川	湊川	口船川	五名	1.12	0.76	〃
191	湊川	黒川	枯松川	入野山	0.74	0.16	〃
192	湊川	黒川	中老川	入野山	0.90	0.39	〃
193	湊川	黒川	中老東川	入野山	0.80	0.17	〃
194	湊川	定久川	下定久川	入野山	0.53	0.09	〃
195	湊川	黒川	柳谷川	入野山	1.16	0.44	〃
196	湊川	黒川	北柳谷川	入野山	0.20	0.03	〃
197	湊川	湊川	多嶮谷川	入野山	0.73	0.11	〃
198	湊川	正守川	前山川	入野山	0.24	0.04	〃
199	湊川	兼弘川	北土屋川	与田山	0.27	0.03	〃
200	湊川	兼弘川	土居谷川	与田山	0.69	0.11	〃
201	湊川	兼弘川	乗次川	与田山	0.63	0.12	〃
202	湊川	兼弘川	乗次南川	与田山	0.30	0.04	〃
203	湊川	兼弘川	漆谷川	西山	0.22	0.07	〃
204	湊川	兼弘川	北漆谷川	西山	0.34	0.05	〃
205	湊川	湊川	平間川	西山	0.69	0.15	〃
206	湊川	東山川	新池谷川	東山	0.81	0.14	〃
207	湊川	東山川	瓜生野谷川	東山	0.51	0.18	〃
208	中川	中川	森通川	湊	0.21	0.03	〃
209	吉野川	日開谷川	西甫ヶ谷川	五名	0.09	0.01	〃

番号	河川名			位置 字	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	
210	吉野川	日開谷川	口船川	五名	0.24	0.03	長尾土木事務所
211	吉野川	日開谷川	奥柳谷上川	五名	0.13	0.02	〃
212	吉野川	日開谷川	奥柳谷中川	五名	0.11	0.01	〃
213	吉野川	日開谷川	奥柳谷川	五名	0.08	0.01	〃
214	吉野川	日開谷川	奥柳谷下川	五名	0.33	0.03	〃
215	吉野川	日開谷川	日塚川	五名	0.55	0.08	〃
216	吉野川	日開谷川	北日塚川	五名	0.11	0.01	〃
217	吉野川	日開谷川	西ヶ谷川	五名	0.38	0.06	〃
218	吉野川	日開谷川	西ヶ谷上川	五名	0.08	0.01	〃
219	吉野川	日開谷川	西ヶ谷中川	五名	0.11	0.01	〃
220	吉野川	日開谷川	西ヶ谷下川	五名	0.16	0.01	〃
221	吉野川	宮川	向谷川	五名	0.10	0.02	〃
222	吉野川	宮川	持寄川	五名	0.19	0.05	〃
223	吉野川	宮川	庚申谷川	五名	0.22	0.04	〃
224	吉野川	宮川	茂津田川	五名	0.38	0.08	〃
225	吉野川	宮川	影木屋川	五名	0.35	0.07	〃
226	吉野川	宮川	南影木屋川	五名	0.22	0.04	〃
227	吉野川	宮川	西谷川	五名	1.45	0.68	〃
228	吉野川	宮川	東間土川	五名	0.12	0.01	〃
229	吉野川	宮川	間土川	五名	0.48	0.12	〃
230	吉野川	大影谷川	長野西川	五名	0.25	0.03	〃
231	吉野川	大影谷川	大家川	五名	0.18	0.03	〃
232	吉野川	大影谷川	西大家川	五名	0.08	0.01	〃
233	吉野川	大影谷川	猪谷川	五名	0.63	0.21	〃
234	吉野川	大影谷川	南角上川	五名	0.18	0.03	〃
235	吉野川	大影谷川	中角上川	五名	0.16	0.02	〃
236	吉野川	大影谷川	北角上川	五名	0.28	0.06	〃
237	吉野川	大影谷川	南前原川	五名	0.24	0.06	〃
238	吉野川	大影谷川	前原川	五名	0.91	0.35	〃
239	吉野川	大影谷川	大影谷川	五名	1.23	0.81	〃

番号	河川名			位置 字	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	
240	吉野川	大影谷川	西大影谷川	五名	0.36	0.14	長尾土木事務所
241	吉野川	大影谷川	中払川	五名	0.19	0.04	〃
242	吉野川	大影谷川	黒川	五名	0.10	0.01	〃
243	吉野川	大影谷川	西黒川	五名	0.22	0.03	〃
244	田尻川	田尻川	平間東川	馬篠	0.29	0.03	〃
245	谷川	谷川	櫛谷川	馬篠	0.12	0.02	〃
246	間谷川	間谷川	新池川	小磯	0.10	0.01	〃
247	明神川	明神川	百舌ヶ谷川	小磯	0.37	0.06	〃
248	明神川	明神川	明神川	小磯	0.33	0.07	〃
249	番屋川	北川	大山谷川	小磯	0.16	0.02	〃
250	番屋川	北川	浦池谷川	小磯	0.39	0.09	〃
251	番屋川	北川	浦池谷下川	小磯	0.07	0.01	〃
252	番屋川	北川	福ヶ谷川	小磯	0.07	0.01	〃
253	番屋川	北川	新池川	町田	0.24	0.05	〃
254	番屋川	玉の池川	玉の池川	小砂	0.17	0.04	〃
255	番屋川	玉の池川	喜太郎池下川	小砂	0.06	0.01	〃
256	番屋川	玉の池川	喜太郎池上川	小砂	0.21	0.02	〃
257	番屋川	北川	間島川	中山	0.28	0.05	〃
258	番屋川	番屋川	長谷北川	三殿	0.17	0.03	〃
259	番屋川	楠谷川	中谷川	水主	0.33	0.04	〃
260	番屋川	楠谷川	北谷川	水主	0.65	0.11	〃
261	番屋川	楠谷川	大社池川	水主	0.68	0.11	〃
262	番屋川	楠谷川	本谷川	水主	0.58	0.15	〃
263	与田川	与田川	森の奥川	水主	0.29	0.05	〃
264	与田川	与田川	東国安下川	水主	0.35	0.07	〃
265	与田川	与田川	鍋黒川	水主	0.63	0.16	〃
266	与田川	与田川	仏坂川	水主	0.22	0.06	〃
267	与田川	与田川	北池谷川	水主	0.40	0.06	〃
268	与田川	与田川	国安中川	水主	0.36	0.06	〃
269	与田川	与田川	小谷上川	水主	0.23	0.03	〃

番号	河川名			位置 字	地形		関係事務所等
	水系名	河川名	溪流名		流路延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	
270	与田川	与田川	小谷川	水主	0.19	0.02	長尾土木事務所
271	与田川	与田川	梶ヶ谷川	水主	0.29	0.04	〃
272	与田川	笠松川	笠松川	水主	1.18	0.87	〃
273	与田川	笠松川	割石川	水主	0.65	0.07	〃
274	与田川	与田川	漆谷川	水主	0.46	0.07	〃
275	与田川	与田川	棒谷川	水主	0.50	0.06	〃
276	与田川	与田川	山の神川	水主	0.23	0.03	〃
277	与田川	与田川	本宮川	水主	1.29	0.37	〃
278	与田川	与田川	不動川	水主	0.08	0.01	〃
279	与田川	様松川	釜床川	水主	0.72	0.13	〃
280	与田川	様松川	水晶滝川	水主	1.59	0.92	〃
281	与田川	様松川	明神川	水主	1.36	0.59	〃
282	与田川	宮内川	飛ヶ丸川	水主	0.39	0.12	〃
283	与田川	与田川	大長谷川	水主	0.36	0.06	〃

### 【3-8 地すべり危険箇所】

番号	箇所名	河川名				関係事務所	地形		被害想定区域 内人家数 (戸)
		水系名	河川名	溪流名	大字		面積 (ha)	勾配 (度)	
1	端	湊川	湊川		入野山	長尾土木事務所	5.6	21	14
2	鈴竹	〃	〃	湊川	五名	〃	8.6	22	2
3	定久	〃	黒川	定久川	入野山	〃	36.3	26	2
4	五名	吉野川	宮川		五名	〃	10.3	17	1

### 【3-9 土砂災害警戒区域と警戒避難体制の整備事項】

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	告示番号
東かがわ市五名	上日下川	7-10-II	警戒	有	平成 18 年 7 月 18 日 香川県告示 第 519 号
〃	北日下川	7-13-I-1	警戒	有	
〃	北日下川	7-13-I-2	警戒	有	
〃	村上川	7-17-I	警戒	有	
〃	村上南川	7-18-I	警戒	有	
東かがわ市水主	笠松川	8-29-II	警戒	有	
〃	笠松下川	8-32-I	警戒	有	
〃	折金池川	8-33-I	警戒	有	
〃	宮内川	8-37-I	警戒	有	
東かがわ市五名	日下(1)	II-996	警戒	有	
〃	日下(2)	II-997	警戒	有	
〃	日下(3)	II-998	警戒	有	
〃	日下(4)	II-999	警戒	有	
〃	鈴竹(1)	II-1000	警戒	有	
〃	鈴竹(2)	II-1006	警戒	有	
東かがわ市五名	日根川	7-11-I	警戒	有	
〃	日下川	7-12-I-1	警戒	有	
〃	日下川	7-12-I-2	警戒	有	
〃	石ヶ小屋川	7-14-I	警戒	有	
〃	下石ヶ小屋川	7-15-I	警戒	有	
〃	東村上川	7-16-I	警戒	有	
〃	村上下川	7-19-I	警戒	有	
〃	東尾端川	7-20-I	警戒	有	
〃	尾端川	7-21-I	警戒	有	
〃	椿原川	7-22-I	警戒	有	
〃	中椿原川	7-23-I	警戒	有	
〃	下椿原川	7-24-I	警戒	有	
〃	西笠ヶ峰川	7-8-II	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示年月日 告示番号
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市五名	笠ヶ峰川	7-8-Ⅱ-1	警戒	有	平成19年 3月16日 香川県告示 第105号
〃	笠ヶ峰川	7-9-Ⅱ-2	警戒	有	
〃	南村上川	7-11-Ⅱ	警戒	有	
〃	太郎川	7-12-Ⅱ	警戒	有	
〃	西太郎川	7-13-Ⅱ	警戒	有	
〃	掛橋川	7-14-Ⅱ	警戒	有	
〃	堂床川	7-15-Ⅱ	警戒	有	
〃	湊川	7-16-Ⅱ	警戒	有	
〃	北鈴竹川	7-17-Ⅱ	警戒	有	
〃	南鈴竹川	7-18-Ⅱ	警戒	有	
〃	椿原西栄川	7-19-Ⅱ	警戒	有	
〃	椿原栄川	7-20-Ⅱ	警戒	有	
〃	西小屋谷川	7-21-Ⅱ	警戒	有	
〃	小屋谷川	7-22-Ⅱ	警戒	有	
〃	東小屋谷川	7-23-Ⅱ	警戒	有	
〃	大曲川	7-24-Ⅱ	警戒	有	
東かがわ市水主	笠松南川	8-34-Ⅰ	警戒	有	
〃	忠田川	8-36-Ⅰ	警戒	有	
〃	割石川	8-30-Ⅱ	警戒	有	
〃	明神川	8-38-Ⅱ	警戒	有	
東かがわ市五名	大櫓	Ⅰ-6	警戒	有	平成19年 9月11日 香川県告示 第443号
〃	大櫓(4)_1	Ⅰ-704	警戒	有	
〃	大櫓(4)_2	Ⅰ-704	警戒	有	
〃	大櫓(5)	Ⅰ-705	警戒	有	
〃	東大櫓(1)	Ⅱ-1001	警戒	有	
〃	東大櫓(2)	Ⅱ-1002	警戒	有	
〃	大櫓(2)	Ⅱ-1003	警戒	有	
〃	大櫓(3)	Ⅱ-1004	警戒	有	
〃	長野(1)	Ⅱ-1005	警戒	有	
〃	大櫓(6)	Ⅱ-1007	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示年月日 告示番号
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市五名	大櫛(7)	Ⅱ-1008	警戒	有	平成 19 年 9 月 11 日 香川県告示 第 443 号
"	大櫛(8)	Ⅱ-1009	警戒	有	
"	大櫛(9)	Ⅱ-1010	警戒	有	
"	長野(2)	Ⅱ-1011	警戒	有	
"	大櫛(11)	Ⅱ-1012	警戒	有	
"	大櫛(10)	Ⅱ-1013	警戒	有	
"	払川(1)	Ⅱ-1014	警戒	有	
"	払川(2)	Ⅱ-1015	警戒	有	
"	払川(3)_1	Ⅱ-1016	警戒	有	
"	払川(3)_2	Ⅱ-1016	警戒	有	
"	払川(4)	Ⅱ-1017	警戒	有	
"	払川(5)	Ⅱ-1018	警戒	有	
"	払川(6)	Ⅱ-1019	警戒	有	
"	払川(7)	Ⅱ-1020	警戒	有	
"	東大櫛(3)	Ⅲ-2909	警戒	有	
"	日根川	7-11-Ⅰ-2	警戒	有	
"	池の谷川	7-66-Ⅰ-1	警戒	有	
"	池の谷川	7-66-Ⅰ-2	警戒	有	
"	東大櫛川	7-67-Ⅰ	警戒	有	
"	池尻川	7-68-Ⅰ-1	警戒	有	
"	池尻川	7-68-Ⅰ-2	警戒	有	
"	甫ヶ谷川	7-69-Ⅰ-1	警戒	有	
"	甫ヶ谷川	7-69-Ⅰ-2	警戒	有	
"	日開谷川	7-70-Ⅰ	警戒	有	
"	大櫛川	7-71-Ⅰ	警戒	有	
"	西日開谷川	7-72-Ⅰ	警戒	有	
"	上日開谷川	7-73-Ⅰ	警戒	有	
"	上柳谷川	7-74-Ⅰ-1	警戒	有	
"	上柳谷川	7-75-Ⅰ-2	警戒	有	
"	下柳谷川	7-75-Ⅰ	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示年月日 告示番号
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市五名	蔵本川	7-76-I	警戒	有	平成19年 9月11日 香川県告示 第443号
〃	西小屋谷川	7-21-II-2	警戒	有	
〃	西甫ヶ谷川	7-44-II	警戒	有	
〃	口船川	7-45-II	警戒	有	
〃	奥柳谷上川	7-46-II	警戒	有	
〃	奥柳谷中川	7-47-II	警戒	有	
〃	奥柳谷川	7-48-II	警戒	有	
〃	奥柳谷下川	7-49-II	警戒	有	
〃	日塚川	7-50-II	警戒	有	
〃	北日塚川	7-51-II	警戒	有	
〃	西ヶ谷川	7-52-II	警戒	有	
〃	西ヶ谷中川	7-54-II	警戒	有	
〃	西ヶ谷下川	7-55-II	警戒	有	
〃	向谷川	7-56-II	警戒	有	
〃	持寄川	7-57-II	警戒	有	
〃	庚申谷川	7-58-II	警戒	有	
〃	茂津田川	7-59-II	警戒	有	
〃	影木屋川	7-60-II	警戒	有	
〃	南影木屋川	7-61-II	警戒	有	
〃	西谷川	7-62-II	警戒	有	
〃	東間土川	7-63-II	警戒	有	
〃	間土川	7-64-II	警戒	有	
〃	長野西川	7-65-II	警戒	有	
〃	大家川	7-66-II	警戒	有	
〃	西大家川	7-67-II	警戒	有	
〃	猪谷川	7-68-II	警戒	有	
〃	南角上川	7-69-II	警戒	有	
〃	中角上川	7-70-II	警戒	有	
〃	北角上川	7-71-II	警戒	有	
〃	南前原川	7-72-II	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示年月日 告示番号
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市五名	前原川	7-73-Ⅱ-1	警戒	有	平成 19 年 9 月 11 日 香川県告示 第 443 号
〃	前原川	7-73-Ⅱ-2	警戒	有	
〃	大影谷川	7-74-Ⅱ	警戒	有	
〃	西大影谷川	7-75-Ⅱ	警戒	有	
〃	中払川	7-76-Ⅱ	警戒	有	
〃	黒川	7-77-Ⅱ	警戒	有	
〃	西黒川	7-78-Ⅱ	警戒	有	
東かがわ市五名	上日下川	7-10-Ⅱ	特別警戒	有	平成 20 年 2 月 22 日 香川県告示 第 79 号
〃	北日下川	7-13-Ⅰ-2	特別警戒	有	
東かがわ市五名	東村上川	7-16-Ⅰ-2	警戒	有	平成 20 年 11 月 21 日 香川県告示 第 510 号
〃	日根川	7-11-Ⅰ-1	特別警戒	有	
〃	日根川	7-11-Ⅰ-2	特別警戒	有	
〃	日下川	7-12-Ⅰ-1	特別警戒	有	
〃	日下川	7-12-Ⅰ-2	特別警戒	有	
〃	石ヶ小屋川	7-14-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	東村上川	7-16-Ⅰ-1	特別警戒	有	
〃	東村上川	7-16-Ⅰ-2	特別警戒	有	
〃	村上下川	7-19-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	東尾端川	7-20-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	尾端川	7-21-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	椿原川	7-22-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	下椿原川	7-24-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	西笠ヶ峰川	7-8-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	笠ヶ峰川	7-9-Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	笠ヶ峰川	7-9-Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	南村上川	7-11-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	太郎川	7-12-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	西太郎川	7-13-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	掛橋川	7-14-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	堂床川	7-15-Ⅱ	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示年月日 告示番号	
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載		
東かがわ市五名	湊川	7-16-II	特別警戒	有	平成 20 年 11 月 21 日 香川県告示 第 510 号	
〃	北鈴竹川	7-17-II	特別警戒	有		
〃	南鈴竹川	7-18-II	特別警戒	有		
〃	椿原西栄川	7-19-II	特別警戒	有		
〃	西小屋谷川	7-21-II-1	特別警戒	有		
〃	西小屋谷川	7-21-II-2	特別警戒	有		
〃	小屋谷川	7-22-II	特別警戒	有		
〃	東小屋谷川	7-23-II	特別警戒	有		
〃	大曲川	7-24-II	特別警戒	有		
〃	日下(1)	II-996	特別警戒	有		
〃	日下(2)	II-997	特別警戒	有		
〃	日下(3)	II-998	特別警戒	有		
〃	日下(4)	II-999	特別警戒	有		
〃	鈴竹(1)	II-1000	特別警戒	有		
〃	鈴竹(2)	II-1006	特別警戒	有		
東かがわ市五名	大楢	I-6	特別警戒	有		平成 21 年 9 月 29 日 香川県告示 第 457 号
〃	大楢_2	I-6	特別警戒	有		
〃	大楢_3	I-6	特別警戒	有		
〃	大楢(4)_1	I-704	特別警戒	有		
〃	大楢(4)_2	I-704	特別警戒	有		
〃	大楢(4)_3	I-704	特別警戒	有		
〃	大楢(4)_4	I-704	特別警戒	有		
〃	大楢(4)_5	I-704	特別警戒	有		
〃	大楢(4)_6	I-704	特別警戒	有		
〃	大楢(5)	I-705	特別警戒	有		
〃	大楢(5)_2	I-705	特別警戒	有		
〃	東大楢(1)	II-1001	特別警戒	有		
〃	東大楢(2)	II-1002	特別警戒	有		
〃	東大楢(2)_2	II-1002	特別警戒	有		
〃	大楢(2)	II-1003	特別警戒	有		

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市五名	大櫛(2)_2	Ⅱ-1003	特別警戒	有	平成 21 年 9 月 29 日 香川県告示 第 457 号
〃	大櫛(3)	Ⅱ-1004	特別警戒	有	
〃	長野(1)	Ⅱ-1005	特別警戒	有	
〃	大櫛(6)	Ⅱ-1007	特別警戒	有	
〃	大櫛(6)_2	Ⅱ-1007	特別警戒	有	
〃	大櫛(7)	Ⅱ-1008	特別警戒	有	
〃	大櫛(7)_2	Ⅱ-1008	特別警戒	有	
〃	大櫛(7)_3	Ⅱ-1008	特別警戒	有	
〃	大櫛(7)_4	Ⅱ-1008	特別警戒	有	
〃	大櫛(8)	Ⅱ-1009	特別警戒	有	
〃	大櫛(8)_2	Ⅱ-1009	特別警戒	有	
〃	大櫛(9)	Ⅱ-1010	特別警戒	有	
〃	大櫛(9)_2	Ⅱ-1010	特別警戒	有	
〃	大櫛(9)_3	Ⅱ-1010	特別警戒	有	
〃	長野(2)	Ⅱ-1011	特別警戒	有	
〃	大櫛(11)	Ⅱ-1012	特別警戒	有	
〃	大櫛(10)	Ⅱ-1013	特別警戒	有	
〃	大櫛(10)_2	Ⅱ-1013	特別警戒	有	
〃	払川(1)	Ⅱ-1014	特別警戒	有	
〃	払川(2)	Ⅱ-1015	特別警戒	有	
〃	払川(2)_2	Ⅱ-1015	特別警戒	有	
〃	払川(3)_1	Ⅱ-1016	特別警戒	有	
〃	払川(3)_2	Ⅱ-1016	特別警戒	有	
〃	払川(4)	Ⅱ-1017	特別警戒	有	
〃	払川(4)_2	Ⅱ-1017	特別警戒	有	
〃	払川(4)_3	Ⅱ-1017	特別警戒	有	
〃	払川(5)	Ⅱ-1018	特別警戒	有	
〃	払川(6)	Ⅱ-1019	特別警戒	有	
〃	払川(7)	Ⅱ-1020	特別警戒	有	
〃	東大櫛(3)	Ⅲ-2029	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市五名	池の谷川	7-66- I	特別警戒	有	平成 21 年 9 月 29 日 香川県告示 第 457 号
〃	東大櫛川	7-67- I	特別警戒	有	
〃	池尻川	7-68- I -1	特別警戒	有	
〃	池尻川	7-68- I -2	特別警戒	有	
〃	甫ヶ谷川	7-69- I -1	特別警戒	有	
〃	甫ヶ谷川	7-69- I -2	特別警戒	有	
〃	大櫛川	7-71- I	特別警戒	有	
〃	上日開谷川	7-73- I	特別警戒	有	
〃	下柳谷川	7-75- I	特別警戒	有	
〃	蔵本川	7-76- I -1	特別警戒	有	
〃	西甫ヶ谷川	7-44- II	特別警戒	有	
〃	口船川	7-45- II	特別警戒	有	
〃	奥柳谷上川	7-46- II	特別警戒	有	
〃	奥柳谷川	7-48- II	特別警戒	有	
〃	日塚川	7-50- II	特別警戒	有	
〃	日塚川	7-50- II -2	特別警戒	有	
〃	北日塚川	7-51- II	特別警戒	有	
〃	西ヶ谷川	7-52- II	特別警戒	有	
〃	西ヶ谷上川	7-53- II	特別警戒	有	
〃	西ヶ谷中川	7-54- II	特別警戒	有	
〃	西ヶ谷下川	7-55- II	特別警戒	有	
〃	向谷川	7-56- II	特別警戒	有	
〃	持寄川	7-57- II	特別警戒	有	
〃	茂津田川	7-59- II	特別警戒	有	
〃	影木屋川	7-60- II	特別警戒	有	
〃	南影木屋川	7-61- II	特別警戒	有	
〃	西谷川	7-62- II	特別警戒	有	
〃	西谷川	7-62- II -2	特別警戒	有	
〃	間土川	7-64- II	特別警戒	有	
〃	間土川	7-64- II -2	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市五名	長野西川	7-65-Ⅱ	特別警戒	有	平成 21 年 9 月 29 日 香川県告示 第 457 号
〃	長野西川	7-65-Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	西大家川	7-67-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	猪谷川	7-68-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	南角上川	7-69-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	中角上川	7-70-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	北角上川	7-71-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	南前原川	7-72-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	前原川	7-73-Ⅱ-1	特別警戒	有	
〃	前原川	7-73-Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	西大影谷川	7-75-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	中払川	7-76-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	黒川	7-77-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	西黒川	7-78-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市松原	小松原	I-699	警戒	有	
〃	新川	Ⅲ-2902	警戒	有	
東かがわ市帰来	西山	Ⅲ-2903	警戒	有	
東かがわ市白鳥	藤井_1	I-121	警戒	有	
〃	藤井_2	I-121	警戒	有	
〃	東下_1	I-700	警戒	有	
〃	東下_2	I-700	警戒	有	
〃	西中村	Ⅲ-2905	警戒	有	
東かがわ市東山	常政(1)	Ⅱ-984	警戒	有	
〃	常政(2)	Ⅱ-985	警戒	有	
〃	狩居川_1	Ⅱ-986	警戒	有	
〃	狩居川_2	Ⅱ-986	警戒	有	
〃	中条面(1)	Ⅱ-987	警戒	有	
〃	常政(3)	Ⅲ-2904	警戒	有	
東かがわ市西山	兼弘(1)_1	Ⅱ-988	警戒	有	
〃	兼弘(1)_2	Ⅱ-988	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市西山	中条面(2)	Ⅱ-989	警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
"	兼弘(2)_1	Ⅲ-2906	警戒	有	
"	兼弘(2)_2	Ⅲ-2906	警戒	有	
東かがわ市与田山	兼弘(2)_3	Ⅲ-2906	警戒	有	
"	兼弘(2)_4	Ⅲ-2906	警戒	有	
"	兼弘(2)_5	Ⅲ-2906	警戒	有	
"	末国_1	Ⅱ-291	警戒	有	
東かがわ市入野山	末国_2	Ⅱ-291	警戒	有	
"	末国_3	Ⅱ-291	警戒	有	
"	末国_4	Ⅱ-291	警戒	有	
"	入野山	I-7	警戒	有	
"	入野山(1)_1	I-8	警戒	有	
"	入野山(1)_2	I-8	警戒	有	
"	入野山(1)_3	I-8	警戒	有	
"	入野山(1)_4	I-8	警戒	有	
"	入野山(1)_5	I-8	警戒	有	
"	入野山(1)_6	I-8	警戒	有	
"	入野山(1)_7	I-8	警戒	有	
"	入野山(1)_8	I-8	警戒	有	
"	上山_1	I-9	警戒	有	
"	上山_2	I-9	警戒	有	
"	上山_3	I-9	警戒	有	
"	上山_4	I-9	警戒	有	
"	黒川(4)_1	I-702	警戒	有	
"	黒川(4)_2	I-702	警戒	有	
"	黒川(3)	I-703	警戒	有	
"	黒川(1)_1	I-947	警戒	有	
"	黒川(1)_2	I-947	警戒	有	
"	黒川(2)	Ⅱ-990	警戒	有	
"	黒川(5)	Ⅱ-991	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市入野山	黒川(6)_1	Ⅱ-992	警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
"	黒川(6)_2	Ⅱ-992	警戒	有	
"	黒川(6)_3	Ⅱ-992	警戒	有	
"	黒川(6)_4	Ⅱ-992	警戒	有	
"	黒川(6)_5	Ⅱ-992	警戒	有	
"	端(1)	Ⅱ-993	警戒	有	
"	端(2)	Ⅱ-994	警戒	有	
"	端(3)	Ⅱ-995	警戒	有	
"	大松_1	Ⅲ-2907	警戒	有	
"	大松_2	Ⅲ-2907	警戒	有	
"	大松_3	Ⅲ-2907	警戒	有	
"	大松_4	Ⅲ-2907	警戒	有	
"	大松_5	Ⅲ-2907	警戒	有	
"	定久_1	Ⅲ-2908	警戒	有	
"	定久_2	Ⅲ-2908	警戒	有	
"	定久_3	Ⅲ-2908	警戒	有	
東かがわ市伊座	伊座川	7-62-Ⅰ-1	警戒	有	
"	伊座川	7-62-Ⅰ-2	警戒	有	
"	伊座川	7-62-Ⅰ-3	警戒	有	
"	中伊座川	7-63-Ⅰ	警戒	有	
"	下伊座南川	7-64-Ⅰ	警戒	有	
東かがわ市松原	大谷川	7-65-Ⅰ-1	警戒	有	
"	大谷川	7-65-Ⅰ-2	警戒	有	
東かがわ市帰来	田口川	7-59-Ⅰ	警戒	有	
"	中川	7-60-Ⅰ	警戒	有	
"	法月川	7-61-Ⅰ	警戒	有	
東かがわ市湊	森通川	7-43-Ⅱ	警戒	有	
東かがわ市白鳥	中村川	7-52-Ⅰ	警戒	有	
"	成重川	7-53-Ⅰ	警戒	有	
"	四房川	7-54-Ⅰ	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市白鳥	新川	7-55- I	警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
〃	戸石場川	7-56- I	警戒	有	
〃	東谷川	7-57- I	警戒	有	
〃	寺町川	7-58- I	警戒	有	
〃	藤井川	7-1- II-1	警戒	有	
〃	藤井川	7-1- II-2	警戒	有	
東かがわ市東山	東山川	7-45- I	警戒	有	
〃	西友国川	7-46- I	警戒	有	
〃	大柱西川	7-47- I	警戒	有	
〃	友国川	7-48- I	警戒	有	
〃	常政川	7-49- I	警戒	有	
〃	常政東川	7-50- I	警戒	有	
〃	簿木川	7-51- I-1	警戒	有	
〃	簿木川	7-51- I-2	警戒	有	
〃	新池谷川	7-41- II	警戒	有	
〃	瓜生野谷川	7-42- II	警戒	有	
東かがわ市西山	金剛寺川	7-1- I	警戒	有	
〃	南金剛寺川	7-2- I	警戒	有	
〃	西金剛寺川	7-3- I	警戒	有	
〃	兼弘東川	7-44- I-1	警戒	有	
〃	兼弘東川	7-44- I-2	警戒	有	
〃	漆谷川	7-38- II	警戒	有	
〃	北漆谷川	7-39- II	警戒	有	
〃	平間川	7-40- II	警戒	有	
東かがわ市与田山	天王北川	7-4- I	警戒	有	
〃	天王南川	7-5- I	警戒	有	
〃	平松川	7-37- I	警戒	有	
〃	森兼川	7-38- I	警戒	有	
〃	友森川	7-39- I	警戒	有	
〃	がま谷川	7-40- I	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市与田山	森行池ノ谷川	7-41-I-1	警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
"	森行池ノ谷川	7-41-I-2	警戒	有	
"	行成川	7-42-I-2	警戒	有	
"	東行成川	7-43-I-1	警戒	有	
"	東行成川	7-43-I-2	警戒	有	
"	北土屋川	7-34-II	警戒	有	
"	土居谷川	7-35-II	警戒	有	
"	乗次川	7-36-II	警戒	有	
"	乗次南川	7-37-II	警戒	有	
東かがわ市入野山	寸座川	7-6-I	警戒	有	
"	三宝寺川	7-7-I	警戒	有	
"	大多尾川	7-8-I	警戒	有	
"	梅山川	7-9-I	警戒	有	
"	西梅山川	7-10-I	警戒	有	
"	定久西川	7-25-I-1	警戒	有	
"	定久西川	7-25-I-2	警戒	有	
"	西定久川	7-26-I	警戒	有	
"	定久下川	7-27-I	警戒	有	
"	定久川	7-28-I	警戒	有	
"	定久東川	7-29-I	警戒	有	
"	寛四川	7-30-I	警戒	有	
"	堀池川	7-31-I	警戒	有	
"	きび谷川	7-32-I	警戒	有	
"	南泉畑川	7-33-I	警戒	有	
"	正守川	7-34-I	警戒	有	
"	泉畑川	7-35-I	警戒	有	
"	正守川	7-36-I	警戒	有	
"	上末国川	7-2-II-1	警戒	有	
"	上末国川	7-2-II-2	警戒	有	
"	森光川	7-3-II	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市入野山	善福寺川	7-4-Ⅱ	警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
〃	東端川	7-5-Ⅱ	警戒	有	
〃	西尾谷川	7-6-Ⅱ	警戒	有	
〃	端上川	7-7-Ⅱ	警戒	有	
〃	枯松川	7-26-Ⅱ	警戒	有	
〃	中老川	7-27-Ⅱ-1	警戒	有	
〃	中老川	7-27-Ⅱ-2	警戒	有	
〃	中老川	7-27-Ⅱ-3	警戒	有	
〃	中老東川	7-28-Ⅱ-1	警戒	有	
〃	中老東川	7-28-Ⅱ-2	警戒	有	
〃	中老東川	7-28-Ⅱ-3	警戒	有	
〃	下定久川	7-29-Ⅱ	警戒	有	
〃	柳谷川	7-30-Ⅱ	警戒	有	
〃	北柳谷川	7-31-Ⅱ-1	警戒	有	
〃	北柳谷川	7-31-Ⅱ-2	警戒	有	
〃	多嶮谷川	7-32-Ⅱ	警戒	有	
〃	前山川	7-33-Ⅱ	警戒	有	
東かがわ市五名	口船川	7-25-Ⅱ	警戒	有	
東かがわ市松原	小松原	I-699	特別警戒	有	
〃	新川	Ⅲ-2902	特別警戒	有	
東かがわ市帰来	西山	Ⅲ-2903	特別警戒	有	
東かがわ市白鳥	藤井_1	I-121	特別警戒	有	
〃	藤井_2	I-121	特別警戒	有	
〃	東下_1	I-700	特別警戒	有	
〃	東下_2	I-700	特別警戒	有	
〃	西中村	Ⅲ-2905	特別警戒	有	
東かがわ市東山	常政(1)	Ⅱ-984	特別警戒	有	
〃	常政(2)	Ⅱ-985	特別警戒	有	
〃	狩居川_1	Ⅱ-986	特別警戒	有	
〃	狩居川_2	Ⅱ-986	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市東山	中条面(1)	Ⅱ-987	特別警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
〃	常政(3)	Ⅲ-2904	特別警戒	有	
東かがわ市西山	兼弘(1)_1	Ⅱ-988	特別警戒	有	
〃	兼弘(1)_2	Ⅱ-988	特別警戒	有	
〃	中条面(2)	Ⅱ-989	特別警戒	有	
〃	兼弘(2)_1	Ⅲ-2906	特別警戒	有	
〃	兼弘(2)_2	Ⅲ-2906	特別警戒	有	
東かがわ市与田山	兼弘(2)_3	Ⅲ-2906	特別警戒	有	
〃	兼弘(2)_4	Ⅲ-2906	特別警戒	有	
〃	兼弘(2)_5	Ⅲ-2906	特別警戒	有	
〃	末国_1	Ⅱ-291	特別警戒	有	
東かがわ市入野山	末国_2	Ⅱ-291	特別警戒	有	
〃	末国_3	Ⅱ-291	特別警戒	有	
〃	末国_4	Ⅱ-291	特別警戒	有	
〃	入野山	I-7	特別警戒	有	
〃	入野山(1)_1	I-8	特別警戒	有	
〃	入野山(1)_2	I-8	特別警戒	有	
〃	入野山(1)_3	I-8	特別警戒	有	
〃	入野山(1)_4	I-8	特別警戒	有	
〃	入野山(1)_5	I-8	特別警戒	有	
〃	入野山(1)_6	I-8	特別警戒	有	
〃	入野山(1)_7	I-8	特別警戒	有	
〃	入野山(1)_8	I-8	特別警戒	有	
〃	上山_1	I-9	特別警戒	有	
〃	上山_2	I-9	特別警戒	有	
〃	上山_3	I-9	特別警戒	有	
〃	上山_4	I-9	特別警戒	有	
〃	黒川(4)_1	I-702	特別警戒	有	
〃	黒川(4)_2	I-702	特別警戒	有	
〃	黒川(3)	I-703	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市入野山	黒川(1)_1	I-947	特別警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
〃	黒川(1)_2	I-947	特別警戒	有	
〃	黒川(2)	II-990	特別警戒	有	
〃	黒川(5)	II-991	特別警戒	有	
〃	黒川(6)_1	II-992	特別警戒	有	
〃	黒川(6)_2	II-992	特別警戒	有	
〃	黒川(6)_3	II-992	特別警戒	有	
〃	黒川(6)_4	II-992	特別警戒	有	
〃	黒川(6)_5	II-992	特別警戒	有	
〃	端(1)	II-993	特別警戒	有	
〃	端(2)	II-994	特別警戒	有	
〃	端(3)	II-995	特別警戒	有	
〃	大松_1	III-297	特別警戒	有	
〃	大松_2	III-2907	特別警戒	有	
〃	大松_3	III-2907	特別警戒	有	
〃	大松_4	III-2907	特別警戒	有	
〃	大松_5	III-2907	特別警戒	有	
〃	定久_1	III-2908	特別警戒	有	
〃	定久_2	III-2908	特別警戒	有	
〃	定久_3	III-2908	特別警戒	有	
東かがわ市伊座	伊座川	7-62-I-2	特別警戒	有	
〃	伊座川	7-62-I-3	特別警戒	有	
〃	中伊座川	7-63-I	特別警戒	有	
〃	下伊座南川	7-64-I	特別警戒	有	
東かがわ市松原	大谷川	7-65-I-1	特別警戒	有	
〃	大谷川	7-65-I-2	特別警戒	有	
東かがわ市帰来	田口川	7-59-I	特別警戒	有	
〃	中川	7-60-I	特別警戒	有	
〃	法月川	7-61-I	特別警戒	有	
東かがわ市湊	森通川	7-43-II	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市白鳥	中村川	7-52- I	特別警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
〃	戸石場川	7-56- I	特別警戒	有	
〃	寺町川	7-58- I	特別警戒	有	
〃	藤井川	7-1- II-1	特別警戒	有	
〃	藤井川	7-1- II-2	特別警戒	有	
東かがわ市東山	東山川	7-45- I	特別警戒	有	
〃	西友国川	7-46- I	特別警戒	有	
〃	大柱西川	7-47- I	特別警戒	有	
〃	友国川	7-48- I	特別警戒	有	
〃	常政川	7-49- I	特別警戒	有	
〃	常政東川	7-50- I	特別警戒	有	
〃	簿木川	7-51- I-1	特別警戒	有	
〃	簿木川	7-51- I-2	特別警戒	有	
〃	新池谷川	7-41- II	特別警戒	有	
〃	瓜生野谷川	7-42- II	特別警戒	有	
東かがわ市西山	金剛寺川	7-1- I	特別警戒	有	
〃	南金剛寺川	7-2- I	特別警戒	有	
〃	西金剛寺川	7-3- I	特別警戒	有	
〃	兼弘東川	7-44- I-1	特別警戒	有	
〃	兼弘東川	7-44- I-2	特別警戒	有	
〃	漆谷川	7-38- II	特別警戒	有	
〃	北漆谷川	7-39- II	特別警戒	有	
〃	平間川	7-40- II	特別警戒	有	
東かがわ市与田山	天王北川	7-4- I	特別警戒	有	
〃	天王南川	7-5- I	特別警戒	有	
〃	森兼川	7-38- I	特別警戒	有	
〃	がま谷川	7-40- I	特別警戒	有	
〃	森行池ノ谷川	7-41- I-1	特別警戒	有	
〃	森行池ノ谷川	7-41- I-2	特別警戒	有	
〃	行成川	7-42- I-1	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
〃	行成川	7-42-Ⅰ-2	特別警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
〃	東行成川	7-43-Ⅰ-1	特別警戒	有	
〃	東行成川	7-43-Ⅰ-2	特別警戒	有	
〃	北土屋川	7-34-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	土居谷川	7-35-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	乗次川	7-36-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	乗次南川	7-37-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市入野山	寸座川	7-6-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	大多尾川	7-8-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	梅山川	7-9-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	西梅山川	7-10-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	定久西川	7-25-Ⅰ-1	特別警戒	有	
〃	定久西川	7-25-Ⅰ-2	特別警戒	有	
〃	西定久川	7-26-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	定久下川	7-27-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	定久川	7-28-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	定久東川	7-29-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	寛四川	7-30-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	きび谷川	7-32-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	南泉畑川	7-33-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	泉畑川	7-35-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	正守川	7-36-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	上末国川	7-2-Ⅱ-1	特別警戒	有	
〃	上末国川	7-2-Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	森光川	7-3-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	善福寺川	7-4-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	東端川	7-5-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	西尾谷川	7-6-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	端上川	7-7-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	枯松川	7-26-Ⅱ	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市入野山	中老川	7-27-Ⅱ-1	特別警戒	有	平成 23 年 8 月 19 日 香川県告示 第 328 号
〃	中老川	7-27-Ⅱ-3	特別警戒	有	
〃	中老東川	7-28-Ⅱ-1	特別警戒	有	
〃	中老東川	7-28-Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	中老東川	7-28-Ⅱ-3	特別警戒	有	
〃	下定久川	7-29-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	柳谷川	7-30-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	北柳谷川	7-31-Ⅱ-1	特別警戒	有	
〃	北柳谷川	7-31-Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	多嶮谷川	7-32-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	前山川	7-33-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市五名	口船川	7-25-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市黒羽	定国	I-1	警戒	有	
〃	黒羽	Ⅲ-2896	警戒	有	
〃	定国(2)	Ⅲ-2897	警戒	有	
〃	道面(2)	Ⅲ-2899	警戒	有	
〃	道面(3)	Ⅲ-2900	警戒	有	
東かがわ市小海	北谷_1	I-3	警戒	有	
〃	北谷_2	I-3	警戒	有	
〃	北谷_3	I-3	警戒	有	
〃	北谷_4	I-3	警戒	有	
〃	北谷_5	I-3	警戒	有	
〃	北谷_6	I-3	警戒	有	
〃	北谷_7	I-3	警戒	有	
〃	別惣_1	I-4	警戒	有	
〃	別惣_2	I-4	警戒	有	
〃	近守(1)_1	Ⅱ-290	警戒	有	
〃	近守(1)_2	Ⅱ-290	警戒	有	
〃	川原谷	Ⅱ-975	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市小海	大下	Ⅱ-976	警戒	有	平成 24 年 3 月 23 日 香川県告示 第 148 号
"	南谷(1)_1	Ⅱ-977	警戒	有	
"	南谷(1)_2	Ⅱ-977	警戒	有	
"	南谷(2)	Ⅱ-978	警戒	有	
"	北谷下	Ⅱ-979	警戒	有	
"	松崎_1	Ⅱ-980	警戒	有	
"	松崎_2	Ⅱ-980	警戒	有	
"	北谷上_1	Ⅱ-981	警戒	有	
"	北谷上_2	Ⅱ-981	警戒	有	
"	北谷上_3	Ⅱ-981	警戒	有	
"	北谷上_4	Ⅱ-981	警戒	有	
"	北谷上_5	Ⅱ-981	警戒	有	
"	北谷上_6	Ⅱ-981	警戒	有	
"	北谷上_7	Ⅱ-981	警戒	有	
"	近守(2)_1	Ⅱ-982	警戒	有	
"	近守(2)_2	Ⅱ-982	警戒	有	
"	近守(2)_3	Ⅱ-982	警戒	有	
"	近守(3)_1	Ⅱ-983	警戒	有	
"	近守(3)_2	Ⅱ-983	警戒	有	
"	近守(3)_3	Ⅱ-983	警戒	有	
"	南谷(3)_1	Ⅲ-2901	警戒	有	
"	南谷(3)_2	Ⅲ-2901	警戒	有	
東かがわ市引田	坂ノ下	I-5	警戒	有	
"	宮ノ後_1	I-695	警戒	有	
"	宮ノ後_2	I-695	警戒	有	
"	坂ノ下(2)_1	I-696	警戒	有	
"	坂ノ下(2)_2	I-696	警戒	有	
"	坂ノ下(2)_3	I-696	警戒	有	
"	坂ノ下(2)_4	I-696	警戒	有	
"	坂ノ下(2)_5	I-696	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市引田	大道四丁目	I-697	警戒	有	平成 24 年 3 月 23 日 香川県告示 第 148 号
〃	原_1	I-698	警戒	有	
〃	原_2	I-698	警戒	有	
〃	原_3	I-698	警戒	有	
〃	大安戸_1	II-974	警戒	有	
〃	大安戸_2	II-974	警戒	有	
〃	大安戸_3	II-974	警戒	有	
東かがわ市川股	道面_1	II-2	警戒	有	
〃	道面_2	II-2	警戒	有	
〃	本村	II-972	警戒	有	
〃	川股_1	III-2898	警戒	有	
〃	川股_2	III-2898	警戒	有	
〃	川股_3	III-2898	警戒	有	
〃	川股_4	III-2898	警戒	有	
東かがわ市坂元	東上_1	II-971	警戒	有	
〃	東上_2	II-971	警戒	有	
東かがわ市吉田	石引	II-973	警戒	有	
東かがわ市三本松	前山(2)	I-100	警戒	有	
〃	前山(1)_1	I-113	警戒	有	
〃	前山(1)_2	I-113	警戒	有	
東かがわ市中筋	中筋東_1	I-101	警戒	有	
〃	中筋東_2	I-101	警戒	有	
〃	中筋東_3	I-101	警戒	有	
〃	中筋南	I-3	警戒	有	
東かがわ市町田	桃山台(1)	I-123	警戒	有	
〃	町田	II-1029	警戒	有	
〃	桃山台(2)	III-2913	警戒	有	
東かがわ市西村	川田北	II-1	警戒	有	
東かがわ市松崎	松崎	II-1022	警戒	有	
東かがわ市水主	楠谷	II-1023	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市水主	西村上_1	Ⅲ-2911	警戒	有	平成 24 年 3 月 23 日 香川県告示 第 148 号
〃	西村上_2	Ⅲ-2911	警戒	有	
〃	水主第 3_1	Ⅲ-2912	警戒	有	
〃	水主第 3_2	Ⅲ-2912	警戒	有	
東かがわ市黒羽	菜切川	6-19- I	警戒	有	
〃	保田池川	6-20- I	警戒	有	
〃	橘谷川	6-18- II	警戒	有	
〃	イズミダニ川	6-19- II	警戒	有	
〃	ギオン山谷川	6-20- II	警戒	有	
東かがわ市小海	石池川	6-1- I -1	警戒	有	
〃	石池川	6-1- I -2	警戒	有	
〃	石池川	6-1- I -3	警戒	有	
〃	小入谷川①	6-2- I	警戒	有	
〃	小入谷川②	6-3- I	警戒	有	
〃	三郎谷川	6-4- I -1	警戒	有	
〃	三郎谷川	6-4- I -2	警戒	有	
〃	黒谷川	6-5- I	警戒	有	
〃	柞川	6-6- I	警戒	有	
〃	大戸川	6-7- I -1	警戒	有	
〃	大戸川	6-7- I -2	警戒	有	
〃	熊谷川	6-8- I -1	警戒	有	
〃	熊谷川	6-8- I -2	警戒	有	
〃	新上川	6-9- I	警戒	有	
〃	松崎川①	6-10- I	警戒	有	
〃	松崎川②	6-11- I	警戒	有	
〃	松崎川③	6-12- I	警戒	有	
〃	新平間川	6-13- I	警戒	有	
〃	南谷川	6-14- I	警戒	有	
〃	川北川	6-3- II	警戒	有	
〃	小入谷川③	6-4- II	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市小海	小入谷川④	6-5-II	警戒	有	平成 24 年 3 月 23 日 香川県告示 第 148 号
〃	小入谷川⑤	6-6-II	警戒	有	
〃	ウラン谷川	6-7-II	警戒	有	
〃	ウブガ谷川	6-8-II	警戒	有	
〃	オオヨコエ川	6-9-II	警戒	有	
〃	東谷川	6-10-II-1	警戒	有	
〃	東谷川	6-10-II-2	警戒	有	
〃	西谷川	6-11-II	警戒	有	
〃	オオヘリ川	6-12-II	警戒	有	
〃	山谷川	6-13-II	警戒	有	
〃	小海川	6-14-II	警戒	有	
東かがわ市引田	檜川	6-1-II	警戒	有	
〃	安戸中川	6-2-II	警戒	有	
〃	古川	6-15-II	警戒	有	
東かがわ市川股	内宇谷川	6-15-I	警戒	有	
〃	フロントタニ川	6-16-I	警戒	有	
〃	石上川	6-17-I	警戒	有	
〃	天神谷川	6-18-I	警戒	有	
〃	小路谷川	6-17-II	警戒	有	
東かがわ市坂元	大谷川	6-22-I	警戒	有	
〃	観音谷川	6-21-II	警戒	有	
〃	小坂川	6-22-II	警戒	有	
〃	上開川	6-23-II	警戒	有	
東かがわ市吉田	鹿庭川	6-16-II	警戒	有	
東かがわ市南野	坂本川	6-21-I	警戒	有	
東かがわ市水主	大社川	8-29-I	警戒	有	
〃	風呂川	8-39-I	警戒	有	
〃	風呂谷川	8-40-I	警戒	有	
〃	国光西川	8-41-I	警戒	有	
〃	国光川	8-42-I	警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市水主	別所川	8-43-I	警戒	有	平成 24 年 3 月 23 日 香川県告示 第 148 号
〃	中谷川	8-16-II	警戒	有	
〃	北谷川	8-17-II	警戒	有	
〃	大社池川	8-18-II	警戒	有	
〃	本谷川	8-19-II	警戒	有	
〃	大長谷川	8-40-II	警戒	有	
東かがわ市川東	古川	8-44-I	警戒	有	
東かがわ市黒羽	定国	I-1	特別警戒	有	
〃	黒羽	Ⅲ-2896	特別警戒	有	
〃	定国(2)	Ⅲ-2897	特別警戒	有	
〃	道面(2)	Ⅲ-2899	特別警戒	有	
〃	道面(3)	Ⅲ-2900	特別警戒	有	
東かがわ市小海	北谷_1	I-3	特別警戒	有	
〃	北谷_2	I-3	特別警戒	有	
〃	北谷_3	I-3	特別警戒	有	
〃	北谷_4	I-3	特別警戒	有	
〃	北谷_5	I-3	特別警戒	有	
〃	北谷_6	I-3	特別警戒	有	
〃	北谷_7	I-3	特別警戒	有	
〃	別惣_1	I-4	特別警戒	有	
〃	別惣_2	I-4	特別警戒	有	
〃	近守(1)_1	Ⅱ-290	特別警戒	有	
〃	近守(1)_2	Ⅱ-290	特別警戒	有	
〃	川原谷	Ⅱ-975	特別警戒	有	
〃	大下	Ⅱ-976	特別警戒	有	
〃	南谷(1)_1	Ⅱ-977	特別警戒	有	
〃	南谷(1)_2	Ⅱ-977	特別警戒	有	
〃	南谷(2)	Ⅱ-978	特別警戒	有	
〃	北谷下	Ⅱ-979	特別警戒	有	
〃	松崎_1	Ⅱ-980	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市小海	松崎_2	Ⅱ-980	特別警戒	有	平成 24 年 3 月 23 日 香川県告示 第 148 号
〃	北谷上_1	Ⅱ-981	特別警戒	有	
〃	北谷上_2	Ⅱ-981	特別警戒	有	
〃	北谷上_3	Ⅱ-981	特別警戒	有	
〃	北谷上_4	Ⅱ-981	特別警戒	有	
〃	北谷上_5	Ⅱ-981	特別警戒	有	
〃	北谷上_6	Ⅱ-981	特別警戒	有	
〃	北谷上_7	Ⅱ-981	特別警戒	有	
〃	近守(2)_1	Ⅱ-982	特別警戒	有	
〃	近守(2)_2	Ⅱ-982	特別警戒	有	
〃	近守(2)_3	Ⅱ-982	特別警戒	有	
〃	近守(3)_1	Ⅱ-983	特別警戒	有	
〃	近守(3)_2	Ⅱ-983	特別警戒	有	
〃	近守(3)_3	Ⅱ-983	特別警戒	有	
〃	南谷(3)_1	Ⅲ-2901	特別警戒	有	
〃	南谷(3)_2	Ⅲ-2901	特別警戒	有	
東かがわ市引田	坂ノ下	I-5	特別警戒	有	
〃	宮ノ後_1	I-695	特別警戒	有	
〃	宮ノ後_2	I-695	特別警戒	有	
〃	坂ノ下(2)_1	I-696	特別警戒	有	
〃	坂ノ下(2)_2	I-696	特別警戒	有	
〃	坂ノ下(2)_3	I-696	特別警戒	有	
〃	坂ノ下(2)_4	I-696	特別警戒	有	
〃	坂ノ下(2)_5	I-696	特別警戒	有	
〃	大道四丁目	I-697	特別警戒	有	
〃	原_1	I-698	特別警戒	有	
〃	原_2	I-698	特別警戒	有	
〃	原_3	I-698	特別警戒	有	
〃	大安戸_1	Ⅱ-974	特別警戒	有	
〃	大安戸_2	Ⅱ-974	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市引田	大安戸_3	Ⅱ-974	特別警戒	有	平成24年 3月23日 香川県告示 第148号
東かがわ市川股	道面_1	Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	道面_2	Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	本村	Ⅱ-972	特別警戒	有	
〃	川股_1	Ⅲ-2898	特別警戒	有	
〃	川股_2	Ⅲ-2898	特別警戒	有	
〃	川股_3	Ⅲ-2898	特別警戒	有	
〃	川股_4	Ⅲ-2898	特別警戒	有	
東かがわ市坂元	東上_1	Ⅱ-971	特別警戒	有	
〃	東上_2	Ⅱ-971	特別警戒	有	
東かがわ市吉田	石引	Ⅱ-973	特別警戒	有	
東かがわ市三本松	前山(1)_2	I-113	特別警戒	有	
東かがわ市中筋	中筋東_1	I-101	特別警戒	有	
〃	中筋東_2	I-101	特別警戒	有	
〃	中筋東_3	I-101	特別警戒	有	
〃	中筋南	I-3	特別警戒	有	
東かがわ市町田	町田	Ⅱ-1029	特別警戒	有	
〃	桃山台(2)	Ⅲ-2913	特別警戒	有	
東かがわ市西村	川田北	Ⅱ-1	特別警戒	有	
東かがわ市松崎	松崎	Ⅱ-1022	特別警戒	有	
東かがわ市水主	楠谷	Ⅱ-1023	特別警戒	有	
〃	西村上_1	Ⅲ-2911	特別警戒	有	
〃	西村上_2	Ⅲ-2911	特別警戒	有	
〃	水主第3_1	Ⅲ-2912	特別警戒	有	
〃	水主第3_2	Ⅲ-2912	特別警戒	有	
東かがわ市黒羽	菜切川	6-19-I	特別警戒	有	
〃	保田池川	6-20-I	特別警戒	有	
〃	橘谷川	6-18-II	特別警戒	有	
〃	イズミダニ川	6-19-II	特別警戒	有	
東かがわ市小海	石池川	6-1-I-1	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市小海	石池川	6-1-I-3	特別警戒	有	平成24年 3月23日 香川県告示 第148号
〃	小入谷川①	6-2-I	特別警戒	有	
〃	小入谷川②	6-3-I	特別警戒	有	
〃	三郎谷川	6-4-I-1	特別警戒	有	
〃	三郎谷川	6-4-I-2	特別警戒	有	
〃	黒谷川	6-5-I	特別警戒	有	
〃	柞川	6-6-I	特別警戒	有	
〃	大戸川	6-7-I-1	特別警戒	有	
〃	大戸川	6-7-I-2	特別警戒	有	
〃	熊谷川	6-8-I-1	特別警戒	有	
〃	熊谷川	6-8-I-2	特別警戒	有	
〃	新上川	6-9-I	特別警戒	有	
〃	松崎川①	6-10-I	特別警戒	有	
〃	松崎川②	6-11-I	特別警戒	有	
〃	松崎川③	6-12-I	特別警戒	有	
〃	新平間川	6-13-I	特別警戒	有	
〃	ウブガ谷川	6-8-II	特別警戒	有	
〃	東谷川	6-10-II-1	特別警戒	有	
〃	東谷川	6-10-II-2	特別警戒	有	
〃	西谷川	6-11-II	特別警戒	有	
〃	オオヘリ川	6-12-II	特別警戒	有	
〃	山谷川	6-13-II	特別警戒	有	
〃	小海川	6-14-II	特別警戒	有	
東かがわ市引田	橙川	6-1-II	特別警戒	有	
〃	安戸中川	6-2-II	特別警戒	有	
〃	古川	6-15-II	特別警戒	有	
東かがわ市川股	内宇谷川	6-15-I	特別警戒	有	
〃	フロントニ川	6-16-I	特別警戒	有	
〃	石上川	6-17-I	特別警戒	有	
〃	天神谷川	6-18-I	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市川股	小坂川	6-22-Ⅱ	特別警戒	有	平成 24 年 3 月 23 日 香川県告示 第 148 号
〃	上開川	6-23-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市吉田	鹿庭川	6-16-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市南野	坂元川	6-21-Ⅰ	特別警戒	有	
東かがわ市水主	別所川	8-43-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	中谷川	8-16-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	北谷川	8-17-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	大社池川	8-18-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	大長谷川	8-40-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市川東	古川	8-44-Ⅰ	特別警戒	有	
東かがわ市町田	喜定(1)	Ⅰ-122	特別警戒	有	平成 25 年 4 月 16 日 香川県告示 第 221 号
〃	喜定(2)	Ⅱ-1021	特別警戒	有	
東かがわ市馬篠	馬篠	Ⅰ-112	特別警戒	有	
〃	馬篠(4)	Ⅰ-706	特別警戒	有	
〃	馬篠(3)	Ⅱ-1027	特別警戒	有	
〃	馬篠(2)	Ⅱ-1028	特別警戒	有	
東かがわ市水主	宮内	Ⅱ-1025	特別警戒	有	
〃	西内	Ⅱ-1026	特別警戒	有	
〃	向々原	Ⅱ-1030	特別警戒	有	
〃	国安	Ⅱ-1031	特別警戒	有	
〃	水主第1	Ⅲ-2914	特別警戒	有	
東かがわ市小磯	北小谷川	8-007-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	南小谷川	8-008-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	岡谷川	8-009-Ⅰ	警戒	有	
〃	新池川	8-003-Ⅱ	警戒	有	
〃	百舌ヶ谷川	8-004-Ⅱ	警戒	有	
〃	明神川	8-005-Ⅱ	警戒	有	
〃	大山谷川	8-006-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	浦池谷川	8-007-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	浦池谷下川	8-008-Ⅱ	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市小磯	福ヶ谷川	8-009-Ⅱ	特別警戒	有	平成 25 年 4 月 16 日 香川県告示 第 221 号
東かがわ市大谷	大谷川	8-010-Ⅰ	特別警戒	有	
東かがわ市町田	東谷川	8-011-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	新池川	8-010-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市馬篠	夏木谷川	8-001-Ⅰ-1	警戒	有	
〃	夏木谷川	8-001-Ⅰ-2	特別警戒	有	
〃	奥の森川	8-002-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	大谷川	8-003-Ⅰ-1	特別警戒	有	
〃	大谷川	8-003-Ⅰ-2	特別警戒	有	
東かがわ市馬篠	大谷川	8-003-Ⅰ-3	特別警戒	有	
〃	平谷川	8-004-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	中の谷川	8-005-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	間谷川	8-006-Ⅰ	警戒	有	
〃	平間東川	8-001-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	樺谷川	8-002-Ⅱ	警戒	有	
東かがわ市小砂	小砂川	8-012-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	玉の池川	8-011-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	喜太郎池下川	8-012-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	喜太郎池上川	8-013-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市三殿	長谷川	8-024-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	牛ヶ谷川	8-025-Ⅰ-1	特別警戒	有	
〃	牛ヶ谷川	8-025-Ⅰ-2	特別警戒	有	
〃	山崎川	8-026-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	明野川	8-027-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	石風呂川	8-028-Ⅰ	警戒	有	
〃	長谷北川	8-015-Ⅱ	特別警戒	有	
東かがわ市中山	上佛川	8-013-Ⅰ-1	特別警戒	有	
〃	上佛川	8-013-Ⅰ-2	特別警戒	有	
〃	樺谷川	8-014-Ⅰ	警戒	有	
〃	池国川	8-015-Ⅰ	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市中山	山の神川	8-016-Ⅰ-1	特別警戒	有	平成 25 年 4 月 16 日 香川県告示 第 221 号
東かがわ市中山	山の神川	8-016-Ⅰ-1	特別警戒	有	
〃	山の神川	8-016-Ⅰ-2	特別警戒	有	
〃	夜打谷川	8-017-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	城処壇川	8-018-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	隼篠川	8-019-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	普賢谷川	8-020-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	山岡川	8-021-Ⅰ	警戒	有	
〃	拝板谷川	8-022-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	城処川	8-023-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	間島川	8-014-Ⅱ-1	特別警戒	有	
〃	間島川	8-014-Ⅱ-2	特別警戒	有	
東かがわ市水主	国安川	8-030-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	国安南川	8-031-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	笠松南川	8-034-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	盛重川	8-035-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	額川	8-038-Ⅰ	特別警戒	有	
〃	森の奥川	8-020-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	東国安下川	8-021-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	鍋黒川	8-022-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	仏坂川	8-023-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	北池谷川	8-024-Ⅱ-1	特別警戒	有	
〃	北池谷川	8-024-Ⅱ-2	特別警戒	有	
〃	国安中川	8-025-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	小谷上川	8-026-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	小谷川	8-027-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	梶ヶ谷川	8-028-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	割石川	8-030-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	漆谷川	8-031-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	棒谷川	8-032-Ⅱ	特別警戒	有	

所在地	区域の名称		土砂災害警戒区域・特別警戒区域		告示番号 告示年月日
	箇所名	箇所番号		防災マップ掲載	
東かがわ市水主	山の神川	8-033-Ⅱ	特別警戒	有	平成 25 年 4 月 16 日 香川県告示 第 221 号
〃	山の神川	8-033-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	本宮川	8-034-Ⅱ	警戒	有	
〃	不動川	8-035-Ⅱ	警戒	有	
〃	釜床川	8-036-Ⅱ	警戒	有	
〃	水晶滝川	8-037-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	明神川	8-038-Ⅱ	特別警戒	有	
〃	飛ヶ丸川	8-039-Ⅱ-1	特別警戒	有	
〃	飛ヶ丸川	8-039-Ⅱ-2	特別警戒	有	
東かがわ市小磯	福ヶ谷川	8-9-Ⅱ-2	特別警戒	有	平成 27 年 2 月 17 日 香川県告示 第 45 号

※1 関係図書を香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所、東かがわ市事業部建設課に備え置いて縦覧に供する。また、香川県のホームページにも掲載。

※2 防災マップは、自治会区域ごとに作成しており、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、避難場所、避難経路等を掲載。各庁舎窓口で配布。

## 警戒避難体制の整備事項

土砂災害防止法第6条の規定に基づき土砂災害警戒区域の指定を受けた区域について、次のとおり警戒避難体制を整備する。

- 1 市と指定区域の市民等は協力して、避難場所及び避難路を選定し周知する。
- 2 指定区域の市民等は、前兆現象などに注意し異常を感じた場合や市から「自主避難」の呼びかけがあった場合は、あらかじめ決めておいた安全な場所に自主避難を行う。
- 3 指定区域の市民等は、市から「避難勧告・指示」があった場合は、あらかじめ定められた避難場所等に避難する。
- 4 市と指定区域の市民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、避難場所、避難経路、緊急連絡先や居住者状況等を記載した帳票を作成し相互に保持する。
- 5 市は、気象台から大雨注意報が発表され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。
- 6 市は、大雨警報（土砂災害）が発表され、引き続き強い雨が見込まれる場合は、「自主避難」を呼びかけ、また、土砂災害警戒情報が発令された場合は、直ちに「避難勧告・指示」を行う。
- 7 市は、大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報が発表され、今後の降雨が見込まれない場合であっても、指定区域を巡視し、危険性の高い区域には、「自主避難」の呼びかけ又は「避難勧告・指示」を行う。
- 8 避難勧告等の防災情報については、IP告知放送端末、防災行政無線、広報車、メール、ホームページ、テレビ・ラジオ等の放送機関への協力依頼、ハンドマイク、戸別訪問等あらゆる手段により伝達する。
- 9 避難にあたっては、自主防災組織等が中心になって、重度障がい者や寝たきり高齢者などの避難行動要支援者に配慮し、地域ぐるみで行う。

### 【3-10 土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設】

施設名	所在地	連絡先	連絡担当課
太田病院	東かがわ市三本松 1758 番地	0879-25-2673	保健課
白鳥園	東かがわ市松原 1400 番地 1	0879-25-1188	福祉課
白鳥温泉	東かがわ市入野山 465 番地	0879-27-2236	地域創生課
すばるグループホーム	東かがわ市馬篠 333 番地 14	0879-25-3291	介護保険課
すばる高齢者住宅	東かがわ市馬篠 333 番地 10	0879-25-3230	介護保険課
通所介護フラインケア	東かがわ市馬篠 249 番地 1	0879-26-1081	介護保険課

### 【3-11 高堰堤】

#### 【ダム】

番号	名称	河川名	規 模			管理者	備考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千 $m^3$		
1	千足ダム	馬宿川水系千足川	197.00	41.40	1,850	香川県	河川砂防課
2	五名ダム	湊川水系湊川	106.00	27.50	611	〃	〃
3	大内ダム	与田川水系様松川	121.20	26.00	1,000	〃	〃

#### 【ため池】

番号	名称	河川名	規 模			管理人	備考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千 $m^3$		
1	宗極池	坂元川 坂元川	113	21.3	152	相生用水組合	
2	川股池	馬宿川 馬宿川	95	26.0	272	相生用水組合	
3	小路池	馬宿川 馬宿川	260	15.2	219	相生用水組合	
4	藤九郎池	湊川 東山川	38	16.0	70	藤九郎池水利組合	

【3-12 水門・ポンプ場・排水機場】

番号	名 称	位 置	管理者	連絡電話
1	菜切川水門	馬宿	建設課	26 - 1302
2	古川水門	引田	建設課	26 - 1302
	古川ポンプ場		上下水道課	26 - 1304
3	安戸港水門	引田	建設課	26 - 1302
4	安戸池水門	引田	建設課	26 - 1302
5	川向ポンプ場	引田	建設課	26 - 1302
6	前川ゲートポンプ	馬宿	建設課	26 - 1302
7	大明神水門	引田	建設課	26 - 1302
8	堀切川水門	南野	建設課	26 - 1302
9	松原水門	引田	建設課	26 - 1302
	松原ポンプ場		上下水道課	26 - 1304
10	畑方ポンプ場	引田	上下水道課	26 - 1304
11	木場ポンプ場	引田	上下水道課	26 - 1304
12	大道排水ポンプ場	引田	上下水道課	26 - 1304
13	馬宿雨水ポンプ場	馬宿	上下水道課	26 - 1304
14	新川水門	新川	建設課	26 - 1302
	中川排水機場		上下水道課	26 - 1304
15	白鳥東部排水機場	小松原	農林水産課	26 - 1303
16	中川水門	伊座	建設課	26 - 1302
17	先祖川水門	湊	建設課	26 - 1302
	先祖川自動ポンプ		上下水道課	26 - 1304
18	瀬戸川水門	湊	建設課	26 - 1302
	湊ポンプ場		上下水道課	26 - 1304
19	白鳥新川防水扉	白鳥	建設課	26 - 1302
20	お寺橋水門	湊	建設課	26 - 1302
21	松東ポンプ場	松原	上下水道課	26 - 1304
22	明神川水門	松原	建設課	26 - 1302
23	大原自動ポンプ場	帰来	上下水道課	26 - 1304
24	松西ポンプ場	松原	上下水道課	26 - 1304
25	前場自動ポンプ場	松原	上下水道課	26 - 1304
26	白鳥東排水機場	小松原	農林水産課	26 - 1303

番号	名 称	位 置	管理者	連絡電話
27	薬 師 池	白 鳥	農林水産課	26 - 1303
28	寺 町 排 水 機 場	湊	農林水産課	26 - 1303
29	三本松港東水門	三本松松の下	建設課	26 - 1302
30	与 田 海 岸 水 門	横内下	建設課	26 - 1302
31	古 川 西 水 門	三本松西町	建設課	26 - 1302
32	古 川 防 潮 水 門	三本松西町	建設課	26 - 1302
33	古川排水ポンプ	三本松西町	上下水道課	26 - 1304
34	西 村 川 大 水 門	西 村	建設課	26 - 1302
35	西 村 川 水 門	西 村	建設課	26 - 1302
36	北 川 水 門	町 田	建設課	26 - 1302
37	田 尻 川 水 門	馬 篠	建設課	26 - 1302
38	小 磯 川 水 門	小 磯	建設課	26 - 1302
39	番 屋 川 尻 水 門	小 磯	建設課	26 - 1302
40	三本松港西水門	三本松東浜	建設課	26 - 1302
41	番屋海岸1号門扉	小 磯	建設課	26 - 1302
42	番屋海岸4号門扉	西 村	建設課	26 - 1302
43	番屋海岸5号門扉	横 内	建設課	26 - 1302
44	番屋海岸7号門扉	横 内	建設課	26 - 1302
45	白鳥大内緊急排水ポンプ場	三本松	上下水道課	26 - 1304
46	横内雨水ポンプ場	横 内	上下水道課	26 - 1304
47	落合雨水ポンプ場	落 合	上下水道課	26 - 1304
48	西 村 排 水 機 場	西 村	農林水産課	26 - 1303
49	小 磯 排 水 機 場	小 磯	農林水産課	26 - 1303

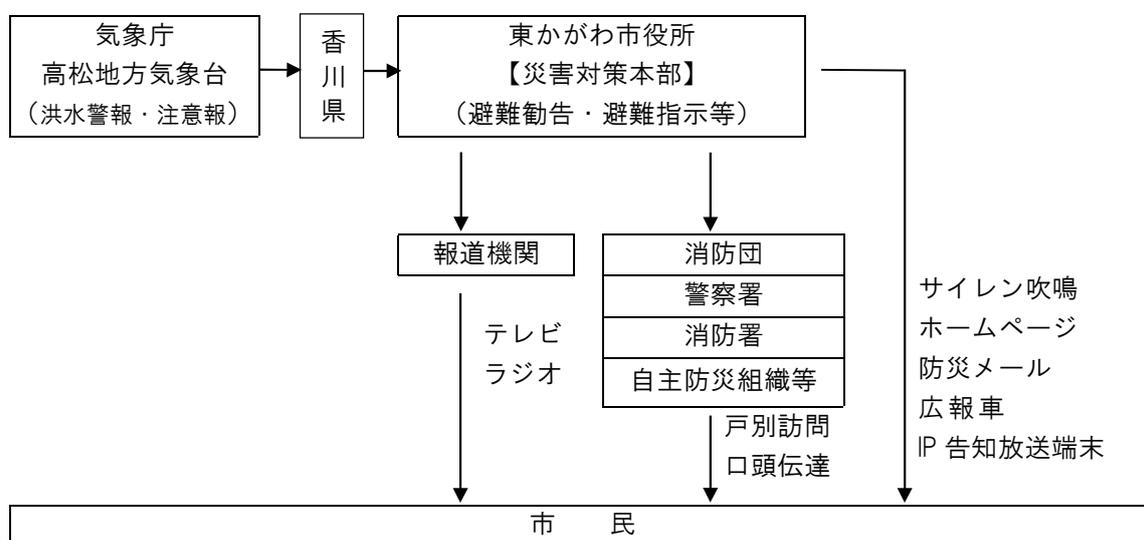
### 【3-13 湊川浸水想定区域内の災害時要配慮者施設一覧】

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	白鳥園	東かがわ市松原 1387	25-1188
2	グループホーム白鳥	東かがわ市松原 1331-1	24-3677
3	香川県立白鳥病院	東かがわ市松原 963	25-4154
4	太田病院	東かがわ市三本松 1758	25-2673
5	介護老人保健施設リリックケアセンター	東かがわ市湊 1867-2	25-0103
6	小規模多機能型居宅介護事業所 駅前やすらぎ処	東かがわ市松原 656-1	26-5650
7	サンパール白鳥	東かがわ市白鳥 436-1	23-1400
8	サンパール白鳥デイサービスセンター	東かがわ市白鳥 436-1	23-1400
9	ケアハウスひまわり	東かがわ市三本松 1684-1	26-0505
10	グループホームたんぼぼの家	東かがわ市湊 263-1	26-3385
11	グループホームたんぼぼの家Ⅱ	東かがわ市湊 319-1	49-1500
12	デイサービスセンターたんぼぼの家	東かがわ市湊 263-1	26-3385
13	シニアホームたんぼぼの家	東かがわ市湊 319-1	49-1500
14	すばるデイサービス松原	東かがわ市松原 615-1	25-3272
15	本町幼稚園	東かがわ市松原 170-6	25-4570
16	けいあいこども園	東かがわ市白鳥 647-1	25-1795
17	認定しろとりこども園	東かがわ市松原 555	25-1591

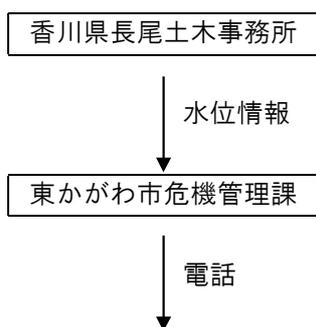
※要配慮者施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。）については、次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設とする。

- 1 病院、診療所又は助産所
- 2 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障がい者施設、更生援護施設、知的障がい者援護施設又は精神障がい者社会復帰施設
- 3 保育所、幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

### 【3-14 湊川の情報伝達経路図】

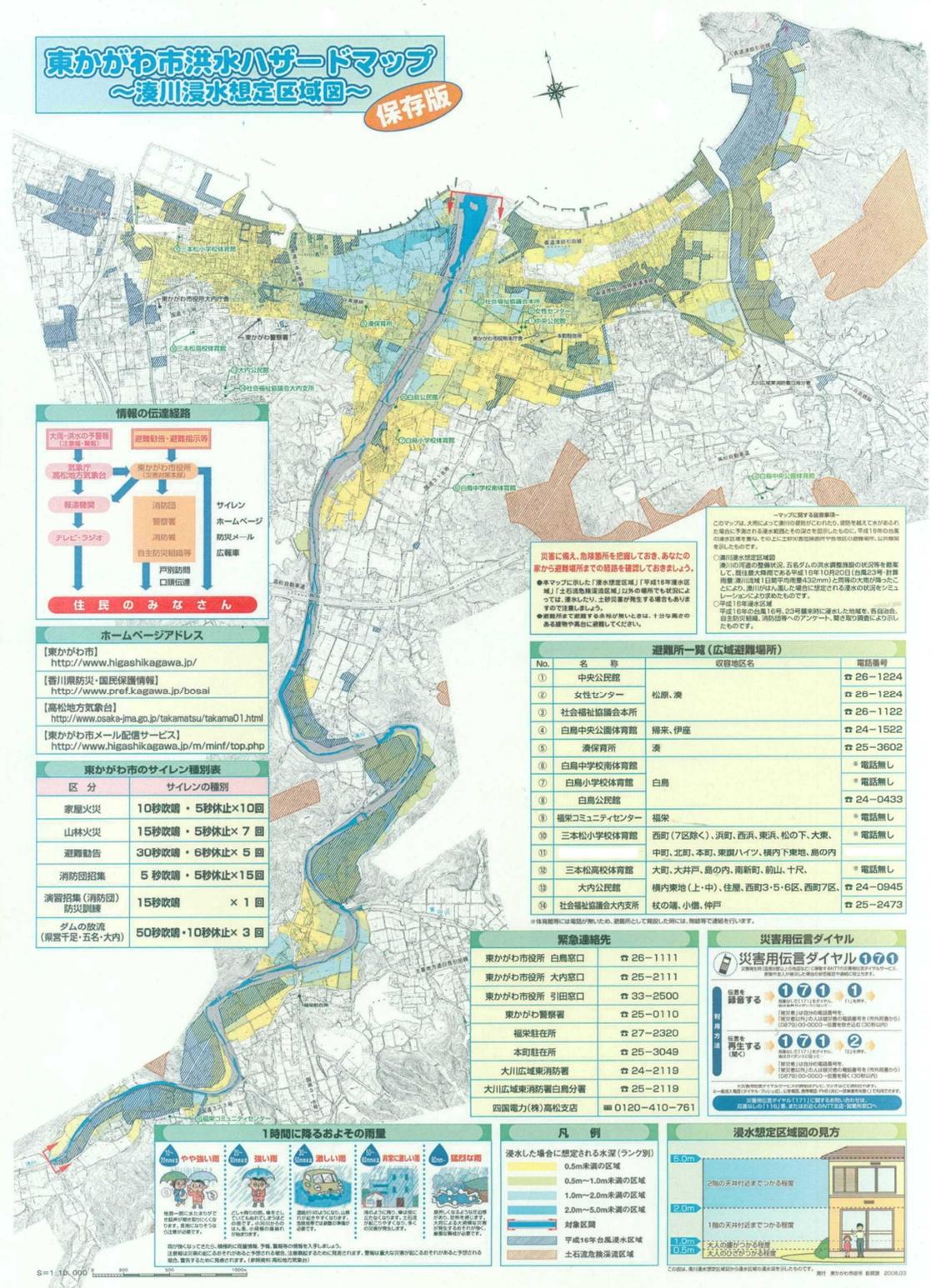


(災害時要配慮者施設への情報伝達経路図)



災害時要配慮者施設			
1	白鳥園	10	グループホームたんぼぼの家
2	グループホーム白鳥	11	グループホームたんぼぼの家Ⅱ
3	香川県立白鳥病院	12	デイサービスセンターたんぼぼの家
4	太田病院	13	シニアホームたんぼぼの家
5	介護老人保健施設リリックケアセンター	14	すばるデイサービス松原
6	小規模多機能型居宅介護事業所 駅前やすらぎ処	15	本町幼稚園
7	サンパール白鳥	16	けいあいこども園
8	サンパール白鳥デイサービスセンター	17	認定しろとりこども園
9	ケアハウスひまわり		

【3-15 東かがわ市洪水ハザードマップ】



東かがわ市洪水ハザードマップ  
~ 浅川浸水想定区域図 ~  
保存版



**ホームページアドレス**

【東かがわ市】  
<http://www.higashikagawa.jp/>

【香川県防災・国民保護情報】  
<http://www.pref.kagawa.jp/bosai>

【高松地方気象台】  
<http://www.osaka-jma.go.jp/takamatsu/takam01.html>

【東かがわ市メール配信サービス】  
<http://www.higashikagawa.jp/m/minf/top.php>

**東かがわ市のサイレン種別表**

区分	サイレンの種別
家屋火災	10秒吹鳴・5秒休止×10回
山林火災	15秒吹鳴・5秒休止×7回
避難勧告	30秒吹鳴・6秒休止×5回
消防団招集	5秒吹鳴・5秒休止×15回
演習招集(消防団) 防災訓練	15秒吹鳴 × 1回
ダムの放流 (県営千代・五名・大内)	50秒吹鳴・10秒休止×3回

**災害に備え、危険箇所を把握しておき、あなたの家から避難場所までの経路を確認しておきましょう。**

●本マップに示した「浸水想定区域」「平成16年豪雨区域」「土石流危険浸水区域」以外の場所でも状況によっては、浸水したり、土砂災害が発生する場合がありますので注意しましょう。

●避難所まで避難するルートが無いときは、十分な高さのある建築物を避難所としてください。

**浸水想定区域図**

このマップは、大雨によって河川の水位が上昇し、堤防を越えて水が溢れた場合に想定される浸水範囲とその浸水深度を示したもので、平成16年の豪雨の発生を想定し、そのときの状況に基づいて作成されたものです。

○浸水想定区域図  
この図は、河川の浸水状況、五名ダムの洪水調節機能の状況等を考慮して、平成16年豪雨である平成16年10月20日(台風23号)計測雨量(浸水想定)と浸水想定区域図とを比較し、浸水想定区域図に基づいて、浸水が最も深くなる場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより作成したものです。

○平成16年豪雨区域  
平成16年の台風23号による豪雨で浸水した地域を、浸水想定区域図と対照して、浸水想定区域図の浸水深度より深くなる浸水深度を示した地域を、浸水想定区域図に示した地域として示しています。

**避難所一覧(広域避難場所)**

No.	名称	収容地区名	電話番号
①	中央公民館		☎ 26-1224
②	女性センター	松原、湊	☎ 26-1224
③	社会福祉協議会本所		☎ 26-1122
④	白鳥中央公園体育館	福来、伊産	☎ 24-1522
⑤	演習所	湊	☎ 25-3602
⑥	白鳥中学校体育館		☎ 電話無し
⑦	白鳥小学校体育館	白鳥	☎ 電話無し
⑧	白鳥公民館		☎ 24-0433
⑨	福栄コミュニティセンター	福栄	☎ 電話無し
⑩	三本松小学校体育館	西町(7区除く)、浜町、西浜、東浜、松の下、大東、中町、北町、本町、東瀬ハイツ、横内下東地、鶴の内	☎ 電話無し
⑪	三本松高校体育館	大町、大井戸、島の内、新新町、前山、十、八、	☎ 電話無し
⑫	大内公民館	横内東地(上・中)、住屋、西町3・5・6区、西町7区、	☎ 24-0945
⑬	社会福祉協議会大内支所	杖の塚、小櫃、神戸	☎ 25-2473

※休館期間には電話が掛らないため、避難所として確認した際には、電話等で確認をお願いします。

**緊急連絡先**

東かがわ市役所 白鳥窓口	☎ 26-1111
東かがわ市役所 大内窓口	☎ 25-2111
東かがわ市役所 引田窓口	☎ 33-2500
東かがわ警察署	☎ 25-0110
福栄駐在所	☎ 27-2320
本町駐在所	☎ 25-3049
大川広域東消防署	☎ 24-2119
大川広域東消防署白鳥分署	☎ 25-2119
四国電力(株)高松支店	☎ 0120-410-761

**災害用伝言ダイヤル**

**災害用伝言ダイヤル 171**

災害用伝言ダイヤル(171)は、災害発生時に携帯電話やスマートフォンが通じない場合に、災害用伝言ダイヤル(171)に録音したメッセージを伝えることができます。

**録音する**

1. 録音ダイヤル(171)にダイヤルします。  
2. 「録音開始」の音声が流れますので、録音したいメッセージを録音します。  
3. 「録音終了」の音声が流れますので、録音を終了します。

**再生する**

1. 録音ダイヤル(171)にダイヤルします。  
2. 「再生開始」の音声が流れますので、録音したメッセージを再生します。  
3. 「再生終了」の音声が流れますので、再生を終了します。

**1時間以降のおよその雨量**

雨量	被害
やや強い雨	土砂崩れ、浸水、冠水、土砂災害、冠水、冠水、冠水
強い雨	土砂崩れ、浸水、冠水、土砂災害、冠水、冠水、冠水
激しい雨	土砂崩れ、浸水、冠水、土砂災害、冠水、冠水、冠水
非常に激しい雨	土砂崩れ、浸水、冠水、土砂災害、冠水、冠水、冠水
猛烈な雨	土砂崩れ、浸水、冠水、土砂災害、冠水、冠水、冠水

**凡例**

浸水した場合に想定される水深(ランク別)
0.5m未満の区域
0.5m-1.0m未満の区域
1.0m-2.0m未満の区域
2.0m-5.0m未満の区域
対象区域
平成16年台風豪雨区域
土石流危険浸水区域

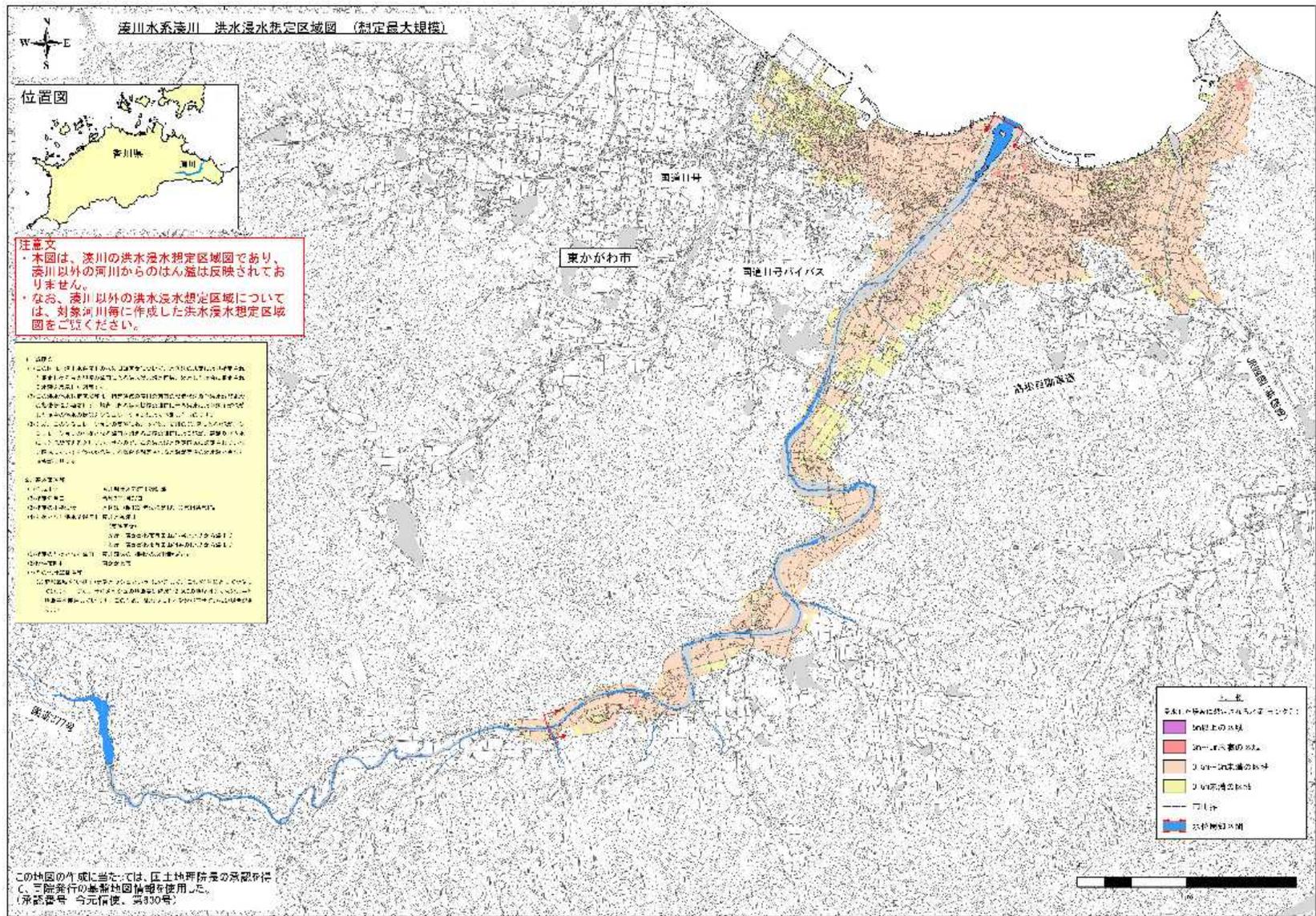
**浸水想定区域図の見方**

2階の天井付近までつかる程度

1階の天井付近までつかる程度

大人の股関節から膝間、大人の腰から膝間までつかる程度

東かがわ市洪水ハザードマップについては、東かがわ市ホームページに掲載。



### 【3-16 山腹崩壊危険地区】

【民有林】

番 号	位 置		面 積 (ha)	人 家 数	関係林業事務所
	大 字	字			
301-001	小 海	近 守	1	7	東部林業事務所
301-002	小 海	近 守	2	17	〃
301-003	小 海	柞 谷	2	6	〃
301-004	小 海	柞 谷	1	0	〃
301-005	小 海	柞 谷	2	0	〃
301-006	小 海	別 惣	2	12	〃
301-007	小 海	別 惣	1	17	〃
301-008	小 海	松 崎	1	18	〃
301-009	小 海	松 崎	2	0	〃
301-010	小 海	松 崎	2	0	〃
301-011	小 海	南 谷	2	0	〃
301-012	小 海	南 谷	1	0	〃
301-013	小 海	南 谷	2	0	〃
301-014	小 海	南 谷	1	5	〃
301-015	小 海	川 原 谷	1	0	〃
301-016	引 田	辻 田	2	22	〃
301-017	引 田	辻 田	2	0	〃
301-018	吉 田	石 引	2	0	〃
301-019	川 股	川 西	3	25	〃
301-020	川 股	川 西	4	70	〃
301-021	川 股	川 西	5	65	〃
301-022	川 股	川 西	3	0	〃
301-023	川 股	千 足	3	6	〃
301-024	川 股	下 所	10	0	〃
301-025	川 股	千 足	8	10	〃
301-026	川 股	千 足	7	64	〃
301-027	川 股	下 所	7	35	〃
301-028	川 股	下 所	1	9	〃
301-029	川 股	下 所	4	0	〃
301-030	川 股	下 所	6	0	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
301-031	川 股	下 所	2	0	東部林業事務所
301-032	川 股	下 所	10	9	〃
301-033	川 股	下 所	2	67	〃
301-034	川 股	上 所	9	95	〃
301-035	川 股	上 所	9	6	〃
301-036	黒 羽	南 山	2	80	〃
301-038	引 田	川 向	1	4	〃
301-039	引 田	川 向	1	1	〃
301-040	引 田	川 向	4	126	〃
301-041	引 田	中 山	3	98	〃
301-042	引 田	中 山	1	2	〃
301-043	引 田	中 山	1	1	〃
301-044	引 田	中 山	2	4	〃
301-045	小 海	川 北	2	25	〃
301-046	小 海	北 谷	3	13	〃
301-047	小 海	北 谷	2	21	〃
301-048	小 海	北 谷	2	14	〃
301-049	小 海	北 谷	2	10	〃
301-050	小 海	北 谷	3	1	〃
301-051	小 海	柞 谷	3	15	〃
301-052	小 海	近 守	2	5	〃
301-053	小 海	近 守	1	11	〃
301-054	小 海	川 北	1	0	〃
301-055	小 海	北 谷	2	6	〃
302-001	五 名	下 堂 床	12	2	〃
302-002	五 名	尾 鼻	1	8	〃
302-003	五 名	星 越	3	4	〃
302-004	五 名	了 躰	3	9	〃
302-005	五 名	了 躰	2	4	〃
302-006	五 名	藤 ケ 野	7	4	〃
302-007	入 野 山	上 末 国	7	4	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
302-008	入 野 山	寛 四	1	8	東部林業事務所
302-009	入 野 山	寛 四	3	7	''
302-010	入 野 山	南 谷	1	5	''
302-011	入 野 山	南 谷	1	9	''
302-012	入 野 山	南 谷	4	7	''
302-013	入 野 山	南 谷	4	12	''
302-014	入 野 山	南 谷	1	11	''
302-015	入 野 山	南 谷	1	12	''
302-017	入 野 山	定 久	5	5	''
302-018	入 野 山	定 久	4	9	''
302-019	入 野 山	定 久	1	7	''
302-020	入 野 山	寛 四	1	13	''
302-021	入 野 山	下 山	3	37	''
302-022	与 田 山	森 兼	4	32	''
302-023	与 田 山	森 兼	5	0	''
302-024	与 田 山	行 成	2	0	''
302-025	与 田 山	乗 次	4	11	''
302-026	西 山	兼 弘	4	5	''
302-027	西 山	兼 弘	2	0	''
302-028	西 山	兼 弘	3	0	''
302-029	西 山	兼 弘	3	6	''
302-030	西 山	兼 弘	4	16	''
302-031	西 山	兼 弘	1	31	''
302-032	西 山	清 房	1	4	''
302-033	東 山	宮 奥	1	0	''
302-034	西 山	宮 奥	3	5	''
302-035	東 山	塩 田	5	2	''
302-036	東 山	狩 居 川	3	5	''
302-037	東 山	狩 居 川	5	22	''
302-038	東 山	狩 居 川	1	11	''
302-039	東 山	友 国	1	0	''

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
302-040	東 山	薄 木	1	0	東部林業事務所
302-041	東 山	薄 木	1	0	〃
302-042	東 山	友 村	1	2	〃
302-043	東 山	友 村	1	5	〃
302-044	白 鳥	四 房	1	4	〃
302-045	白 鳥	四 房	2	25	〃
302-046	白 鳥	久 詰	1	31	〃
302-047	白 鳥	久 詰	2	7	〃
302-048	帰 来	奥 帰 来	1	27	〃
302-049	帰 来	奥 帰 来	1	11	〃
302-050	伊 座	与 治 山	1	0	〃
302-051	伊 座	与 治 山	2	0	〃
302-052	湊	山 下	1	2	〃
302-053	白 鳥	北 池	2	1	〃
302-054	白 鳥	北 池	1	11	〃
302-055	白 鳥	西 藤 井	3	4	〃
302-056	西 山	山 下	4	100	〃
302-057	西 山	山 下	2	48	〃
302-058	与 田 山	森 兼	18	136	〃
302-059	入 野 山	宗 心	28	95	〃
302-061	入 野 山	宗 心	3	27	〃
302-062	入 野 山	上 末 国	8	45	〃
302-063	入 野 山	端	1	6	〃
302-064	入 野 山	端	1	2	〃
302-065	五 名	端	4	5	〃
302-066	五 名	日 根 下	4	5	〃
302-067	五 名	石ヶ木屋	2	5	〃
302-068	五 名	日 根 下	1	4	〃
302-069	五 名	日 根 下	2	6	〃
302-070	五 名	大 向	1	4	〃
302-071	五 名	桑 内	7	9	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
302-072	五 名	大 谷	1	10	東部林業事務所
302-073	五 名	大 谷	1	5	〃
302-074	五 名	小 通	2	8	〃
302-075	五 名	黒 川	10	11	〃
302-076	五 名	八 丁	4	11	〃
302-077	五 名	持 寄	4	5	〃
302-078	五 名	持 寄	1	12	〃
302-079	五 名	間 土	2	2	〃
302-080	五 名	大 家 下	13	0	〃
302-081	五 名	大 家 下	2	13	〃
302-082	五 名	岩 元	5	18	〃
302-083	五 名	前 原	3	2	〃
302-084	五 名	前 原	1	2	〃
302-085	五 名	柳 間	2	8	〃
302-086	五 名	前 原	2	13	〃
302-087	五 名	山 田	1	13	〃
302-088	五 名	滝 ノ 上	2	2	〃
302-089	五 名	滝 ノ 上	8	16	〃
302-090	五 名	日 塚	4	25	〃
302-091	五 名	蔵 本	4	6	〃
302-092	五 名	日 塚	6	14	〃
302-093	入 野 山	大 楢	2	7	〃
302-094	入 野 山	大 楢	3	10	〃
302-095	五 名	山 ノ 上	3	21	〃
302-096	五 名	西 ケ 谷	2	8	〃
302-097	五 名	甫 ケ 谷	5	26	〃
302-098	五 名	東 風 原	2	6	〃
302-099	五 名	東 風 原	3	3	〃
302-100	五 名	東 風 原	1	6	〃
302-101	五 名	東 風 原	1	5	〃
302-102	五 名	滝 ノ 上	4	7	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人 家 数	関 係 林 業 事 務 所
	大 字	字			
302-103	五 名	滝 ノ 上	1	7	東部林業事務所
302-104	入 野 山	黒 川	3	9	〃
302-105	入 野 山	黒 川	1	11	〃
302-106	入 野 山	端	1	23	〃
302-107	入 野 山	端	6	9	〃
302-108	五 名	日 下	2	8	〃
302-109	五 名	日 根 下	2	10	〃
302-110	五 名	日 下	1	10	〃
302-111	五 名	日 下	2	10	〃
302-112	五 名	鈴 竹	5	1	〃
303-001	小 磯	北 山	2	1	〃
303-002	小 磯	浦 池	3	7	〃
303-003	小 磯	小 磯	2	19	〃
303-004	小 磯	小 磯	2	3	〃
303-005	大 谷	釈 王 寺	1	6	〃
303-006	大 谷	大 谷	1	6	〃
303-007	小 砂	—	2	0	〃
303-008	中 山	大 池	4	12	〃
303-009	中 山	中 山	4	14	〃
303-010	三 殿	才 野 池	2	10	〃
303-011	三 殿	顕 法 寺	3	0	〃
303-012	中 山	三 殿	10	18	〃
303-013	三 殿	三 殿	11	28	〃
303-014	町 田	南 谷	1	3	〃
303-015	水 主	安 鹿	4	6	〃
303-016	中 筋	中 筋	1	0	〃
303-017	水 主	向 ケ 原	3	15	〃
303-018	水 主	国 安	1	13	〃
303-019	水 主	原	5	42	〃
303-020	水 主	原	1	24	〃
303-021	水 主	別 所	2	0	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
303-022	水 主	別 所	4	3	東部林業事務所
303-023	水 主	別 所	3	22	〃
303-024	川 東	杖 ノ 端	2	3	〃
303-025	川 東	原 間	2	0	〃
303-026	水 主	大 社	5	62	〃
303-027	水 主	笠 松	5	29	〃

【国 有 林】

番 号	位 置		危険地区 面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
207-101	坂 元	大 阪	21	0	香川森林管理事務所
207-102	引 田	与 治 山	5	0	〃
207-103	引 田	与 治 山	5	0	〃
207-104	引 田	与 治 山	3	3	〃
207-105	引 田	与 治 山	9	8	〃
207-106	引 田	与 治 山	2	10	〃
207-107	引 田	与 治 山	4	30	〃
207-108	引 田	与 治 山	1	30	〃
207-109	引 田	与 治 山	1	30	〃
207-201	松 原	与 治 山	7	0	〃
207-202	松 原	与 治 山	10	0	〃
207-203	松 原	与 治 山	9	0	〃
207-204	西 山	兼 弘	20	0	〃
207-205	西 山	兼 弘	12	0	〃
207-206	西 山	兼 弘	37	0	〃

### 【3-17 崩壊土砂流出危険地区】

【民有林】

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
301-001	小 海	近 守	1.50	0	東部林業事務所
301-002	小 海	近 守	0.60	1	〃
301-003	小 海	近 守	0.24	0	〃
301-004	小 海	近 守	0.45	10	〃
301-005	小 海	近 守	0.72	0	〃
301-006	小 海	近 守	0.18	0	〃
301-007	小 海	柞 谷	1.65	31	〃
301-008	小 海	柞 谷	0.99	53	〃
301-009	小 海	別 惣	1.20	7	〃
301-010	小 海	別 惣	1.20	4	〃
301-011	小 海	別 惣	1.08	15	〃
301-012	小 海	別 惣	1.35	0	〃
301-013	小 海	別 惣	1.05	0	〃
301-014	小 海	松 崎	0.36	8	〃
301-015	小 海	松 崎	0.72	40	〃
301-016	小 海	松 崎	0.63	42	〃
301-017	小 海	松 崎	0.00	11	〃
301-018	小 海	松 崎	0.27	0	〃
301-019	小 海	川 原 谷	3.15	89	〃
301-020	小 海	川 原 谷	0.90	1	〃
301-021	引 田	辻 田	0.09	22	〃
301-022	引 田	辻 田	0.36	0	〃
301-023	引 田	辻 田	1.20	7	〃
301-024	吉 田	石 引	1.05	0	〃
301-025	吉 田	石 引	0.00	44	〃
301-026	吉 田	石 引	0.90	1	〃
301-027	吉 田	石 引	0.15	7	〃
301-028	川 股	川 西	0.15	14	〃
301-029	川 股	川 西	1.20	50	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人 家 数	関 係 林 業 事 務 所
	大 字	字			
301-030	川 股	川 西	0.75	9	東部林業事務所
301-031	川 股	川 西	0.15	2	〃
301-032	川 股	下 所	0.09	1	〃
301-033	川 股	千 足	0.45	1	〃
301-034	川 股	千 足	0.30	0	〃
301-035	川 股	千 足	0.30	0	〃
301-036	川 股	千 足	0.60	0	〃
301-037	川 股	千 足	0.00	0	〃
301-038	川 股	千 足	0.45	0	〃
301-039	川 股	千 足	0.63	0	〃
301-040	川 股	千 足	0.30	0	〃
301-041	川 股	千 足	1.68	0	〃
301-042	川 股	千 足	0.45	0	〃
301-043	川 股	千 足	2.25	0	〃
301-044	川 股	千 足	0.84	0	〃
301-045	川 股	千 足	2.64	18	〃
301-046	川 股	下 所	0.60	0	〃
301-047	川 股	下 所	0.60	0	〃
301-048	川 股	下 所	1.80	4	〃
301-049	川 股	下 所	0.18	0	〃
301-050	川 股	下 所	0.48	0	〃
301-051	川 股	下 所	0.36	0	〃
301-052	川 股	下 所	0.21	0	〃
301-053	川 股	下 所	1.89	0	〃
301-054	川 股	下 所	1.50	1	〃
301-055	川 股	下 所	1.80	7	〃
301-056	川 股	下 所	0.30	0	〃
301-057	川 股	下 所	1.26	2	〃
301-058	川 股	上 所	1.20	28	〃
301-059	川 股	上 所	0.75	0	〃
301-060	黒 羽	南 山	0.75	1	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人 家 数	関 係 林 業 事 務 所
	大 字	字			
301-061	黒 羽	南 山	1.35	0	東部林業事務所
301-062	黒 羽	南 山	0.45	55	〃
301-063	黒 羽	南 山	0.45	2	〃
301-064	黒 羽	南 山	1.05	0	〃
301-065	黒 羽	南 山	1.35	0	〃
301-066	南 野	宗 極	0.45	0	〃
301-067	南 野	宗 極	1.50	0	〃
301-068	坂 元	上 小 坂	0.96	0	〃
301-069	坂 元	上 小 坂	0.72	21	〃
301-070	坂 元	開	0.90	0	〃
301-071	坂 元	開	0.30	4	〃
301-072	坂 元	開	0.45	0	〃
301-073	引 田	塩 屋	0.30	0	〃
301-074	引 田	塩 屋	0.60	0	〃
301-075	小 海	川 北	0.30	3	〃
301-076	小 海	川 北	0.45	4	〃
301-077	小 海	北 谷	0.45	8	〃
301-078	小 海	北 谷	0.45	0	〃
301-079	小 海	北 谷	0.90	0	〃
301-080	小 海	北 谷	0.15	2	〃
301-081	小 海	北 谷	0.90	6	〃
301-082	小 海	北 谷	0.30	0	〃
301-083	小 海	北 谷	0.09	0	〃
301-084	小 海	北 谷	0.75	0	〃
301-085	小 海	近 守	0.60	11	〃
301-086	小 海	近 守	0.90	0	〃
301-087	小 海	近 守	0.30	4	〃
301-088	小 海	近 守	0.90	0	〃
301-089	小 海	近 守	0.18	2	〃
301-090	川 股	川 西	0.75	12	〃
301-091	川 股	千 足	0.30	0	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
301-092	小 海	川 北	0.15	81	東部林業事務所
301-093	小 海	川 北	0.15	0	〃
301-094	小 海	川 北	0.30	0	〃
301-095	黒 羽	南 山	0.30	39	〃
302-001	五 名	中 堂 床	0.75	2	〃
302-002	五 名	中 堂 床	0.60	0	〃
302-003	五 名	星 越	0.09	1	〃
302-004	五 名	上 裏	0.36	8	〃
302-005	五 名	鈴 竹	0.45	7	〃
302-006	五 名	木 屋 ヶ 谷	1.20	7	〃
302-007	五 名	藤 ヶ 野	0.30	0	〃
302-008	五 名	藤 ヶ 野	0.60	0	〃
302-009	入 野 山	端	0.18	2	〃
302-010	入 野 山	端	0.27	2	〃
302-011	入 野 山	南 谷	0.18	1	〃
302-012	入 野 山	南 谷	1.50	0	〃
302-013	入 野 山	南 谷	1.20	2	〃
302-014	入 野 山	南 谷	1.2	6	〃
302-015	入 野 山	南 谷	0.30	3	〃
302-016	入 野 山	定 久	2.55	31	〃
302-017	入 野 山	寛 四	1.80	0	〃
302-018	入 野 山	寛 四	0.00	4	〃
302-019	入 野 山	下 山	1.05	12	〃
302-020	入 野 山	正 守	2.55	5	〃
302-021	与 田 山	定 国	0.81	9	〃
302-022	与 田 山	定 国	0.30	57	〃
302-023	与 田 山	森 兼	2.40	0	〃
302-024	与 田 山	森 兼	1.05	0	〃
302-025	与 田 山	行 成	0.09	0	〃
302-026	与 田 山	行 成	2.10	2	〃
302-027	与 田 山	乗 次	1.05	6	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
302-028	西 山	兼 弘	1.20	0	東部林業事務所
302-029	西 山	兼 弘	0.48	0	〃
302-030	西 山	兼 弘	0.24	2	〃
302-031	西 山	兼 弘	0.27	8	〃
302-032	西 山	清 房	1.50	0	〃
302-033	西 山	宮 奥	0.72	10	〃
302-034	東 山	狩 居 川	0.60	0	〃
302-035	東 山	狩 居 川	0.54	0	〃
302-036	東 山	友 国	1.20	13	〃
302-037	東 山	友 国	2.10	1	〃
302-038	東 山	友 国	1.20	1	〃
302-039	東 山	薄 木	2.10	16	〃
302-040	東 山	友 村	0.45	4	〃
302-041	東 山	友 村	0.45	3	〃
302-042	東 山	友 村	0.00	2	〃
302-043	帰 来	奥 帰 来	0.18	0	〃
302-044	白 鳥	笠 屋	0.06	0	〃
302-045	東 山	友 村	0.45	0	〃
302-046	白 鳥	四 房	0.00	5	〃
302-047	白 鳥	四 房	0.12	4	〃
302-048	白 鳥	四 房	0.06	0	〃
302-049	白 鳥	四 房	0.60	44	〃
302-050	白 鳥	四 房	0.30	39	〃
302-051	白 鳥	四 房	1.05	137	〃
302-052	東 山	友 村	0.54	644	〃
302-053	白 鳥	久 詰	0.30	0	〃
302-054	帰 来	奥 帰 来	0.15	0	〃
302-055	帰 来	奥 帰 来	0.15	0	〃
302-056	帰 来	奥 帰 来	0.75	0	〃
302-057	帰 来	奥 帰 来	0.60	0	〃
302-058	帰 来	奥 帰 来	0.75	14	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
302-059	白 鳥	久 詰	0.60	3	東部林業事務所
302-060	帰 来	奥 帰 来	0.45	2	〃
302-061	伊 座	水 任	0.48	6	〃
302-062	伊 座	政 本	0.45	0	〃
302-063	松 原	竹 谷	0.54	3	〃
302-064	湊	山 下	0.18	12	〃
302-065	白 鳥	西 藤 井	0.60	11	〃
302-066	西 山	山 下	0.00	3	〃
302-067	西 山	山 下	0.30	1	〃
302-068	西 山	山 下	0.30	1	〃
302-069	西 山	山 下	1.35	125	〃
302-070	西 山	山 下	1.05	18	〃
302-071	与 田 山	森 兼	1.65	3	〃
302-072	入 野 山	宗 心	0.60	1	〃
302-073	入 野 山	宗 心	1.20	0	〃
302-074	入 野 山	宗 心	0.00	0	〃
302-075	入 野 山	宗 心	0.75	15	〃
302-076	入 野 山	上 末 国	0.15	14	〃
302-077	入 野 山	上 末 国	0.90	5	〃
302-078	入 野 山	端、上末国	1.50	3	〃
302-079	入 野 山	端	1.20	7	〃
302-080	入 野 山	端	0.48	5	〃
302-081	五 名	峰 四 郎	1.50	3	〃
302-082	五 名	日 根 下	1.05	12	〃
302-083	五 名	滑 良	0.90	8	〃
302-084	五 名	太 郎	1.35	6	〃
302-085	五 名	空 ノ 奥	0.90	12	〃
302-086	五 名	桑 内	0.90	8	〃
302-087	五 名	掛 橋	0.75	14	〃
302-088	五 名	堂 床	0.90	2	〃
302-089	五 名	杖 立	1.20	6	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
302-090	五 名	杖 立	0.90	9	東部林業事務所
302-091	五 名	小 通	0.09	6	〃
302-092	五 名	小 通	1.65	16	〃
302-093	五 名	茂津田西	0.09	4	〃
302-094	五 名	茂津田西	0.27	4	〃
302-095	五 名	茂津田西	0.60	4	〃
302-096	五 名	茂津田西	0.90	3	〃
302-097	五 名	東 原	1.35	2	〃
302-098	五 名	間 土	0.36	2	〃
302-099	五 名	大 家 下	0.09	3	〃
302-100	五 名	空 角 上	0.27	11	〃
302-101	五 名	空 角 上	0.60	4	〃
302-102	五 名	前 原	0.18	2	〃
302-103	五 名	杖立東丸	0.60	2	〃
302-104	五 名	西 柳 谷	0.90	2	〃
302-105	五 名	滝 ノ 上	0.60	0	〃
302-106	五 名	蔵 本	0.36	6	〃
302-107	五 名	蔵 本	0.30	5	〃
302-108	五 名	日 塚	0.75	0	〃
302-109	入 野 山	大 楢	0.27	2	〃
302-110	五 名	西 ケ 谷	0.45	0	〃
302-111	五 名	甫 ケ 谷	0.45	6	〃
302-112	五 名	甫 ケ 谷	0.18	0	〃
302-113	五 名	東 風 原	0.48	13	〃
302-114	五 名	東 風 原	0.00	4	〃
302-115	五 名	東 風 原	0.60	6	〃
302-116	五 名	北 ノ 谷	0.45	6	〃
302-117	五 名	星 越	0.45	6	〃
302-118	五 名	星 越	0.00	6	〃
302-119	五 名	星 越	0.15	4	〃
302-120	入 野 山	南 谷	0.15	0	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人 家 数	関 係 林 業 事 務 所
	大 字	字			
302-121	入 野 山	南 谷	0.90	2	東 部 林 業 事 務 所
302-122	与 田 山	森 兼	2.55	0	〃
302-123	与 田 山	乘 次	1.20	10	〃
302-124	入 野 山	端	0.60	2	〃
302-125	五 名	日 下	1.20	0	〃
302-126	五 名	日 下	0.30	0	〃
302-127	五 名	日 下	0.90	16	〃
302-128	五 名	日 下	0.00	8	〃
302-129	五 名	日 下	0.75	11	〃
302-130	五 名	日 下	0.45	6	〃
302-131	五 名	日 下	0.60	3	〃
302-132	五 名	日 下	0.00	5	〃
302-133	五 名	日 下	0.00	7	〃
302-134	五 名	日 下	0.00	8	〃
302-135	五 名	日 下	1.50	0	〃
302-136	五 名	西 ノ 尾	1.05	1	〃
302-137	五 名	上 浦	0.60	1	〃
302-138	東 山	友 国	0.30	9	〃
302-139	入 野 山	大 槽	0.30	5	〃
302-140	五 名	甫 ケ 谷	0.60	5	〃
302-141	東 山	友 村	0.15	9	〃
302-142	五 名	日 下	0.15	2	〃
302-143	与 田 山	天 王	0.61	13	〃
302-144	与 田 山	天 王	0.56	26	〃
303-001	馬 篠	馬 篠	0.09	6	〃
303-002	馬 篠	馬 篠	0.27	79	〃
303-003	馬 篠	北 山	0.06	35	〃
303-004	馬 篠	北 山	0.12	21	〃
303-005	馬 篠	北 山	0.45	10	〃
303-006	馬 篠	北 山	0.09	35	〃
303-007	小 磯	北 山	0.27	7	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人 家 数	関 係 林 業 事 務 所
	大 字	字			
303-008	小 磯	袖 掛	0.60	5	東部林業事務所
303-009	小 磯	浦 池	0.00	7	〃
303-010	小 磯	小 磯	0.45	128	〃
303-011	大 谷	不 動 池 谷	0.90	35	〃
303-012	大 谷	釈 王 寺 谷	0.75	151	〃
303-013	町 田	喜 定	0.18	8	〃
303-014	土 居	王 子 池 谷	0.18	3	〃
303-015	小 砂	小 砂	0.15	0	〃
303-016	小 砂	小 砂	0.30	30	〃
303-017	小 砂	小 砂	1.20	5	〃
303-018	中 山	中 山	0.90	9	〃
303-019	中 山	造 田 池 谷	0.90	0	〃
303-020	三 殿	三 殿 谷	0.00	2	〃
303-021	三 殿	造 田 池 谷	0.60	0	〃
303-022	水 主	安 鹿	0.60	22	〃
303-023	水 主	安 鹿	0.00	6	〃
303-024	水 主	大 社	1.20	82	〃
303-025	水 主	西 内	0.60	12	〃
303-026	水 主	那 智 神 社	0.75	12	〃
303-027	水 主	向 ケ 原	1.05	1	〃
303-028	水 主	国 安	0.45	1	〃
303-029	水 主	国 安	0.75	8	〃
303-030	水 主	国 安	0.24	2	〃
303-031	水 主	笠 松	0.90	22	〃
303-032	水 主	南 笠 松	1.05	4	〃
303-033	水 主	笠 松	1.35	10	〃
303-034	水 主	忠 田 橋	1.05	4	〃
303-035	水 主	忠 田 橋	1.20	5	〃
303-036	水 主	不 動 堂	1.80	22	〃
303-037	水 主	様 松	2.85	7	〃
303-038	水 主	明 神 池 谷	1.35	0	〃
303-039	水 主	宮 内	1.50	18	〃

番 号	位 置		面 積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
303-040	水 主	風 呂	0.75	20	東部林業事務所
303-041	水 主	別 所	0.30	81	〃
303-042	水 主	別 所	0.24	42	〃
303-043	水 主	別 所	1.50	72	〃
303-044	川 東	夫 婦 池 谷	0.12	5	〃
303-045	川 東	原 間 西 谷	1.20	43	〃
303-046	川 東	原 間 谷	0.09	0	〃
303-047	川 東	原 間 谷	0.90	0	〃
303-048	馬 篠	馬 篠	0.15	0	〃
303-049	三 殿	三 殿	0.60	4	〃
303-050	町 田	—	1.35	2	〃
303-051	水 主	笠 松	0.45	2	〃
303-052	水 主	—	0.30	0	〃
303-053	水 主	—	0.15	0	〃
303-054	水 主	水 主 第 2	0.30	15	〃
303-055	水 主	水 主 第 2	0.15	0	〃
303-056	水 主	水 主 第 2	0.00	10	〃
303-057	水 主	水 主 第 2	0.15	1	〃
303-058	水 主	水 主 第 2	0.15	1	〃

【国 有 林】

番 号	位 置		危険地区 面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
207-101	川 股	清 水	2.4	5	香川森林管理事務所
207-102	引 田	与 治 山	2.4	4	〃
207-201	伊 座	与 治 山	1.44	1 1	〃
207-202	西 山	兼 弘	3.36	0	〃
207-203	五 名	笠 ケ 峰	1.2	8	〃
207-204	入 野 山	中 尾	0.53	1 6	〃
207-205	五 名	笠 ケ 峰	0.9	2	〃

番 号	位 置		危険地区 面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	大 字	字			
207-206	五 名	笠 ケ 峰	1.2	2	香川森林管理事務所
207-301	北 山		0.72	2	〃
207-302	北 山		0.48	3	〃
207-303	北 山		0.24	1 4	〃
207-304	北 山		0.24	1 0	〃
207-305	北 山		0.24	1 6	〃

## 【4-1 危険物施設】

【完成検査済証交付施設】

(平成31年3月31日現在)

区 分		大川広域行政組合
製造所		4
貯蔵所	屋内貯蔵所	59
	屋外タンク貯蔵所	53
	特定屋外タンク貯蔵所	0
	屋内タンク貯蔵所	7
	地下タンク貯蔵所	70
	簡易タンク貯蔵所	6
	移動タンク貯蔵所	33
	屋外貯蔵所	6
	小 計	234
取扱所	給油取扱所	68
	第一種販売取扱所	3
	第二種販売取扱所	0
	移送取扱所	0
	一般取扱所	48
	小 計	119
総 計		357
事 業 所		183

#### 【4-2 高圧ガス関係事業所】

(平成31年3月31日現在)

高圧ガス製造事業所数(第一種)						高圧ガス貯蔵所数(第一種)					高圧ガス 販売事業者数		
一般高圧ガス						液化 石油 ガス	冷凍 ガス	可燃性 ・ 毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	一般消費者用液化 石油ガス
小計	可燃性 ・ 毒性	可燃性	毒性	酸素	その他								
1	0	0	0	0	1	4	2	0	0	0	0	0	10

#### 【4-3 火薬類関係営業者】

(令和元年9月1日現在)

火薬類 製造所 (煙火)	火薬類販売事業者						火薬庫					
	計	一般	猟用	競技用	煙火	信号用	計	一級	二級	三級	煙火	庫外
0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	2

#### 【4-4 毒物劇物営業者】

(平成31年3月31日現在)

保健所	一般販売業	農薬用品販売業	特定品目販売業	電気めつき事業	金属熱処理事業	運送事業	しろあり防除事業	製造業	輸入業	計
東讃保健所	46	16	1	0	1	1	0	13	1	79

## 【4-5 毒物劇物製造所等の地震対策指針】

この指針は、毒物劇物製造所及び取扱事業所（以下「毒物劇物製造所等」という。）において講ずる地震災害予防・応急対策計画について、指針となる事項を示すものである。

### 1 予防計画

#### 第1 組織に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る施設等の点検・保守を行う者、地震発生時における関係機関への通報及び応急処置を行う者及び指揮監督責任者等の職務及び組織に関する事項を定めること。

#### 第2 作業及び制御の方法に関すること。

毒物劇物の製造方法、取扱いの作業方法及びこれらの制御方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備することにより、地震発生時速やかに作業を中断できるようにすること。

#### 第3 施設・設備の点検の方法に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いに係る施設・設備及び毒物劇物の流出、漏えい防止設備等の点検の方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備すること。

点検にあたっては、特に次の施設・設備等について重点的に実施すること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御装置
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御に関する方法
- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置に関する方法
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検
  - ア. 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
  - イ. 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
  - ウ. 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
  - エ. その他地震防災上必要な施設及び設備

なお、点検は、漏えい、腐食、き裂等の異常を早期に発見するため、原則として一日に一回以上点検すること。さらに、一年に一回以上、施設・設備の内部を開放し、異常の有無、また沈下状況等について精密に点検を実施すること。

### 2 応急対策

#### 第1 応急対策の実施に関すること。

社内組織に基づく指揮監督責任者の指示により、速やかに施設・設備の点検を実施し、被害状況を把握するとともに、次のとおり応急措置を講ずること。

- (1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御
- (2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御
- (3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置
- (4) 各種安全対策施設・設備の点検
  - ア. 防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
  - イ. 散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
  - ウ. 非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等

- エ. その他地震防災上必要な施設及び設備
- (5) 応急用資機材による措置
  - ア. 除害用薬剤、土のう等による流出、漏えいの拡大阻止
  - イ. 消火用機器による火災の拡大阻止
  - ウ. 救急資機材による負傷者の救済
- (6) その他必要な措置

第2 情報の伝達に関すること。

- (1) 県、市町及びその他関係機関に対し、速やかに被害状況を伝達するとともに、地震に関する情報の収集に努めること。
- (2) 毒物劇物製造所等周辺の居住者に被害が波及するおそれがある場合は、速やかにその広報に努めること。

第3 避難に関すること。

被害の状況により、速やかに避難するとともに、毒物劇物製造所等周辺の居住者の避難について適切な誘導に努めること。

第4 その他地震防災応急対策に関すること。

### 【5-1 雨量観測所】

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	坂元雨量観測所	東かがわ市坂元	テレメータ	長尾土木事務所	0879-52-2585
2	千足雨量観測所	東かがわ市川股	テレメータ	千足ダム管理事務所	0879-33-3086
3	引田雨量観測所	東かがわ市引田	テレメータ	長尾土木事務所	0879-52-2585
4	与田山雨量観測所	東かがわ市与田山	テレメータ	長尾土木事務所	0879-52-2585
5	五名雨量観測所	東かがわ市五名	テレメータ	五名ダム管理事務所	0879-29-2006
6	鈴竹雨量観測所	東かがわ市五名	テレメータ	五名ダム管理事務所	0879-29-2006
7	中筋雨量観測所	東かがわ市中筋	テレメータ	長尾土木事務所	0879-52-2585
8	大内雨量観測所	東かがわ市水主	テレメータ	大内ダム管理事務所	0879-25-2573
9	日下峠雨量観測所	東かがわ市五名	テレメータ	大川ダム管理事務所	0879-43-3104

### 【5-2 水位観測所】

番号	量水標名称	河川名	水防団待機水位	避難注意水位	位置	種別	観測機関
1	万代橋	馬宿川	0.8m	1.3m	東かがわ市黒羽	テレメータ	千足ダム管理事務所
2	鉾磨橋	千足川	1.0m	1.6m	東かがわ市川股	テレメータ	千足ダム管理事務所
3	塩屋橋	小海川	1.3m	1.6m	東かがわ市塩屋	テレメータ	長尾土木事務所
4	湊川橋	湊川	1.8m	2.0m	東かがわ市白鳥	テレメータ	五名ダム管理事務所
5	樋端	湊川	0.9m	1.6m	東かがわ市白鳥	テレメータ	五名ダム管理事務所
6	与田山	湊川	1.6m	2.2m	東かがわ市与田山	テレメータ	五名ダム管理事務所
7	日下	湊川	1.0m	1.8m	東かがわ市五名	テレメータ	五名ダム管理事務所
8	中筋	与田川	1.6m	2.4m	東かがわ市中筋	テレメータ	長尾土木事務所
9	風呂橋	与田川	0.8m	0.9m	東かがわ市水主	テレメータ	大内ダム管理事務所
10	一本松橋	番屋川	1.2m	1.4m	東かがわ市西村	テレメータ	長尾土木事務所

### 【5-3 潮位観測所】

(T. P)換算

番号	潮位観測所	港湾名	注意報 基準潮位	警報 基準潮位	位置	種別	観測機関
1	三本松港	三本松港	1.40m	1.70m	東かがわ市上所	テレメータ	長尾土木事務所

### 【5-4 風向風速観測所】

番号	風向風速観測所名称	位置	種別	観測機関
1	三本松港風向風速観測所	東かがわ市三本松	テレメータ	長尾土木事務所

### 【5-5 海象観測局】

番号	観測局名称	海岸名	位置	種別	観測機関
1	相生馬宿観測局	相生馬宿海岸	東かがわ市馬宿	テレメータ	長尾土木事務所

観測項目：風向，風速，波向，波高，流向，流速，平均水位，気圧等

### 【5-6 震度観測点】

(地震情報で用いる東かがわ市内の震度観測点)

番号	地域名称	市町村名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
1	香川県東部	*東かがわ市	*東かがわ市湊	東かがわ市湊 1847-1 (東かがわ市役所白鳥庁舎)
2	香川県東部	*東かがわ市	*東かがわ市引田	東かがわ市引田 513-1 (東かがわ市役所引田庁舎)
3	香川県東部	**東かがわ市	東かがわ市南野	東かがわ市南野 103-1 (相生コミュニティセンター)
4	香川県東部	東かがわ市	東かがわ市西村	東かがわ市西村 1510 (東かがわ市立大川中学校)

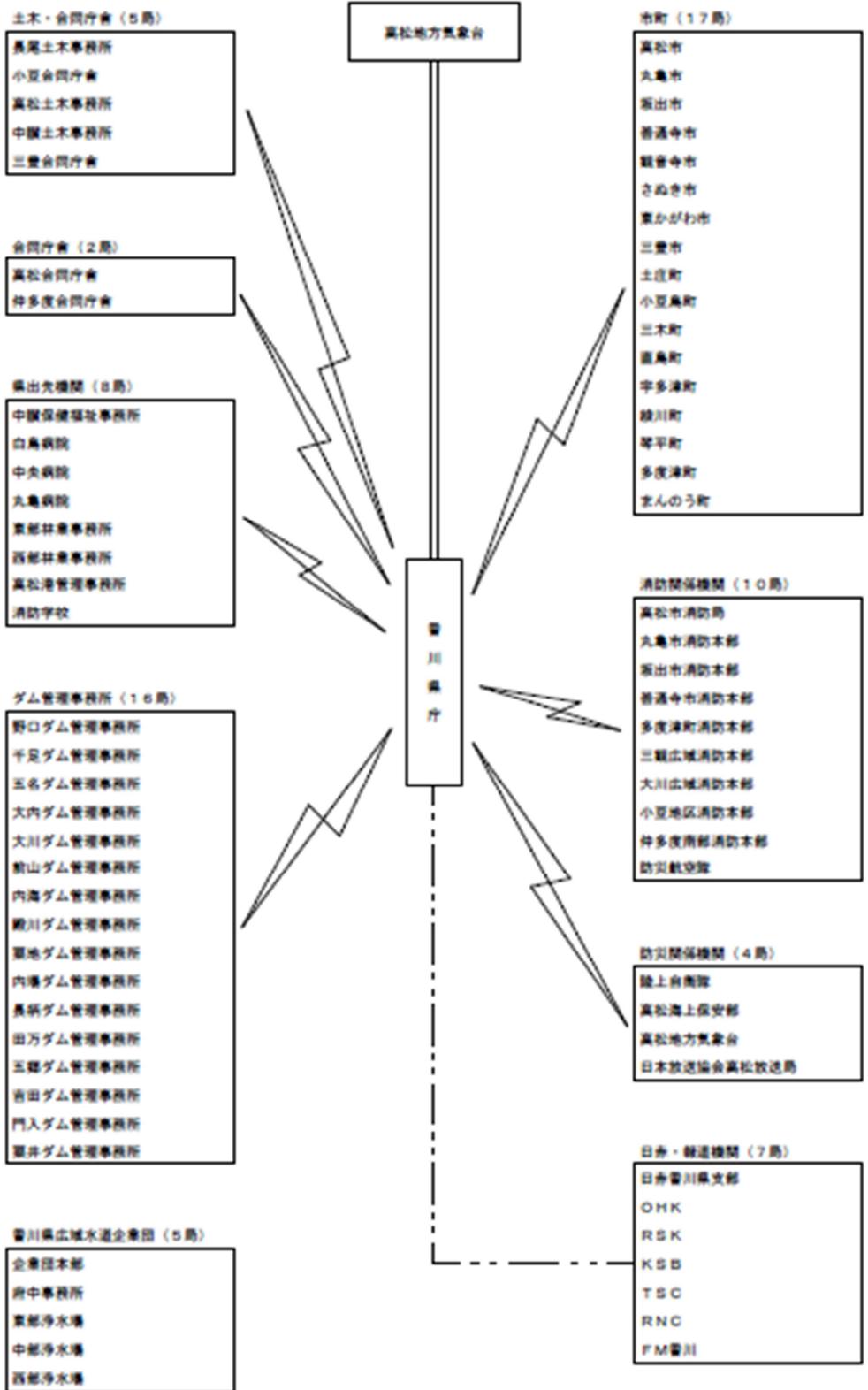
(注) 観測地点名称に\*印のついている観測点は地方公共団体の震度観測点である。

\*\*のついている観測点は国立研究開発法人防災科学技術研究所の震度観測点である。

### 【5-7 地域気象観測所】

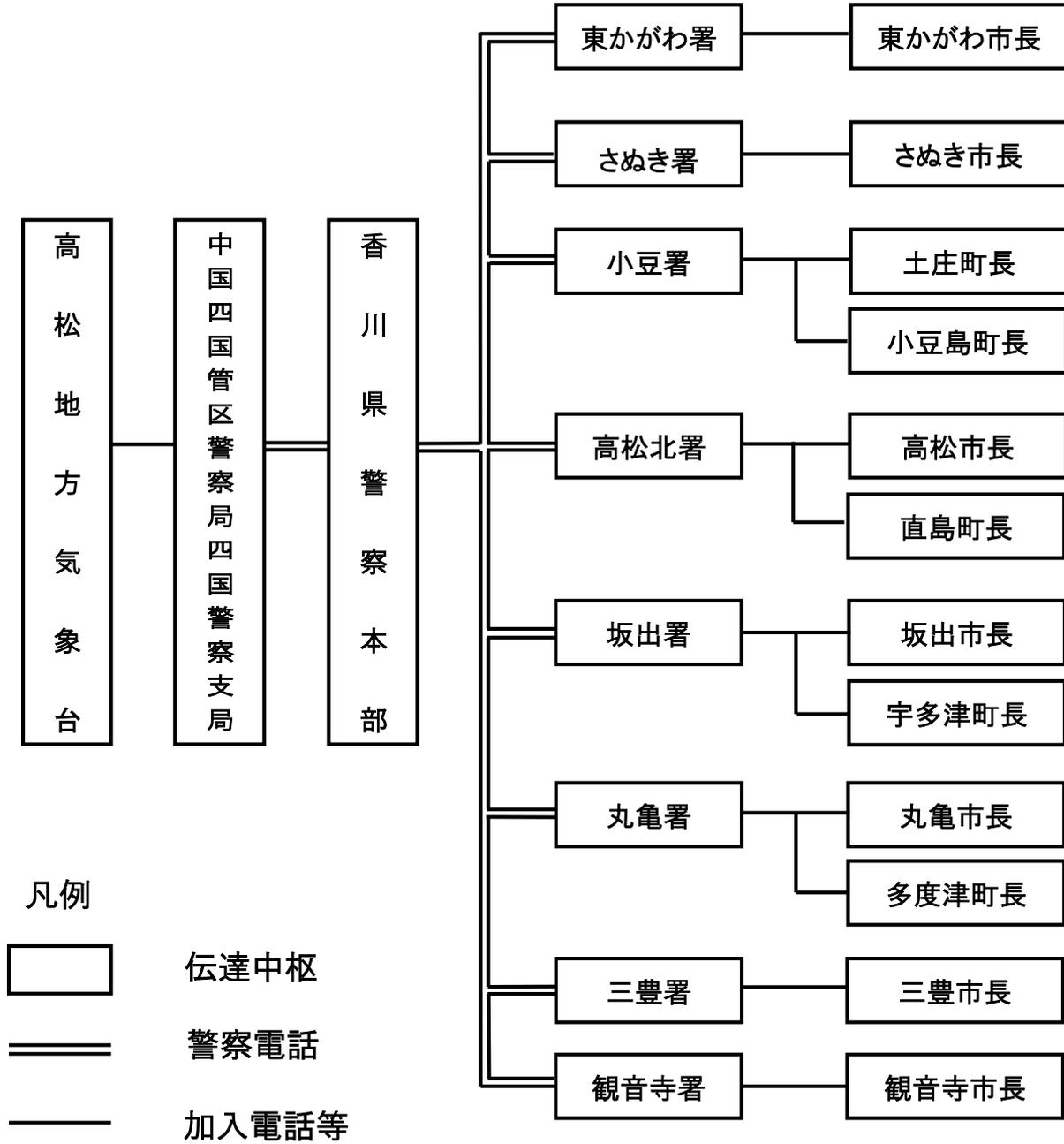
番号	観測所名称	観測所所在地	観測要素
1	引田地域気象観測所	東かがわ市南野 993-2	降水量、気温、風向・風速、日照時間

【5-8 防災行政無線による気象情報等伝達系統】



【5-9 津波警報受信伝達系統表】

(令和元年6月末現在)



【5-10 土砂災害と前兆現象の種類一覧】

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面 ・がけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溪流付近の斜面が崩れだす</li> <li>・ 落石が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がけに割れ目がみえる</li> <li>・ がけから小石がパラパラと落ちる</li> <li>・ 斜面がはらみだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地面にひび割れができる</li> <li>・ 地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする</li> </ul>
	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川の水が異常に濁る</li> <li>・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>・ 土砂の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表面流が生じる</li> <li>・ がけから水が噴き出す</li> <li>・ 湧水が濁りだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沢や井戸の水が濁る</li> <li>・ 斜面から水が噴き出す</li> <li>・ 池や沼の水かさが急減する</li> </ul>
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濁水に流木が混じり出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木が傾く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木が傾く</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溪流内の火花</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家や擁壁に亀裂が入る</li> <li>・ 擁壁や電柱が傾く</li> </ul>
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地鳴りがする</li> <li>・ 山鳴りがする</li> <li>・ 転石のぶつかり合う音</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の根が切れる音がある</li> <li>・ 樹木の揺れる音がある</li> <li>・ 地鳴りがする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の根が切れる音がある</li> </ul>
嗅 覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腐った土の臭いがする</li> </ul>	—	—

## 【5-11 気象庁震度階級関連解説表】

(平成 21 年 3 月 31 日)

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

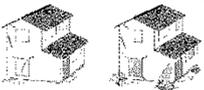
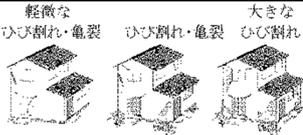
※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。掘付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度階級関連解説表の「木造建物(住宅)」に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。  軽微なひび割れ・亀裂 
	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。  軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。  軽微なひび割れ・亀裂 	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。  大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。  軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。  大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。  軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 大きなひび割れ・亀裂 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。  傾く 倒れる 

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注4) この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

(注5) なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやY状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやY状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 【5-12 注意報・警報の基準】

(別表1) 大雨注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東 讚	東かがわ市	13	130

(別表2) 大雨警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東 讚	東かがわ市	19	167

(別表3) 洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準
東 讚	東かがわ市	馬宿川流域=13.1 小海川流域=8.4 湊川流域=14.6 与田川流域=7.8 番屋川流域=9.4 北川流域=5.6	馬宿側流域=(6, 13.1) 小海川流域=(6, 8.4) 湊川流域=(10, 14.6) 与田川流域=(6, 7.7) 番屋川流域=(6, 9.4) 北川流域=(6, 5.6)	—

\* (表面雨量指数、流域雨量指数)の組合わせによる基準値を表しています。)

(別表4) 洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
東 讚	東かがわ市	馬宿川流域=16.4 小海川流域=10.6 湊川流域=18.3 与田川流域=9.8 番屋川流域=11.8 北川流域=7	小海川流域=(10, 9.5) 湊川流域=(10, 18.3) 与田川流域=(10, 8.8) 番屋川流域=(10, 10.6) 北川流域=(10, 6.3)	—

(別表5) 高潮警報及び注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮 位	
		警 報	注意報
東 讚	東かがわ市	1.7m	1.4m

### 【備考】

高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

## 【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表1～5）の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、( )内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、別表1及び2の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方ごとの基準値については、気象庁ホームページ ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)) を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数を10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表3及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村の域内において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.htm](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.htm)) を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）を用いる。

【6-1 大川広域消防本部現勢】

(平成31年4月1日現在)

区分	消防職員								条 例 定 数	普通 消防 ポン プ自 動車 (B1 以上)	水 槽付 消防 ポン プ自 動車 (B1 以上)	は し ご 付 消 防 自 動 車	救 急 自 動 車	救 助 工 作 車	指 揮 車	そ の 他 の 小 型 動 力 ポ ンプ	広 報 車	資 材 運 送 車	そ の 他 の 車 両	
	実 員																			
	消 防 監	消 防 司 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	そ の 他 職 員												計
本 部	1	1	5	3	5	1	8		24						1		2		2	
東 署		1	1	8	3	5	9		27	2	2		2	1		2			1	
白鳥分署			1	6	6	4	4		18	1	1		1			2			1	
西 署		1	1	8	3	5	9		27	1	1	1	1			2		1	1	
寒川分署			1	8	1	3	6		18	1	1		1			3			1	
計	1	3	9	32	15	18	36		114	110	5	5	1	5	1	1	9	2	1	6

【6-2 消防団現勢】

(令和元年4月1日現在)

区分	分 団 数	消防団員								条 例 定 員	普通 消防 ポン プ自 動車	水 槽付 消防 ポン プ自 動車	小 型動 力ポ ンプ 積載 車	小 型動 力ポ ンプ	化 学消 防自 動車	指 揮車	計
		実 員															
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計								
大内方面隊	6	1	2	6	6	6	28	75	130	138	3	0	7		0	0	10
白鳥方面隊	4		2	4	4	4	15	85	114	168	2	0	11		0	0	12
引田方面隊	3		2	3	3	3	9	53	73	83	4	0	1		0	0	5
女 性 部						1	3	13	17	17							
総 計	13	1	6	13	13	14	55	226	334	406	9	0	19		0	0	27

### 【6-3 消防水利の現況】

(平成31年4月1日現在)

区分	合計 (A)~(F) の計	消火栓		防火水槽												井戸			その他	
		計	公設	私設	計				公設				私設				計	公設		私設
					100㎡以上 (B)	60㎡~100㎡未満 (C)	40㎡~60㎡未満 (D)	20~40㎡未満 (E)	100㎡以上	60㎡~100㎡未満	40㎡~60㎡未満	20~40㎡未満	100㎡以上	60㎡~100㎡未満	40㎡~60㎡未満	20~40㎡未満				
東かがわ市	336	249	247	2	1	4	36	39	0	2	30	36	1	2	6	3	7	7	0	10

### 【6-4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】

(平成31年4月1日現在)

区分	消防・救急業務用無線局（局数）						電 話			
	固定局	基地局	移 動 局			合 計	消 防 機 関 に あ る も の			
			陸上移動局	携帯局	計		火災報知専用電話	消防電話	加入電話	合 計
大川広域		3	54		54	57	4	18		22
(東 署)			27			27			2	2
(白鳥分署)			8			8			2	2

## 【6-5 香川県防災資機材保有状況】

	品名	規格	数量	設置場所	備考
石油 コン ピナ ー 機 材	オイルフェンス	B型 プリジストン・ライトタイプ *県危機管理課所管分	160m	香川県防災資機材センター (高松市朝日新町1-7)	
		住友 B型 *県港湾課所管分	1,100m		
	泡消火薬剤	スーパーフォーム AT3%型 メガフォーム F-623T3%型	18,000 ㍉ 17,000 ㍉	香川県防災資機材センター (坂出市番の州町3番地)	
林野 火災 用資 機材	貯水槽	容量=2,500㍉ 重量=50kg 満水時容積=直径230cm×高さ90cm 結束時容積=直径110cm×高さ30cm	8基	香川県消防学校備蓄倉庫 (高松市生島町689-11)	
	水のう(中型)	容量=500㍉ 重量=95kg 懸吊時全長=200cm リング直径=110cm 吊下高=350cm 吐出量=100~130㍉/秒 空袋時機速(対地限度)=110(kg/時)	14基		
	コントロール ボックス	500㍉水のう用	14基		
	水のう用 パレット	1,450cm×1,350cm×890cm	12個		
	チェンソー		10基		
	ヘルメット		37個		
救助 用資 機材	エアertent (附属品含む)	TAT-600型	1式	高松市南消防署 (高松市多肥下町 1530-16)	
	エアertent (附属品含む)	マク・クイックシェルターMQ562A	2式		
	スポットクーラ ー	クールスイファン1 ロススタンダードタイプ SS-25EH-1	2式		
	蓄電機	LiB-AIDE500	2式		
	折りたたみ式 簡易ベッド		30台		
その他	起震車	3500cc、香川800さ9877	2台	香川県消防学校車庫 (高松市生島町689-11)	
		4000cc、香川800す947			
	自走式照明車	パノラマライト MEGALUX1800 香川88す1043	1台	仲多度南部消防本部 (琴平町五条313)	
	フォークリフト	三菱 1.5t バッテリー式	1台	香川県消防学校備蓄車庫 (高松市生島町689-11)	
	災害対策用給水 システム	東レ レスキュー AW-7200G II型	1台		
	衛星可搬型地球 局	アンテナ0.75mφ 出力0.8w 個別電話(FAX)1ch	3台	香川県庁6階 危機管理課通信機械室	
資機材運搬車	日産ADバン	1台	天神前分庁舎一階駐車場 (高松市天神前6-1)		

## 【6-6 香川県防災資機材運用要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、各種災害対策用として香川県が備蓄した別表に掲げる防災資機材（以下「資機材」という。）の運営について必要な事項を定める。

(配置等)

第2条 資機材は、別表の配置場所欄に掲げる場所に配置する。

2 資機材の使用管理等については、この要綱に定めるもののほか、別に締結する管理委託契約書の定めるところによるものとする。

(用途の指定)

第3条 資機材は、各種災害の防御又は防御訓練以外の用途に供してはならない。

(貸付けの手続等)

第4条 各種災害の防御又は防御訓練のため、資機材の貸付けを受けようとする市町長は、あらかじめ知事に資機材貸付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、特に緊急を要するため文書により難しいときは、口頭によることができる。この場合においては、事後速やかに所定の手続きをするものとする。

2 知事は、資機材を貸付けることを決定したときは、貸付決定に係る市町の長及び当該貸付けに係る資機材を管理している市町（以下「管理市町」という。）の長に貸付けを決定した旨の通知をするものとする。

3 貸付けの決定を受けた市町の長は、管理市町の長から当該貸付けに係る資機材を受領するときに、資機材借用証（第2号様式）を知事に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、事後に当該手続きをすることができる。

(応援の要請等)

第5条 貸付けを受ける市町（以下「借受市町」という。）の長は、借受けに係る資機材を使用するため必要と認めるときは、管理市町の長に応援を求めることができる。

2 資機材は、借受市町又は管理市町の消防吏員で当該資機材の使用方法を熟知したものが操作しなければならない。

(貸付期間)

第6条 資機材の貸付期間は、当該貸付の目的を遂行するための必要な期間とする。

(使用後の報告)

第7条 借受市町の長は、資機材を使用した後に、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を知事に提出しなければならない。

- 一 使用目的
- 二 使用日時
- 三 使用場所
- 四 使用資機材数量
- 五 その他知事が必要と認める事項

(費用の負担)

第8条 資機材の使用及び応援を受けたことにより生じた費用のすべては、借受市町において負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほかは、資機材の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

【6-7 水防倉庫等一覧】

番号	水防管理団体	対象河川海岸	設置ヶ所			構造	摘要
			市 町	大 字	小 字		
1	東かがわ市	馬 宿 川	東かがわ市	引 田	沖 代	二 階 建	事務所管内 長尾土木
2	〃	湊 川	〃	湊	水 入	平 屋 建	
3	〃	〃	〃	白 鳥	中 戸	鉄骨二階建	

【7-1 東かがわ市防災行政無線通信施設】

【移動無線】

(平成31年4月1日現在)

地区	免許区分	移動局数	中継局数	移動局数									
				形態別			設置場所別						計
				車載型	可搬型	携帯型	役所等	公共施設	職員宅	消防機関	その他		
大内地区	FB	94		32	22	40	11	15		46	22	94	
白鳥地区	FB	84	1	15	24	45	11	12		48	13	84	
引田地区	FB	64	1	9	12	43	17	7		25	15	64	
総 計		242	2	56	58	128	39	44		127	32	242	

※FB=移動系

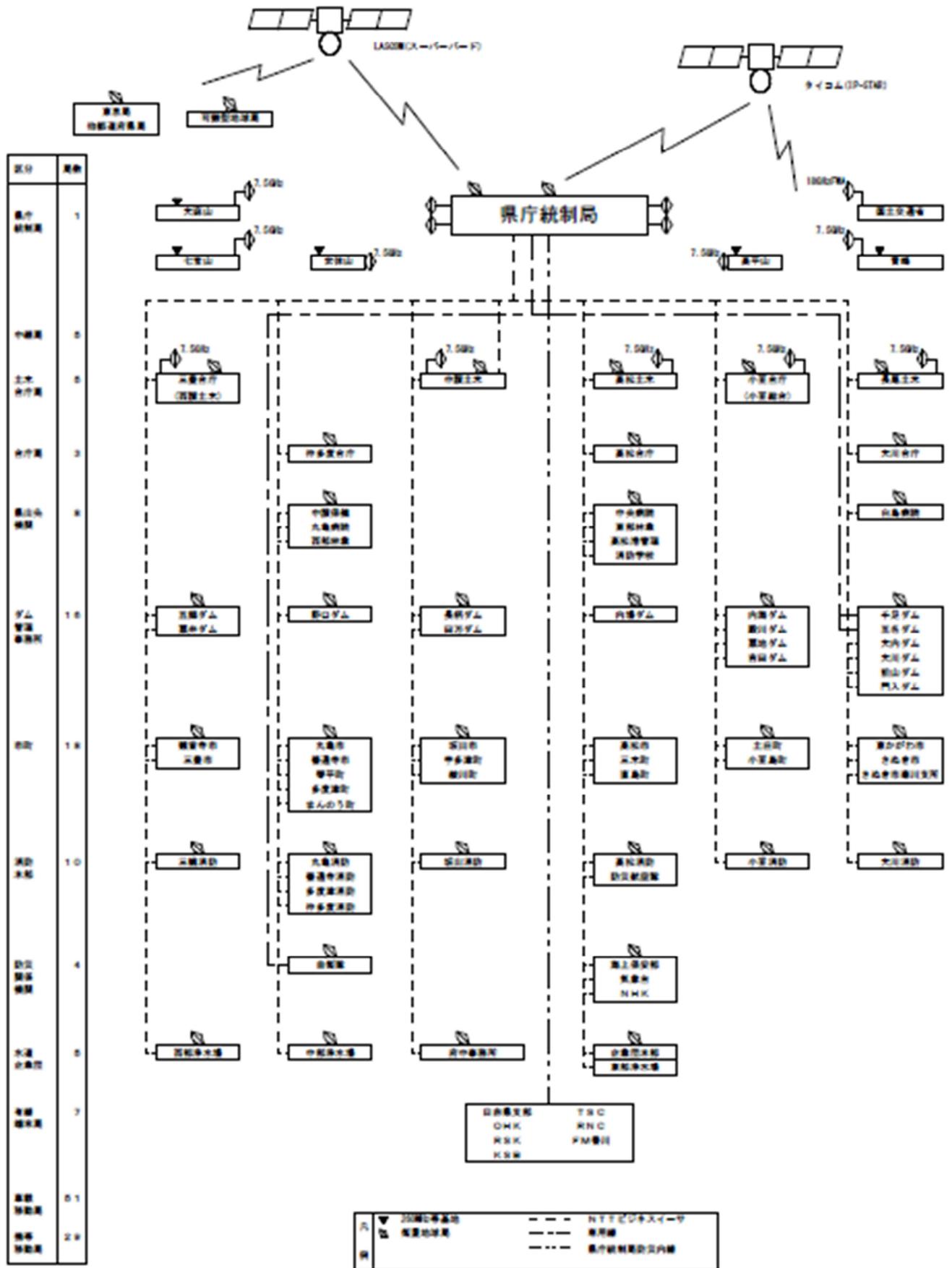
## 【7-2 東かがわ市サイレン吹鳴装置設置場所一覧】

局番	サイレン容量	サイレン型式	電源	常置場所所在	
防災東かがわ 801	1. 5KV V	BVV-103	200V	東かがわ市町田 56-1	大川広域東消防署
防災東かがわ 802	2. 2KV V	BVV-104	200V	東かがわ市南野 97-5	引田第1分団屯所
防災東かがわ 803	1. 5KV V			東かがわ市小海 2269-1	引田第3分団屯所
防災東かがわ 804	0. 75KV V	BVV-102	200V	東かがわ市湊 522	白鳥第2分団1班屯所
防災東かがわ 805	1. 5KV V	BVV-103	200V	東かがわ市白鳥 479	白鳥第2分団2班屯所
防災東かがわ 806	2.2KW3 方向	BQR	200V	東かがわ市白鳥 2716-12	白鳥第2分団2班車庫
防災東かがわ 807	1. 5KV V	BVV-103	200V	東かがわ市東山 1449-1	白鳥第3分団1班屯所
防災東かがわ 808	1. 5KV V	BVV-103	200V	東かがわ市西山 394-6	白鳥第3分団2班屯所
防災東かがわ 809	1. 5KV V	BVV-103	200V	東かがわ市与田山 315-6	白鳥第3分団3班屯所
防災東かがわ 810	1. 5KV V	BVV-103	200V	東かがわ市人野山 1721-1	白鳥第3分団4班屯所
防災東かがわ 811	200VV			東かがわ市五名 457-2	白鳥第4分団1班屯所 1
防災東かがわ 812	750VV	AVVN	100V	東かがわ市五名 519-1	白鳥第4分団1班屯所 2
防災東かがわ 813	0. 75KV V	BVV-102	200V	東かがわ市五名 1398-3	白鳥第4分団2班屯所
防災東かがわ 814	400VV	AVVN	100V	東かがわ市五名 2252-2	白鳥第4分団3班屯所 1
防災東かがわ 815	750VV	AVVN	100V	東かがわ市五名 2656-1	白鳥第4分団3班屯所 2
防災東かがわ 816	2. 2KV V	B-302	200V	東かがわ市水主 4412	大内第3分団屯所
防災東かがわ 817	2. 2KV V	B-302	200V	東かがわ市水主 3063 地先	大内第3分団車庫
防災東かがわ 818	1. 5KV V	BVV-103	200V	東かがわ市小磯 780-3	大内第4分団屯所
防災東かがわ 819	1. 5KV V	BVV-103	200V	東かがわ市馬篠 693-4	大内第6分団屯所
防災東かがわ 820	3. 7KV V	V-602	200V	東かがわ市引田 513-1	引田第2分団屯所
防災東かがわ 821	3. 7KV V			東かがわ市三本松 1172	大内庁舎
防災東かがわ 822	5. 5KV V			東かがわ市湊 1847-1	東かがわ市役所
防災東かがわ 823				東かがわ市三本松 41-9 東讃漁業協同組合	東讃漁協
防災東かがわ 824				東かがわ市松原 1233-1 新川小松自治会館	新川小松自治会館
防災東かがわ 825				東かがわ市引田 3140 松原橋付近安戸ポンプ場	安戸ポンプ場
防災東かがわ 826				東かがわ市馬篠 1526-5	丹生コミュニティ
防災東かがわ 827				東かがわ市伊座 352	伊座自治会
防災東かがわ 828				東かがわ市坂元 123-3	坂元局
防災東かがわ 829				東かがわ市西村 795 番地 1	落合ポンプ場
防災東かがわ 830				東かがわ市川股 93 番地 1	川股屯所
防災東かがわ 831				東かがわ市水主 1143 番地	水主局
防災東かがわ 832				東かがわ市人野山 2610 番地	端局
防災東かがわ 833				東かがわ市人野山 639 番地	黒川局

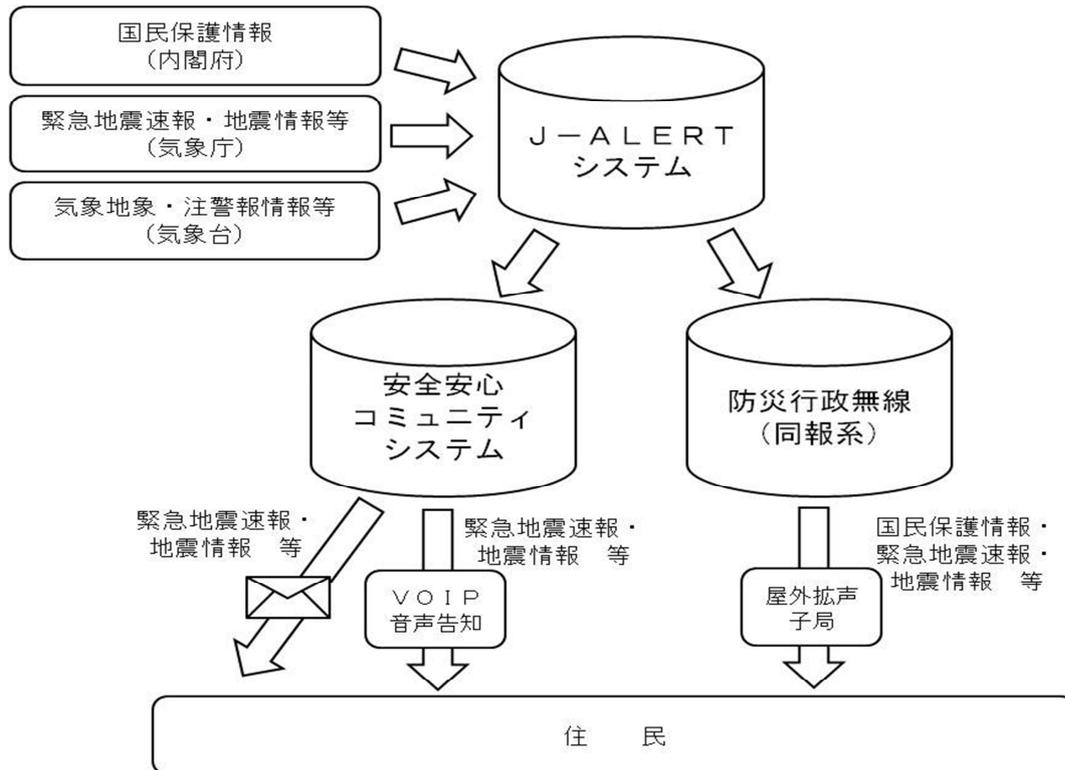
【7-3 東かがわ市サイレン種別表】

区 分	サイレンの種別
家屋火災	10秒吹鳴・5秒休止×10回
山林火災	15秒吹鳴・5秒休止×7回
避難勧告	30秒吹鳴・6秒休止×5回
消防団招集	5秒吹鳴・5秒休止×15回
消防団演習招集	15秒吹鳴 × 1回

【7-4 香川県防災行政無線施設】

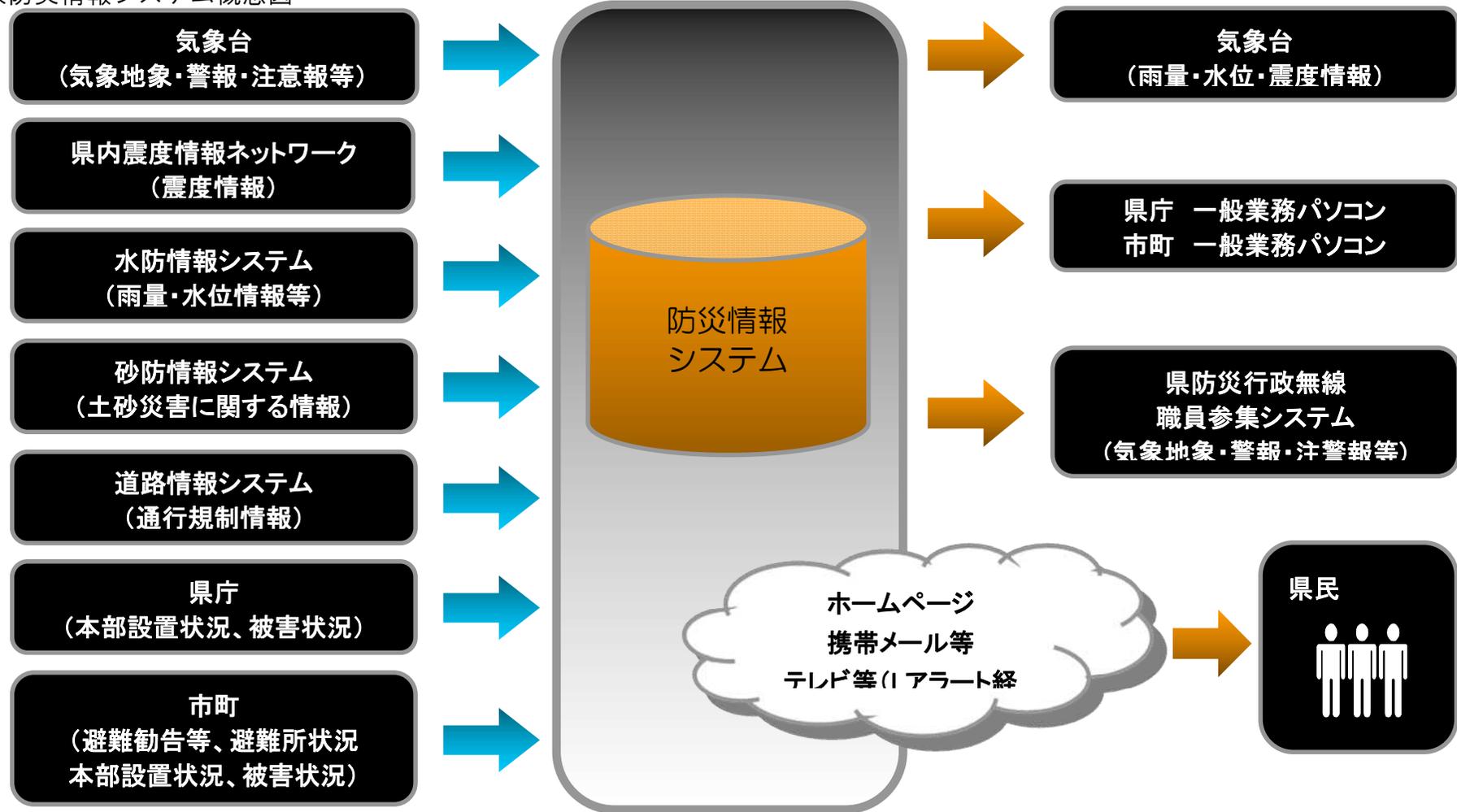


### 【7-5 全国瞬時警報システム（J-ALERT）】



【7-6 香川県防災情報システム】

香川県防災情報システム概念図



## 【7-7 災害対策用移動通信機器貸与制度】

災害対策用として無線機を無償貸与  
～災害時における通信確保のために～

### 1 無償貸与の概要

総務省では、防災対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の保管等を行う基地を全国11箇所の防災対策を施した施設に配備した。

地震等の非常災害時には、災害対策本部等からの要請により、地方公共団体及び災害復旧関係者に無償で貸与し、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要な通信の確保を図ります。

非常災害に際して、災害対策本部等は、総務省（四国総合通信局）に貸与要請を行い、総務省は委託した民間会社を通じて48時間以内に被災地に移動通信機器を搬入します。なお、返却に要する機器の運搬等の費用については、当該地方公共団体等の負担となります。

災害対策用移動通信機器に係る総務省連絡先	
四国総合通信局無線通信部陸上課	
〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	TEL 089-936-5066（直通）
総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室	
〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	TEL 03-5253-5888（直通）

### 2 今後の計画

首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震や風水害などの大規模自然災害等の発生が想定される中で、これらの防災対策に着実に応えるための体制を整備します。

具体的には、災害復旧活動等という特に厳しい条件下での使用による機器の故障等を考え合わせ、引き続き予算確保に努め、災害時に必要な通信構成や活用実績等を踏まえ、今後充実していく計画です。

#### 【連絡先】

四国総合通信局 無線通信部 陸上課  
電話：089-936-5066  
FAX：089-936-5008  
E-mail：shikoku-koudan@rbt.soumu.go.jp

## 【7-8 災害対策用移動電源車貸与制度】

災害時に、地方公共団体及び電気通信事業者は、総務省四国総合通信局に貸与要請を行い、被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要な通信の電源確保を図る。

災害対策用移動電源車に係る総務省連絡先	
四国総合通信局総務部総務課	
〒790-8570 松山市味酒町2丁目14-4	TEL 089-936-5010（直通）

### 【移動電源車の仕様】

車両保管場所	四国総合通信局内（愛媛県松山市）
大きさ	全長約 4.7m、全幅約 1.8m、全高約 1.9m
燃料	無鉛レギュラーガソリン
乗車定員	2名
出力	5.5 kVA（50Hz/60Hz、単相 100 ボルト）
稼働時間（満タン時）	約 36 時間（1/2 負荷時）
発電機燃料	無鉛レギュラーガソリン（車両の燃料タンクと共用）

（問合せ先）

〒790-8570 松山市味酒町2丁目14-4

四国総合通信局 総務部 総務課

TEL 089-936-5010 FAX 089-936-5007

## 【7-9 香川県地方通信ルート（東かがわ市）】

香川県地方通信ルート（①は、通常通信ルート ②からは、非常通信ルート）

東 か が わ 市	東かがわ市役所 （危機管理課 TEL 0879-26-1235 FAX 0879-26-1320 県防（音声）302-501（FAX）302-581）
	①—香川県（危機管理課）
	②—大川広域東消防署白鳥分署—高松市消防局—香川県（危機管理課）
	③—東かがわ警察署—県警察本部—香川県（危機管理課）
	④—四電大内営業所—四電高松支店…香川県（危機管理課）

◇記号 —無線区間 …使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL 087-832-3183（直通）、087-831-1111（代表） FAX 087-831-8811  
 県防（音声）【衛生又は、地上ボタン】-200-5062 又は、-200-7-2435  
 （FAX）【102（衛星）又は、101（地上）】-200-5801 又は、5802  
 □大川広域東消防署白鳥分署 TEL 0879-25-2119 FAX 0879-25-2139  
 □東かがわ警察署 TEL 0879-25-0110  
 □四国電力(株)大内営業所 TEL 0879-25-2172 FAX 0879-25-9998

## 【8-1 香川県医療救護計画】

(平成 25 年 3 月 15 日改正)

### 第 1 医療救護計画の目的

災害及び大規模事故等から、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護体制を確立する。

### 第 2 医療救護計画策定の基本的な考え方

#### 1 医療救護計画の策定

- (1) 県及び市町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期するため、医療救護計画を策定する。
- (2) 県は、市町で対応できない広域的な医療救護活動を行うため、広域医療救護班の編成、出動等の計画を策定する。
- (3) 市町は、直接地域住民の生命、健康を守るため、医療救護活動及び医療救護施設（広域救護病院を除く。）の整備について市町ごとの実情に従い医療救護計画を策定する。
- (4) 医療救護計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制の活用を図る。
- (5) 医療救護計画は、平常時の救急医療体制が十分機能しないことを前提として策定する。

#### 2 医療救護施設及び対象者

- (1) 医療救護施設は、市町長が指定する応急救護所及び救護病院、並びに知事が指定する広域救護病院（災害拠点病院を含む）の 3 種類とする。
- (2) 医療救護の対象者は、直接災害による負傷者、災害時における救急患者等とする。
  - ア 直接災害による負傷者は、重症患者、中等症患者及び軽症者に分類する。
    - 重症患者 手術等緊急治療を必要とする者
    - 中等症患者 入院治療を必要とする者
    - 軽症者 上記以外の者で外来治療で可能な者
  - イ 災害時における救急患者等は、緊急に医師の処置を必要とする脳卒中、出産、人工透析等医療の中断が致命的となる患者、及び災害により情緒不安定等の症状が認められる者とする。

#### 3 必要な体制の整備

- (1) 県及び市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、必要な体制整備に努める。
- (2) 医療救護体制は、医療機関や医師会等関係機関の協力の下に整備する。
- (3) 地域住民は、自分で自分を守るための家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。
- (4) 県は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の運用、活動の検証及び研修のあり方等を検討し、DMATの円滑な医療救護活動を確保するため、DMAT連絡会を設置する。

#### 4 その他

- (1) 医療救護の期間は、発災後における応急措置が概ね完了するまでの間とする。
- (2) 医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定若しくは現行保険制度その他により取り扱う。

- (3) 医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定により取り扱う。

### 第3 県医療救護計画

#### 1 計画の策定

県は、市町独自では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、広域的な医療救護計画を策定する。

香川県医療救護計画は、香川県地域防災計画に記載している医療救護計画について具体化した計画であり、香川県地域防災計画の修正、県内医療体制の変更等、必要に応じて修正を行うものとする。

#### 2 計画の内容

##### (1) 香川県災害医療救護活動連絡会の設置

県は、迅速かつ効果的な医療救護活動が実施できるよう、関係機関の連携を図るため香川県災害医療救護活動連絡会を設置する。

連絡会は、次に掲げる内容について協議を行う。

- ア 災害時における医療救護活動に関すること
- イ 災害時における関係各機関との連絡及び調整方法に関すること
- ウ 傷病者等の搬送に関すること
- エ 合同訓練に関すること
- オ 医薬品等の備蓄に関すること
- カ その他連絡会が必要と認めること

##### (2) 医療救護体制

医療救護活動は、香川県災害対策本部、県保健福祉事務所及び小豆総合事務所（以下「県保健福祉事務所等」という）、市町、DMAT(※)、災害拠点病院、広域救護病院、広域救護班、救護病院、応急救護所、(社)香川県医師会等関係団体医療救護班等の関係者の密接な連携のもとに行うものとする。

それぞれの機関の役割等は以下のとおりとする。（救護病院、応急救護所については、市町医療救護計画の作成指針に記載）。

##### ア 香川県災害対策本部

##### (ア) 健康福祉部医務国保班

健康福祉部医務国保班は、医療救護体制に関する情報収集を通じて、広域的な医療救護活動の総合調整を行うとともに、広域的な医師等の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

##### a 情報収集

的確な医療救護活動を行うため、応急救護所の設置状況や、医療救護施設等の被災状況等を医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により情報を収集し、必要に応じて県民を含め関係者に対しての情報提供を行う。

##### b 災害派遣医療チーム(DMAT※)の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、DMAT指定医療機関に対し、被災現場や災害拠点病院へのDMATの派遣を要請する。

※DMAT（ディーマツト）とは

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に、被災地に迅速に駆けつけ、災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム

- c 広域救護班の派遣要請  
市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、広域救護病院に対し、応急救護所や救護病院への広域救護班の派遣を要請する。
  - d 医療救護についての応援要請  
市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県医師会、(社)香川県歯科医師会、(社)香川県看護協会、(社)香川県接骨師会に対し、応急救護所への医療救護班、災害支援班の派遣を要請する。
  - e 国等への応援要請  
県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。また、他県のDMAT等の受入調整を行うほか、日本赤十字社香川県支部と連絡をとりながら、国、他の都道府県の医療救護班の派遣先を調整する。
  - f 医療搬送の手配  
県内医療搬送の手配、及び県外への広域医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図りながら受入先医療機関などとの調整を行う。
  - g 医療救護活動の調整等  
広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。
  - h 派遣調整本部の設置  
派遣調整本部を設置し、関係団体に対する医療救護班の派遣要請や、派遣申出の受け入れ等の調整を行う。
  - i 災害医療コーディネーターの設置  
広域的な医療救護活動の総合調整を行うため必要があると認める場合は、地域の医療機関の事情などに精通した医師等から選任された災害医療コーディネーターを、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）又は県保健福祉事務所等に設置する。
  - j その他必要な事項
- (イ) 健康福祉部薬務感染症対策班
- 健康福祉部薬務感染症対策班は、健康福祉部医務国保班と連携して、救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液の確保及び供給について総合調整を行うとともに、広域的な薬剤師の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。
- 具体的には以下の業務を行う。
- a 情報収集  
医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により、医療救護施設及び避難所における医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集する。

- b 医薬品の確保供給
  - 市町災害対策本部等からの要請があった場合、県が備蓄している医薬品等を応急救護所及び避難所に供給するとともに、必要がある場合は、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川県支部及び香川県医薬品小売商業組合に対し供給を要請する。
  - また、必要な輸血用血液の供給が行えるよう香川県赤十字血液センターと連携して調整を行う。
- c (社)香川県薬剤師会への応援要請
  - 市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県薬剤師会に対し、応急救護所等への薬剤師班の派遣を要請する。
- d 他都道府県への応援要請
  - 輸血用血液及び医薬品等について、県内の備蓄だけでは対応できないと判断した場合は、関係機関と連携して他の都道府県に応援要請を行うとともに、受入調整を行う。
- e その他必要な事項
- イ 県保健福祉事務所等
  - 県保健福祉事務所等は、健康福祉部医務国保班のもとで、管内医療体制に関する情報収集を行い、医療救護に関する調整を行う。
  - 具体的には、以下の業務を行う。
  - (ア) 情報収集
    - 医療救護活動を支援するため、管内の医療救護施設等の被災状況、医療活動状況の情報を収集し、市町災害対策本部と連携を図りながら、県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)に報告を行うほか、地域住民に情報提供を行う。
  - (イ) 管内における広域救護班の受入
    - 管内医療救護施設に派遣される広域救護班の受入れについて、市町災害対策本部と連携を図る。
  - (ウ) 医療搬送の手配
    - 管内市町間、管外への医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図り、市町等への支援を行う。
  - (エ) 地域災害医療対策会議の設置
    - 市町や医療関係団体、災害拠点病院の医療関係者等で構成する地域災害医療対策会議を設置し、管内の医療体制に関する情報収集と医療救護に関する総合調整を行う。
  - (オ) その他必要な事項
- ウ DMAT
  - DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とする。
  - (ア) DMAT指定医療機関の整備
    - 県は、DMATを派遣する意思を持ち、DMATの活動に必要な人員(DMAT登録者)、装備を有する医療機関をDMAT指定医療機関に指定する。
  - (イ) 担当業務
    - a 被災現場での医療活動

- b 広域医療搬送拠点（SCU）での医療活動
- c 県外への広域医療搬送の支援
- d 災害拠点病院等の支援
- e 県内での医療搬送の支援
- f 医療活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

(ウ) DMATの派遣要請

- a 県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、市町災害対策本部からの派遣要請に基づき、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。
- b 県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、甚大な災害等、その事態に照らし緊急を有すると判断される場合は、市町災害対策本部からの要請を待たずに、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。
- c 市町災害対策本部又は消防機関は、県内で発生した事故等でその事態に照らし、緊急を要すると判断した場合、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への要請を経ずに、直接にDMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣を要請することができる。この場合は、県が派遣を要請したものとみなすとともに、派遣を要請した市町災害対策本部又は消防機関は、その旨を県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）に報告する。

(エ) 派遣要請の基準

- a 県内で発生した災害・事故等で、県及び市町・消防機関がDMAT指定医療機関に対し、DMATの派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。
  - ・ 災害または事故により、中等症以上の死傷者が20名以上発生すると見込まれる場合。
  - ・ がれきの下の医療（ConfinedSpaceMedicine,CSM）などDMATが出勤し対応することが効果的であると認められる場合。
- b 四国ブロック内で、震度6強の地震又は死者数が20人以上100人未満見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- c 隣接するブロック内で、震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- d 東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- e 前号に定める場合のほか、DMATが出勤し、対応することが効果的であると認められる場合。

(オ) 待機要請

- a 県は、災害・事故等が発生し、（エ）の要請基準に該当することが見込まれる場合、指定医療機関の長に対しDMATの待機を要請する。
- b 待機要請の手順は（ウ）の派遣要請の手順に準じて行う。
- c 次の場合にDMAT指定医療機関の長は、県からの要請を待たずに、DMATを待機させる。

- (1) 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (3) 津波警報（大津波警報）が発表された場合

- (4) 東海地震注意報が発表された場合
- (5) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合
- (6) DMATが出勤を要すると判断するような災害等が発生した場合

(カ) 後方支援

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、香川県広域災害・救急医療情報システムを活用して情報収集に努め、DMATに係る移動手段の確保について、関係機関との連絡・支援・調整を行う。

(キ) 活動報告

現場での活動が終了した後、出勤したDMATは、指定医療機関の長を通じて活動内容を知事に報告する。

(ク) DMAT県調整本部

a DMAT県調整本部の設置

(1) 県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)は、県内で活動するすべてのDMATを指揮するDMAT県調整本部を設置する。

(2) DMAT県調整本部は、県災害対策本部の指揮下に置かれる。

(3) DMAT県調整本部の責任者として、統括DMATを指名する。

b DMAT県調整本部の業務

(1) 県内で活動するすべてのDMATの指揮及び調整

(2) 情報の収集

(3) 消防、医師会など関連機関との連携及び調整

(4) 必要に応じて、災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部を設置し、指揮・調整・連絡する。

(5) その他、DMAT・SCU本部などを指揮・調整・連絡する。

エ 災害拠点病院

(ア) 災害拠点病院の指定

災害拠点病院の指定は知事が行う。その数は「地域災害拠点病院」を二次保健医療圏毎に1か所以上、「基幹災害拠点病院」を県で1か所とする。

(イ) 施設設備

施設設備は、当該病院の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

a トリアージ

b 重症患者の受入及び処置

c 病院支援（応急資器材の貸し出し等）

d 広域医療救護班の派遣

e 県内・県外医療搬送の支援

f 死体の検案

g 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

h その他必要な事項

(エ) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。

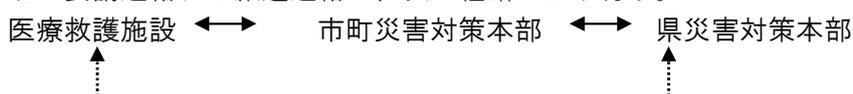
- (オ) 医療救護活動の調整等
  - 県災害対策本部長は、災害拠点病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。
- (カ) 医療救護活動の報告等
  - 災害拠点病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。
- オ 広域救護病院
  - (ア) 広域救護病院の指定
    - 広域救護病院の指定は知事が行う。その数は、二次保健医療圏毎に2か所以上とする。指定に当たって、知事は当該病院の所在する市町長及び当該病院の管理者と協議する。
  - (イ) 施設設備
    - 施設設備は、知事が指定した当該病院の施設設備をもってこれにあてる。
  - (ウ) 担当業務
    - a トリアージ
    - b 重症患者の受入及び処置
    - c 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
    - d 広域医療救護班の派遣
    - e 県内医療搬送の支援
    - f 死体の検案
    - g 医療救護活動の記録並びに市町対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告
    - h その他必要な事項
  - (エ) 体制の整備
    - 当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。
  - (オ) 医療救護活動の調整等
    - 県災害対策本部長は、広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。
  - (カ) 医療救護活動の報告等
    - 広域救護病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。
- カ 広域医療救護班
  - 広域医療救護班は、広域救護病院の医療スタッフをもって次により設置する。
    - (ア) 班の編成
      - 班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。
      - なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) 班設置数の基準

医師数 19 人以下の病院	1 班編成
医師数 20 人～29 人以下の病院	2 班編成
医師数 30 人以上の病院	3 班編成

(ウ) 広域医療救護班の要請

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、広域救護病院に対し、広域医療救護班の派遣を要請する。

(エ) 広域医療救護班の出動

班は、県災害対策本部長の指示に基づき出動する。

(オ) 広域医療救護班の活動

班は、次の担当業務について、出動先の医療救護施設の指揮者の指示に基づき活動する。

- a トリアージ
- b 傷病者に対する応急処置の実施
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(カ) その他

班を編成する病院等は、あらかじめ次の項目を含んだ広域医療救護班設置要綱を作成するとともに、班の編成要員について、毎年度4月末までに知事に報告する。

- a 班の編成要員
- b 班の設置数
- c 機動力のある交通手段の確保（2輪車等）
- d 携帯電話、携帯無線機などの通信手段の確保
- e 医療セットの備蓄

キ (社) 香川県医師会医療救護班

県災害対策本部は、(社)香川県医師会との「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

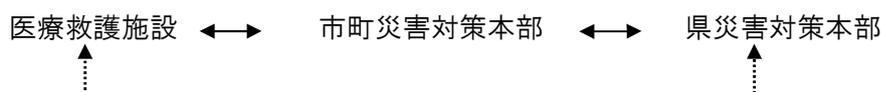
(ア) 班の編成

班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。

なお、必要に応じ県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、(社)香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県医師会医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) (社) 香川県医師会医療救護班の活動

医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ク (社) 香川県薬剤師会薬剤師班

県災害対策本部は、（社）香川県薬剤師会との「災害発生時における薬剤師班派遣に関する協定書」に基づき、必要に応じて、薬剤師班の派遣を要請する。

(ア) 薬剤師班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県薬剤師会薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県薬剤師会薬剤師班の活動

薬剤師会薬剤師班は、県災害対策本部が指示する場所（市町が設置する応急救護所、避難所等）において、協定書に基づき活動するものとする。

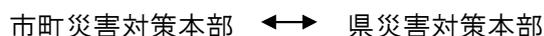
なお、薬剤師班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ケ (社) 香川県看護協会看護職班

県災害対策本部は、（社）香川県看護協会との「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、看護職班の派遣を要請する。

(ア) (社) 香川県看護協会看護職班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県看護協会看護職班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県看護協会看護職班の活動

看護協会看護職班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、看護職班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

コ (社) 香川県接骨師会災害支援班

県災害対策本部は、（社）香川県接骨師会との「災害発生時における災害支援活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、災害支援班の派遣を要請する。

(ア) (社) 香川県接骨師会災害支援班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県接骨師会災害支援班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県接骨師会災害支援班の活動

接骨師会災害支援班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

サ (社) 香川県歯科医師会医療救護班

県災害対策本部は、（社）香川県歯科医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

(ア) (社) 香川県歯科医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県歯科医師会医療救護班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県歯科医師会医療救護班の活動

歯科医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

シ 海上からの広域的な医療救護体制

(ア) 診療船の指定

巡回診療船「済生丸」を指定する。

指定に当たって知事は、当該診療船の管理者と協議する。

(イ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該診療船の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者及び中等症患者への応急措置
- c 軽症者の処置
- d 海路を利用した患者搬送
- e 死体の検案
- f 医療救護活動の記録及び県災害対策本部への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(エ) 医療スタッフ

知事は、当該医療船の管理者と協議し、あらかじめ掌握しておく。

ス 人工透析患者等に対する広域的な医療救護体制

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、広域災害・救急医療情報システム等を利用し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者の受入が可能な医療機関を把握する。

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、収集した情報について、県保健福祉

事務所等及び市町災害対策本部に提供し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者への医療提供の支援を行う。

(3) 重症患者の医療搬送

ア 県内医療搬送

地域内だけで治療や受入のできない重症患者の地域外への医療搬送は、次による。

(ア) 搬送患者の選定

搬送患者の選定は、負傷の程度等患者の状態及び処置能力等を勘案して、当該救護施設の責任者が行う。

(イ) 搬送要員

搬送要員については、県及び市町災害対策本部、救護施設の管理者等が協議して、その要員の確保を図る。

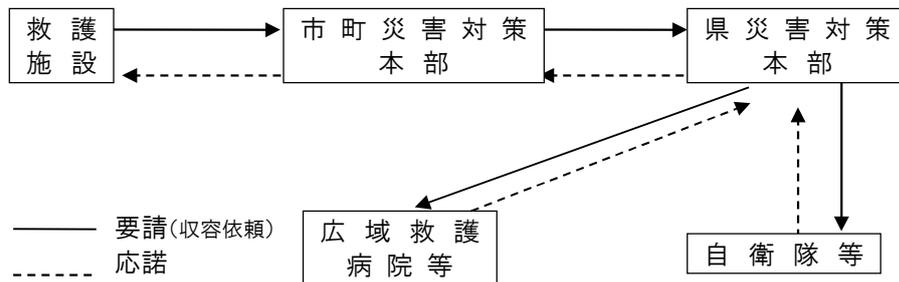
(ウ) 搬送の実施

搬送は、県地域防災計画に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

なお、患者の収容、搬送にかかるヘリポートについては、県地域防災計画参考資料に掲げる最寄りのヘリポートとする。

(エ) 搬送にかかる連絡方法

搬送にかかる連絡方法は、次のとおりであるが、連絡に当たっては、負傷の程度、搬送人員、搬送先等必要な情報の伝達を、正確かつ迅速に行う。



イ 広域医療搬送

県災害対策本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を、国等に要請し、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施する。

(ア) 広域医療搬送拠点（SCU※）の設定・整備

県は、広域医療搬送拠点（SCU）設置場所を設定する。

設定に当たって、知事は当該施設管理者と協議する。

(イ) 搬送患者の選定

広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。

(ウ) 搬送要員

SCUへの搬送要員については、県が市町災害対策本部及び災害拠点病院と協議のうえ、その要員の確保を図る。

(エ) 搬送の実施

広域医療搬送患者は、広域搬送拠点を經由して行うことを原則とし、広域搬送拠点で再トリアージを実施のうえ、県外に搬送を行う。

搬送は、県地域防災計画に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

※SCU（エスシーユー）とは

ステージング・ケア・ユニットの略で、広域医療搬送拠点におき、災害拠点病院等から搬送された患者の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための広域医療搬送拠点での臨時医療施設。

### 3 情報の収集・提供

県は、救急医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため「広域災害・救急医療情報システム」を運用するなど、医療救護活動状況等の把握に努め、県民への情報提供に努める。

#### (1) 医療救護活動状況の把握

##### ア 「広域災害・救急医療情報システム」の災害運用切替

県は、「広域災害・救急医療情報システム」運用基準に基づき、災害運用切替を行い、医療機関等の状況を把握する。

##### イ 医療機関

広域救護病院等は、県の災害運用切替を受けた場合、直ちに院内の状況等を把握し、システムを利用して情報を県災害対策本部へ提供する。

また、患者受入の状況等をシステムを利用して適宜提供する。

##### ウ 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内の救護所設置場所、医療救護施設等医療機関の被災状況等について、県への連絡を発災後直ちに行う。

また、医療救護活動状況の県への報告を適宜行う。

#### (2) 医療救護活動状況の情報提供

県及び市町は、医療救護に関する情報を、県民、市町民に対し適宜提供するものとする。

## 第4 市町医療救護計画の作成指針

### 1 計画の策定

市町は、本指針に基づき、地域の実情にあわせた医療救護計画を策定する。

### 2 計画策定の基本的な考え方

(1) 市町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。

(2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。

(3) 医療救護計画の策定に当たっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。

(4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

### 3 市町医療救護計画の内容

#### (1) 医療救護施設

市町は、応急救護所、救護病院をそれぞれの地域の実情に応じてあらかじめ設置する。

##### ア 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

##### (ア) 設置及び組織

市町長が診療所または避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

応急救護所の管理者は医師とし、市町災害対策本部の指示により活動する。

応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。

市町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(ウ) 運営

市町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には市町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(エ) 施設設備

- a 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部または運動場等に設置するテント等とする。
- b 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。
  - ① テント  
4方幕付鉄骨テント 6坪用 (19.8㎡)
  - ② 救護用医療機器  
創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器
  - ③ ベット等  
折りたたみベッド、担架、発電機 (2kw 照明用)、病衣、雑備品
- c 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

イ 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

(ア) 設置及び組織

- a 市町長は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議し

て指定する。

- b 組織は、既存病院の組織をもってあてる。
- c 市町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者の応急処置
- c 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- d 広域救護病院等への患者搬送
- e 助産活動
- f 死体の検案
- g 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- h その他必要な事項

(ウ) 運営

- a 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。
- b 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

(エ) 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と市町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

(2) 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

市町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようにあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

(3) 搬送体制

市町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

ア 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- (ア) 被災場所から、市町内の医療救護施設に搬送する場合
- (イ) 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）
- (ウ) 市町内の医療救護施設から、同一市町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- (エ) 市町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）

イ 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

- (ア) 人力による方法
- (イ) 車両による方法
- (ウ) フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）

(エ) ヘリコプター等航空機による方法

#### ウ 搬送の実施

市町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、市町は、搬送に当たっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

#### (4) その他

ア 市町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。

イ 市町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

### 第5 医薬品等及び輸血用血液の確保計画

医療救護活動に必要な救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液が不足した場合に備えて、その確保を図るための供給体制は別に定める。

### 第6 医療施設の応急復旧計画

#### 1 県及び市町

県及び市町は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、香川県広域水道企業団、四国電力(株)、四国ガス(株)、プロパンガス供給業者と協議し、優先確保の対策を定めておく。

#### 2 医療機関におけるライフラインの応急復旧

最寄りの関係機関の所在地及び電話番号等の連絡表を作成しておき、ライフラインの確保に努める。

また、ライフラインの復旧に時間を要することも勘案し、給水タンクの設置、自家発電装置の整備等に努める。

##### (1) 上下水道

香川県広域水道企業団、市町に協力を求め、配管の仮設等による応急給水・排水の確保。

##### (2) 電力

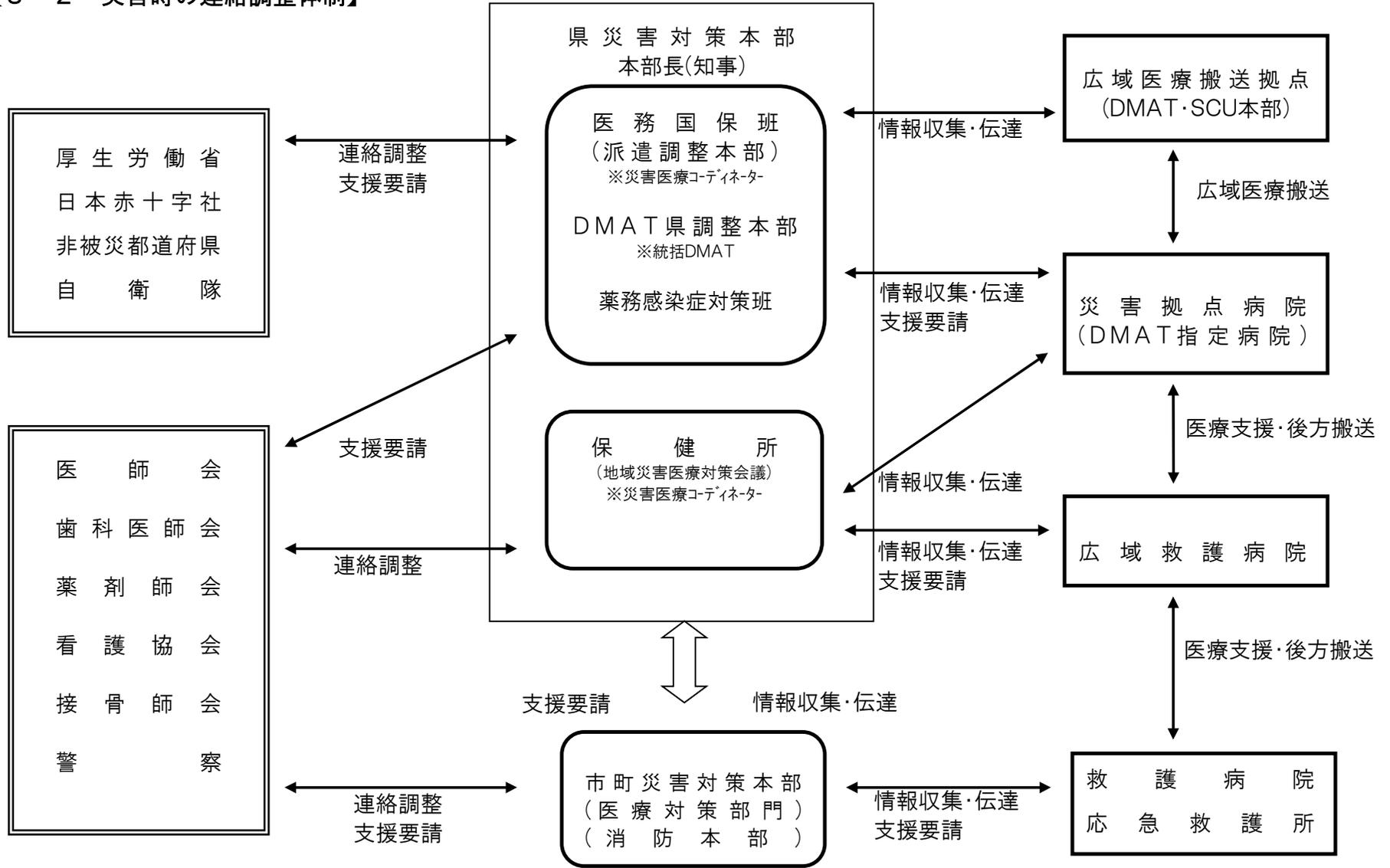
四国電力(株)に協力を求め、電力供給の確保。

##### (3) ガス

都市ガスについては、四国ガス(株)に協力を求め、都市ガスの確保。

プロパンガスについては、最寄りの業者に協力を求め、優先供給についての確保。

【8-2 災害時の連絡調整体制】



【8-3 標準備蓄医薬品等一覧】

(別表)

震災時用備蓄医薬品等リスト(1単位あたり)

1 医薬品 令和2年4月1日現在

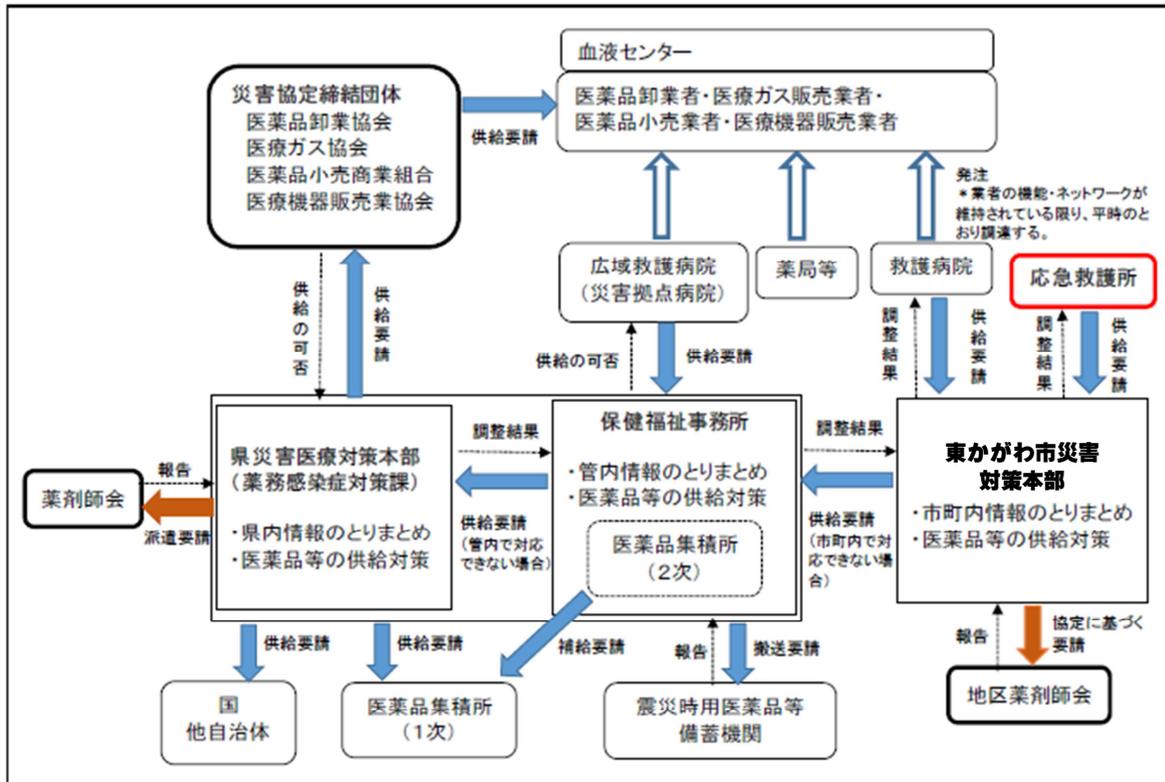
区分	薬効分類	薬品名(主効別)	容量等	数量
外用剤	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	1本
		消毒用エタノール	500ml	1本
		ポビドンヨード(消毒剤)	250ml	1本
	含嗽薬	ポビドンヨード(含嗽剤)	250ml	1本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500g	1本
	皮膚塗布薬	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	10本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	10袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg	10枚
		ゼラチンスポンジ	2.5×5cm	3枚
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	10本
ツロブテロール貼付剤		1mg	70枚	
注射液	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射剤	10ml	10A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	10筒
	鎮痛剤	アトロピン硫酸塩水和物注射剤	1ml	10A
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	2本
ブドウ糖液		100ml	2本	
生理食塩液		20ml	10A	
内服薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	100T
		クラリスロマイシン錠	200mg	100T
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	20T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	100T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩(口腔内崩壊錠)	5mg	100T
		ニフェジピン錠	10mg	100T
	心疾患用薬	ニトログリセリン(舌下錠)	0.3mg	100T
	呼吸器官用薬	チベジジンヒベンズ酸塩	20mg	100P
	感冒薬	非ピリン系感冒剤顆粒	1g	SP100
	消化器用薬	ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	100T
		センノシド錠	12mg	100T
	抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩(口腔内崩壊錠)	2.5mg	100T
	精神安定薬	ジアゼパム錠	2mg	100T

2 医療資器材

区分	品名	規格	数量
医療救護用資器材	小外科セット	ピンセット	2
		喉頭鏡	1
		携帯用血圧計	1
		聴診器	1
		外科剪刀(直型)	2
		外科剪刀(反型)	1
		メス	20
		止血鉗子	2
		持針器	1
		縫合針(縫合糸付)	12
		ロール型万能副子	2
		気管内チューブ	3
		開口器	1
		舌鉗子	1
		舌圧子	1
		鼻鏡	1
		鼻用エアウェイ	2
ペンライト	1		
体温計	1		

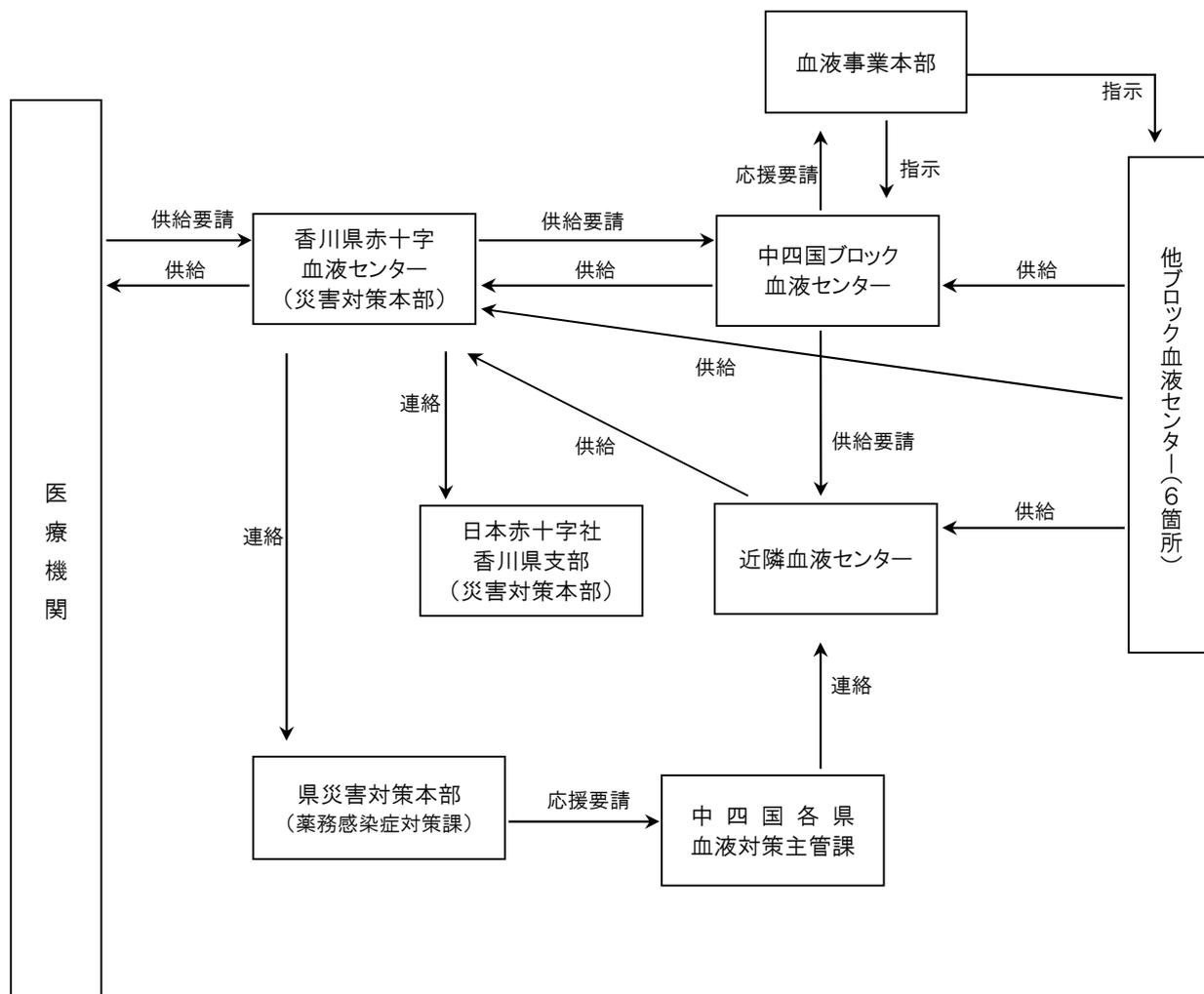
区分	品名	規格	数量	
医療救護用資器材	手術用手袋	手術用手袋	20双	
		注射器	2.5ml	30
	輸液セット	注射器(針付きタイプ)	5ml	20
			20ml	10
		止血帯		2
		輸液セット		2
衛生材料	ガーゼ	滅菌ガーゼ大/小	24/30	
		三角巾	6	
	脱脂綿	皮膚清浄綿	60包	
		カット綿	100g	
	包帯	包帯 46mm×9m、56mm×9m	各1	
		包帯止	100	
	絆創膏	絆創膏 25mm×5m	1	
		救急絆	200	
油紙		10		
紙絆 9mm×10m		10		

【8-4 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】



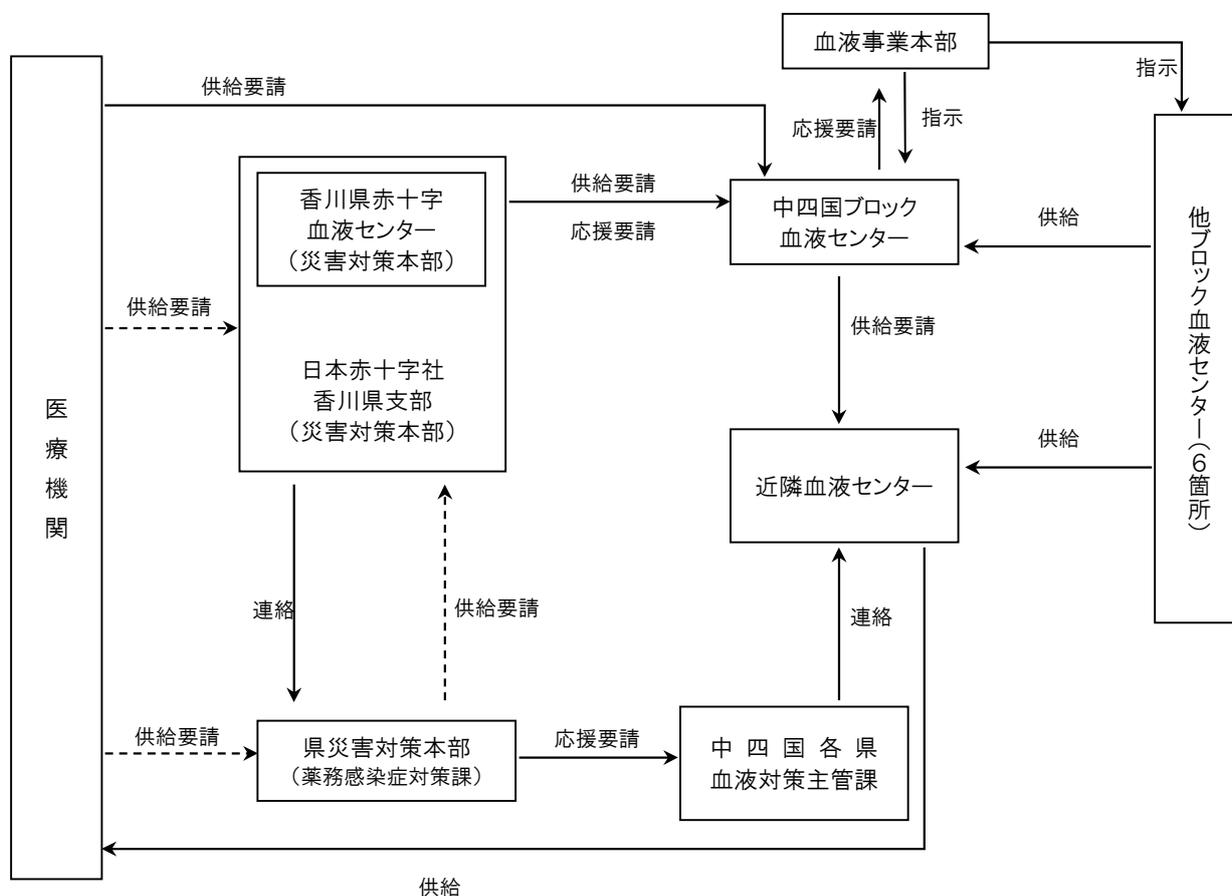
## 【8-5 災害時の血液の確保系統図】

### 1 香川県赤十字血液センターが機能する場合（通信・運搬・採血可能）



- ・ 香川県赤十字血液センターに災害対策本部を設置する。
- ・ 香川県赤十字血液センターにあつては、あらかじめ通信班員及び輸送班員を選定する。
- ・ 原則として、自己の保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
- ・ 災害対策本部長（所長）は血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び県災害対策本部に状況報告をする。
- ・ 県災害対策本部は、香川県赤十字血液センターの要請により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
- ・ 医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

## 2 香川県赤十字血液センターが機能しない場合（通信・運搬・採血不可能）



- ・ 日本赤十字社香川県支部内に、香川県赤十字血液センター災害対策本部を設置する。
- ・ 災害対策本部長（所長）は血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び県災害対策本部に状況報告をする。
- ・ 血液事業本部及び中四国ブロック血液センターの指示により、近隣血液センターからの供給を行う。
- ・ 血液事業本部及び中四国ブロック血液センターにあつては、あらかじめ通信班員及び輸送班員を選定する。
- ・ 原則として、近隣血液センターの保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
- ・ 県災害対策本部は、香川県赤十字血液センターの要請により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
- ・ 医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

### 【8-6 東かがわ市療養取扱機関名】

療養取扱機関名	所在地	電話番号（市外局番・0879）
古川医院	東かがわ市馬宿 216-1	33-7300
三木医院	〃 引田 2270	33-3034
みさごクリニック	〃 引田 202-1	33-3900
大島歯科医院	〃 引田 2330	33-5041
大山歯科医院	〃 引田 2473	33-2037
伴歯科医院	〃 馬宿 408-3	33-6879
永峰歯科医院	〃 引田 354-8	33-6223
宇田整形外科医院	〃 白鳥 96-1	25-4328
みづいり診療所	〃 湊 1815-5	25-8865
鎌田医院	〃 湊 704	25-2519
白鳥皮膚科クリニック	〃 湊 844-2	25-6336
山本内科クリニック	〃 松原 795	24-1133
香川県立白鳥病院	〃 松原 963	25-4154
鎌田歯科医院	〃 湊 1393-1	24-1958
佐藤歯科医院	〃 松原 1012-13	25-7270
歯科しろとりごうだ	〃 白鳥 89-1	25-9666
谷口歯科医院	〃 西村 1400-1	25-8550
橋本歯科医院	〃 松原 65	25-4765
岡田眼科	〃 帰来 543-6	26-3313
せお歯科クリニック	〃 白鳥 134-6	26-9990
田村内科医院	〃 三本松 353	25-2868
太田病院	〃 三本松 1758	25-2673
阪本病院	〃 川東 103-1	25-1121
桑島内科医院	〃 三本松 751	25-0771
赤澤眼科医院	〃 三本松 680-32	25-3615
三好医院	〃 大谷 813-1	25-3503
奥谷医院	〃 三本松 1700-1	25-4478
広瀬歯科医院	〃 町田 680-1	25-3452
近藤内科クリニック	〃 町田 697-1	26-3331
とらまる歯科医院	〃 三本松 1277-5	25-8882
兼松歯科医院	〃 三本松 987	25-3468
みよし歯科医院	〃 町田 726-3	26-1184
小林耳鼻科醫院	〃 三本松 1887-1	23-1887

## 【9-1 防疫活動組織計画（香川県）】

被災地における防疫計画を推進するため、次のとおり防疫活動組織計画を定める。

### 1 県における防疫活動組織計画

#### (1) 防疫対策本部の設置

必要に応じて、県庁内に防疫対策本部を置き、被災地における防疫体制の確立を図るため、防疫対策本部を企画推進する。別表1に掲げる事務を掌理する。

#### (2) 現地防疫対策本部の設置

ア 必要に応じて、例1を参考として、保健所に現地対策本部を設置する。

イ 避難場所を重点として、保健所等の医師、保健師などで班編成を行う。

ウ 市町、地区衛生組織等の協力を得て情報の的確な把握に努める。

エ 必要に応じて健康診断を実施する。

#### (3) 一類二類感染症患者に対する処置

被災地において、患者、または疑似症患者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関への入院の措置をとること。交通途絶などやむを得ない理由により感染症指定機関への入院措置ができないときは、当該患者が入院している病院又は診療所に入院措置を行う。

#### (4) 市町に対する指導及び指示等

職員の派遣等実情に即した指導をするとともに、感染症予防上必要な場合の指示等は、災害の規模態様に応じて、その範囲や期間を定めて速やかに行う。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の指示

イ ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示

ウ 物件に係る措置の指示

エ 生活の用に供される水の供給の指示

オ 臨時の予防接種の命令

### 2 市町における防疫活動組織計画

#### (1) 防疫組織

必要に応じて、県の防疫活動組織に準じて、例2を参考として防疫対策本部またはこれに準じた防疫組織を設置する。

#### (2) 予防教育及び広報活動

パンフレット等により、あるいは衛生組織、報道機関を活用して広報活動を強化する。その場合、社会不安の防止に努める。

#### (3) 清潔方法

ア 管内における道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

イ 清潔方法のうち、特にゴミの処理、し尿処理については不衛生にならないよう特に留意する。

#### (4) 消毒方法

ア 防疫用薬剤及び資機材を確保し、定められた消毒薬の使用方法に従い消毒を実施する。

イ 薬剤の所要量を算出し、不足しないよう適宜の場所に配置する。

#### (5) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 必要に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 薬剤及び噴霧器その他の物件が不足しないよう適宜の場所に配置する。

#### (6) 生活の用に供される水の供給

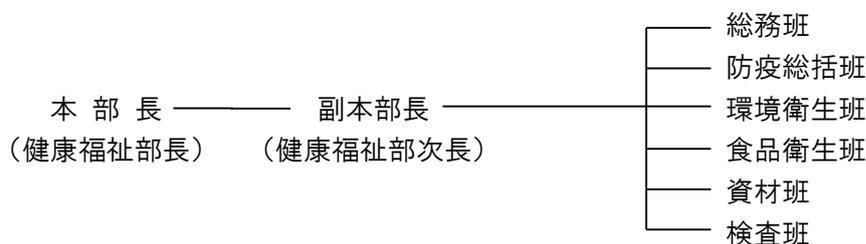
ア 生活用水の供給方法は、現地の実情に応じ適宜な方法により行う。この際、特に配水容器の衛生に留意する。

イ 生活用水の使用停止に至らない程度であっても、水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、感染症発生の原因になることが多いので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条の規定による職員の指導のもと、市町において防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成するよう指導し、その協力を得て、感染症予防の徹底を図る。

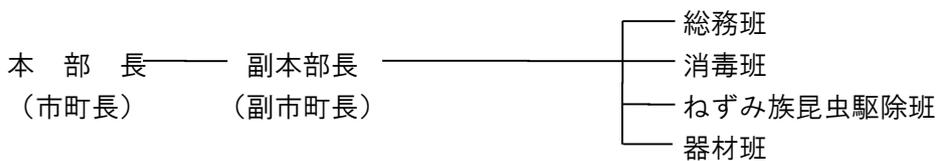
香川県防疫対策本部組織



(例1 現地防疫対策本部組織(保健所))



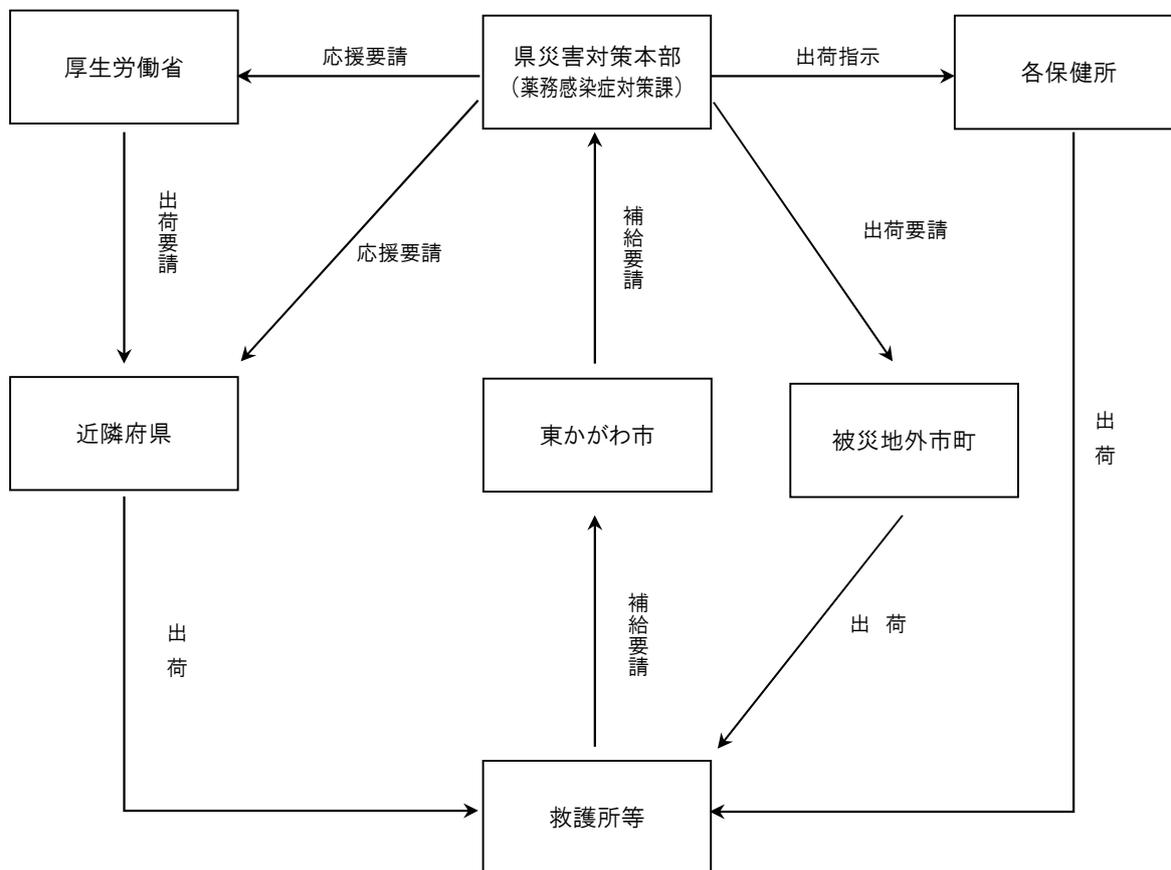
(例2 市町防疫対策本部組織)



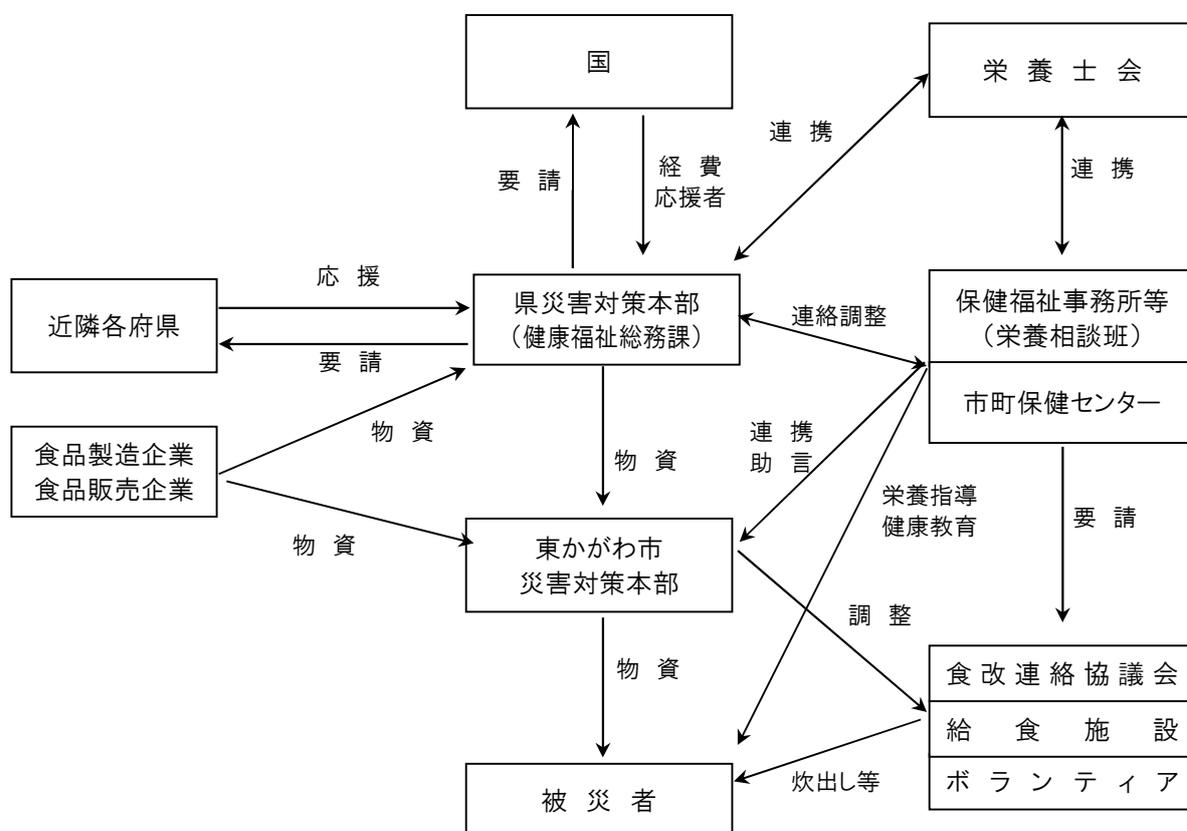
別表 1

班	分 掌 事 務
総 務 班	1 対策本部内の連絡調整 2 保健所間の応援体制、要員の確保 3 報道機関への広報 4 関係行政機関及び団体との連絡調整 5 防疫対策に要する予算措置
防疫総括班	1 対策本部の措置及び解散 2 厚生労働省、検疫所、関係都道府県、環境保健研究センター、保健所、 県医師会等との情報連絡 3 入院施設の確保と入院措置の指導 4 疫学調査 5 消毒方法、清潔方法の指導 6 衛生教育に関すること 7 その他防疫業務の総括に関すること
環境衛生班	1 環境汚染調査の指導 2 ねずみ族、昆虫等の駆除の指導 3 下水系の汚染防止の指導 4 飲料水その他家庭用水の安全確保の指導 5 不良水道施設等の改善措置 6 その他、環境衛生に関すること
食品衛生班	1 食品汚染調査と流通経路の調査 2 汚染食品の処分等の指導 3 食品及び食品施設の監視指導の強化 4 その他、食品衛生に関すること
資 材 班	防疫用薬剤及び資機材等の確保（調達、斡旋、輸送）
検 査 班	1 病原微生物の検索 2 国立感染症研究所及び現地対策本部検査班との連絡調整

【9-2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図】



### 【9-3 栄養相談・指導活動体系図】

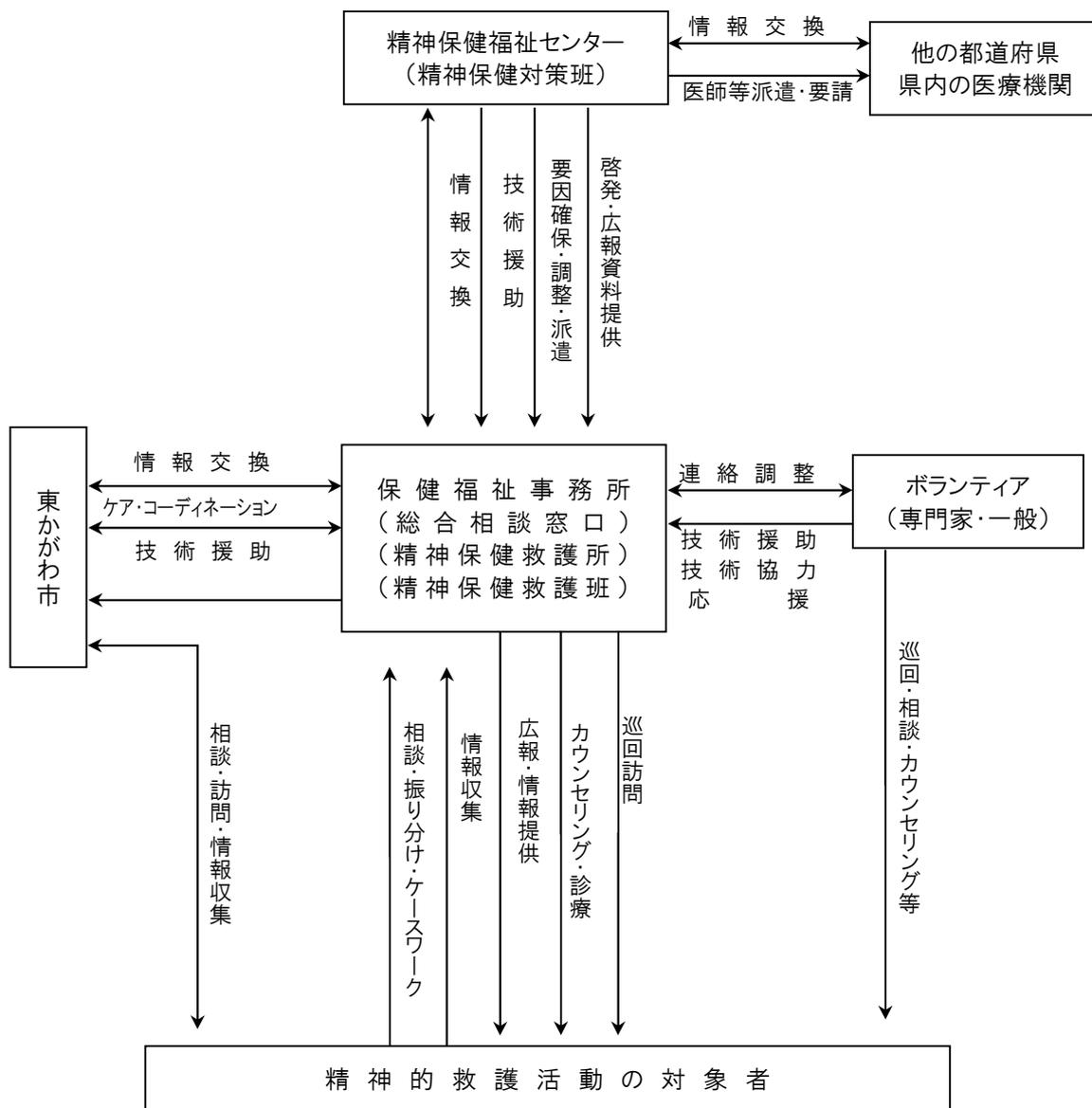


- 国
  - ・ 県の要請に応じて、可能な経費等の負担を行うとともに、栄養士の応援の調整を行う。
- 近隣各府県
  - ・ 県の要請に応じて、支援者の派遣を行う。
- 県災害対策本部
  - ・ 被害状況に応じて、救援物資及び栄養士の応援等の要請を関係機関・団体に行い、送られた物資を市町の要請に応じて配布する。
  - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を調整する。
- 市町災害対策本部
  - ・ 被害状況に応じて、備蓄食品等を供給するとともに、県、ボランティア団体等に必要な物資及び栄養士、ボランティア等の要請を行う。
  - ・ 避難所等への救援物資、食品の配布を栄養的な配慮を行い実施する。
  - ・ 避難所等の食事が適切になるよう炊出し、ボランティア等を調整する。
- 保健福祉事務所等
  - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を市町と協力して実施する。
  - ・ 市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
  - ・ 市町や給食施設の要請に応じて、他の給食施設や地域栄養士会、食改連絡協議会等に支援を求め、市町食生活改善事業の支援を行う。また、市町間に格差を生じないように調整す

る。

- 市町保健センター
  - ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を保健所と協力して実施する。
  - ・ 市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
- 支援者・支援団体
  - ・ 栄養士会：主体的に炊出し等の支援を行うとともに、行政と連携し被災者への栄養指導を実施する。
  - ・ 食改連絡協議会：炊出し等の支援を市町や他団体とともに実施する。
  - ・ 給食施設：施設能力に応じて、物資の提供や従事者の派遣を行う。
  - ・ ボランティア：希望する支援内容を市町の窓口へ申し出て、市町の指示に従い炊出し等を実施する。

【9-4 精神保健活動体系図】



## 【9-5 地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針】

### 1 目的

本指針は、地震に伴うごみ及び災害廃棄物を、効率的かつ計画的に処理するために必要な応急処理計画を、市町が策定するための具体的な事項について規定することを目的とする。

### 2 計画の基本事項

県では地震に伴う被害想定を行うので、市町は、これを基に、ごみ及び災害廃棄物の排出推定量を定め、応急処理の方法について具体的に計画を作成する。

### 3 応急処理の基本的な考え方

地震に伴うごみ及び災害廃棄物は、次のような特殊性がみられる。

- ・ 一時的かつ大量に発生することが予想される。
- ・ 道路の決壊や損壊に伴う廃棄物の運搬に支障をきたすとともに、処理機材の不足及び要員の確保が困難となるなど行政の対応にも限界が生じる。

従って計画策定に当たっては、次の点について留意し、仮置場・仮集積場への運搬、衛生管理など、住民や自主防災組織との連携を図り役割分担を行うなど、ごみ及び廃棄物を、適切に処理する必要がある。

(1) 処理計画は、市町における地域特性等を十分に考慮したものであること。

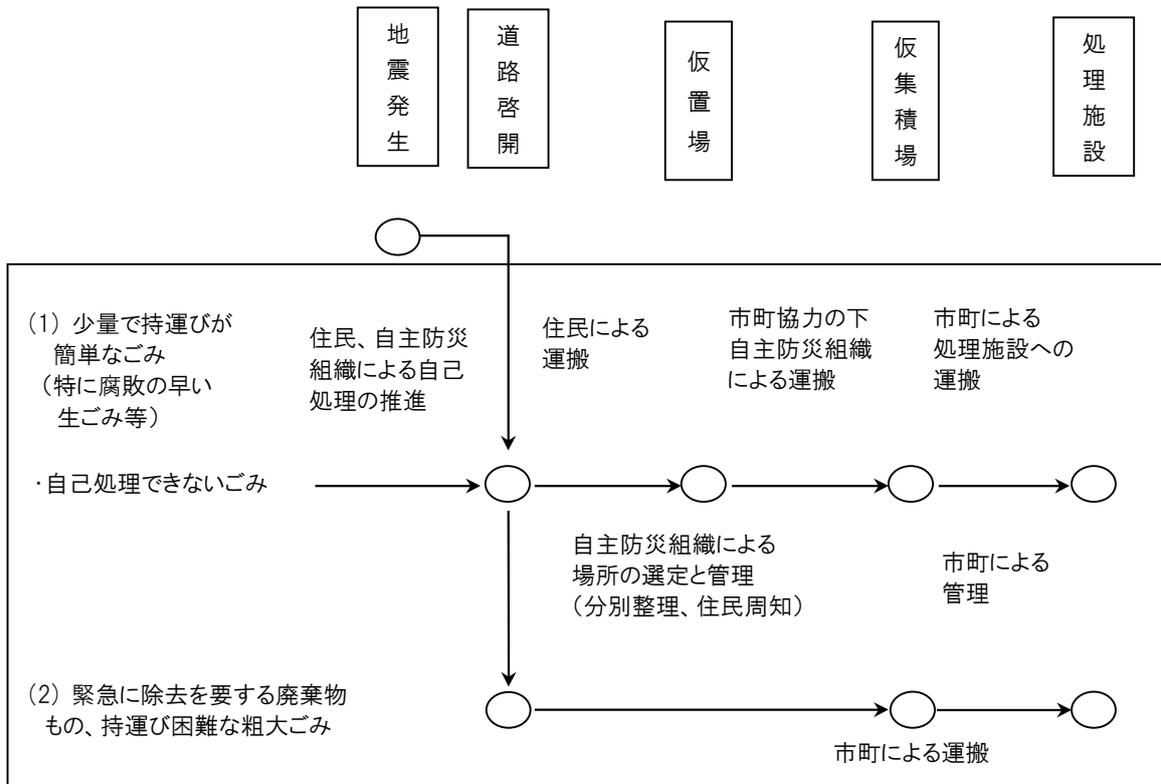
(2) ごみ及び災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り分別を行い、法令に従った適正処理に努めること。

### 4 応急処理計画として整理する内容と留意事項

(1) 応急処理にかかる連絡体制及び実施体制を定める（図-1参照）

- ① 指揮命令系統の明示。担当課、職員の配置、役割分担及び責任者を定める。自主防災組織に担当班をおき、班長を定めておく。

(図-1)  
(応急処理と役割分担図)



- ② 県及び関係団体等への連絡体制を明示する。
- ③ 自主防災組織及び住民への連絡体制及び連絡内容を定める。  
平常時から本処理計画について周知を行うとともに、災害時には、特に次の事項について周知を行う。
  - ア 仮集積場、仮置場の設置及び収集の方法等
  - イ 住民は、河川、道路、海岸、谷間等に投棄しないこと
  - ウ 住民は、し尿、動物の死骸、引火性物、爆発物、毒物等危険なものをごみに混入してはならないこと
- (2) 被害想定を行う。
- (3) 被害想定に基づき「災害廃棄物の排出推定量並びに仮集積場等設置計画」を作成する。  
(別紙参考資料1「発生原単位」等参考)  
また、市町内全域図を使用し、「仮集積場と運搬輸送路の設置計画図」を作成する。
- (4) 収集処理方法を定める。
  - ① 自主防災組織は、仮置場を設置し、管理を行う。
  - ② 市町は、上記(2)により行った災害廃棄物量の集積に必要な面積を有する仮集積場を設置し、管理を行う。
- (5) がれきの最終処分先である処分場など、ごみ処理施設の確保を行う。
- (6) 物資等の調達・確保計画を定める。  
地震災害時に、廃棄物処理を行ううえで、次の物資等が必要となる。
  - ① 住民に配布するごみ消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋
  - ② 廃棄物の運搬車両等
  - ③ 仮置場、仮集積場として使用できる土地  
(避難所等と競合しないように計画すること。)
- (7) アスベストなど有害な廃棄物に関する処理方針を定める。

参考資料 1

「発生原単位」等について

① 除去を要する廃棄物発生量

ア 発生量推計に用いる発生原単位

構 造		平均延べ床面積 (㎡)	がれきの発生原単位	
			可燃物系(t/㎡)	不燃物系(t/㎡)
木造建物	全 壊	〇〇. 〇	0.194	0.502
	半 壊		0.097	0.251
	(焼 失)		(0.058)	(0.502)
鉄筋系建物 (その他建物含む)	全 壊	〇〇. 〇	0.120	0.987
	半 壊		0.060	0.494
	(焼 失)		(0.036)	(0.987)
鉄骨系建物	全 壊	〇〇. 〇	0.082	0.630
	半 壊		0.041	0.315
	(焼 失)		(0.025)	(0.630)

注1：平均延床面積：固定資産概要調書をもとに算定を行う。

注2：がれきの発生原単位：兵庫県（阪神・淡路大震災結果）の数値を基に設定  
ただし、半壊は全壊の半分とし、焼失は半壊に準ずる。

イ がれきの推計発生量

区 分	発 生 量
可 燃 物 系	千 t
不 燃 物 系	千 t
合 計	千 t

備考：がれき推計発生量＝解体家屋棟数(棟)×平均延床面積(㎡/棟)×がれき発生原単位(t/㎡)

ウ 推計発生量に基づく仮集積場の必要面積

区 分	発生量 t	搬入期間	搬出期間	最 大 仮置量 t	見かけ 比 重 t/m <sup>3</sup>	容 積 m <sup>3</sup>	積み上げ 高 さ m	仮集積場の 必要面積 m <sup>2</sup>
可燃物系								
不燃物系								
合 計								

備考：最大仮置量(t)=発生量 (t) × (1 - 搬入期間/搬出期間)

仮置場の必要面積=最大仮置量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース)

参考：搬入(解体・撤去)期間、搬出(処理)期間：阪神・淡路大震災を例とすると1年、3年となる。

見かけ比重：可燃物0.4(t/m<sup>3</sup>)、不燃物1.1(t/m<sup>3</sup>) (千葉県資料)

積み上げ高さ：5m (千葉県資料)

作業スペース：阪神・淡路大震災を例とすると、解体、選別、積み替え等の作業スペースは仮置場とほぼ同等以上使用されたことにより、作業スペース割合は100%であり係数は1となる。

エ 仮集積場設置計画と収集運搬計画

名 称	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )	対象地区	搬入ルート	集積対象物
仮集積場A	〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇m <sup>2</sup>	〇〇地区	県道〇〇号線	がれき
仮集積場B	〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇m <sup>2</sup>	〇〇地区 〇〇地区	県道〇〇号線 市道〇〇号線	可燃ごみ 不燃ごみ、資源ごみ
仮集積場C	〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇m <sup>2</sup>	〇〇地区 〇〇地区	県道〇〇号線 市道〇〇号線	粗大ごみ 畳、木くず
仮集積場D	〇〇〇〇	〇〇, 〇〇〇m <sup>2</sup>	〇〇地区 〇〇地区	県道〇〇号線 国道〇〇号線	タイヤ 廃家電
合 計					

注：市町全域図に仮集積場の位置と運搬経路を記入する。

② 家庭災害ごみ発生量

ア 損壊建物から発生するごみ(がれき以外)

1.03 t/棟 (千葉県資料)

イ 津波等による浸水建物から発生するごみ

3.79×床上浸水家屋数+0.08×床下浸水家屋数

(環境省水害廃棄物対策指針)

③ 一般家庭ごみ発生量(平常時) (平成18年度一般廃棄物処理事業実態調査)

香川県 1,010 g/1人・日 全国 1,131 g/1人・日

〇〇市町震災廃棄物応急処理計画

〇〇市町災害廃棄物応急処理計画を次のとおり定める。

1. 目的
2. 基本的な考え方  
対象廃棄物等、対象業務
3. 被害の想定
4. 震災廃棄物推計発生量・仮集積場必要面積
5. 仮集積場配置計画と収集運搬計画  
(市町内全域図を用いる)
6. 分別計画・処理計画
7. 最終処分場等施設の確保
8. 廃棄物処理にかかる組織体制及び実施体制  
県及び各地区との連絡網、組織体制、職員の配置計画
9. 震災時における相互応援体制
10. 物資等の調達・確保計画
11. アスベストなど有害な廃棄物の処理

## 【9-6 地震に伴うごみ及び災害廃棄物の仮置場予定場所】

所在地	所有者	面積
東かがわ市南野 103-1 外1筆	〃	約 7,885 m <sup>2</sup>

## 【9-7 一般廃棄物処理施設】

### (1) ごみ処理施設

(平成 29 年 12 月 1 日現在)

名称	設置主体	利用市町	使用開始年度	規模 (t/日)	所在地
高松市 南部クリーンセンター	高松市	高松市	H15	300	高松市塩江町安原下 第3号 2084-1
高松市 西部クリーンセンター	高松市 綾川町	高松市 綾川町	S62	280	高松市川部町 930-1
クリントピア丸亀	中讃広域行政事務組合	丸亀市 多度津町	H9	260	丸亀市土器町北1丁目 72-2
仲善クリーンセンター	中讃広域行政事務組合	善通寺市 琴平町 まんのう町	H9	90	仲多度郡琴平町五条 1050
角山環境センター	坂出・宇多津広域行政事務組合	坂出市 宇多津町	— S60	165	坂出市新浜町 6-51
香川県東部溶融クリーンセンター	香川県東部清掃施設組合	さぬき市 東かがわ市 三木町	H9	195	さぬき市長尾東 3013
小豆島クリーンセンター	小豆地区広域行政事務組合	土庄町 小豆島町	H6	43.6	小豆郡小豆島町室生 1371-1
直島町焼却施設	直島町	直島町	H28	6	香川県直島町 4062-8

## (2) し尿処理施設

(平成 30 年 12 月 1 日現在)

名 称	設置主体	構成市町	使用開始年度	処理能力 (kl/日)	処理方式	所在地
高松市衛生センター	高松市 三木町 綾川町	高松市 三木町 綾川町	H29	378	前処理 下水投入	高松市朝日町 5 丁目 5-56
観音寺市衛生センター	観音寺市		H12	38	高負荷	観音寺市瀬戸町 4-2-3
観音寺市伊吹清掃センター	観音寺市		H15	1.7	高負荷	観音寺市伊吹町 82
みさき園	小豆島町		S52	20	好二段	小豆郡小豆島町 堀越
御影浄苑	土庄町		H3	50	高負荷	小豆郡土庄町小 海乙 1142
番の州浄苑	坂出・宇多津広 域行政事務組合	坂出市 宇多津町	H13	85	高負荷	坂出市番の州町 10-2, 3
瀬戸グリーンセンター	中讃広域行政 事務組合	丸亀市 善通寺市 琴平町 多度津町 まんのう町 三豊市	H5	174	標脱	仲多度郡多度津 町堀江 5-11
大川広域志度クリーンセンター	大川広域行政 組合	さぬき市 東かがわ市	H12	80	高負荷	さぬき市 小田 2600-3
直島町浄化センター し尿受入棟	直島町		H21	1.62	下水投入	香川郡直島町 2797-3
計	9 施設			838.32		

## (3) 粗大ごみ処理施設

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

名 称	設置主体	構成市町	使用開始年度	処理能力 (t/日)	処理方式	敷地面積 (㎡)	所在地
高松市西部クリーンセンター	高松市	高松市 綾川町	H8	100	併用	16,970 ㎡ ごみ処理 施設敷地内	高松市川部町 930-1
計				100			

## (4) 再生利用施設

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

名 称	設置主体	利用市町	使用開始 年度	処理能力 (t/日)	処理方式	所在地
クリントピア丸亀	中讃広域 行政事務 組合	丸亀市 多度津町	H9	45.0	併用・再生	丸亀市土器町北 1 丁目 72-2
リサイクルステーションまんのう	まんのう町	まんのう町	H10	0.8	再生	仲多度郡まんのう町長 尾 1156-1
坂出市リサイクル プラザ	坂出市	坂出市	H11	26.0	併用・再生	坂出市江尻町 24-1
未来クルパーク 2 1	善通寺市	善通寺市 まんのう町	H12	21.0	併用	善通寺市原田町 43
小豆島リサイクル センター	小豆地区 広域行政 事務組合	土庄町 小豆島町	H13	3.9	再生	小豆郡小豆島町室生 1374-1
多度津町リサイク ルプラザ	多度津町	多度津町	H14	6.6	併用・再生	仲多度郡多度津町桃山 13-1
三木町クリーンセ ンター	三木町	三木町	H11	4.9	再生	木田郡三木町大字下高 岡 4319
香川県東部溶融ク リーンセンター	香川県東 部清掃施 設組合	さぬき市 東かがわ市 三木町	H14	0.8	再生	さぬき市長尾東 3013
香川県東部再資源 化センター	香川県東 部清掃施 設組合	さぬき市 東かがわ市	H26	3.7	再生	さぬき市長尾東 3013
クリーンセンター 丸亀	丸亀市	丸亀市		13.6	再生	丸亀市川西町南乙 66-1
高松南部クリーン センター	高松市	高松市		70.0	再生	高松市塩江町安原下 第 3 号 2084-1
直島町資源化施設	高松市	高松市	H27	1	再生	香川郡直島町 4062-5
計		12 施設		197.3		

(5) 最終処分場

(平成 30 年 4 月 1 日現在稼働中 (一部休止))

名 称	設置主体	所 在 地	使用開始 年 度	全体容量 (㎡)
高松市南部クリーンセンター 埋立処分地	高松市	高松市塩江町安原下第 3 号 973	S54	472,200
高松市一般廃棄物陶最終処分 場第 3 処分地	高松市	綾歌郡綾川町陶 5001	H26	335,000
綾川町一般廃棄物最終処分場	綾川町	綾川郡綾川町西分	H16	81,600
飯山不燃物埋立地 (災害用)	丸亀市	丸亀市飯山町東坂元 3804-1	S61	76,000
坂出環境センター	坂出市	坂出市府中町 6870	H3	383,500
エコランド林ヶ谷	中讃広域 行政事務組合	仲多度郡まんのう町追上 325-27	H10	365,000
観音寺市大野原一般廃棄物最 終処分場	観音寺市	観音寺市大野原町五郷内野々乙 12-1	H11	30,000
土庄町一般廃棄物最終処分場	土庄町	小豆郡土庄町小江 1532	H8	86,400
豊島一般廃棄物最終処分場	土庄町	小豆郡土庄町豊島唐櫃字寒田	H6	162,00
徳本地区埋立処分地	小豆島町	小豆郡小豆島町坂手乙 2-87	H7	75,000
吉野廃棄物埋立処分地 (災害用)	小豆島町	小豆郡小豆島町吉野字白ヵ奥	S63	50,715
直島町納言様埋立地	直島町	香川郡直島町 2797-1	H11	30,000
計	12 施設			2,099,679

【9-8 一般廃棄物収集運搬車両】

(平成 29 年度現在)

(積載量単位: ごみ t, し尿 kl)

	ごみ収集運搬車						し尿収集運搬車					
	直 営		委 託		許 可		直 営		委 託		許 可	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
東かがわ市	0	0	53	120	94	212	0	0	14	73	0	0

## 【9-9 災害応急火葬・埋葬計画（香川県）】

### 1 火葬・埋葬の実施基準

#### (1) 死体の火葬・埋葬の実施基準

- ア 死亡の届出は、届出義務者（同居人、親族、家主、地主、管理人）が死亡診断書または死体検案書を添付して、7日以内に「死亡者の本籍地又は届出人の所在地又は死亡地（死体発見地、列車降車地、入港地）」の市町村長に届け出る。（戸籍法第86条）
- イ 死亡届を受理した市町村長は、本籍地の市町村に確認のため照会を行い、回答を得る。
- ウ 死亡届を受理した市町村長は、火葬・埋葬を行おうとする者から火葬・埋葬の申請書を提出させ、死体埋葬許可証・死体火葬許可証を交付する。（墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）第5条、第8条）
- エ 埋葬、火葬は、墓地、火葬場以外の施設で行ってはならない。（墓埋法第4条）
- オ 埋葬、火葬は、死亡から24時間経過後でなければ行ってはならない。（墓埋法第3条）
- カ 墓地、火葬場管理者は、埋葬許可証、火葬許可証を確認して実施する。  
火葬管理者は、火葬許可証に記入（日時、署名、押印）して返還、火葬簿に記入して保管する。（墓埋法第16条第2項）
- キ 墓地、納骨堂管理者は、記入済火葬許可証、埋葬許可証を受理保存し、墓籍簿、納骨簿に記入して保管する。

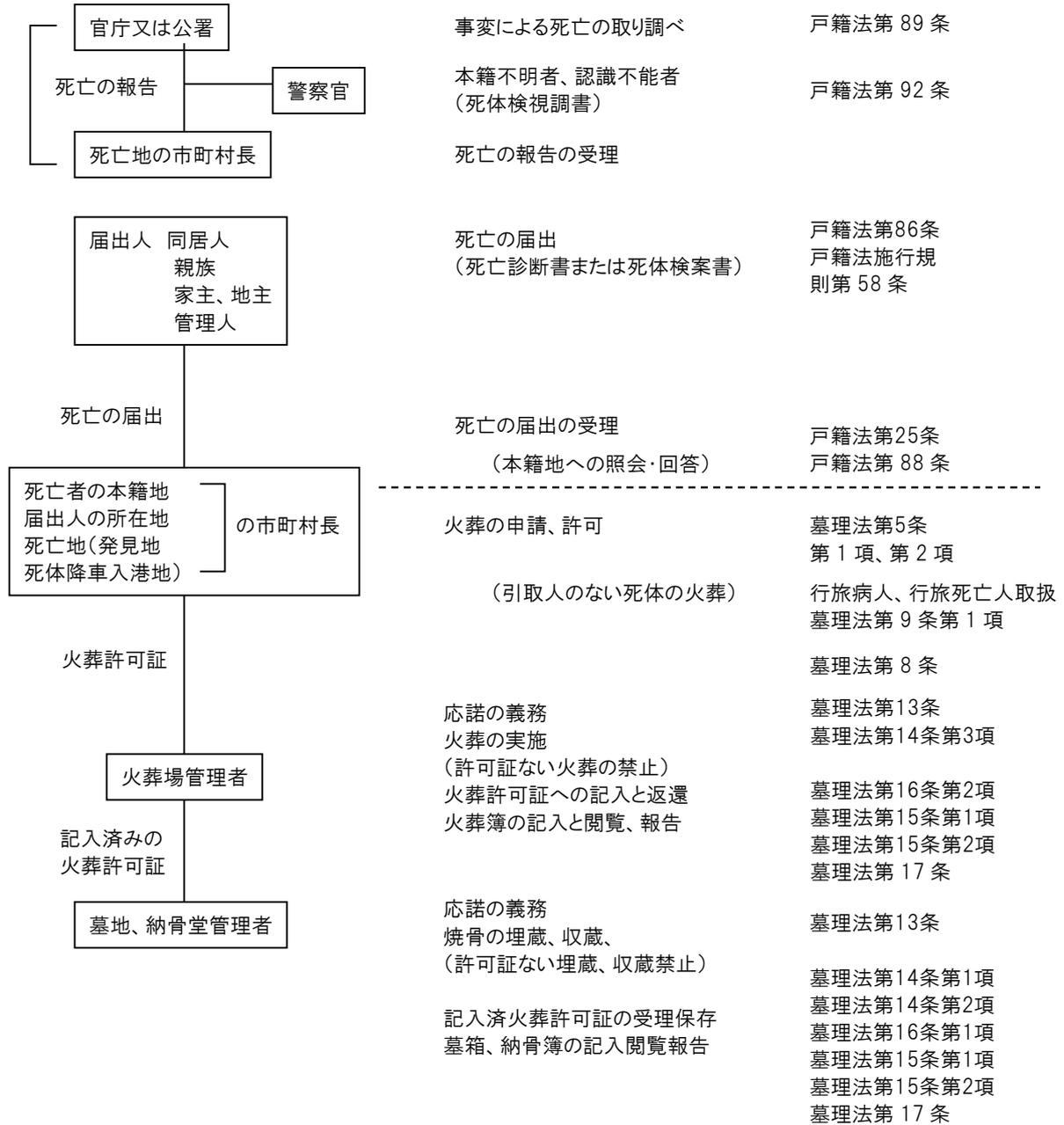
#### (2) 縁故者の判明しない死体の処理基準

死体の埋葬または火葬を行う者がいないときまたは判明しないときは、死亡地の市町村長が行う。

（墓埋法第9条第1項）

氏名、本籍地は判明しているが引取人の申し出がない場合、または本籍不明者、認識不能者で、警察官による死体検視調書が作成され、引取人も不明の場合（親族はいなくても施設の収容者等で施設の管理人等の引取人がある場合を除く。）には、腐敗等による公衆衛生上の危害が発生する前に、死亡地の市町村長が火葬、埋葬を実施する。火葬した場合には、死体収容施設、寺院等で焼骨の一時保管の後、市町営墓地等に埋蔵する。

(死亡者の火葬、納骨の埋蔵・収蔵の手続き)

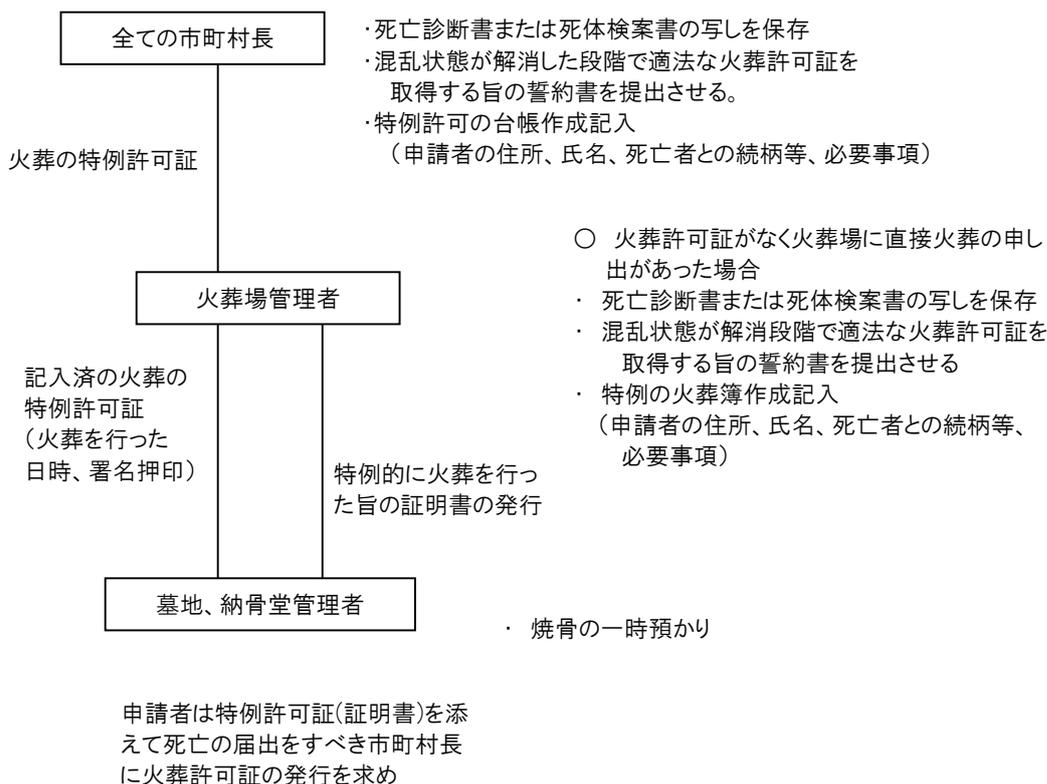


(3) 阪神・淡路大震災の際の火葬許可の特例について

ア 火葬・埋葬の基準については墓理法に規定されているが、阪神・淡路大震災の際には「死亡届の受理、火葬許可」をする市町村、本籍地確認を受ける市町村の事務処理体制が混乱し、通常の火葬許可の手続きを行っていたのでは、死体の腐敗等による公衆衛生上の被害が発生する可能性も否定できない状況にあったため、厚生省から一定の条件で、次のような特別措置が示された。

<参考>「阪神・淡路大震災の際の火葬許可の特例」厚生省の指示による

- 公衆衛生に重大な支障がでる恐れのある場合
- 災害救助法の適用地域の死亡者
- 7年1月21日から7年2月28日まで
- 死亡の届出＝火葬の許可をすべき市町村でない市町村に火葬許可の申し出があった場合
- 本籍地の市町村に確認が取れない場合



イ 今後の大震災においては、同様の措置がとられることが考えられるため、厚生労働省の指示によって対応する。

## 2 予防計画、応急対策

(1) 市町は、あらかじめ、次の事項を把握しておく。

火葬場の電気の確保、水、燃料等の保存方法、緊急時に確保できる職員

(2) 市町は緊急時に次の対応をする。

ア 死亡者数の把握、交通状況の確認、遺体搬送手段の確保

イ 火葬場の被害状況の把握、電気、水、燃料等の確保、火葬職員の確保

ウ 遺族の要望とりまとめ、住民への広報

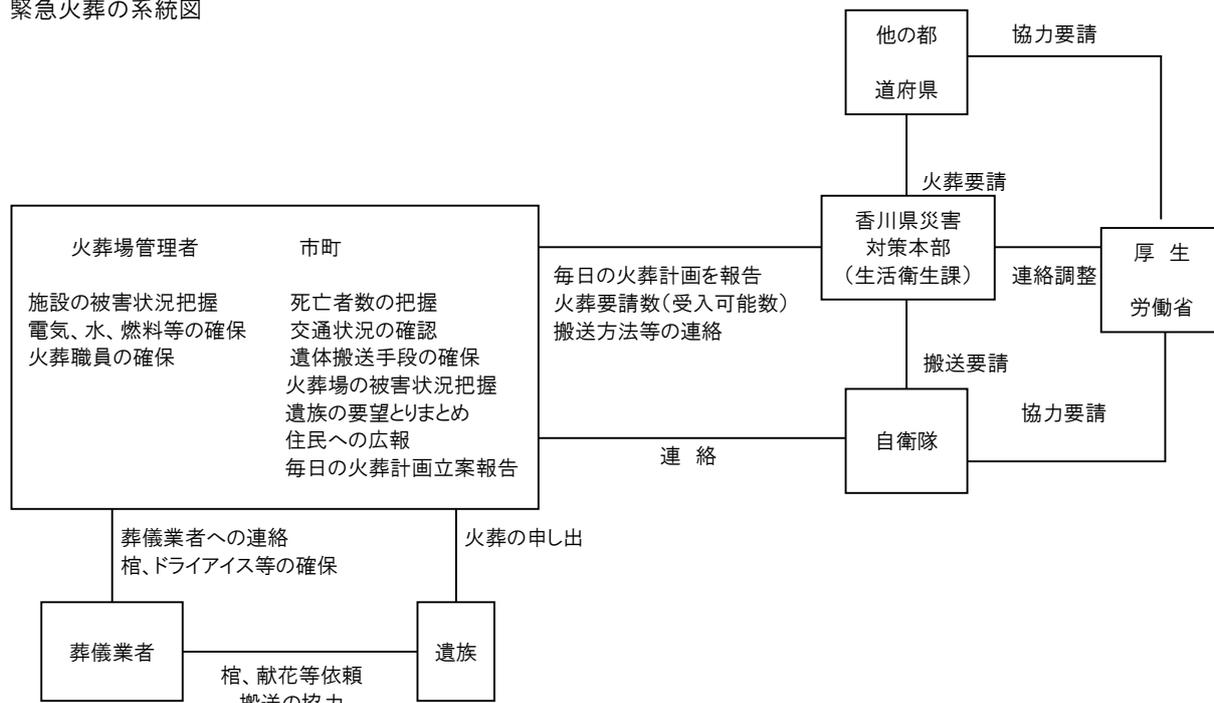
エ 24時間後からの一週間の火葬計画を立案し、別紙様式により毎日県への報告と同時に、市町の死者数と火葬場の対応能力を考慮し、管内で火葬の対応ができないと考えられる場合には、遺体数、遺体随行者数、輸送方法を記入して県へ火葬のあっせんを要請

(3) 県は緊急時に次の対応をする。

ア 市町ごとの死者数、火葬場の対応能力、火葬の要請数、受入可能数を毎日把握

- イ 県内の受入可能な火葬場へのあっせん
- ウ 他の都道府県への火葬要請
- エ 必要な場合には自衛隊に緊急大規模搬送を要請

緊急火葬の系統図



(4) 火葬の期間と火葬可能数について

火葬発生時が夏季か冬季かによって死体の腐敗の進行度が異なるが、ドライアイスを使用しても火葬すべき日数は死亡から10日以内である。しかし、不測の事態を考慮して、火葬の計画は死亡24時間後から7日間とする。

火葬は昼夜を問わず実施すれば、炉一基につき、一日当たり平均4件程度可能であり、県内公営火葬場の炉数は、108基あることから、県全体では、7日間に約3,000件が可能と考えられる。しかし、火葬場の被災、燃料、職員の不足等がある場合には死者数が3,000名以下でも他の都道府県に要請する必要が出てくる。

別紙様式

緊急火葬日報		月	日	市町名	
	死者数	管内火葬 実施(予定) 遺体数	受入実施 (可能) 遺体数	火葬要請 遺体数	備考 輸送方法 遺体随行者数等
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
日					
計					

火葬場の被災状況等

- (1) 要請数は、火葬のみ、火葬許可証を交付し、遺族をひとり随行させること。
- (2) 特例許可の指示がある場合でも、死亡診断書または死体検案書があること。

【9-10 火葬場・遺体収容場所】

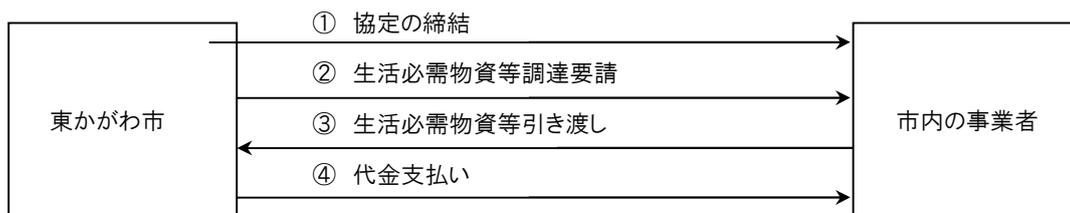
名 称	所在地	電 話	FAX	炉数
東かがわ市白鳥斎苑	東かがわ市西山 192-14	0879- 25-4511	0879- 25-4511	3
〃 大内斎苑	〃 町田 287-1	0879- 25-9030	0879- 25-9030	2

※ 上記以外の収容場所については、状況等により市長が指定した場所とする。

## 【10-1 生活必需物資等の調達方法】

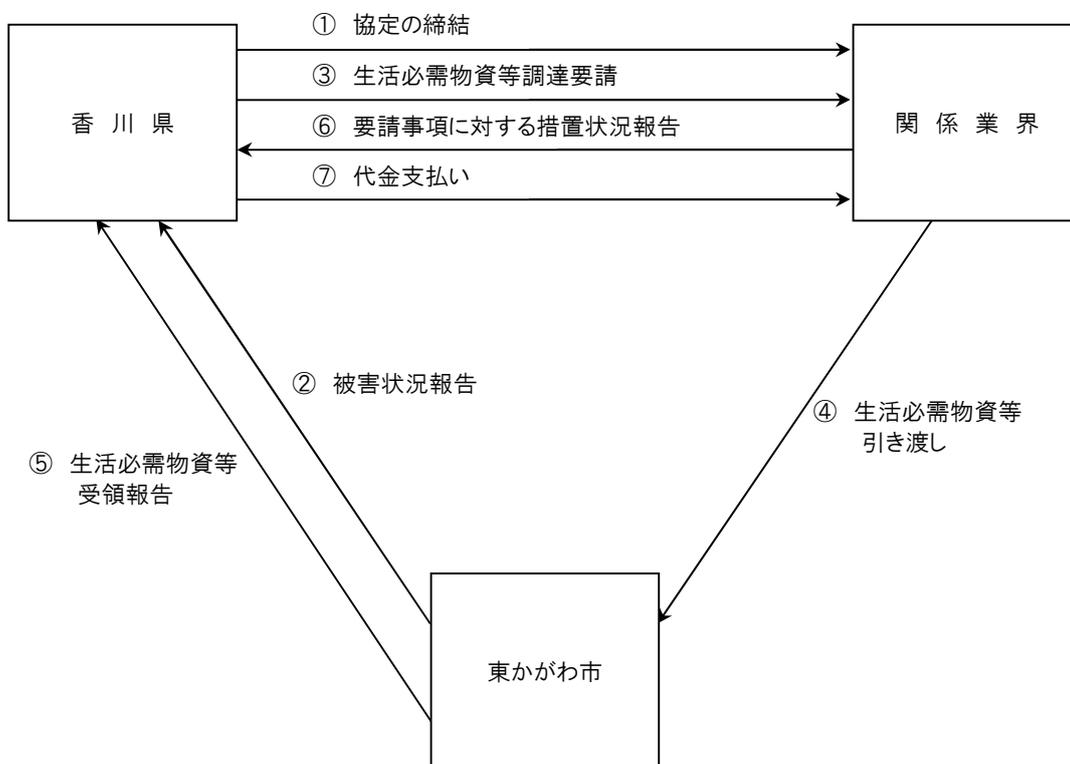
### 1 市内事業者から調達する場合

- ① 市と市内の事業者との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結（平常時）
- ② 市から事業者に対し生活必需物資等の調達要請
- ③ 事業者から市に対し生活必需物資等の引き渡し
- ④ 市から関係業界へ代金の支払い



### 2 市内事業者だけでは調達できない場合

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結（平常時）
- ② 市から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から市に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 市から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い



## 【10-2 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）】

### 1 目的

本マニュアルは、香川県地域防災計画に基づき、県が、発災から3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町の行う物資供給活動等を支援し、更に県が行う応急救助に資することを目的とする。

### 2 備蓄に関する基本的な考え方（自助・共助・公助）

大規模災害等の発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していくものとする。

#### (1) 県民による備蓄（自助）

##### ア 備蓄目標量について

大規模災害等の発災直後、被災地域では行政からの支援の手が行き届かない可能性が考えられることから、まずは被災者自身で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を最低でも3日分、出来れば1週間分程度の備蓄に努めるものとする。

##### イ ランニングストックについて

日頃から使用している食料や飲料水、日用品等を少し多めに買い置きすることも有効な備蓄方法の一つである。米など、通常購入している保存性の良い食料等買い置きし、賞味期限等を考慮して計画的に消費し、消費した分は新たに購入するというランニングストックを行うなど無理のない備蓄に努めるものとする。

##### ウ 要配慮者に対する備蓄について

乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者が必要とする紙おむつや粉ミルク、哺乳瓶、医薬品などの物資は、保護者等がその確保に努める。また、食物アレルギーを持つ家族がいる場合などには、医療機関等により推奨され、家族の症状に応じた食料等の備蓄に努めるものとする。

#### (2) 地域等による備蓄（共助）

##### ア 事業所、病院、学校等における備蓄

大規模災害等の発災直後、事業所等は、建物や周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、また、救出・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等、災害発生後に迅速かつ円滑に実施しなければならない応急活動に支障を生じさせないためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の3日以上分の食料や飲料水、日用品等の備蓄に努める。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

##### イ 自主防災組織等における備蓄

大規模災害等の発災時における救出・救助活動、消火活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による資機材等の備蓄に努める。

#### (3) 市町及び県による備蓄（公助）

市町及び県による備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市町及び県は、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを推進していくこととする。しかしながら、災害により家屋が被災し、物理的に備蓄品が取り出せないことや、二次災害を予防するために備蓄品の取り出しを断念せざるを得ないことがある。市町及び県による公的備蓄は、そうした住民（避難者）に対応するために食料や飲料水、日用品等について一定量の備蓄を行うものとする。

公的備蓄の備蓄品目については、それぞれの必要性や緊急性等を考慮し、「発災初期に

おける生命の維持及び生活レベルの維持」に係るものとする。

### 3 市町及び県による備蓄物資（公助）に関する基本的な考え方について

#### (1) 市町における備蓄

市町における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進について働きかけを推進していくことを基本とする。但し、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の供給を行う責務を有していることから、地域の実情に応じた備蓄目標をたて、生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の備蓄に努めると共に、避難所運営に必要な資機材等を現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

##### ア 要配慮者等に対する配慮

市町は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮して避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

##### イ 分散備蓄、輸送体制の構築

市町は、発災時に被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、各避難所等への分散備蓄を推進すると共に、市町の二次（地域）物資拠点等からの物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

##### ウ 避難所運営資機材の備蓄

市町は、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、仮設トイレ（トイレ薬剤）、発電機、投光器、通信施設、簡易ベッド、間仕切り等の避難所運営に必要と判断される物資の備蓄に努める。

#### (2) 県における備蓄

県は、広域的な自治体として、市町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や民間協定事業者への要請が困難になった場合などに備え、被災者の為に必要な物資について、市町を補完する立場で、現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

##### ア 要配慮者等に対する配慮

県は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮しての避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

##### イ 分散備蓄、輸送体制の構築

県は、引き続き分散備蓄を進めると共に、発災時に、県の分散備蓄場所や一次（広域）物資拠点等から、被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、市町の二次（地域）物資拠点等への物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

##### ウ プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなった。県は、平常時から市町の備蓄場所・備蓄量等について、定期的に情報収集を行ない、市町からの要請を待たずに物資の供給を行ういわゆる「プッシュ型支援」を想定した備蓄に努める。

### 4 県備蓄物資の数値目標等について

本県における備蓄物資の数値目標の算定に当たっては、平成25年8月28日、本県で策定した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」における避難所への避難者を基本とする。同想定では、南海トラフを震源域とする地震・津波について、比較的発生頻度の高い地

震・津波（以下L1とする）と、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度の極めて低いものであるが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（以下L2とする）の2つに分けて被害想定を算定している。本県における備蓄物資の数値目標は、「命を守ること」に主眼をおいて、L2に対応した備蓄を行うものとする。

#### 【避難者数の推移】

	発災直後			1週間後			1ヵ月後		
	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
L1	59,000	35,000	24,000	12,000	7,100	4,800	20,000	6,000	14,000
L2	199,000	119,000	80,000	132,000	95,000	37,000	230,000	69,000	161,000

香川県地震・津波被害想定より抜粋

#### 備蓄目標日数

4日目以降は、国や他県等の救援物資が供給されると考え、発災後の3日分について、1日分を県及び市町が協力して避難者数に応じた現物備蓄を行い、2日分を協定等による流通備蓄により対応することとする。

#### (2) 備蓄品目

##### ア 備蓄品目について

##### (ア) 食料及び飲料水

「命を守ること」に主眼を置き、発災初期における生命の維持に必要な食料として、食料（アルファ米、粉ミルク等）、飲料水を備蓄する。

そのため、なるべく水や燃料を必要とせず、長期間保存可能なものとし、備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

##### (イ) 毛布及び生理用品、紙おむつ

家庭からの発災初期における持ち出しが困難な毛布類や、東日本大震災時に不足し、衛生面からも必要とされた生理用品、紙おむつについて備蓄する。

##### イ 備蓄品目毎の考え方について

##### ○ 食料（主食）

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数（1.2）×1日分（3食）÷2（市町と等分）

※ 食料需要者係数とは、阪神淡路大震災の際、避難所へ食料を求めた避難者の割合（20%）

##### ○ 調製粉乳

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数（1.2）×0歳児人口比（0.84%）×1日分（140g（28g×5回/日））÷2（市町と等分）

##### ○ 飲料水

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数（1.2）×1日分（3リットル）÷2（市町と等分）

##### ○ 毛布（アルミブランケット）

目標量：（避難所避難者数－流通備蓄見込量）×1枚÷2（市町と折半）

##### ○ 生理用品

目標量：避難所避難者数×10歳から60歳までの女性比率（27.9%）×1パック×生理中の割合（7/30）÷2（市町と折半）

##### ○ 紙おむつ（大人用）

目標量：避難所避難者数×寝たきり高齢者人口比率（0.5%）×1日分（8枚）÷2（市町と折半）

##### ○ 紙おむつ（子供用）

目標量：避難所避難者数×0～2歳児人口比率（2.5%）×1日分（8枚）÷2（市町と折半）

（3） 備蓄品目毎の備蓄目標量

以上の算定に関する基本的な考え方を踏まえ、算定した県における備蓄品目毎の目標量については、次表のとおりである。

品名	単位	目標量	既備蓄量※	追加必要量	備考
食料（主食）	食	214,950	36,000	178,950	要配慮者向け・アレルギー対応の備蓄を考慮
調製粉乳	kg	85	14	71	アレルギー対応の備蓄を考慮
飲料水	リットル	214,950	33,000	181,950	
毛布(アルミブランケット)	枚	58,145	10,062	48,083	
生理用品	パック	3,886	2,515	1,371	
紙おむつ(大人用)	枚	2,388	823	1,565	
紙おむつ(小人用)	枚	11,939	2,736	9,203	

※ 既存備蓄については、平成17年3月に公表の「香川県南海地震被害想定調査」に基づき備蓄したもの。

（4） 整備目標期間

平成27年度から平成29年度までの3年間で、計画的な整備に努める。

5 備蓄物資の保管について

備蓄物資の保管にあたっては、被災者に迅速に物資を提供するため、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するために、想定される避難者の割合に応じて分散して備蓄することとする。

また、備蓄物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、必要な際に搬出がし易いこと等に配慮して選定することとする。

6 備蓄物資の更新について

県は、備蓄物資の備蓄目標量を維持できるよう、賞味期限等の保存期間を有するものについては計画的に備蓄物資の更新を行うものとする。なお、災害時に供給することなく保存期限が近付いた備蓄物資は、保存期限満了前に、県の総合防災訓練等において配布する等の方法により、県民の防災意識向上のため、利活用するものとする。

7 協定による物資調達（流通備蓄）について

（1） 基本的な考え方

災害発生時に物資の迅速な調達を可能とするため、民間事業者等と物資の優先供給に係る協定締結に努める。大規模災害発生時には、協定締結先が被災することも視野に入れ、多彩な調達先の確保に努めることとする。

（2） 調達物資のニーズの把握

避難所等で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した物資の調達を行うものとする。

（3） プル型支援

大規模災害発生直後において、情報が寸断し、市町の行政機能が低下した場合には

「プッシュ型支援」は有効であるが、プッシュ型支援を継続することは、市町の二次（地域）物資拠点等における在庫物資の滞留を招くおそれがある。

そのため、市町の行政機能の復旧に合わせて、被災者ニーズの的確な把握に努め、適切な量と品質の物資を確実に届ける「プル型支援」に移行することとし、被災者ニーズを見据えた協定先からの物資調達に努めることとする。

## 8 県備蓄物資の配分について

### (1) 基本的な考え方

災害発生時には、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、市町が一義的な責任を負うものとする。

県は、市町を補完する立場として物資を備蓄し、市町の現物備蓄・調達物資が不足する場合、市町は、県に対して物資の供給要請を行い、県は、その要請に基づき、県の保有する備蓄物資等を、原則として市町が設置した二次（地域）物資拠点へと搬送するものとする。

### (2) プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなったことから、県は、市町の物資の需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資を予測して、必要があると認められる場合には、市町からの要請を待たずに物資の供給を行う「プッシュ型支援」を行うものとする。

### (3) 市町と県の情報共有

市町及び県は、「プッシュ型支援」を想定して、平常時から、県が、備蓄場所・備蓄量等について定期的に調査を行なうなど、備蓄物資に関する情報が最新のものとなるよう情報共有に努めるものとする。

## 9 職員用備蓄について

### (1) 基本的な考え方

県職員は、大規模災害発生時には登庁時に可能な限り各自で2～3日分の食料、飲料水を確保した上で参集することとされている。しかしながら、勤務時間中に発災する虞もあることから、県職員は、あらかじめ各自で職場に食料等を備蓄しておくとともに、県は、被災市町に対する支援物資の備蓄に加えて、災害対応や非常時優先業務に従事する職員に対して、必要最小限度の食料及び飲料水を備蓄するものとする。

### (2) 対象職員数

大規模地震発生時の第3次配備である全所属の全職員（約2,800人）の約7割である2,000分の食料及び飲料水を備蓄する。

### (3) 備蓄目標量

#### ア 食料

目標量：対象職員数×2食（1日分）×3日分＝12,000食

#### イ 飲料水

目標量：対象職員数×1リットル（1日分）×3日分＝6,000リットル

## 10 災害用医薬品等の備蓄及び調達

### (1) 基本的な考え方

県が行う震災時用医薬品等の備蓄及び調達については、災害時における初期医療救護活動に資することを目的とする。

### (2) 震災時用医薬品等の備蓄

県では災害時における被災者の緊急救護用として、応急救護所等へ医薬品及び衛生材料を供給するため、県下の保健所及び県が管理委託を締結した機関（災害拠点病院等）に震災時用医薬品等を備蓄しており、今後も、定期的な点検及び更新を行うなど、震災時用医薬品等の計画的な管理に努めることとする。

(3) 協定による医薬品等の調達

災害発生時に震災時用医薬品等の備蓄では不足すると予想される場合には、香川県医薬品卸業協会、香川県医薬品小売商業組合、一般社団法人香川県薬剤師会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部等との協定に基づき、医薬品等の調達を図るものとする。

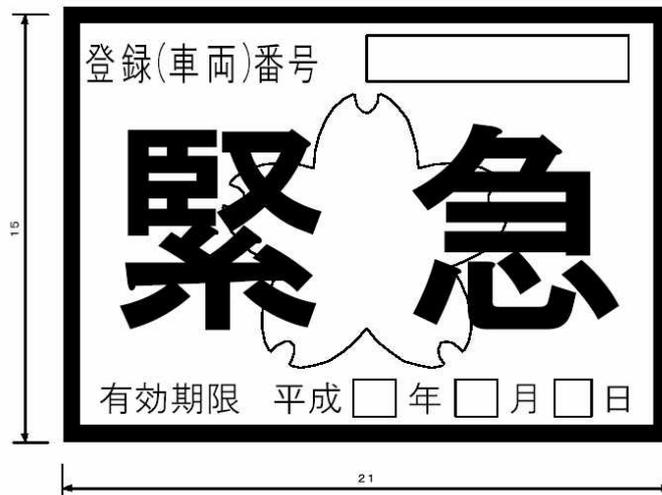
【10-3 災害時における応急給水機器保有状況】

(令和2年3月31日現在)

給水車 ( $m^3$ )	台数	総容量 ( $m^3$ )	給水タンク ( $m^3$ )	基数	総容量 ( $m^3$ )	トラックの台数		備考
						トン	台数	
-	-	-	1.0	9	7	軽	2	20リットルポリ容器 20 6リットル非常用飲料水袋 1,580

## 【11-1 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

### 1 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

### 2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路		
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

## 【11-2 緊急通行車両事前届出申請要領】

### 1 事前届出手続

香川県公安委員会は、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合等において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止または制限を行う。

この場合、道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策活動等に従事する車両は、県知事又は県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができないことから、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等について使用される車両について緊急通行車両等の事前届出制度を行う。

### 2 対象車両

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両
- (2) 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両
- (3) 原子力災害特別措置法の規定に基づく緊急通行車両
- (4) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両

### 3 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代表者を含む。）

### 4 申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して、香川県警察本部交通規制課に申請

### 5 提出書類

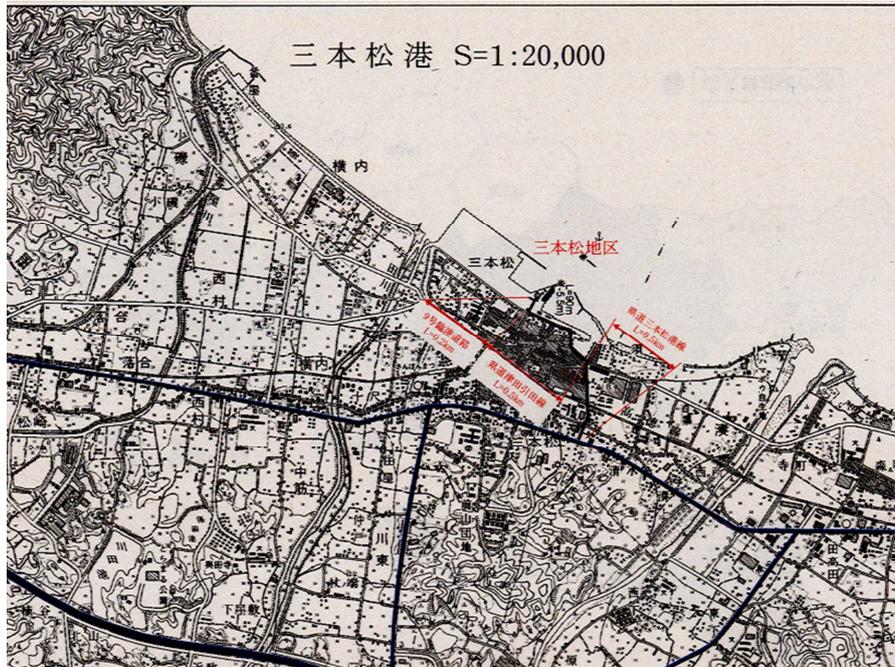
- (1) 緊急通行車両等事前届出書2通
- (2) 申請車両の自動車検査証の写し1通
- (3) 疎明資料  
輸送協定書、その他業務内容を疎明する書類1通（指定行政機関以外は、指定行政機関との協定書の写し、上申書）

地震防災 応急対策用 災害 害 原子力災害 措置用 国民保護 <p style="text-align: center;"><b>緊急通行車両等事前届出書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 香川県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名 印		第 号	地震防災 応急対策用 災害 害 原子力災害 措置用 国民保護 <p style="text-align: center;"><b>緊急通行車両等事前届出済証</b></p> 左記のとおり事前届出を受けたことを証する <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 香川県公安委員会 印
番号標に標示 されている番号			(注) 1 大規模地震対策特別措置、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。  2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。			

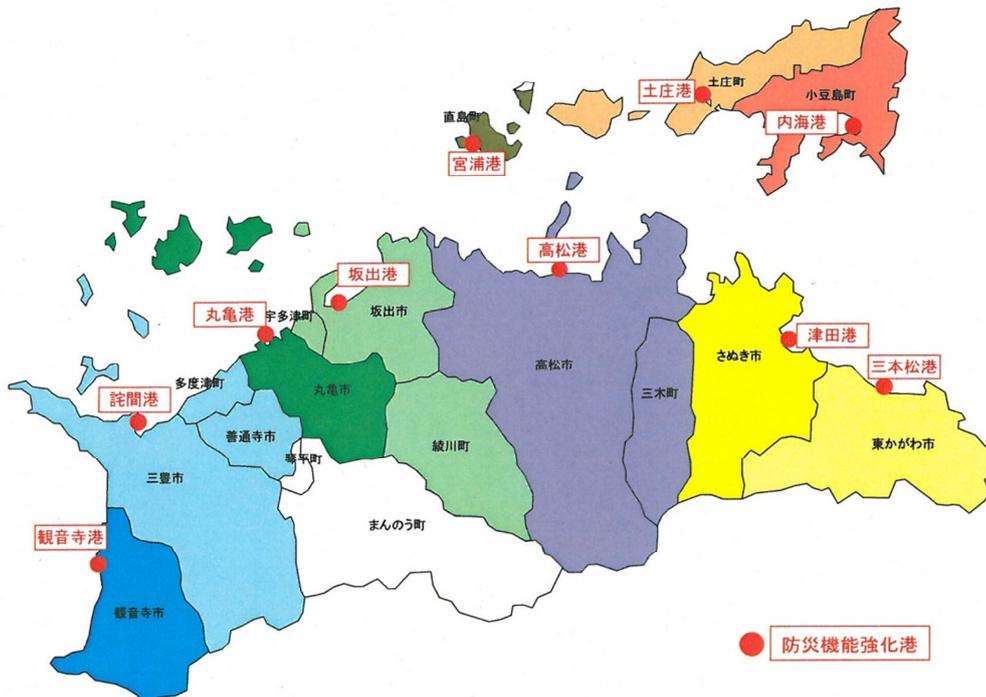


【11-4 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図】

港湾名	地区名	輸送確保路線への連絡経路
三本松港	三本松地区	→ 9号臨港道路→県道津田引田線→県道三本松港線→国道11号



<県内耐震岸壁整備計画図>



## 【11-5 異常気象時における道路通行規制基準】

### 【一般国道】

路線名	担当土木事務所	規制区間			交通量 H17(台/日)	規制条件(通行止)			迂回路
		所在地	距離標	延長 (km)		気象等基準値	気象等観測所道路モニター	危険内容	
国道 318 号	長尾	東かがわ市西山 "	0.7 ～ 2.7	2.0	3,500	積雪深 200 mm	与田山 観測所	積雪	迂回路なし
国道 377 号	"	東かがわ市 五名端 東かがわ市 五名大櫓	4.7 ～ 12.0	7.3	1,200	時間雨量 30 mm 連続雨量 150 mm 積雪深 200 mm	五名 観測所	落石 土砂崩壊 積雪	主 津田 川島線

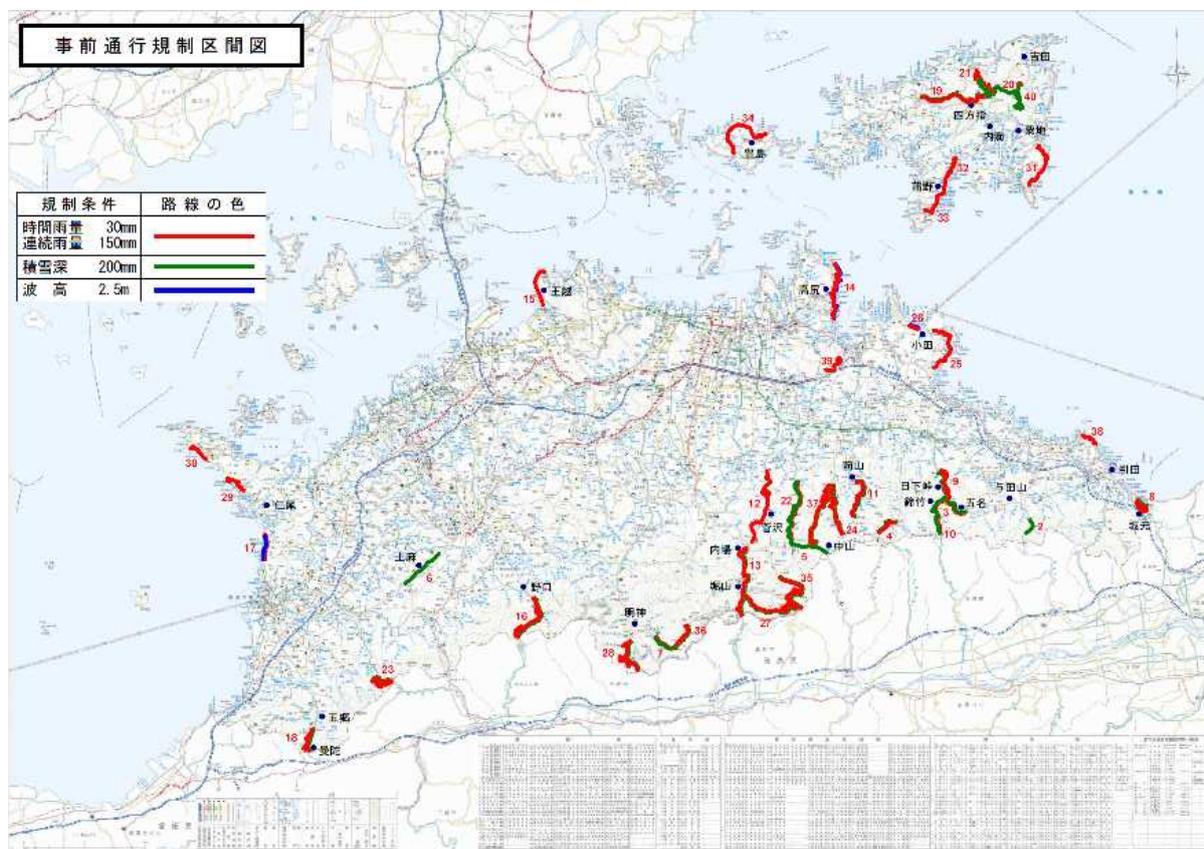
### 【主要地方道】

路線名	担当土木事務所	規制区間			交通量 H17(台/日)	規制条件(通行止)			迂回路
		所在地	距離標	延長 (km)		気象等基準値	気象等観測所道路モニター	危険内容	
徳島引田線	長尾	東かがわ市坂元 (県境) 東かがわ市坂元大谷	0.0 ～ 4.8	4.8	100	時間雨量 30 mm 連続雨量 150 mm 積雪深 200 mm	坂元 観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道 11号
津田川島線	長尾	さぬき市大川町田面 東かがわ市五名	6.8 ～ 11.4	4.6	1,800	時間雨量 30 mm 連続雨量 150 mm 積雪深 200 mm	日下峠 観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道 377号
津田川島線	長尾	東かがわ市五名大櫓 "	14.5 ～ 15.7	1.2	1,300	時間雨量 30 mm 連続雨量 150 mm 積雪深 200 mm	鈴竹 観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道 377号

### 【一般県道】

路線名	担当土木事務所	規制区間			交通量 H17(台/日)	規制条件(通行止)			迂回路
		所在地	距離標	延長 (km)		気象等基準値	気象等観測所道路モニター	危険内容	
津田引田線	長尾	東かがわ市引田 大安戸 東かがわ市松原 小松原	16.0 ～ 20.0	4.0	1,300	時間雨量 30 mm 連続雨量 150 mm	引田 観測所	落石 土砂崩壊	国 国道 11 号

【11-6 異常気象時道路通行規制箇所図】



【12-1 広域避難場所一覧】

【広域避難場所一覧】

令和2年4月1日現在

番号	避難場所名	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所							収容人数	電話番号	備蓄
				洪水	崖崩れ 土石流 (土すべり)	高潮	地震	津波	大規模な火 事	集中豪雨 等による内 水氾濫			
1	引田公民館	引田513-1	○	○	○	○	○	○	○	○	460	33-2500	○
2	引田小中学校体育館	引田545-1	○	○	○	○	○	○	○	○	320	33-3010	○
3	引田飛翔体育館	引田1030	○	○	○	○	○	○	○	○	360	33-5582	☆
4	引田武道館	引田972-1	○	○	○	○	○	○	○	○	200	33-5538	
5	引田こども園	引田545-6	○	○	○	○	○	○	○	○	380	33-5220	
6	小海コミュニティセンター	小海1333-1	○	○	×	○	○	○	○	○	160	49-2887	☆
7	小海公民館	小海1451	○	○	○	○	×	○	○	○	60	—	
8	相生コミュニティセンター	南野103-2	○	○	○	○	○	○	○	○	330	—	☆
9	本町体育館 (旧本町小学校体育館)	松原167-1	○	○	○	○	○	○	○	○	220	—	○
10	夏かがわ市交流プラザ	湊1806-2	○	×	○	○	○	○	○	○	770	26-1224	○☆
11	社会福祉協議会本所	湊1809	○	×	○	○	○	○	○	○	230	26-1122	
12	白鳥中央公園体育館	備来1101	○	○	○	○	○	○	○	○	520	24-1522	
13	旧湊保育所	湊523	○	×	○	○	○	○	○	○	120	—	○
14	白鳥小中学校体育館	白鳥757-1	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000	25-1365	○
16	白鳥コミュニティセンター	白鳥536-1	○	×	○	○	○	○	○	○	100	24-0433	
15	白鳥コミュニティセンター多目的ホール (旧白鳥小学校体育館)	白鳥525	○	×	○	○	○	○	○	○	200	—	
17	福栄コミュニティセンター	与田山409-1	○	○	×	○	○	○	○	○	130	—	☆
18	福栄コミュニティセンター多目的ホール (旧福栄小学校体育館)	与田山351-1	○	○	○	○	○	○	○	○	120	—	○
19	五名コミュニティセンター (旧五名活性化センター)	五名1400	○	○	×	○	○	○	○	○	80	29-2660	☆
21	三本松コミュニティセンター	三本松860	○	○	○	○	○	○	○	○	70	25-4744	○
20	三本松コミュニティセンター多目的ホール (旧三本松小学校体育館)	三本松862-1	○	○	○	○	○	○	○	○	190	—	
22	三本松高校体育館	三本松1500-1	○	○	○	○	○	○	○	○	820	25-4147	
23	大内公民館	三本松1296-36	○	○	○	○	○	○	○	○	410	24-0945	○☆
24	社会福祉協議会大内支所	三本松1295-15	○	○	○	○	○	○	○	○	170	25-2473	
25	大内小・大川中学校体育館	西村1510	○	○	○	○	○	○	○	○	1,050	25-2175	○
26	人権センター大内交流館	横内732	○	○	○	○	○	○	○	○	120	25-4349	○
27	豊水公民館	中筋469	○	○	○	○	×	○	○	○	50	25-2142	
28	水主交流センター	水主1143-1	○	○	×	○	○	○	○	○	40	25-6461	
29	とらまるてぶくろ体育館	西村1155	○	○	○	○	○	○	○	○	1,020	24-1810	○☆
30	とらまる公園キャンプ場	西村1155	○	○	○	○	○	○	○	○	110	24-1810	
31	丹生コミュニティセンター	町田96-1	○	○	○	○	○	○	○	○	380	24-0330	☆
32	丹生こども園	町田182-1	○	○	○	○	○	○	○	○	230	25-4804	
33	ベッセルおうち	馬籠1200	○	○	○	○	○	○	○	○	1,930	26-1126	
計33施設											12,350		

※備蓄欄の○印は避難場所に備蓄物資を配備、☆印は敷地内に備蓄倉庫を設置しています。

【12-2 避難情報発令の判断基準】

(平成27年7月 作成)

災害種別	観測地点			避難準備情報	避難勧告	避難指示	
	名称	位置	河川名				
水害	水位観測所	名称	位置	河川名	<p>○浸水害（内水） 大雨警報（浸水害）が発表され、降雨状況や今後の降雨予測により浸水の危険が高い場合。</p> <p>○洪水害 河川の水位が「避難判断水位」（湊川）に達し、降雨状況や今後の降雨予測により洪水の危険が高い場合。</p> <p>漏水等が発見された場合。</p> <p>○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合。</p> <p>降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合。</p>	<p>○浸水害 近隣で浸水が拡大した場合。 排水先（河川、海）の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止が見込まれる場合。</p> <p>○洪水害 湊川（与田山）の水位が「氾濫危険水位」を超えた場合</p> <p>異常な漏水等が発見された場合。</p> <p>○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合。</p> <p>湊川（与田山）の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p>	<p>○浸水害（内水） 近隣で浸水が床上に及んでいる場合。 排水先（河川、海）の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止や水門閉鎖の場合。</p> <p>○洪水害 河川の堤防が決壊したり、破堤につながるような大量の漏水や亀裂などを発見した場合。</p> <p>排水先（河川、海）の水位が高くなり、ポンプの運転停止や水門閉鎖の場合。</p> <p>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。</p>
		新磨橋	川股	千足川			
		万代橋	黒羽	馬宿川			
		塩屋橋	塩屋	小海川			
		日下	五名	湊川			
		与田山	与田山	湊川			
		樋端	白鳥	湊川			
		湊川橋	白鳥	湊川			
		風呂橋	水主	与田川			
		中筋	中筋	与田川			
一本松橋	西村	番屋川					
高潮災害	検潮儀	名称	位置	<p>高潮注意報が発表された場合。</p> <p>高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。</p> <p>高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合（実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考にする）。</p> <p>高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合。</p> <p>「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合。</p>	<p>高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。</p> <p>高潮注意報が発表され、当該注意報に、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合（実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考にする）。</p> <p>高潮注意報が発表されており、当該注意報に警報に切り替える可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合。</p> <p>「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合。</p>	<p>海岸堤防の倒壊や決壊が発生した場合。</p> <p>水門等の不具合が発生した場合。</p> <p>異常な超波、超流が発生した場合。</p> <p>潮位が危険潮位を超えた場合。</p> <p>水門、陸閘等の異常（水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）があった場合。</p>	
		三本松港	三本松				

災害種別	観測地点		避難準備情報	避難勧告	避難指示	
	名称	位置				
土砂災害	雨量観測所	坂元	坂元	<p>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）〔気象庁防災情報提供システム〕または土砂災害警戒状況図（1kmメッシュ）〔香川県砂防情報システム〕で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合。</p> <p>数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。</p> <p>大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合。</p> <p>強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</p>	<p>土砂災害警戒情報が発令された場合。</p> <p>近隣で前兆現象（渓流付近で傾斜崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック発生）を発見した場合。</p> <p>近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化など）を発見した場合。</p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）〔気象庁防災情報提供システム〕または土砂災害警戒状況図（1kmメッシュ）〔香川県砂防情報システム〕の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合。</p> <p>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。</p> <p>土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合。</p>	<p>近隣で土砂災害が発生した場合。</p> <p>近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂など）を発見した場合。</p> <p>土砂災害警戒情報が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）〔気象庁防災情報提供システム〕または土砂災害警戒状況図（1kmメッシュ）〔香川県砂防情報システム〕で土砂災害警戒情報の基準を事実で超過した場合。</p> <p>土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合。</p> <p>避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合。</p>
		千足	川股			
		引田	引田			
		与田山	与田山			
		五名	五名			
		日下峠	五名			
		鈴竹	五名			
		大内	水主			
		中筋	中筋			
津波災害					<p>大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合。</p> <p>停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合。</p>	

## 【13-1 香川地区大量排出油等防除協議会】

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6（排出油等の防除に関する協議会）の規定に基づき、香川地区（高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下、同じ。））において、大量の油若しくは有害液体物質（以下、油等という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」（以下、地区協議会という。）という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除計画の策定
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、高松海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、高松海上保安部管轄区内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会長の推薦するものうちから会議の同意を得て委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

- (1) 施設、機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他必要な事項

2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

（情報提供）

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

（排出油等防除活動の実施）

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区海上保安部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

（求償事務）

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

（訓練）

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、年1回以上の訓練（図上演習を含む）を行うものとする。

（災害補償）

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

（経費）

第13条 会長は、この回の運営に関して特に必要があると認める場合は、臨時会費を徴収することができる。

2 国、消防、警察、水難救済会の会員は、臨時会費の徴収を免除するものとする。

3 臨時会費を徴収した場合、地区協議会に会計監事を置くものとする。

（協議）

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の

必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第15条 地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第43条の5第1項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁に対して意見を述べるものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附 則

1 この会則は、昭和49年9月2日から施行する。

附 則

1 この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年6月26日から施行する。

(昭和61年6月27日一部改正)

(平成7年7月19日一部改正)

(平成8年6月26日一部改正)

(平成19年6月26日一部改正)

(平成26年7月1日一部改正)

(平成29年7月1日一部改正)

### 構 成 機 関

区分	機関の名称
国の機関	高松海上保安部、小豆島海上保安署、坂出海上保安署 四国運輸局、陸上自衛隊第15普通科連隊、四国地方整備局高松港湾空港整備事務所
地方公共団体 及びその機関	香川県、香川県警察本部 高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、東かがわ市、さぬき市、三豊市、 土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町 高松市消防局、丸亀市消防本部、坂出市消防本部、三観広域行政組合消防本部、 大川広域消防本部、小豆地区消防本部、多度津町消防本部
公共的団体 及び民間企業	水難救済会多度津救難所 香川県漁業協同組合連合会 コスモ石油(株)坂出製油所、三菱化学(株)坂出事業所、四国電力(株)火力本部坂出發電所、 川崎重工(株)坂出造船工場、四国ドック(株)、今治造船(株)丸亀事業本部、 三菱化学物流(株)坂出支社、日本栄船(株)坂出支店、三洋海事(株)四国支店、 深田サルベージ建設(株)四国営業所、三九会、出光興産(株)高松油槽所、 ライオンケミカル(株)オレオケミカル事業所、EMGマーケティング合同会社高松油槽所、 若宮産業(株)、昭和シェル石油(株)高松アスファルト基地

## 【13-2 備讃海域排出油等防除協議会連合会】

(目的)

第1条 備讃海域（水島、玉野及び高松海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物資の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び香川地区大量排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

(名称)

第2条 会の名称は「備讃海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

(業務)

第3条 連合会は次の業務を行う。

- (1) 防除活動の連携の推進に関する事。
- (2) 排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関する事。
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関する事。
- (4) その他排出油等防除に関する事。

(組織)

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安部警備救難部環境防災課に置く。

(会議)

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
  - (1) 防除活動の連携の推進に関する事。
  - (2) 連合会の事業計画に関する事。
  - (3) その他連合会の重要事項に関する事。

(訓練)

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

(情報提供)

第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれの

ある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置等)

第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあつては、備讃海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部(以下「総合調整本部」という。)を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあつては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

- 2 総合調整本部の本部長(以下「調整本部長」という。)は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
- 3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、岡山県及び香川県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
- 4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。
- 5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなつたと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

(防除活動の実施等)

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。)第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防災活動を実施するものとする。

- 2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 地区会員である民間防止機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼)

第10条 連合会会長は、備讃海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会(以下「他の連合会」という。)の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

(備讃海域外への応援のための出動調整)

第11条 連合会会長は、備讃海域外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認められた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

- 2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年10月30日から施行する。

### 【13-3 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針】（香川県）

原子力発電所等における放射能災害が発生した際の県の基本的な対応について以下のとおり定める。

関係部局は、この方針に基づき具体的な対策を実施する。

		内 容
レベルゼロ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が0.15 $\mu$ Sv/h以下 ※ 0.15 $\mu$ Sv/hは、平成19年度から21年度までに観測された全国の平常時の最大値
	実施体制	—
	主な対策	① 放射能の測定 大気中の放射線量の測定（サーベイメーターを活用して複数地域で測定）、降下物や水道水の分析 ② 被ばくの恐れがある地域からの帰県者等への放射線被ばくに関する相談、スクリーニング検査の実施 ③ 県外で放射能汚染された食品が公表された場合、その品目について県内の流通に関する情報収集 ④ 県内企業、農林水産事業者への影響調査
レベルⅠ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が0.15 $\mu$ Sv/hを超え0.5 $\mu$ Sv/h未満 ※ 0.5 $\mu$ Sv/hは、原子力災害対策指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準
	実施体制	危機警戒本部 本部長 危機管理総局長 副本部長 危機管理総局次長 本部員 危機管理総局参事、関係課長等
	主な対策	上記に加え、 ① 積極的な情報提供（県民、市町、医療機関、企業、農林水産業者、学校等） ② 県民からの相談窓口の設置 ③ 国との対策協議 ④ 隣接県や防災関係機関との連携 ⑤ 飲料水や農畜水産物等の放射能汚染への対応 ⑥ 農畜水産物等の風評被害の防止

		内 容
レベルⅡ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が <math>0.5 \mu\text{Sv/h}</math> 以上 <math>20 \mu\text{Sv/h}</math> 未満</p> <p>ただし、被ばくの長期化など県民の健康への影響を考慮して一時移転対策等が必要なときは、レベルⅢにより対応する。</p> <p>※ <math>20 \mu\text{Sv/h}</math> は、原子力災害対策指針に基づく早期防護措置実施基準</p>
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 被害情報の収集・提供</p> <p>② 緊急時環境放射線モニタリングの実施</p> <p>③ 防災上必要な措置に関する国との協議</p> <p>④ 関係機関との応急対策の協議</p> <p>⑤ 飲料水、飲食物の摂取制限の準備</p>
レベルⅢ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が <math>20 \mu\text{Sv/h}</math> 以上 <math>500 \mu\text{Sv/h}</math> 未満</p> <p>※ <math>500 \mu\text{Sv/h}</math> は、原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置実施基準</p>
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 一時移転対策の実施（誘導・広報等）</p> <p>② 医療活動</p> <p>③ 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>④ 交通機能の確保</p> <p>⑤ 交通整理、警戒等の治安対策</p>
レベルⅣ	実施基準	$500 \mu\text{Sv/h}$ 以上
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>国の指示を受け、あるいは国と協議しながら、避難等必要な対策を実施</p>

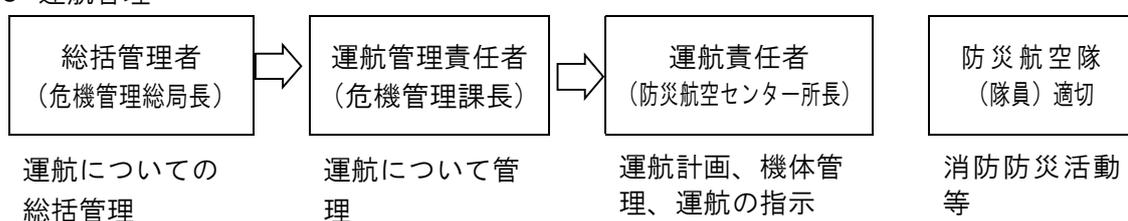
※ 放射能被害の状況、大気中の放射線量の上昇傾向や降下物等の分析結果などに応じて、上位のレベルでの対応を実施する。

## 【14-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

### 1 防災ヘリコプターの運航体制

- 1 運航基地 香川県高松市香南町岡（高松空港）
- 2 運航日数 365日勤務
- 3 運行時間 午前8時30分から午後5時15分まで（緊急時は、日の出から日没まで）
- 4 隊の構成 航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）8名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

#### 5 運航管理



#### 6 活動別搭乗人員

区分		職種			航空隊員の役割
		操縦士	整備士	航空隊員	
航空隊員の常駐人員		1名	1名	5～6名	
ヘリ活動時の搭乗人員	① 救急活動	1名	1名	2～4名	活動内容により要員を決定する
	② 救助活動	1名	1名	4名	機内安全要員1名 機内操作要員1名 降下要員2名
	③ 火災防御活動	1名	1名	2名	機内安全要員1名 機内操作要員1名
	④ その他活動	1名	1名	1～5名	活動内容により要員を決定する
休日体制		1名	1名	5～6名	
夜間体制		—	—	—	

\* 災害状況により変更する場合がある。

## 2 防災ヘリコプターの運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

- 1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められ、かつ安全な運航が確保できる場合に運航するものとする。
  - (1) 救急活動
  - (2) 救助活動
  - (3) 災害応急対策活動
  - (4) 火災防御活動
  - (5) 広域航空消防応援活動
  - (6) 災害予防対策活動
  - (7) 消防防災訓練活動
  - (8) 一般行政活動
  - (9) その他総括管理者が必要と認める活動

### 2 災害別活動内容（緊急運航）

救急	① 「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急対策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

### 3 香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1.～3.のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1. 事故等の目撃者等から一(1)から(11)のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

(1) 自動車事故

- イ 自動車からの放出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

(2) オートバイ事故

- イ 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

(3) 転落事故

- イ 3階以上の高さからの転落
- ロ 山間部での滑落

(4) 窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

(5) 列車衝突事故

(6) 航空機墜落事故

(7) 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

(8) 重傷が疑われる中毒事件

(9) バイタルサイン

- イ 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパコンマスケールで30以上)
- ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10) 外傷

- イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む。)の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷(体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷)
- ホ 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)
- ヘ 意識障害を伴う外傷

(11) 疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

二 地理的条件

- (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用するほうが、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること
  - (2) (1)には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること
2. 1. に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合
3. 現場の救急隊員からの要請がある場合

## 4 防災ヘリコプターの緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

### 1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

### 2 応援要請の方法

知事（危機管理課）に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

### 3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊 TEL (NTT) 087-879-0119・087-879-1900  
FAX (NTT) 087-879-1400  
TEL (防災) 433-561  
FAX (防災) 433-581

※ 夜間（17時15分～8時30分）に連絡を要する場合は、香川県防災航空隊（隊長専用携帯）または県庁危機管理課（不在の場合は県庁守衛室）へ連絡すること。

・香川県防災航空隊	TEL (隊長携帯)	090-4337-0011
・県庁危機管理課	TEL (NTT)	087-832-3200 TEL (防災) 087-831-8811
・県庁守衛室	TEL (NTT)	087-831-1111 TEL (防災) 200-7-2435

### 4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。  
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。  
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

## 5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡を取るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

## 6 報 告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航責任者（防災航空センター所長）に報告するものとする。

## 7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

## 【14-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】

【東かがわ市内】

令和2年1月1日

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
とらまる公園	とらまる公園 多目的グラウンド	香川県東かがわ市西村 1155番地	東かがわ市 教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 14' 24" E 134° 18' 59"	※3 ※6
引田南	引田運動広場	香川県東かがわ市引田 991番地	東かがわ市 教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 12' 57" E 134° 23' 51"	※6
水主	東かがわ市水主	香川県東かがわ市水主 1985番地1～7	大川自動車	090-8973-4069	N 34° 12' 49" E 134° 17' 44"	※6
湊川河川敷	湊川河川敷	香川県東かがわ市湊 1301番1地先	香川県長尾 土木事務所	0879-52-2585	N 34° 14' 37" E 134° 20' 59"	
讃岐化学	讃岐化学工業(株) 下段造成地	香川県東かがわ市入野 山2048番12	讃岐化学工業 (株)白鳥工場	0879-27-2216	N 34° 12' 32" E 134° 17' 35"	
引田南駐車場	引田運動広場駐車場	香川県東かがわ市引田 959番地1	東かがわ市 教育委員会 (生涯学習課)	0879-26-1238	N 34° 12' 57" E 134° 23' 48"	
瀬戸内パーク	佐川アドバンス(株) 瀬戸内パーク	香川県東かがわ市町田 288番	佐川アドバンス(株) レーク佐川	0879-23-0100	N 34° 14' 41" E 134° 18' 09"	

【隣接市町（高松市は一部）】

市町名	名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
さぬき市	門入	門入の郷 「水辺の公園」	香川県さぬき市 寒川町石田東	さぬき市 商工観光課	087-894- 1114	N 34° 14' 23" E 134° 13' 14"	※8
さぬき市	鴨庄	志度総合運動公園 野球場	香川県さぬき市 鴨庄4305番地	さぬき市 教育委員会 (生涯学習課)	0879-42- 3107	N 34° 19' 37" E 134° 11' 34"	※6
さぬき市	長尾東	長尾総合公園 多目的広場	香川県さぬき市 長尾名1575番地6	さぬき市 教育委員会 (生涯学習課)	0879-42- 3107	N 34° 14' 59" E 134° 11' 05"	※2,※3,※6
さぬき市	寒川町	石田運動広場	香川県さぬき市 寒川町石田東 甲724番地	さぬき市 教育委員会 (生涯学習課)	0879-42- 3107	N 34° 15' 29" E 134° 12' 24"	※2
さぬき市	津田町	津田総合公園 駐車場	香川県さぬき市 津田町城北 2020番地	さぬき市 教育委員会 (生涯学習課)	0879-42- 3107	N 34° 17' 42" E 134° 13' 52"	※2※6
さぬき市	みろく 球技場	みろく自然公園 みろく球技場	香川県さぬき市 大川町富田中 3510番地2	さぬき市 商工観光課	087-894- 1114	N 34° 11' 23" E 134° 14' 49"	※6
さぬき市	大窪寺	宗教法人大窪寺 駐車場	香川県さぬき市多和 字兼割92番地3	宗教法人 大窪寺	0879-56- 2278	N 34° 15' 13" E 134° 12' 28"	※6
さぬき市	亀鶴公園	長尾総合公園 ローラースケート 場	香川県さぬき市長尾 名1574番地1	さぬき市 教育委員会 (生涯学習課) 長尾総合運動公園 管理事務所	0879-42- 3107 0879-52- 4166	N 34° 15' 00" E 134° 10' 57"	※6
さぬき市	さぬき市 民病院	さぬき市民病院 ヘリポート	香川県さぬき市 寒川町石田東 甲387番地1	さぬき市 病院事業 (管理者) 徳田道昭	0879-43- 2521	N 34° 16' 03" E 134° 12' 13"	※9
三木町	三木総合 グラウンド	三木町総合運動公 園サブグラウンド	香川県木田郡三木町 上高岡2544-3	三木町 生涯学習課	087-891- 3314	N 34° 14' 19" E 134° 08' 30"	※2,※3
三木町	香川医 大	香川大学 (医学部) 陸上競技場	香川県木田郡三木町 池戸1750-1	国立大学法人 香川大学(医学部)	087-898- 5111	N 34° 17' 27" E 134° 07' 34"	※3,※7
三木町	香大病 院屋上 H	香川大学医学部 附属病院 ヘリポート棟	香川県木田郡三木町 池戸1750番地1	香川大学医学部 附属病院(医事課)	087-891- 2054	N 34° 17' 28" E 134° 07' 25"	※5※7※9
高松市	牟礼町	御山公園 多目的広場	香川県高松市牟礼町 牟礼1355-1	高松市 公園緑地課	087-839- 2494	N 34° 20' 49" E 134° 08' 01"	
高松市	東部運動 公園	高松市東部運動公 園多目的広場	香川県高松市高松町 1347番地1	高松市 公園緑地課	087-839- 2494	N 34° 19' 48" E 134° 07' 17"	※6

特記事項

- ※2 高松空港特別管制区内
- ※3 全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外
- ※5 屋上緊急離着陸上、夜間照明設備有り
- ※6 防災対応
- ※7 臓器搬送等に係る場外
- ※8 自隊訓練用
- ※9 救急搬送用

## 【15-1 火災・災害等即報要領】

〔昭和 59 年 10 月 15 日  
消防災第 267 号消防庁長官〕

最終改正 令和元年 6 月 6 日 消防応第 12 号

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、

消防庁長官から要請があった場合を市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（1）の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第 1 報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第 1 号様式及び第 2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第 1 号様式、特定の事故については、第 2 号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた緊急事故等については、第 3 号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第 4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

###### ア 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等  
(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。  
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市区町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連を保つものとする。  
特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
  - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
  - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
  - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
  - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
  - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の火災活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
  - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

#### (2) 個別基準

次の災害については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項目に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 浸水、洪水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は、住宅被害を生じたもの

##### エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (イ) 積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
  - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
  - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
  - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
  - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
  - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
  - イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
  - ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
    - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
    - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
  - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
  - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
  - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

#### 3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

#### 4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

#### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

##### 1 第1号様式（火災）

###### (1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

###### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

###### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

###### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

###### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び環境

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含

む。)

ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等に

よる応援活動の状況についても記入すること。

- (10) 災害対策本部等の設置状況  
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項  
以上のほか、特筆すべき事項があれば、記入すること。  
(例)  
・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合  
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。  
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。  
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

### 3 第3号様式（救急・救助事故等）

- (1) 事故災害種別  
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要  
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等  
ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。  
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否  
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）  
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明のものを含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。  
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況  
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況  
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項  
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。  
(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
- ・ 不審物（爆発物）の有無
- ・ 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

#### <災害即報>

#### 4 第4号様式

##### (1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

##### ア 災害の概況

###### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

###### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

##### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に当該する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動対応において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

##### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告すること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を合わせて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコ

プター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火災噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮火日時 ( 月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢)人 死者の生じた理由 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人
建物の概要	構造 階層 建築面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>
焼損程度	焼損棟数 } 計 棟 焼損面積 m <sup>2</sup> 全焼棟 } 半焼棟 } 建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 部分焼棟 } 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> ぼや棟 } 林野焼損面積 a
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター) 機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時) 消防覚知方法	発見日時 月 日 時 分			
	鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分 ( 月 日 時 分)			
	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者等 人 重症 人 ( ) 中等症 人 ( ) 軽 症 人 ( )			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消防本部(署)	台 人	
		消 防 団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
	自 衛 隊	人		
	そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分			
その他参考事項				

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急処理事態																		
発生場所																			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)    覚知方法																		
事故等の概要																			
死傷者	<table border="0"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>( 人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>重症</td> <td>人 ( 人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中等症</td> <td>人 ( 人)</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>軽症</td> <td>人 ( 人)</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	負傷者等	人			( 人)	計	重症	人 ( 人)		中等症	人 ( 人)	不明	軽症	人 ( 人)	人		
死者(性別・年齢)	負傷者等	人																	
		( 人)																	
計	重症	人 ( 人)																	
	中等症	人 ( 人)																	
不明	軽症	人 ( 人)																	
人																			
救助活動の要否																			
要救護者数(見込)	救助人員																		
消防・救急・救助活動状況																			
災害対策本部等の設置状況																			
その他参考事項																			

- (注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概要	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		<small>うち 災害関連死</small>	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		負傷者	人	軽傷	人		一部 損壊	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	<small>(地元消防本部、消防団、防災ヘリコプター、消防組織第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)</small>								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策要請									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限りやく(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県		区分		被害		区分		被害		災害の設置本状況	都道府県 市町村			
災害名 報告番号	災害名 第 報  (月日時現在)	田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	畑	流失・埋没	ha			農林水産施設	千円	
			冠水	ha		公共土木施設		千円	冠水	ha	その他の公共施設		千円	
報告者名	区分	被害	学 校	箇所	小計		千円	病 院	箇所	公共施設被害市町村		団体		
			道 路	箇所	農産被害	千円	橋りょう	箇所	林物被害	千円	災害適用市町村名 救助法	計	団体	
人的被害	死者	人	河 川	箇所	畜産被害	千円	港 湾	箇所	水産被害	千円				砂 防
	うち災害関連死者					清掃施設				箇所	崖くずれ	箇所	鉄道不通	
住屋被害	行方不明者	人	の	他	水 道	戸	被 害 総 額	千円	119番通報件数			件		
	負傷者	重傷				人		電 話	回線	災害の概況	消防機関等の活動状況	自衛隊の災害派遣	その他	
非住家	全壊	棟	の	他	電 気	戸	ブロック塀等	箇所	応急対策の状況					
	半壊	棟			ガ ス	戸								
公共建物	一部破損	棟	の	他	り	災 世 帯 数	世帯	り	災 者 数	人	建 物	件		
	床上浸水	棟				火災発生	危 険 物		件	そ の 他		件		
その他	床上浸水	棟	の	他	り	災 世 帯 数	世帯	り	災 者 数	人	建 物	件		
	床下浸水	棟				火災発生	危 険 物		件	そ の 他		件		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

## 【15-2 災害報告取扱要領】

〔昭和45年4月10日  
消防災第246号消防庁長官〕

最終改正 平成31年4月 消防庁第28号

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

#### 3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

#### 4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### 5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

### 第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

## 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

## 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

## 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

## 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

- る。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
  - (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
  - (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
  - (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
  - (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
  - (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
  - (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
  - (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
  - (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
  - (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
  - (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
  - (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
  - (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
  - (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
  - (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
  - (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- 5 火災発生  
火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
- 6 被害金額
- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
  - (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
  - (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
  - (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
  - (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその

他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 確定年月日	月 日 時確定		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
畑	流失・埋没	ha					
	冠水	ha					
報告者名				学 校	箇所		
区 分		被 害		病 院	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			道 路	箇所	
	うち 災害関連死者	人			橋 り よ う	箇所	
	行方不明者	人		河 川	箇所		
	負傷者			港 湾	箇所		
	重 傷	人		砂 防	箇所		
	軽 傷	人		清 掃 施 設	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		崖 く ず れ	箇所		
		世帯		鉄 道 不 通	箇所		
		人		被 害 船 舶	隻		
半 壊	棟		水 道	戸			
	世帯		電 話	回線			
	人		電 気	戸			
一 部 破 損	棟		他	ガ ス	戸		
	世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	人						
床 上 浸 水	棟						
	世帯						
	人						
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人		火 災 発 生				
非住家	公 共 建 物	棟	建 物	件			
	そ の 他	棟	危 険 物	件			
			そ の 他	件			

区 分		被 害	都 道 府 県 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 置 対 策 本 部 名	設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千 円		解 散		月	日	時	
公 共 土 木 施 設	千 円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円							
小 計	千 円		災 害 置 対 策 本 部 名	計 団 体				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体							
そ の 他	農 産 被 害	千 円	災 害 置 対 策 本 部 名	計 団 体				
	林 産 被 害	千 円						
	畜 産 被 害	千 円		災 害 置 対 策 本 部 名	計 団 体			
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
そ の 他	千 円	災 害 置 対 策 本 部 名	計 団 体					
被 害 総 額	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況  消防機関の活動状況  その他（避難の勧告・指示の状況）							

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者	人								
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数	世帯									
り災者数	人									
公立文教施設	千円									
農林水産業施設	千円									
公共土木施設	千円									
その他の公共施設	千円									
その他被害	千円									
被害総額	千円									
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日				
	解散	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数	人									
消防団員出動延人数	人									

第3号様式 災害年報

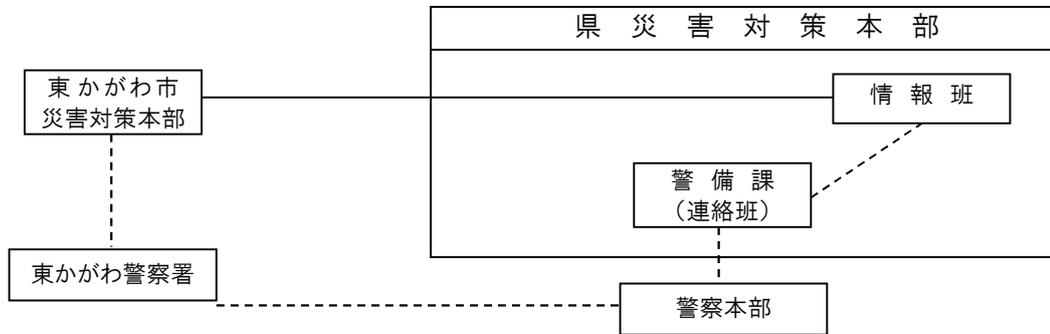
都道府県名

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者	人								
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
世帯										
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
その他	学校	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖くずれ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								

発生年月日		災害名					計
区分							
電	話	回線					
電	気	戸					
ガ	ス	戸					
そ の 他	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建 物	件					
	危 険 物	件					
	そ の 他	件					
り 災 世 帯 数		世帯					
り 災 者 数		人					
公立文教施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小 計	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円					
都 道 府 県 災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人

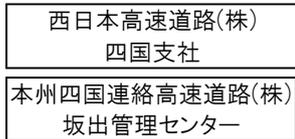
### 【15-3 災害報告詳細系統図】

#### 1 人的被害、住家被害

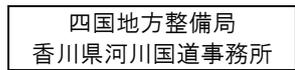


#### 2 道路施設被害

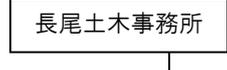
##### ・ 高速道路



##### ・ 一般国道(国土交通省管理)



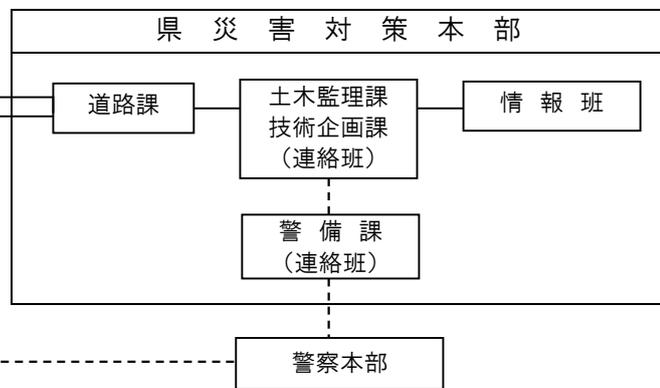
##### ・ 一般国道(県管理)、県道



##### ・ 市町道



##### ・ 道路全般



#### 3 河川施設被害

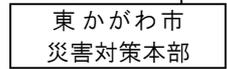
##### ・ 一般河川(国土交通省管理)



##### ・ 一般河川(県管理)、二級河川



##### ・ 準用河川等

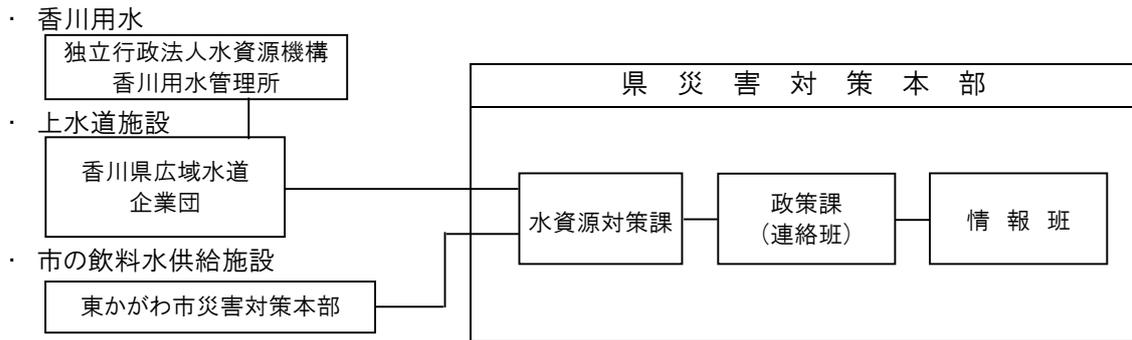




8 下水道施設被害



9 水道施設被害



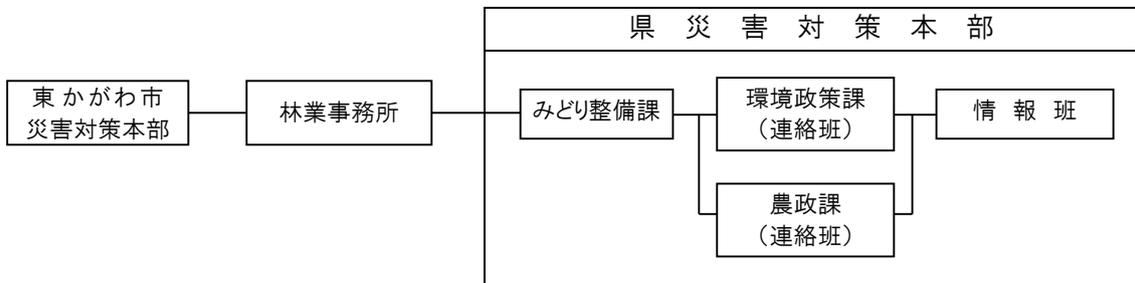
10 農産物等被害



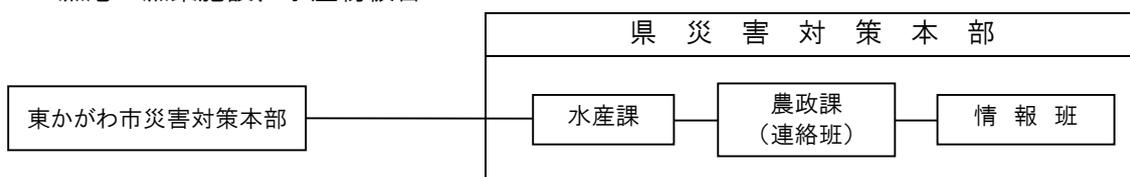
11 ため池、農地、農業用施設被害



12 治山・林道・林業施設、林産物被害

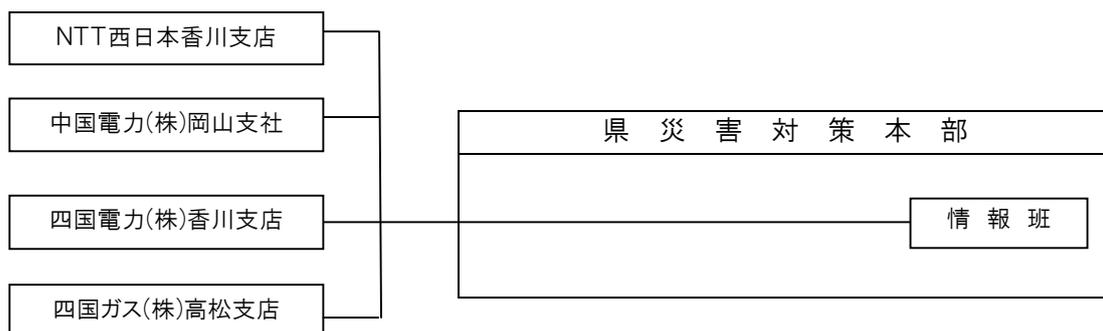


1 3 漁港・漁業施設、水産物被害



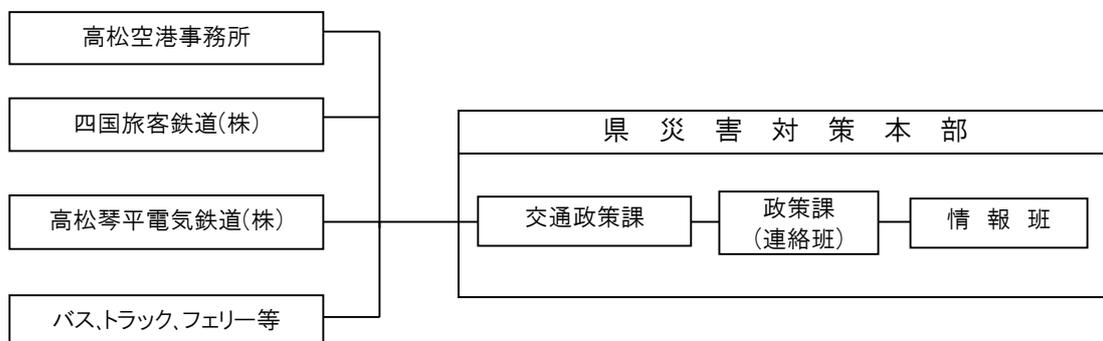
1 4 ライフライン等被害

- ・ 状況に応じて、情報班から情報収集を行う。



1 5 公共交通機関等被害

- ・ 状況に応じて、交通政策課から情報収集を行う。



## 【15-4 災害救助法による救助の種類及び内容】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内							
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1日1人当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住宅の全半壊(焼)、流出、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全流出			夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600				
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600				
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死から明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修が行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当り次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 594,000 円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損壊により被害を受けた 世帯 300,000 円	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により喪失若しくは損傷により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(※2)、中学校生徒(※3)及び高等学校等生徒(※4)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実績に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当り 大人(12歳以上) 215,000円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当り3,500円以内  一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当り 5,400円以内  検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,000 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士 15,600 円以内 保健師、助産師、看護師、準看護師 15,700 円以内 救命救急士 15,400 円以内 土木技術者、建築技術者 16,500 円以内 大工 21,200 円以内 左官 22,000 円以内 とび職 21,800 円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内

※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。

※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。

※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

## 【15-5 被災者生活再建支援制度の概要】

### 1 対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

### 2 対象世帯

上記1の対象となる自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

### 3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

#### ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住家の被害程度		全壊 (2①に該当)	半壊→解体 (2②に該当)	長期避難 (2③に該当)	大規模半壊 (2④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

#### ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営以外)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

① 申請窓口

市町

② 申請時の添付書類

ア 基礎支援金

・ 罹災証明書

・ 住民票 等

イ 加算支援金

・ 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

③ 申請期間

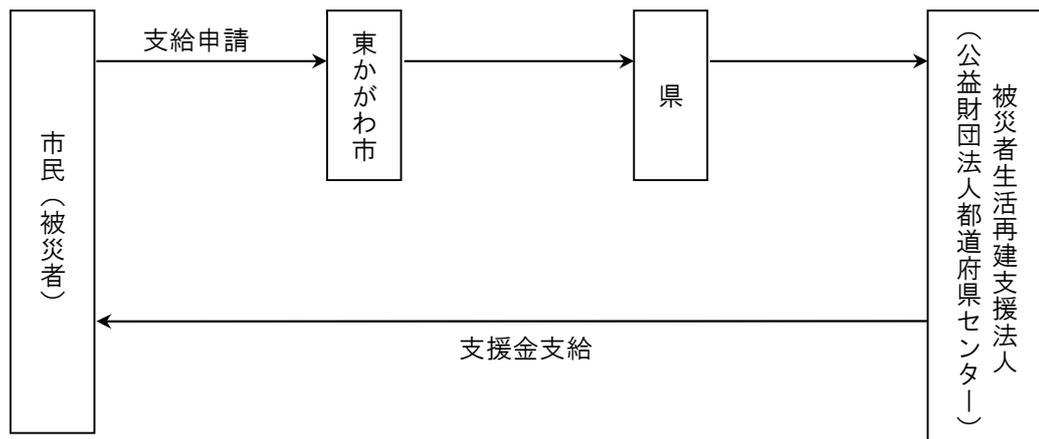
ア 基礎支援金

災害発生日から13月以内

イ 加算支援金

災害発生日から37月以内

5 支援金支給の流れ



## 【15-6 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧】

令和元年9月25日現在

No.	拠点名称	所在地	管理者	対象
1	とらまる公園	東かがわ市西村	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
2	引田スポーツ施設	東かがわ市引田	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
3	白鳥中央公園	東かがわ市帰来	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
4	大内公民館	東かがわ市三本松	東かがわ市	警察・消防
5	丹生コミュニティセンター	東かがわ市町田	東かがわ市	警察・消防
6	白鳥中学校	東かがわ市白鳥	東かがわ市教育委員会	警察・消防・自衛隊
7	大川中学校	東かがわ市西村	東かがわ市教育委員会	警察・消防・自衛隊
8	相生小学校（旧）	東かがわ市南野	東かがわ市	警察・消防
9	引田小学校（旧）	東かがわ市引田	東かがわ市	警察・消防
10	本町小学校	東かがわ市松原	東かがわ市教育委員会	警察・消防
11	白鳥小学校	東かがわ市白鳥	東かがわ市教育委員会	警察・消防
12	福栄小学校	東かがわ市与田山	東かがわ市教育委員会	警察・消防
13	五名コミュニティセンター	東かがわ市五名	東かがわ市	警察・消防
14	五名活性化センター	東かがわ市五名	東かがわ市	警察・消防
15	三本松小学校	東かがわ市三本松	東かがわ市教育委員会	警察・消防
16	引田小・中学校	東かがわ市引田	東かがわ市教育委員会	警察・消防
17	交流プラザ	東かがわ市湊	東かがわ市	警察・消防

## 【15-7 自主防災組織の現況】

(平成31年4月1日現在)

	自治会数	自主防災組織数	自治会加入世帯数	自主防災組織加入世帯数
東かがわ市	186	143	9,664	9,612
引田	27	25	2,297	2,297
相生	8	8	738	738
引田	19	16	1,559	1,559
白鳥	94	55	3,120	3,092
本町	13	13	1,756	1,756
白鳥	32	21	818	790
福栄	26	20	411	411
五名	23	1	135	135
大内	65	64	4,247	4,223
三本松	22	21	1,139	1,115
誉水	26	26	1,629	1,629
丹生	17	17	1,479	1,479

## 【15-8 東かがわ市内の文化財一覧】

### 【国指定文化財】

区 分	種 別	名 称	所有者 (所在地)
重要文化財	彫 刻	木造御神像	水主神社 (水主)
		木造狛犬	水主神社 (水主)
		木造女神坐像	水主神社 (水主)
		木造男神坐像	水主神社 (水主)
		木造聖観音立像	釈王寺 (大谷)
		木造不動明王立像及び童子像	與田寺 (中筋)
		木造矜羯童子像	與田寺 (中筋)
	書 跡	大般若経(附経箱)60 箱	水主神社 (水主)
	重文(書)	紙本墨書周書	猪熊 真美子 (松原) 県立ミュージアム保管 (高松市)
	重文(工)	太刀 銘正恒 附糸巻太刀拵	白鳥神社 (松原)
	国宝(書)	肥前国風土記	猪熊 真美子 (松原) 県立ミュージアム保管 (高松市)
	工芸品	雷文螺細鞍	水主神社 (水主)
	史 跡	引田城跡	四国森林管理局他
	記念物	絹島及び丸亀島	東讃漁業協同組合 (馬篠・小磯地先沖)
		鹿浦越のランプロファイヤー岩脈	東かがわ市 (松原)
絵 画	絹本著色地藏曼荼羅図	與田寺 (中筋)	
	絹本著色仏涅槃図	與田寺 (中筋)	

### 【県指定文化財】

種 別	名 称	所有者 (所在地)
無形民俗	虎頭の舞	白鳥虎頭舞保存会 (白鳥)
	尺経獅子舞	尺経獅子保存会 (川東)
彫 刻	木造本尊薬師如来像	與田寺 (中筋)
	木造阿弥陀如来坐像	白鳥美術館 (白鳥)
	金銅誕生釈迦仏立像	與田寺 (中筋)
	木造狛犬	水主神社 (水主)
	木造獅子頭	水主神社 (水主)
史 跡	白鳥廃寺跡	東かがわ市他 (湊)
工芸品	刀 備前の国住長船与三左衛門尉祐光	天野 勇 (帰来)
	十二天像版木	與田寺 (中筋)
建造物	猪熊家住宅 母屋・門・長屋	猪熊 全徳 (松原)
	石造宝篋印塔	與田寺 (中筋)
記念物	與田寺のムクの木	與田寺 (中筋)
	三宝寺のボダイジュ	三宝寺 (入野山)
絵 画	山水万壑松禱図	與田寺 (中筋)
	山王祭屏風	與田寺 (中筋)
	絹本著色胎藏界曼荼羅	三宝寺 (入野山)
	絹本著色稚児大師像	與田寺 (中筋)

【市指定文化財】

種 別	名 称	所有者 (所在地)
無形民俗	兼弘天王社祭礼	兼弘天王社氏子 (西山)
	松原太鼓	松原太鼓保存会 (松原)
	西村天鷲絨獅子舞	西村鷲鳥絨獅子保存会 (西村)
	白鳥だんじり子供歌舞伎	白鳥だんじり子供歌舞伎保存会 (松原)
	番屋お船唄	番屋お船唄保存会 会長 (小磯)
工芸技術	鈴の緒づくり	竹田 準太郎 (三本松)
有形民俗	式三番叟一式	石神社(川股) 市歴史民俗資料館保管 (引田)
	船絵馬 (吉川蘆光画)	馬宿自治会 (馬宿) 市歴史民俗資料館保管 (引田)
文 書	讃岐国大絵図	青木 貞夫 (入野山)
	木地師免許状	小倉 新 (五名)
	奉願上口上書	三谷 聖七 (黒羽)
彫 刻	白鳥神社木造神馬	白鳥神社 (松原)
	阿弥陀如来坐像(観音寺)	観音寺 (帰来)
	阿弥陀如来坐像(栄国寺)	栄国寺 (湊)
	阿弥陀如来立像	弘海寺 (水主)
	木造聖観音立像	松の下自治会 (三本松)
	木造持国天立像	釈王寺 (大谷)
	木造聖観音立像	円光寺 (水主)
	木造毘沙門天立像	顕法寺 (三殿)
	木造阿弥陀如来立像	東昭寺 (町田)
木造不動明王坐像	円光寺 (水主)	
書 跡	若一王子大権現縁起	若王寺 (与田山)
	若王寺大般若経	若王寺 (与田山)
	「白鳥宮」御額題字	白鳥神社 (松原)
	能代家文書及び什器	市歴史民俗資料館 (引田)
	外陣大般若経570巻	水主神社 (水主)
史 跡	森権平愛馬の墓	岡本 進 (伊座)
	藤井古墳	藤井 藤枝 (白鳥)
	大日山古墳	内海 一市 (白鳥)
	大日山古墳	富田 博 (川東)
	森権平の墓	赤沢 英治他 (伊座)
	蕪越狼煙場跡	東かがわ市 (松原)
	川北一号墳	積善坊 (小海)
	葛峰狼煙場跡	四国森林管理局 (与治山)
	大坂峠古道	公道 (坂元開キ)
城山国有林(引田城址)	四国森林管理局 (字城山国有林)	
考古資料	石剣	白鳥神社 (松原)
	独鈷状石器	木村 政光 (五名)
	竜雲院殿霊牌	栄国寺 (湊)

種 別	名 称	所有者 (所在地)
考古資料	八坂神社棟札	八坂神社 (西山)
	川北一号墳出土品	市歴史民俗資料館 (引田)
	丁石	不詳 (坂元開キ)
	沖代水田遺跡出土品	市歴史民俗資料館 (引田)
歴史資料	糖業感謝碑	黒羽自治会 (黒羽)
	塩田関係絵図と文書	菊池 常夫 (引田) 市歴史民俗資料館保管 (引田)
工芸品	甲冑 (紺糸絨)	白鳥神社 (松原)
	甲冑 (白糸絨)	白鳥神社 (松原)
	与田神社の懸仏八面	与田神社 (与田山) 県立ミュージアム保管 (高松市)
	二宮神社本殿脇燈籠	二宮神社総代 (吉田)
	壺(久米栄左衛門旧蔵)	市歴史民俗資料館 (引田)
	久米栄左衛門遺品	市歴史民俗資料館 (引田)
	宝篋印塔	定廣 敷市 (川股)
	宝塔	山田 和弘 (引田)
	五輪塔	積善坊 (引田)
建造物	栄国寺本堂	栄国寺 (湊)
	一石五輪塔	河野 官一 (湊)
	白鳥神社隨身門(鶴の門)	白鳥神社 (松原)
	石燈籠 (常夜燈)	原 稔 (三本松)
	句碑 (麦林翁)	原 稔 (三本松)
	当尺地藏堂の道標	前田 謙三郎 (川東)
	坂元の五輪塔	地主神社総代 (坂元)
記念物	枝垂柳	白鳥小学校 (白鳥)
	ハマボ一	東かがわ市 (湊)
	観音谷の大楠	與田寺 (川東)
	亀石	三谷 菊代 (黒羽)
絵 画	三十六歌仙扁額	白鳥神社 (松原)
	日本武尊神影	白鳥神社 (松原)
	大内郡三本松村地引き図(四鋪の内の二鋪)	市歴史民俗資料館 (引田)

## 【15-9 防災関係機関連絡先一覧】

### 国（指定行政機関）防災担当課一覧

機関名	担当課	郵便番号	住 所	電話番号
内閣官房	内閣官房副長官補 (事態処理、危機管理担当)付	100-8968	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
内閣府	大臣官房総務課	100-8914	東京都千代田区霞ヶ関 1-6-1	03-5253-2111
	策統括官付参事官室 (防災総括担当)	100-8914	東京都千代田区霞ヶ関 1-6-1	03-5253-2111
警察庁	警備局警備課	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-3581-0141
金融庁	総務企画局政策課	100-8967	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3506-6000
消費者庁	総務課	100-8958	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-3507-5111
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-5111
法務省	大臣官房秘書課広報室	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	03-3580-4111
外務省	大臣官房総務課	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1	03-3580-3311
財務省	大臣官房総合政策課	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3581-4111
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
文化庁	政策課総務係	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
厚生労働省	大臣官房総務課	100-8916	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-5253-1111
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-3502-8111
経済産業省	大臣官房総務課	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
資源エネルギー庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	100-8912	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
国土交通省	水管理・国土保全局防災課	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-5253-8111
国土地理院	企画部防災推進室	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	0298-64-1111
気象庁	総務部企画課	100-8122	東京都千代田区大手町 1-3-4	03-3212-8341
海上保安庁	警備救難部環境防災課	100-8976	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-3591-6361
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-3581-3351
原子力規制委員会	原子力災害対策・核物資防護課	106-8450	東京都港区六本木 1-9-9	03-3581-3352
防衛省	防衛政策局運用政策	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-5366-3111
消防庁	防 災 課	100-8927	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-5253-7525
	〃 防災情報室			03-5253-7526
	〃 応急対策室			03-5253-7527
	予防課特殊災害室			03-5253-7522
	消 防 ・ 救 急 課			03-5253-7529
	消防防災・危機管理センター（開庁時間外）			03-5253-7777

市町（応援協定締結）防災担当課一覧

市 町	担当課	郵便番号	住 所	電話番号
徳島県 鳴門市	危機管理課	772-8501	徳島県鳴門市撫養町 南浜字東浜 170	088-684-1711
高松市	総務局 危機管理課	760-8571	高松市番町 1-8-15	087-839-2184
丸亀市	市長公室 危機管理課	763-0034	丸亀市大手町 2-1-37	0877-25-4006
坂出市	総務部職員課 危機監理室	762-8601	坂出市室町 2-3-5	0877-44-5023
善通寺市	総務部職員課 防災管理課	765-8503	善通寺市文京町 2-1-1	0877-63-6338
観音寺市	総務部 危機管理課	768-8601	観音寺市坂本町 1-1-1	0875-23-3940
さぬき市	総務部 危機管理課	769-2195	さぬき市志度 5385-8	087-894-1115
三豊市	総務部 危機管理課	767-8585	三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3119
土庄町	総務課	761-4192	土庄町甲 559-2	0879-62-7000
小豆島町	総務部 総務課	761-4388	小豆島町池田 2100-4	0879-75-1700
三木町	総務課	761-0692	三木町大字氷上 310	087-891-3301
直島町	総務課	761-3110	直島町 1122-1	087-892-2222
宇多津町	危機管理課	769-0292	宇多津町 1881	0877-49-8027
綾川町	総務課	761-2392	綾川町滝宮 299	087-876-1906
琴平町	企画防災課	766-8502	琴平町榎井 817-10	0877-75-6711
多度津町	総務課	764-8501	多度津町栄町 1-1-91	0877-33-1110
まんのう町	総務課	766-0022	まんのう町吉野下 430	0877-73-0100

警察本部等一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
警察本部 (警備課)	760-8579	高松市番町 4-1-10	087-833-0110
東かがわ 警察署	769-2601	東かがわ市三本松 1723-2	0879-25-0110
さぬき 警察署	769-2101	さぬき市志度 1028-1	087-894-0110
高松東 警察署	761-0702	三木町大字平木 56-4	087-898-0110
小豆 警察署	761-4421	小豆島町苗羽甲 1351-1	0879-82-0110
高松北 警察署	760-8511	高松市西内町 2-30	087-811-0110
高松南 警察署	761-8511	高松市多肥上町 1251-8	087-868-0110
高松西 警察署	761-2305	綾川町滝宮 1332-1	087-876-0110
坂出 警察署	762-0011	坂出市江尻町 1204-1	0877-46-0110
丸亀 警察署	763-0055	丸亀市新田町 1-7	0877-22-0110
善通寺 警察署	765-0022	善通寺市稲木町 9-2	0877-62-0110
琴平 警察署	766-0003	琴平町五條 620-1	0877-75-0110
三豊 警察署	767-0011	三豊市高瀬町下勝間 2516-4	0875-72-0110
観音寺 警察署	768-0060	観音寺市昭和町 2-1-55	0875-25-0110

消防本部一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
鳴門市消防本部	772-0003	徳島県鳴門市撫養町南浜 字東浜 170	088-685-2009
板野西部消防組合消防本部	779-0114	徳島県板野郡板野町羅漢 字前田 35	088-672-0198
徳島中央広域連合消防本部	776-0013	徳島県吉野川市鴨島町 上下島 21-1	0883-26-1195
高松市消防局	760-0005	高松市宮脇町 1-2-34	087-861-2500
丸亀市消防本部	763-0034	丸亀市大手町 2-1-37	0877-25-0119
坂出市消防本部	762-0003	坂出市久米町 1-17-23	0877-46-0119
善通寺市消防本部	765-0013	善通寺市文京町四丁目 1 番 3 号	0877-64-0119
多度津町消防本部	764-0033	多度津町大字青木 951-8	0877-33-0119
三観広域行政組合消防本部	768-0067	観音寺市坂本町 1-1-7	0875-24-0119
大川広域消防本部	769-2516	東かがわ市土居 82-1	0879-24-0119
小豆地区消防本部	761-4106	土庄町甲 557-10	0879-62-2220
仲多度南部消防組合消防本部	766-0003	琴平町五條 313	0877-73-4211

【15-10 災害中間報告・災害確定報告】

市町村名 又は部局名				区 分		被 害		区 分		被 害		都道府県災害 対策本部		名 称			
災害名 ・ 確定 年月日		月 日 時現在		田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		災害対策本部 設置市町村	設 置	月 日 時				
					冠 水	ha		農林水産施設	千円	解 散		月 日 時					
				畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円								
					冠 水	ha		その他の公共施設	千円								
報告者名				文教施設	箇所		小計	千円		災害対策本部 設置市町村							
区 分		被 害		病院	箇所		公共施設 被害市町村	団体									
人的被害	死者	人		その 他の	道路	箇所		そ の 他	農産被害	千円		災害救助法 適用市町村名	計 団体				
	行方不明者	人			橋りょう	箇所			林物被害	千円							
	負傷者	重傷	人			河川	箇所			畜産被害	千円						
		軽傷	人			港湾	箇所			水産被害	千円						
住家被害	全壊	棟		の 他	砂防	箇所		備 考	商工被害	千円		計 団体					
		世帯			清掃施設	箇所			その他	千円		消防職員出動延人数		人			
		人			崖くずれ	箇所			被害総額	千円		消防団員出動延人数		人			
	半壊	棟			鉄道不通	箇所			災害発生場所  災害発生年月日  災害の概況  消防機関の活動状況								
		世帯			被害船舶	隻											
		人			水道	戸											
	一部破損	棟			電話	回線											
		世帯			電気	戸											
	床上浸水	棟			ガス	戸											
		世帯			ブロック塀等	箇所											
人																	
床下浸水	棟		り災世帯数	世帯													
	世帯		り災者数	人													
	人																
非住家	公共建物 その他	棟		火災発生	建物	件											
		棟			危険物	件											
		棟			その他	件											